

第2期
川越市歴史的風致維持向上計画
(素案)

都市景観課

令和2年12月
パブリックコメント

序章

1 計画策定の背景と目的

川越市の歴史的町並み保存の歴史は古く、昭和40年代（1965～1974）の蔵造りの保存運動にまでさかのぼる。川越一番街商店街に代表される市民主導のまちづくりを、行政と専門家がサポートする形で進めてきた。

平成11年（1999）川越一番街商店街を中心とする周辺7.8haが重要伝統的建造物群保存地区に指定されると、町並みの整備が進み多くの観光客が訪れるようになった。

しかし、明治期の建物はすでに築100年以上が経過し、多くは大規模な修理が必要とされている。また、近年では、資金面や相続等の理由から、所有者が保存を断念し、取り壊しを希望したり、市に買い取りを求めたりするケースも生じている。

一方、観光客数の増加は、市の知名度の向上や公示地価の安定などの効果に繋がり、これまで一部の商店等の私有財産と思われていた蔵造り商家や町家等の歴史的建造物について、市民共有の財産として保存を望む声や、周辺地域を含めた広域的な歴史的環境保全による都市の魅力向上に期待する声も高まっている。

そのような市民意識の変化に後押しされ、平成23年（2011）に川越市歴史的風致維持向上計画（以下、第1期計画という。）を策定し、国の認定を受けた後、令和2年（2020）度末までの10年間において、同計画の遂行を図ってきたところである。

第1期計画期間の10年間では、懸案だった市所有の大規模歴史的建造物「旧山崎家別邸」の保存整備が実現した他、「旧川越織物市場保存整備事業」の着手にも至った。その他、14件の歴史的風致形成建造物の保存整備、90件以上の景観重要建造物等の修理、3路線の美装化工事等、重点区域内で多くの事業が実施されたことで、本市の歴史的風致の維持向上が図られた。

しかし、第1期計画期間内に実施が叶わなかった事業も少なくなく、未指定ではあるものの、歴史的価値を有する建物が解体されるといった事例も生じている。

また、全国的に少子高齢化が進行する状況下で、本市においても人口減少や経済規模の縮小が懸念されることから、人材不足による歴史的風致の担い手の減少、歴史的建造物の所有者の経済的負担や修理に係る技術者の不足等の新たな課題も顕在化してきている。

そこで、川越固有の歴史的風致を一層維持及び向上するため、「川越市歴史的風致維持向上計画（第2期）（以下、第2期計画という。）」を策定する。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021）から令和12年度（2030）までの10年間とする。

なお、社会情勢の変化、文化財や歴史的風致の状況により、必要のある時は計画期間及び内容を随時適切に見直すこととする。

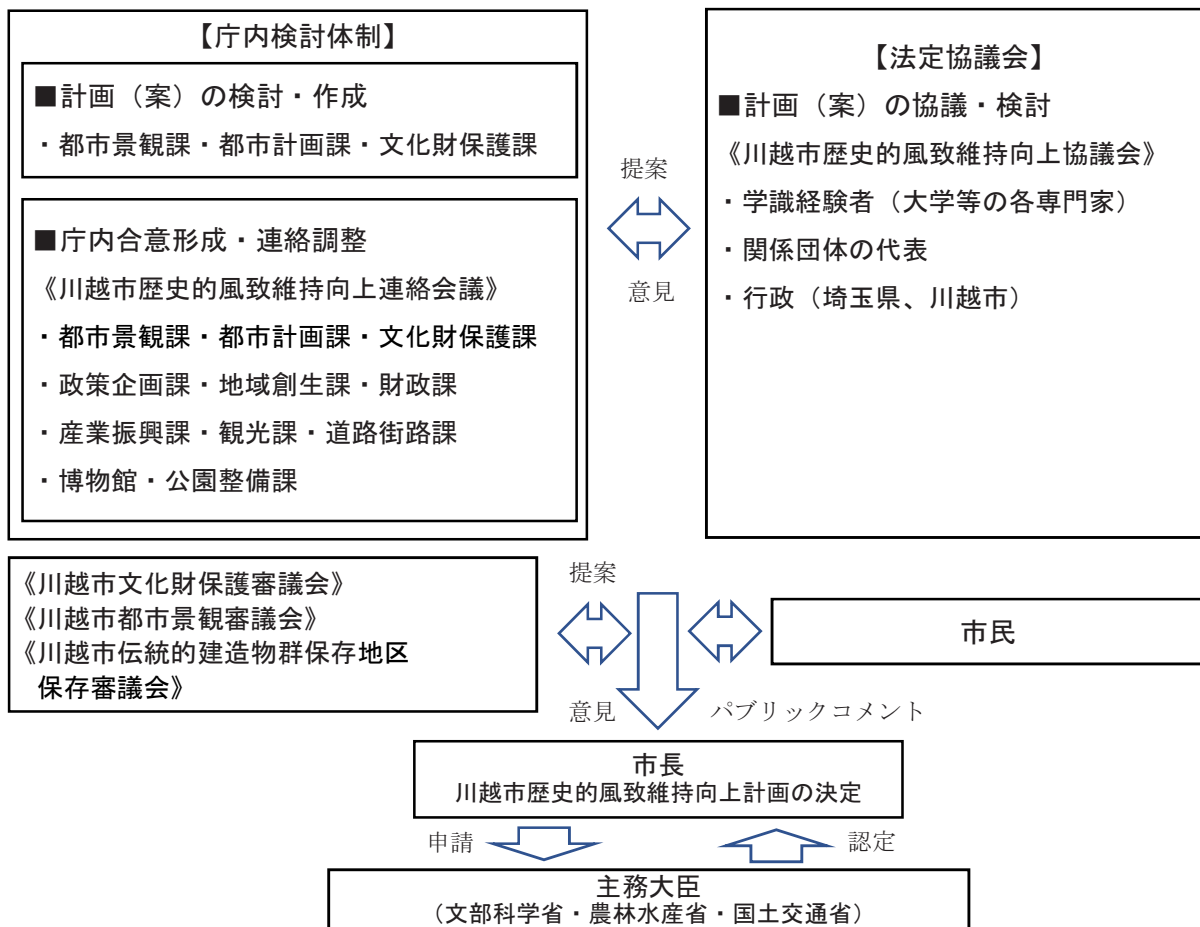
3 計画策定の体制

(1) 体制

本計画の策定にあたっては、事務局である都市景観課、都市計画課、文化財保護課の連携により計画案の検討・作成を行い、庁内の関係部局で構成される川越市歴史的風致維持向上推進連絡会議による検討を行った。

また、法定協議会である川越市歴史的風致維持向上協議会において計画案の検討を行うとともに、川越市文化財保護審議会、川越市都市景観審議会、川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会への意見聴取、パブリックコメントによる市民意見等を経て策定を進めた。

川越市歴史的風致維持向上計画策定体系図



第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

(2) 川越市歴史的風致維持向上協議会

法定協議会である「川越市歴史的風致維持向上協議会」を設置している。

【川越市歴史的風致維持向上協議会委員名簿】

役職	氏名	所属等	備考	
会長	山野 清二郎	埼玉大学名誉教授 川越市文化財保護審議会会長	文学	
副会長	福川 裕一	千葉大学名誉教授 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会会長	都市計画	
副会長	倉田 直道	工学院大学名誉教授 川越市都市景観審議会会長	都市デザイン	
委員	酒井 紀美	元茨城大学教育学部教授 川越市文化財保護審議会委員	歴史	
	牧野 彰吾	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会副理事長 川越市文化財保護審議会委員	天然記念物	
	後藤 治	工学院大学理事長・教授 川越市都市景観審議会委員	建築史	
	篠崎 幸恵	東京家政大学家政学部造形表現学科講師 川越市都市景観審議会委員	色彩	
	田口 陽子	東洋大学理工学部建築学科准教授 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員	建築計画	
	藤村 龍至	東京藝術大学美術学部建築科准教授 川越市都市景観審議会会長推薦	建築デザイン	
	原 知之	川越町並み委員会委員長 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員	関係団体	
	佐藤 由美子	NPO法人川越蔵の会理事 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員		
		埼玉県企画財政部川越比企地域振興センター所長 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員		関係行政機関
		埼玉県教育局市町村支援部文化資源課副課長 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員		
	川越市産業観光部長		川越市	
	川越市都市計画部長			
	川越市建設部長			
	川越市教育委員会教育総務部長			
事務局	都市計画部 都市計画課・都市景観課、教育委員会教育総務部 文化財保護課			

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

(3) 関連機関

① 川越市文化財保護審議会

市内に所在する文化財の保存及び活用に関する事項を調査審議するため、「川越市文化財保護審議会」を設置している。

【川越市文化財保護審議会名簿】

役職	氏名	所属等	備考
会長	山野 清二郎	埼玉大学名誉教授	文学
副会長	松尾 鉄城	女子栄養大学短期大学部教授	歴史
委員	大久根 茂	埼玉県立川の博物館研究交流部長	民俗
	小久保 徹	元埼玉県立川の博物館副館長	考古
	酒井 紀美	元茨城大学教授	歴史
	佐藤 啓子	著述家	歴史
	羽生 修二	東海大学名誉教授	建築
	馬場 弘	氷川神社責任役員	民俗
	林 宏一	元東京家政大学教授	美術工芸
	牧野 彰吾	公益財団法人さいたま緑のトラスト協会理事長	天然記念物
	水上 嘉代子	女子美術大学非常勤講師	歴史

② 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会

川越市川越伝統的建造物群保存地区の保存計画に関する事項を審議するため「川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会」を設置している。

【川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会名簿】

役職	氏名	所属等	備考
会長	福川 裕一	千葉大学名誉教授	都市計画
副会長	隈倉 雄二郎	幸町自治会副会長	地域の代表
委員	溝尾 良隆	立教大学名誉教授	観光
	田口 陽子	東洋大学理工学部建築学科准教授	まちづくり・観光
	佐藤 由美子	NPO法人川越蔵の会理事	関係行政機関
	勝村 直久	埼玉県川越比企地域振興センター所長	関係行政機関
	末木 啓介	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課副課長	地域の代表
	原 知之	川越町並み委員会委員長	地域の代表
	須賀 憲	元町1丁目自治会会長	地域の代表
	石村 晃龍	元町2丁目自治会副会長	地域の代表
	平野 馨	仲町自治会副会長	地域の代表
	竹澤 穰治	川越商工会議所専務理事	地域の代表

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

③ 川越市都市景観審議会

川越の優れた都市景観の保全及び創造を図り、もって魅力あふれる快適な都市の実現に寄与することを目的に、都市景観の形成に関し審議するため、「川越市都市景観審議会」を設置している。

【川越市都市景観審議会名簿】

役職	氏名	所属等	備考
会長	倉田 直道	工学院大学名誉教授	都市デザイン
副会長	日色 真帆	東洋大学理工学部建築学科教授	建築学
委員	後藤 治	工学院大学理事長・教授	建築史
	篠崎 幸恵	東京家政大学家政学部造形表現学科講師	色彩
	流石 美慧子	埼玉県行政書士会川越支部理事	行政書士
	神山 藍	東洋大学理工学部都市環境デザイン学科准教授	景観工学
	近田 玲子	近田玲子デザイン事務所代表	照明デザイン
	野原 英一	都市計画行政実務者	都市計画
	町田 明美	川越商工会議所	商業の代表
	馬場 常晃	川越商工会議所	工業の代表
	松村 定明	(社)埼玉建築支会入間第一支部 川越部会	建築士の代表
	楠 尚人	埼玉県屋外広告業協同組合理事長	広告デザイン
	小林 一英	公募委員	—
	河原 さちか	公募委員	—

(4) 庁内組織

① 川越市歴史的風致維持向上推進連絡会議

川越市歴史的風致維持向上計画を推進するにあたり、川越市の歴史的風致に係る問題・課題の提起をはじめ、横断的かつ専門的な調査、研究、企画立案を行うため、連絡会議を設置している。

【川越市歴史的風致維持向上推進連絡会議 構成】

参加部署名	
総合政策部	政策企画課、地域創生課
財政部	財政課
産業観光部	産業振興課、観光課
建設部	道路街路課
都市計画部	都市計画課（事務局）、都市景観課（事務局）、公園整備課
教育委員会 教育総務部	博物館、文化財保護課（事務局）

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

4 計画策定の経緯

【第1期計画】

日付	項目（会議名など）	主な内容など
平成21年(2009)8月12日	第1回歴史的風致維持向上計画策定市内連絡会議	
平成22年(2010)11月18日	川越都市景観シンポジウム 「景観計画と歴史的風致維持向上計画の活かし方」	
平成23年(2011)2月18日	第1回川越市歴史的風致維持向上協議会	
平成23年(2011)5月27日	川越市歴史的風致維持向上計画の認定申請	
平成23年(2011)6月8日	川越市歴史的風致維持向上計画の認定	
平成24年(2012)12月13日	川越市歴史的風致維持向上計画変更の認定申請	第1回変更申請
平成25年(2013)1月11日	川越市歴史的風致維持向上計画変更の認定	第1回変更認定
平成26年(2014)3月6日	川越市歴史的風致維持向上計画変更の認定申請	第2回変更申請
平成26年(2014)3月31日	川越市歴史的風致維持向上計画変更の認定	第2回変更認定
平成26年(2014)6月25日	川越市歴史的風致維持向上協議会条例制定	
平成27年(2015)2月27日	川越市歴史的風致維持向上計画変更の認定申請	第3回変更申請
平成27年(2015)3月27日	川越市歴史的風致維持向上計画変更の認定	第3回変更認定
平成28年(2016)3月18日	川越市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出	
平成29年(2017)3月15日	川越市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出	
平成30年(2018)3月9日	川越市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出	
平成31年(2019)3月13日	川越市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出	

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

令和2年(2020)3月13日	川越市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出	
-----------------	------------------------	--

【第2期計画】

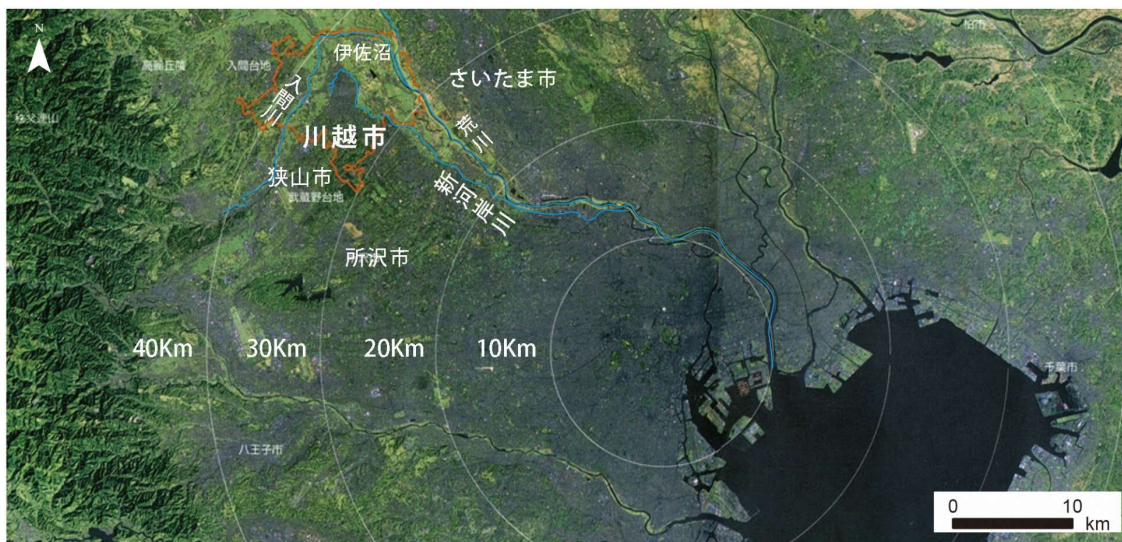
日付	項目（会議名など）	主な内容など
令和2年(2020)11月10日	歴史的風致維持向上計画策定 庁内連絡会議	
令和2年(2020)11月18日	第1期計画最終評価部会	
令和2年(2020)12月11日	歴史的風致維持向上計画策定 庁内連絡会議	
令和2年(2020)12月25日	庁内幹部会議	
令和2年(2020)12月29日	パブリックコメント	
	川越市歴史的風致維持向上協 議会	
	第2期計画の認定申請	
	第2期計画の認定	

第1章 川越市の歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

(1) 位置

川越市は埼玉県の南西部に位置する中核市で、都心から 30 km 圏に位置する。東西 16.27 km、南 13.81 km、面積 109.13 km²、さいたま市、狭山市など9市2町に囲まれている。市庁舎の位置は東経 139 度 29 分 08 秒、北緯 35 度 55 分 30 秒、海拔 18.5m である。関東平野の中心部に位置し、市の全域が高低差の少ない平野であり、荒川が市の東部を、入間川が市の西部から北部を経て東部へ巡り、新河岸川が中心市街地を取り囲むように流れている。



川越市の都心からの距離



川越市全図

(2) 地形・地質

本市の地形は、武蔵野台地と荒川及び入間川沿いの低地に大きく区分される。古くから台地を中心に人々が居住していたことがうかがえ、現在でも台地上に市街地、低地に農地という土地利用の基本形態は変わらない。

地質は、未固結の堆積物からなる台地と低地からなっており、武蔵野台地では厚さ約4mのロームが砂礫層の上に重なっている。台地の末端では、分布する粘土が不透水層となり、自由地下水面は比較的浅い。

① 武蔵野台地

市の南部、西部から中部までが武蔵野台地上にあり、中心市街地はその北東端に位置する。古代から室町時代半ばにかけては、入間川左岸に統治の拠点が置かれたが、その後、市域の中心にあたる武蔵野台地の北東端に城が築かれ、以後、近世から現代に至るまで、市の中心市街地は台地の北部から南部に延びるかたちで発展してきた。

② 河川

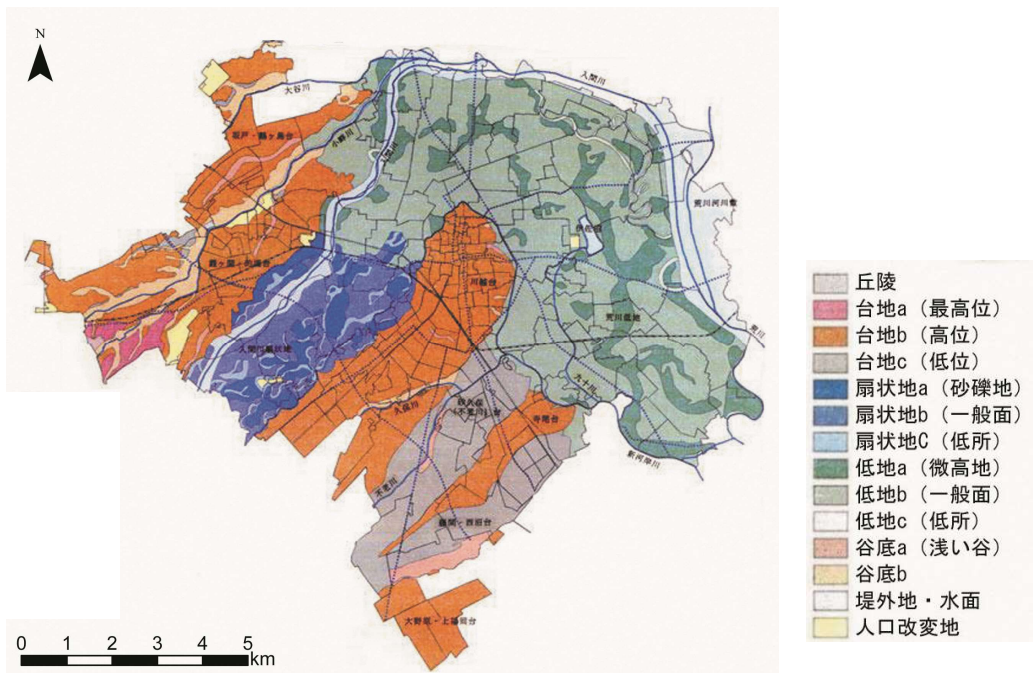
東・西・北の三方を入間川や荒川といった河川に囲まれ、川越城は、江戸に一番近い北辺の守りとして重視された。そして、南方向のみ、大きな川を渡ることなく、陸路でも江戸に通じ、また、新河岸川による舟運の便も良かったという地理的利点が、江戸への物資の供給拠点として、川越の発展を支えた要因である。

③ 入間川扇状地

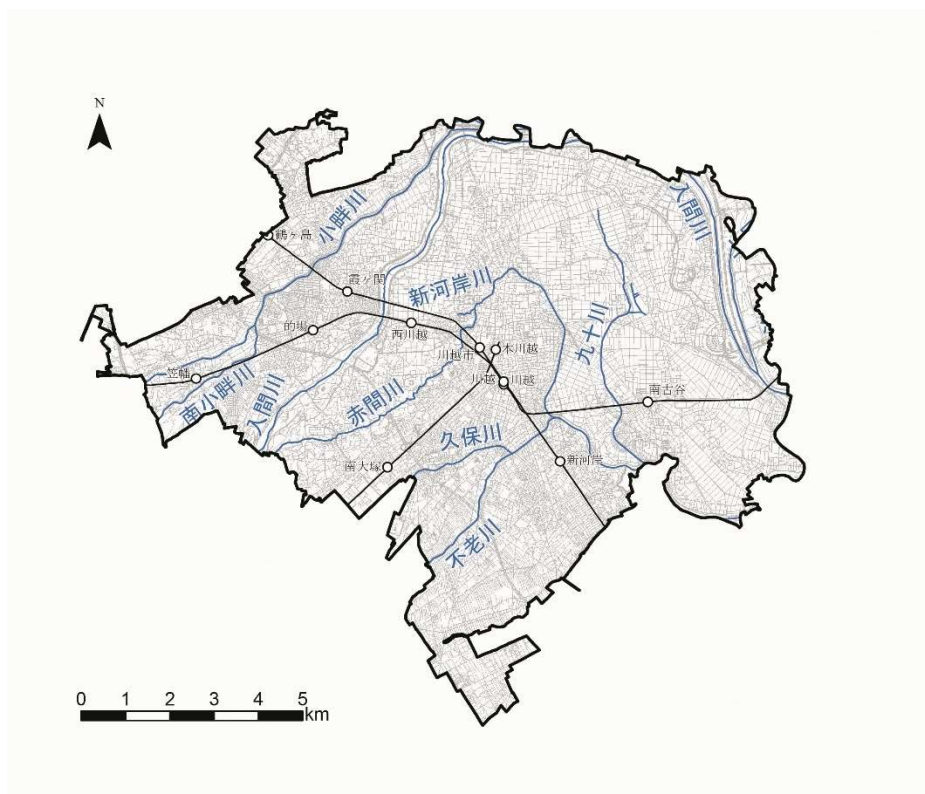
入間川右岸の入間川扇状地は、古くからの田であり、北部及び東部は低層な沖積平野で稲作地帯となっている。台地と隣接する南西部の林野では、近世の新田開発が進み、武蔵野の雑木林の面影を残す畑作地帯となっている。また、市の東部には24haの水面を誇る伊佐沼がある。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



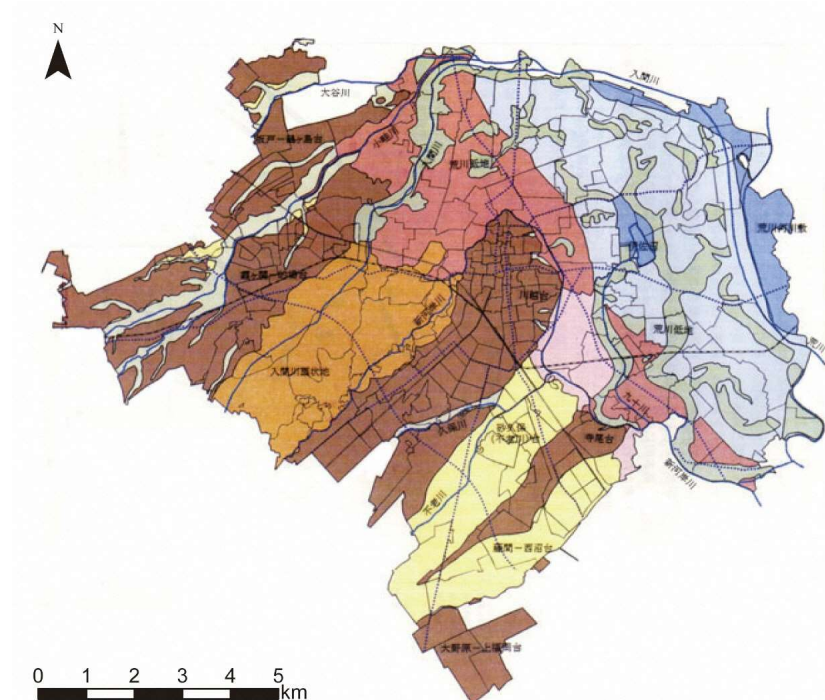
地形図



河川図

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



区分	主な分布地(地区)	特徴
①「高い台地」型	坂戸-鶴ヶ島台(霞ヶ関・名細) 霞ヶ関-的場台(霞ヶ関・霞ヶ関北・名細)、 川越台(本庁・大東)、寺尾台(高階・福原) 大野原-上福岡台(福原)	・関東ローム(3~5m)と台地を構成する砂礫層からなる。 ・砂礫層の下位に東京層注1)の粘性土が分布することがある。
②「低い台地」型	砂久保(不老川)台(本庁・高階・福原) 藤岡-西沼台(高階・福原)	・関東ローム(1~1.5m)と砂礫層からなるが、関東ロームは①の約半分の厚さ。砂礫層の下位は粘性土もしくは砂。
③「台地を刻む谷」型	小畔川、大谷川、久保川及び不老川に沿う地域	・最上部に粘土や泥炭土が薄く分布するが、その下は台地を構成する砂礫。最下流部は粘性土がやや厚い。
④「扇状地」型	入間川低地のJ R川越線以南(大東)	・砂礫層が卓越する(沖積層)。
⑤「埋没段丘注2)」型	入間川低地の川越線以北及び台地末端部からおよそ1kmの範囲(市街地周辺・南古谷・名細・山田)	・地下10~20mに砂礫層(洪積層)が存在し、その上に粘性土(埋没関東ローム及び沖積層)が堆積している。
⑥「埋没段丘“浅”」型	「砂久保(不老川)台」及び「藤岡-西沼台」の荒川方面への延長部(本庁・市街地周辺・南古谷・高階)	・地下10m以浅に砂礫層が存在し、その上に粘性土が堆積している。
⑦「自然堤防」型	荒川に平行する自然堤防地域及び入間川下流部の自然堤防(芳野・古谷・南古谷・名細・山田)	・沖積層基底(⑤以外では20~30m)まで砂層が卓越する。
⑧「中間型」	荒川低地(芳野・古谷・南古谷・山田)	・沖積層基底(⑤以外では20~30m)まで砂層と粘土層が混在する。
⑨「後背湿地」型	荒川河川敷・伊佐沼付近(芳野・古谷)	・沖積層基底(20~30m)まで粘土層が卓越する。

地質図

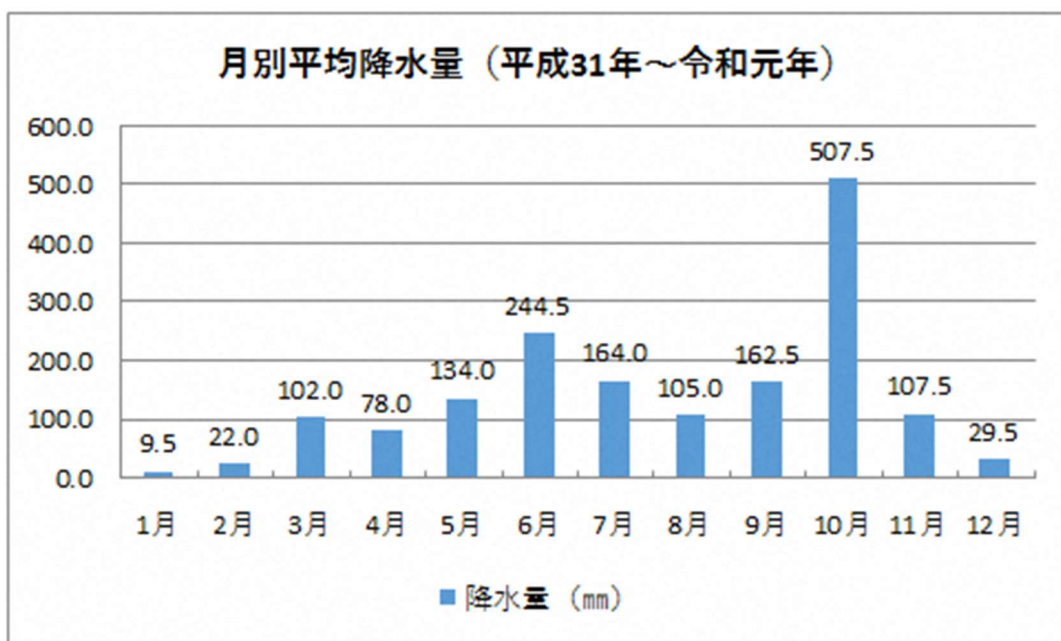
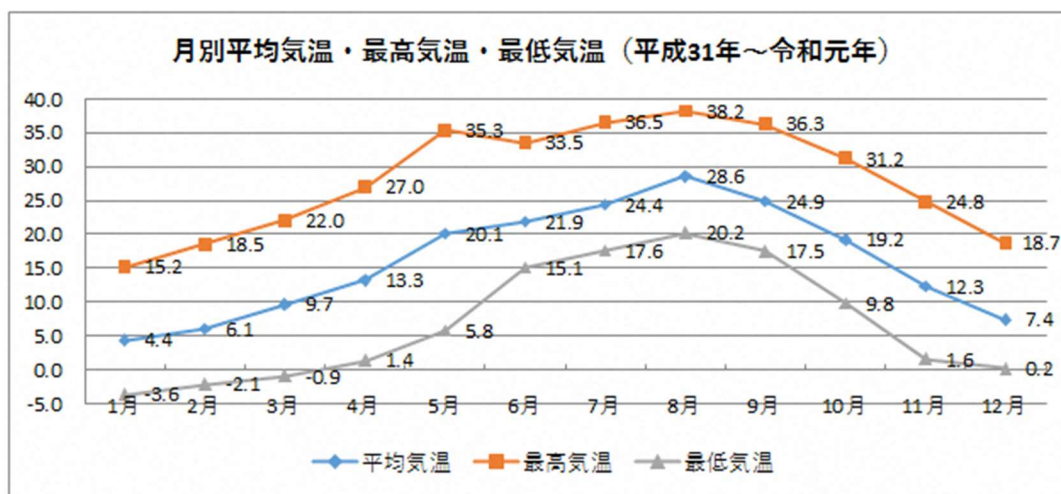
第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

(3) 気象

気候は太平洋側気候に属し、夏は高温多湿で南からの季節風によりむし暑く、冬は低温小雨で北からの季節風が強く、乾燥する。年間を通じて晴天の日が多く、穏やかな気候で、平成27年（2015）～令和元年（2019）の過去5年間の平均値は、年間降水量が1,324.6mm、年平均気温が16.0℃、年平均湿度が68.7%である。

乾燥した冬の季節風は、寛永15年（1638）の大火、明治26年（1893）の大火など、歴史的な大規模火災をもたらした要因にもなっており、大火後に行われた町割りや蔵造りの建築など、防火対策は川越のまちづくりの基本となっている。



資料：統計かわごえ

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

2 社会的環境

(1) 市の沿革

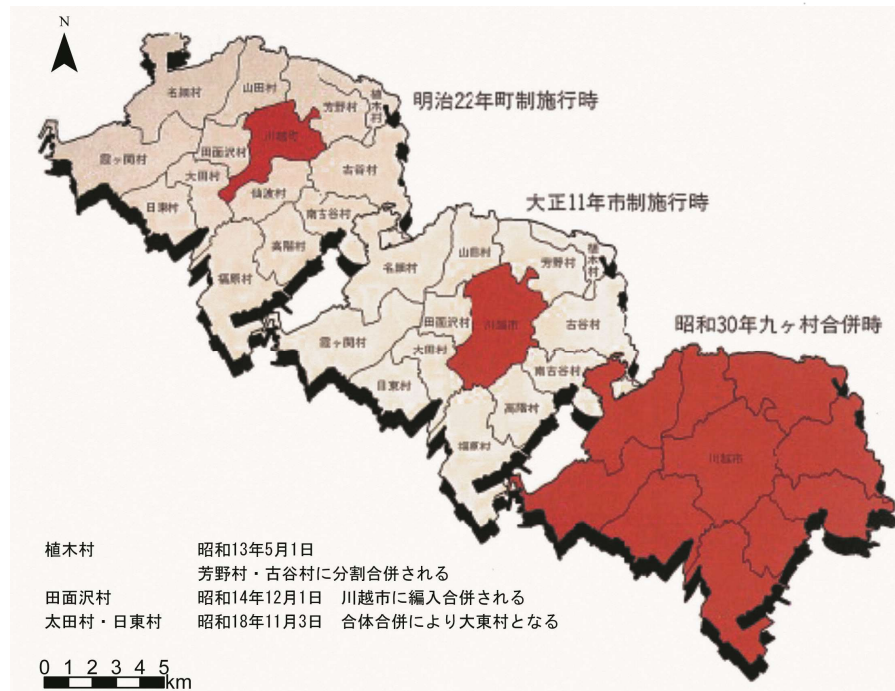
現在の川越市域は、明治4年（1871）川越藩から川越県、その後入間県、明治6年（1873）に熊谷県を経て、明治9年（1876）には埼玉県に編入された。

明治22年（1889）に川越町として成立後、大正11年（1922）に県内初の市制が施行され、人口31,000人の川越市が誕生した。その後、昭和14年（1939）に田面沢村を編入、昭和30年（1955）に隣接する芳野村、古谷村、南古谷、高階村、福原村、山田村、名細村、霞ヶ関村、大東村を合併し、現在の市域となった。

1 市域の沿革

年 月 日	沿 革	面 積
大正11年12月1日	入間郡仙波村(2,159人)が入間郡川越町(28,200人)に編入合併し、県下初の市制施行(計5,414戸、30,359人)	12.36 km ²
昭和14年12月1日	入間郡田面沢村(3,362人)が川越市(34,216人)に編入合併(計37,578人)	16.68
昭和30年 4月1日	入間郡芳野村(4,442人)、古谷村(5,247人)、南古谷村(5,428人)、高階村(5,779人)、福原村(5,013人)、大東村(6,920人)、山田村(3,499人)、名細村(5,522人)、霞ヶ関村(6,293人)が川越市(56,711人)に編入合併(計19,799世帯 104,854人)	110.28
平成 6年 5月1日	川越市、狭山市、日高市の申請により境界修正	109.16

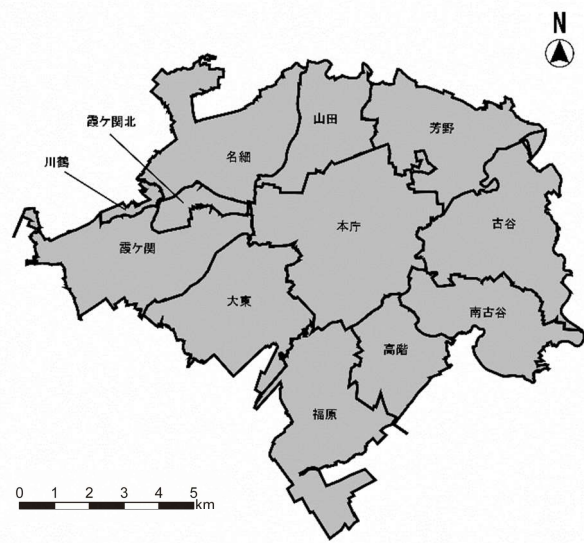
大正11年・昭和14年・昭和30年の資料は、「川越市合併史稿」（昭和41年12月1日発行）より。



市域の変遷（川越市立博物館常設展示図録）

(2) 川越市の地区区分と特徴

現在の川越市域は、昭和30年（1955）に、旧川越市と周辺9カ村が合併して形成されたことから、城下町を中心とする本庁地区と経済や文化の面で強く結びながらも、旧村の単位を引き継いだ地区ごとに、歴史あるコミュニティーを継承している。



地区区分図

■本庁地区

昭和14年（1939）当時の旧川越市の範囲で、台地上に形成された市街地は、北部が近世城下町を起源とし、南部は川越駅や本川越駅を中心として、近代になって飛躍的に都市化が進んだ地区ながら、城下町としての町割りが色濃く残り、喜多院をはじめとする古刹など、多くの文化財が集中する地区である。



川越駅・本川越駅周辺の商業地

■芳野地区

芳野地区は、本市の北東部に位置し、入間川が作った沖積地で、肥沃な土壌には古くから田が開かれ、自然堤防上には集落が築かれた。北から東かけて入間川が流れ、東側は、荒川の河川敷になっている。



芳野の水田

国道16号や県道川越上尾線などの幹線道路へのアクセスも良く、昭和56年（1981）に完成した工業団地や、埼玉医科大学総合医療センター、農業ふれあいセンター、川越総合運動公園など、伝統的な農村風景の中にランドマークとなる施設が設けられている。

■古谷地区

古谷地区は、本市の東に位置し、地区の東には荒川と入間川が流れ、その合流点にもなっている。また、西には九十川が伊佐沼から流れ出ており、これらの河川がもたらした肥沃な沖積地で豊かな穀倉地帯となっている。

各集落は、度重なる洪水から家財を守るために、水塚^{みづか}と呼ばれる一段高い地盤を築き、その上に土蔵を建てるといった工夫がなされている。

芳野地区にまたがる伊佐沼は、県内最大級の水面を誇り、蓮や湖岸の桜並木、伊佐沼公園などの自然景観を形成している。

■南古谷地区

南古谷地区は、本市の南西部に位置し、古谷地区と同様に河川がもたらした肥沃な穀倉地帯で、東側は、荒川の旧川道が境となり、西から南は新河岸川が境となっている。屋敷林を構える豪農の屋敷も残るが、南古谷駅周辺は開発が進み、大規模な商業施設や高層と低層の計画的な住宅団地からなる複合都市としての面も見せる。

■高階地区

高階地区は、本市の南東部に位置し、新河岸川右岸の台地上にある。国道254号（旧川越街道）と東武東上線が北西から南東にかけて地区を縦断しており、重要な都市軸を構成している。

地区の北東端を流れる新河岸川に面する一帯には、城下町川越の経済を支えた回船問屋の名残も残る。



水塚



伊佐沼



南古谷の穀倉地帯



回船問屋の名残を残す伊勢安

■福原地区

福原地区は、本市の南部に位置し、武蔵野台地の深奥部にあたる。

17世紀半ばに新田開発が盛んだった福原地区には、今でも、集落の背後に平地林を抱き、南側の通りを挟んで広大な畑地が広がるという当時の地割をよく残している。屋敷林とつながる雑木林は、南西から北東に向かって長く連なっている。

南部の所沢市境界付近には多くの工場が立地している。



畑地と雑木林

■大東地区

大東地区は、本市の南西部に位置し、武蔵野台地と入間川が作った扇状地状の低地に分れ、西から北にかけて入間川が流れ、南から東にかけて台地が広がっている。入間川が作った河岸段丘は、狭山市に近い所では急峻で、各所で開発が進み擁壁に変わってきている。

河岸段丘に沿った台地上の狭山市に向かう国道16号には工業団地や沿道型の店舗が集積し、国道に並行する西武新宿線の南大塚駅周辺は、地域の拠点になっている。



川越狭山工業団地



霞ヶ関カンツリー倶楽部

■霞ヶ関地区

霞ヶ関地区は、本市の西部に位置し、南に入間川が流れている。中央部に小畔川こあぜがわが低地を作るほかは、その多くが台地になっており、台地上には樹林が比較的よく残る。小畔川沿いには、良好な田が広がり、北側の台地の麓には斜面林を背負った集落が続く。

近年では低層の戸建て住宅団地としての開発が進み、地区の中央を東西に横切る県道川越日高線には沿道型店舗が見られる。

昭和4年（1929）開設の名門ゴルフ場である霞ヶ関カンツリー倶楽部は、東京オリンピック2020のゴルフ会場として使われる予定である。

■霞ヶ関北地区

霞ヶ関北地区は、本市の西部、霞ヶ関地区の北東部に位置し、東に入間川、北に小畔川が流れる台地の上にある。

昭和40年（1965）代からの比較的大規模な住宅団地の開発により、田園や樹林などの面影はあまり見られなくなっている。

■川鶴地区

川鶴地区は、本市の西部、霞ヶ関地区と名細地区に挟まれた小畔川左岸に位置し、昭和50年（1975）代に、当時の日本住宅公団による土地区画整理事業が行われ、中層の共同住宅と戸建ての専用住宅、整備された都市公園からなる地区となっている。



土地区画整理事業地

■^{なぐわし}名細地区

名細地区は、本市の北西部に位置し、東に入間川が、中央に小畔川が流れている。当地区の東側約3分の1は、河川が作る低地であり、水田が広がる中、台地や自然堤防上に集落が築かれている。



河越館跡史跡公園

東武東上線霞ヶ関駅と鶴ヶ島駅を中心に市街化も進んでいるが、国指定の史跡である河越館跡や鎌倉街道の一部が残るなど、中世の遺構が良く残る地区である。

■山田地区

山田地区は、本市の北部に位置する入間川が作った沖積平野である。

水田と集落が織りなす田園風景の中、国道254号が南北に通ることにより、沿道型の土地活用が進んでいる。

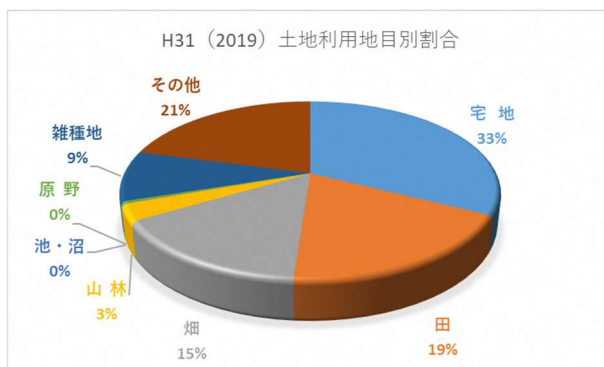


上寺山の獅子舞

住宅開発により都市化が進む中、獅子舞や神事などの伝統行事も盛んに行われている。

(3) 土地利用

平成31年（2019）版「統計かわごえ」によると、本市の地目土地利用は、「宅地」が32.4%（35.41 km²）で最も多く、続いて20.8%の「その他」（22.76 km²）の「その他」、18.7%（20.42 km²）の「田」、15.3%（16.77 km²）の「畑」、となっている。



資料：統計かわごえ

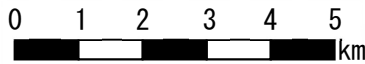
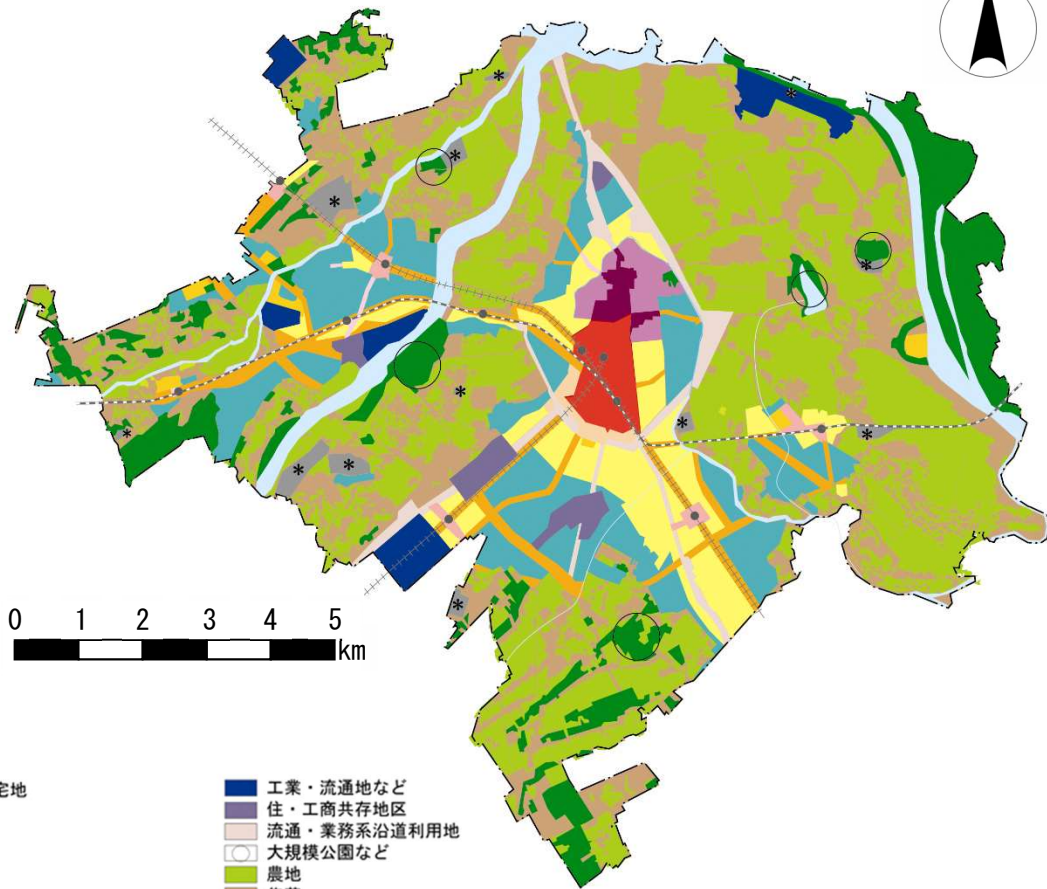
平成21年（2009）と比較すると「宅地」が9.3%増加している反面、「田」は10.5%の減少、「畑」も11.0%の減少しており、10年間で宅地化が進んでいる。

本市の都市化は、昭和40年代の住宅開発によって急激に進行し、この約40年間で、人口集中地区が2倍以上に拡大している。それらの多くは、中心部から鉄道駅を中心として放射状に伸びている。面的整備は、昭和30年代の工業団地造成に始まった土地区画整理事業以降、19地区の事業実施や、川越駅周辺の市街地再開発事業などの整備が行われてきたが、市街化区域の約16.7%にとどまり、民間住宅開発等の面的整備を含めても、市街化区域の約24%にとどまっている。

中心市街地では、本川越駅から川越駅東口までの間のクレアモール沿道に大型店舗を含めた多くの商業施設が集積され、北部の蔵造りの町並みをはじめとする城下町時代からの商業地とともに2kmに及ぶ中心商業地を形成している。その商業地を囲むように、住居系利用がなされている。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

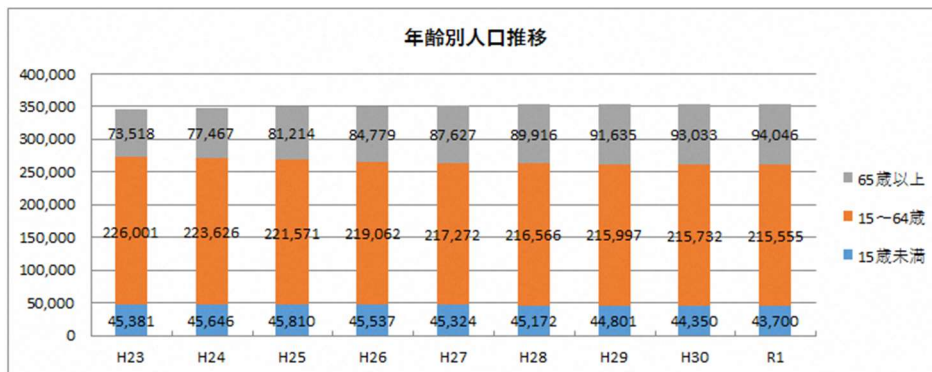


- 歴史環境複合住宅地
- 低層住宅地
- 中低層住宅地
- 中層集合住宅地
- 都市型住宅地
- 沿道型住宅地
- 歴史環境複合商業地
- 中心商業・業務地
- 地区中心商業地
- 近隣商業地
- 工業・流通地など
- 住・工商共存地区
- 流通・業務系沿道利用地
- 大規模公園など
- 農地
- 集落
- 公園・緑地
- 河川
- ★ 主な公共公益施設
- 鉄道・駅

土地利用の方針 資料：川越市都市計画マスタープラン

(4) 人口動態

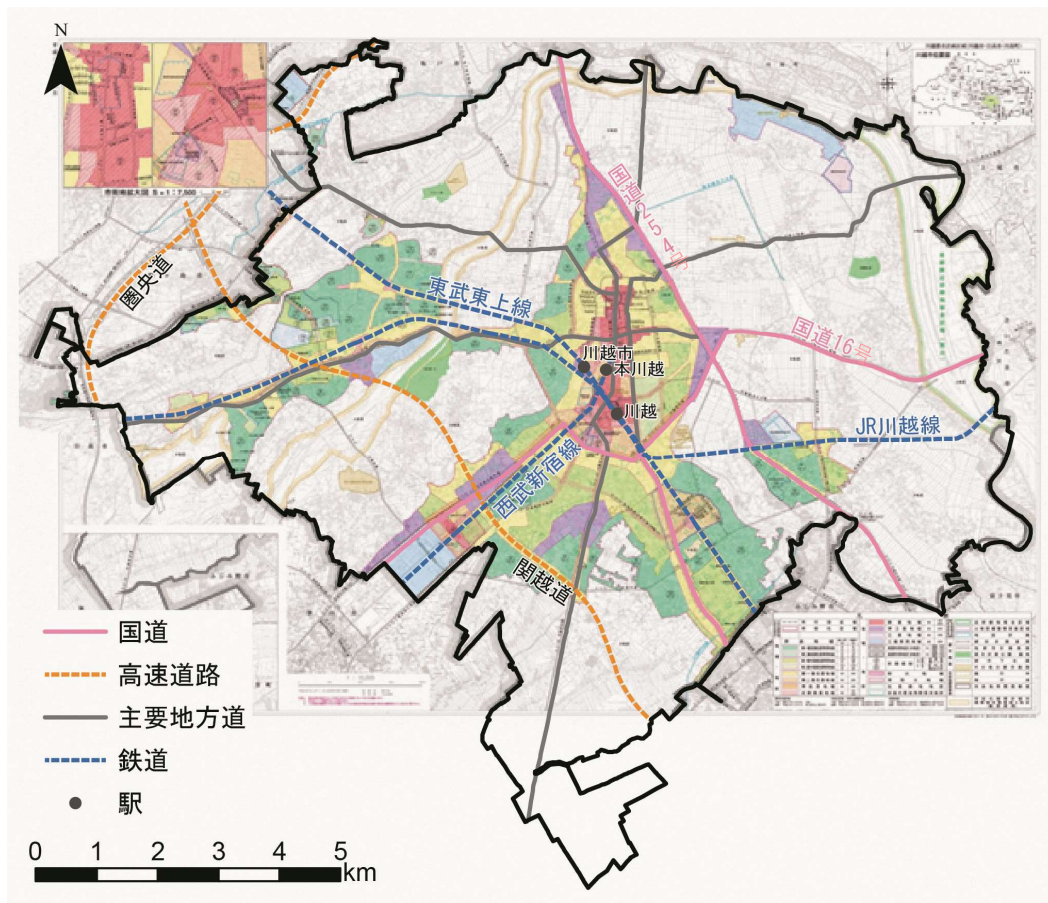
本市の人口は、353,477人（令和2年（2020）7月1日現在）であり、昭和30年（1955）は10万人程度であったものが、3倍以上に拡大しており、現在も微増を維持している。昼夜間人口比率は、96.6%（平成27年（2015））である。



資料：統計かわごえ

(5) 交通機関

鉄道は、東武東上線が南北に、JR川越線が東西に市を4分割するように通り、川越駅で交差する。また、本川越駅は市街中心にあり、西武新宿線の始発駅となっている。道路は、市西部を関越自動車道が南北に、首都圏中央連絡道が市北部に接して通り、国道16号が狭山市からさいたま市へと東西に抜け、国道254号はふじみ野市から川島町へと南北に抜けている。この間を、主要地方道をはじめとする幹線道路が中心市街地から放射線状に伸びる構造をとり、流通拠点としての川越の位置づけを示している。

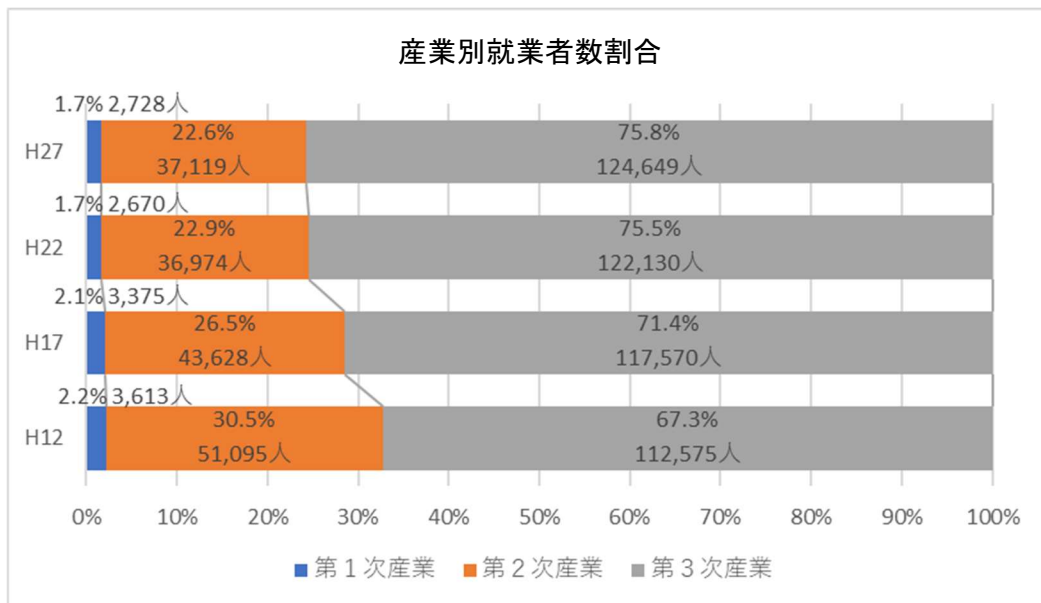


交通網図

(6) 産業

本市は地形にも交通条件にも恵まれ、農工商にバランスの取れた県南西部地域の中核都市である。古くから物資の集散地として発展した中心商業地としての歴史があり、また地場産業の近代化や計画的な工業誘致により、内陸型の工業都市として、製造業、流通業などが集積し、高い成長を見せている。

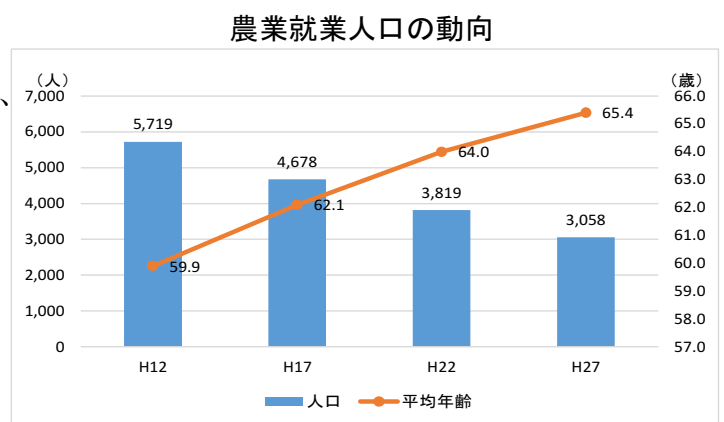
産業別の就業者は、第1次産業（農林漁業）及び第2次産業（鉱業、建設業、製造業）は、平成22年（2010）まで減少傾向にあったが、平成27年（2015）では増加に転じた。第3次産業（卸売・小売業、サービス業等）は、平成12年（2000）以降、増加を続けている。



出典：総務省「国勢調査」

① 農業

市街化調整区域を中心に、水稻、野菜、果樹、畜産、花きなどが生産されている。これらの農産物は主に首都圏各地に出荷され、ほうれん草、小松菜、里芋などの野菜は高い市場評価を得ているが、農地や農業就業人数は年々減少傾向にある。



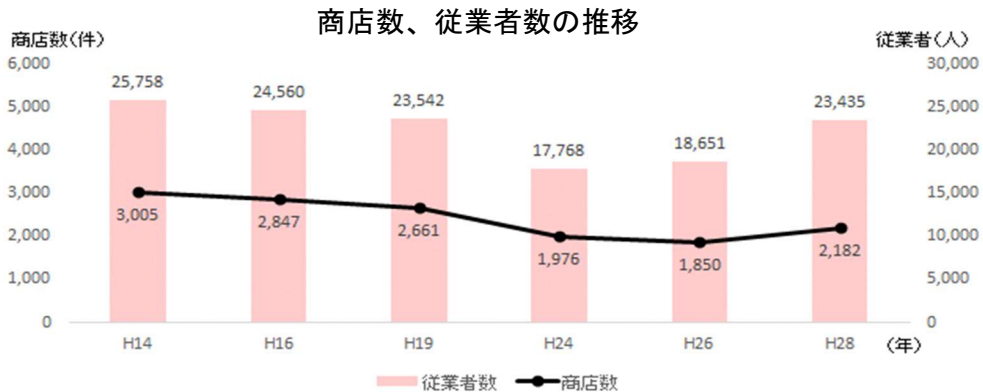
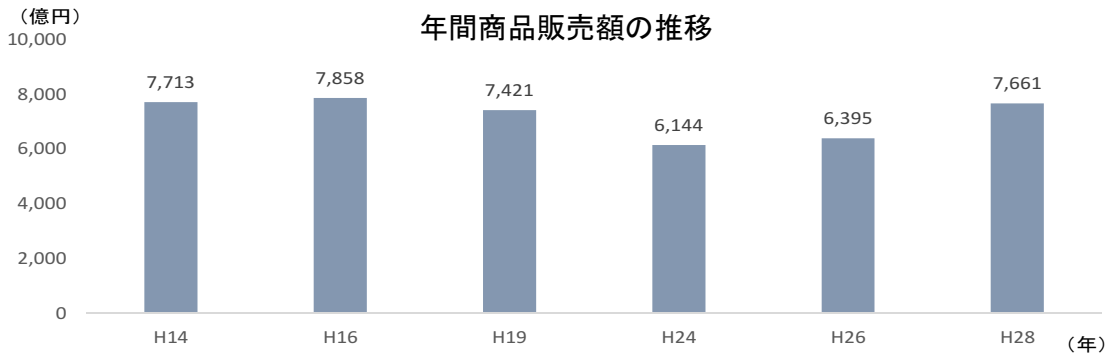
出典：農林水産省「農林業センサス」

② 商業

本市の商業（卸売業・小売業）は、平成28年（2016）の調査によると年間商品販売額が7,661億円で、県内ではさいたま市、川口市、越谷市に次いで第4位となっている。

このうち、卸売業は4,182億円で、機械器具卸売業（1,149億円）、医薬品・化粧品等卸売業（1,126億円）、飲食料品卸売業（1,013億円）、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（536億円）等が上位を占めている。また、小売業は3,479億円で、百貨店、総合スーパーのほか、飲食料品小売業（1,032億円）、機械器具小売業（644億円）、医薬品・化粧品小売業（384億円）等が上位を占めている。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や周辺道路網の整備による交通利便性の向上、周辺市町での大規模小売店舗の出店、電子商取引の増加等により、購買手段の多様化が進んでいる。本市の年間商品販売額、商店数および従業者数は、平成24年（2012）と比較すると増加している。



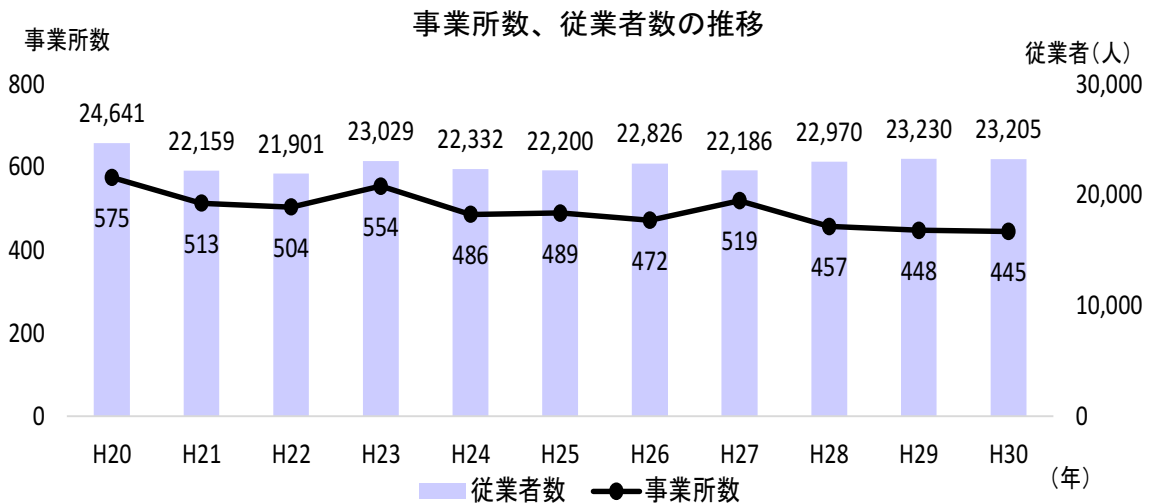
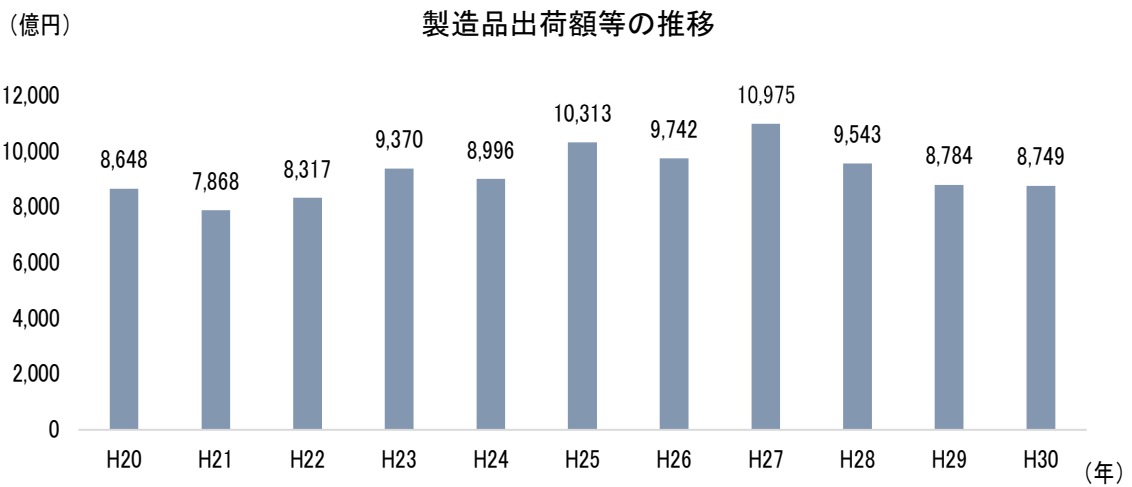
出典：経済産業省「商業統計調査」（H14～19）、総務省・経済産業省「経済センサス」（H24～28）

③ 工業

本市の工業は、関越道と圏央道が交差する交通利便性の優れた立地を背景として、平成30年（2018）の製造品出荷額等が8,749億円で、県内では狭山市、熊谷市、さいたま市に次いで第4位となっている。

業種別では、化学工業（3,086億円）、業務用機械器具製造業（1,053億円）等が上位を占めている。

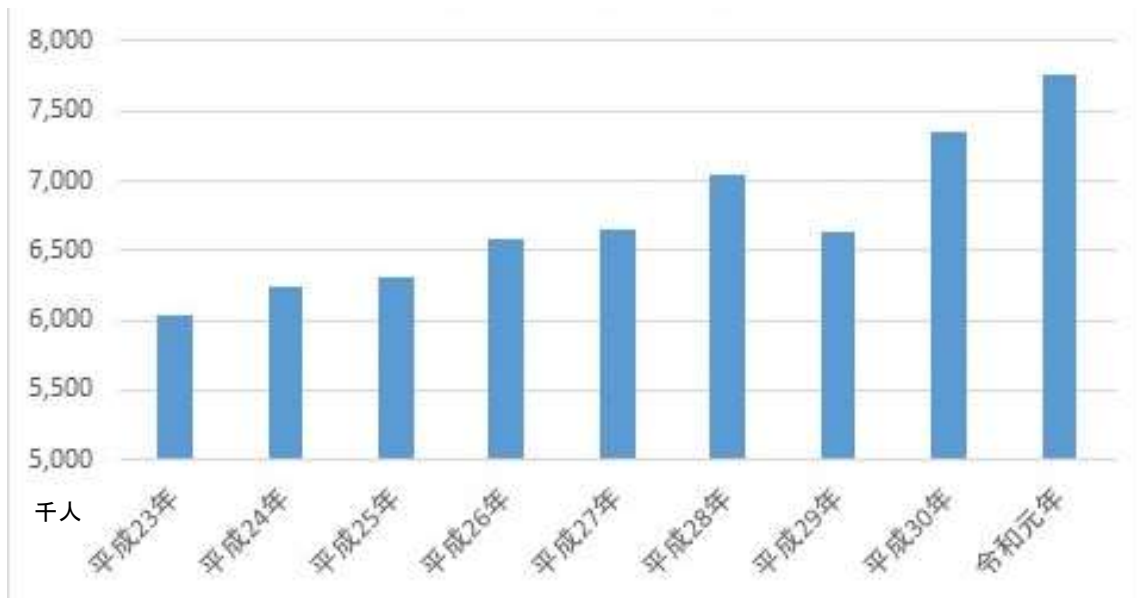
一方で、市内製造業の約70%は従業者数30人未満の事業所であり、経営の安定化や人材の確保が求められている。



出典：経済産業省「工業統計調査」

④ 観光

近年では観光業も著しく、観光入込客数についても年間775万人（令和元年（2019）川越市調べ）となっており、川越市歴史的風致維持向上計画策定前の平成22年（2010）から100万人以上の増加となっている。



川越市の観光客数の推移

資料：統計かわごえ

3 歴史的環境

(1) 古代の川越

① 遺跡にみる旧石器時代から弥生時代の川越

武蔵野台地上には多くの遺跡が点在し、旧石器時代以来人々が生活を営んできたことをうかがうことができる。縄文時代の遺跡は仙波、南大塚、下小坂地区周辺に、弥生時代の集落跡は的場地区において確認されている。

縄文時代後期の牛原遺跡からは、小川町下里地区辺りから槻川・越辺川を利用して運ばれたと考えられる重さ数百kgの結晶片石が出土し、竪穴住居の敷石として利用されていたことから、物資流通の歴史が始まっていたものと考えられる。

② 古墳時代の川越

古墳時代には鉄製農具の普及により、農業生産が飛躍的に向上した。富の蓄積は階層を分化させ、有力者を生み出した。主だった台地上には、大小の古墳を擁する古墳群が形成された。

ア 三変稲荷神社古墳

4世紀の末、仙波古墳群の一つである、三変稲荷神社古墳が仙波台地上に作られた。一辺35mの方墳の墳頂には、三変稲荷神社が祀られている。

イ 山王塚古墳

市西部の大東地区には、6世紀後半を中心とする南大塚古墳群がある。そのなかでも市指定記念物である山王塚古墳は、最大級の上円下方墳である。墳下方部の一辺は約63m、上円部の直系約47m、墳頂部には、地元の信仰を集める山王社が鎮座している。



三変稲荷神社古墳



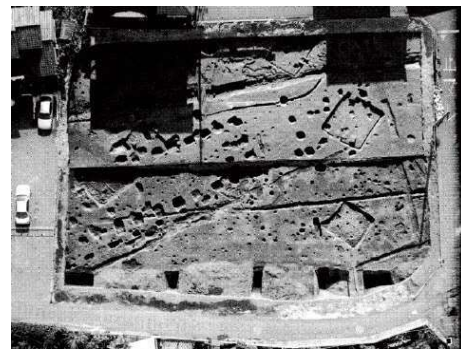
山王塚古墳

③ 奈良時代にみる川越

ア ^{いるまぐうけ}入間郡家

奈良時代の川越は、日本最初の法律とされた「大宝律令」が大宝元年(701)に完成したことにより、武蔵国の21郡の一つである入間郡に位置し、現在の上戸新町あたりに、古代の入間郡役所である入間郡家があったとされる。東に入間川が流れ、正倉に納める税である稲穂は、入間川の水運を利用して、入間郡内から集められたと考えられる。西には古代の官道である「東山道武蔵路」が南北に走っており、水陸両面から交通の要衝にあっていた。

郡家の周辺には、政治・経済・文化などの機能が集まり、古代の入間郡の中心として機能していた。発掘された土器には群馬県などの関東近隣の窯はもとより、静岡県湖西窯などの須恵器^{すえき}、畿内産の土師器もあり、遠くから物資が集まっていたことがわかっている。



入間郡家跡の発掘

④ 平安時代の川越

ア 集落の形成

平安時代になると、沖積地の開発が進み、台地縁辺だけでなく台地を取りまく沖積平野の自然堤防上へも集落が進出する。また、条理制が各地で実施され、本市でも入間川の氾濫原の沖積地に条理遺構の存在が見られ始める。

山王塚古墳周辺の豊田本あたりにも条理の遺構があり、古くから田が開かれ、集落が形成されていたことがわかるとともに、入間川の河岸段丘も残っており、新河岸川の源流となる赤間川をはじめいくつもの蛇行した水路が袋状に取り囲む一帯は、川越のなかでも早い時期の田の形状を残し、大袋の地名の由来になっている。

イ 無量寿寺の創建

仙波の地に、天長7年(830)慈覚大師円仁により^{せいやさんむりょうじゅじ}星野山無量寿寺が開創されたと伝えられる。星野山無量寿寺は、現在の喜多院の前身で、創建時、北院・中院・南院からなっていたが、現在は喜多(北)院、中院のみ残っている。

(2) 中世の川越

平安時代から鎌倉時代にかけて、各地に荘園が発達し、武士がその実権を掌握し、武蔵武士が台頭するようになる。

武蔵七党とは、血縁集団を核として「党」を結んだ比較的中小規模の武士団の総称で、一般的に横山・猪俣・野与・村山・西・児玉・丹の七党を指すとされる。川越では、村山党の仙波氏、児玉党の入西氏があったとされる。

川越の名の由来にもなった河越氏は、豪族武士団である秩父平氏の流れを汲む武蔵武士で、武蔵国の在庁筆頭格として、武蔵七党等の中小武士団を取りまとめており、平安時代末頃には現在の川越市を中心とした地域を基盤としていたと考えられる。

① 河越館にみる鎌倉時代から室町時代の川越

河越荘の初見記録は「吾妻鏡」の文治2年（1186）7月28日の記事で、そこには「新日吉領武蔵国河肥庄」とあり、河越荘（河肥庄）は京都の新日吉いまひえい神宮を領家とする寄進地系荘園であったことがわかる。

名細地区上戸の常楽寺周辺にある河越館跡は、昭和59年（1984）に国指定の史跡となり、これまでの発掘調査によって、堀を方形にめぐらせた一辺80m四方程度の区画が複数集まり、それがまとまって「館」としての空間を構成し、同時に人々やモノが集まる都市的な場でもあったことが明らかになった。館跡の北東部では、入間川に通じる運河の大堀が検出され、堀底からは、漆器、木製品、陶磁器、金属製品、動植物の自然遺物などが多数出土している。

河越館跡は、鎌倉時代から戦国時代末までの約400年間にわたって武士の館や寺院の境内地、合戦時の陣屋として利用されてきたことがわかってきた。

なお、館には4時期の変遷があるとみられている。

■ 1 時期（河越氏の時代）

鎌倉時代の12世紀後半から室町時代の応安元年（1368）に平一揆の乱で河越氏が没落するまで。

■ 2 時期（常楽寺の時代）

河越氏の持仏堂から発展。14世紀後半から15世紀後半。



河越館跡史跡公園

■ 3時期（山内上杉氏の時代）

15世紀末から16世紀初頭、扇谷上杉氏と対立した山内上杉氏の時代。

■ 4時期（大道寺氏の時代）

16世紀。北条氏の重臣であった大道寺氏の時代。

② 室町時代の川越

ア 河越城の築城

長禄元年（1457）、扇谷上杉持朝の命により、太田道真、道灌父子により築城された河越城は、現在の川越城跡本丸・二の丸・三の丸付近の範囲であったと推定されている。河越城が築城された後、城下町の萌芽が徐々に形成されていった。

河越城は上杉持朝・政真・定生・朝良・朝興・朝定の6代が、約80年に亘って城主として支配した。

イ 河越夜戦と東明寺

天文6年（1537）、北条氏綱の猛攻を受けて河越城を明け渡した扇谷上杉朝定は、再びこれを奪還すべく、同14年（1545）山内上杉・古河公方との連合軍をもって包囲するも、翌同15年（1546）の北条氏康軍の夜襲により、北条軍が勝利し、扇谷上杉は滅亡する。世にいう「河越夜戦」は、圧倒的多数の軍勢に対し少ない兵力で勝利した戦略として有名で、日本3大夜戦の一つに数えられる。

この戦で最も激しかったのが東明寺口とされ、東明寺の境内は「川越夜戦跡」として市指定記念物（いわゆる史跡）となっている。



東明寺（川越夜戦跡）

ウ 城下の形成

永禄2年（1559）の「小田原衆所領役帳」によると、河越城周辺に多くの家臣団を配置していることが窺え、武士団の居住に伴って、城下に商工業者が集まったと考えられる。

また、河越城代大道寺政繁の母の発願で開かれた蓮馨寺を始め、行伝寺・十念寺・法善寺・養寿院・長喜院・広濟寺・妙養寺などの寺院が開基されており、さらに古くからある無量寿寺・東明寺もあることから、これらの門前町の発達が想起される。

(3) 近世の川越

① 江戸時代の川越

ア 川越藩の成立

天正18年(1590)、徳川家康の関東入国にともない川越藩の成立をみる。川越は江戸に最も近い城下町であり、江戸城北辺の守りの地として、また豊富な物資の供給地として重要だったため、親藩・譜代の有力な大名が配置された。8家21人の川越藩主のうち、8人が大老・大老格・老中等を勤め、幕閣においても要職を任された。

イ 城下町の形成と大火

初代藩主となった酒井重忠は、城下興隆政策の一つとして、諸方から行商人を集めて町家を建てさせて、城下町の整備を進めた。天正19年(1591)には、連雀衆れんじゃくしゅうと呼ばれた行商人に宛てた文書で、「れんちやく町」を新宿にとりたて、諸役を免除する。」としている。

しかし、川越城下は寛永15年(1638)に大火に見舞われた。この火事は、城と城下町の3分の1を焼いただけでなく、徳川家康・秀忠の命で再建された喜多院と、造営したばかりの仙波東照社せんばとうしょうしゃ（のちに仙波東照宮せんばとうしょうぐう）を灰塵に帰した。

ウ 松平信綱による整備

城下町の整備が本格化したのは、大火の翌年である寛永16年(1639)に藩主となった松平信綱の代である。川越城を拡張し、西大手門を正門とすると共に、中世以来存在した蓮馨寺や養寿院などの門前町を含めて町割りを実施し、十カ町四門前じゅうかちょうしもんぜんといわれる城下町の行政区画が整備された。この町割りはその後も踏襲され、現在の旧市街地にその形態をとどめている。



十カ町四門前の町割りを示す「元禄七年川越図」川越市立中央図書館蔵

さらに川越街道の整備、新河岸川舟運しんがし がわしゅううんの開設、野火止用水の開削による新田開発などその事績にはみるべきものが多かった。

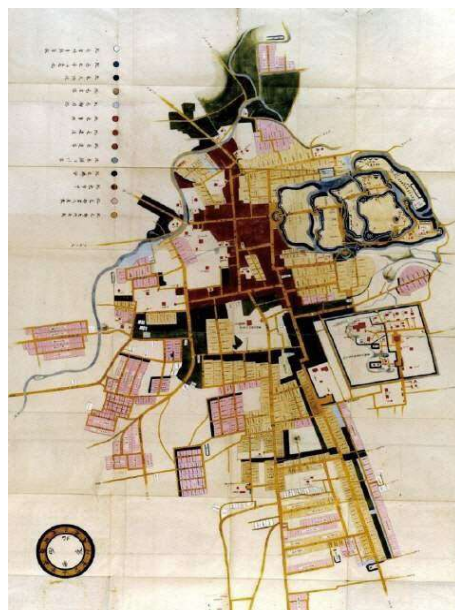
川越祭りの起こりとなる氷川祭礼も信綱の寄進にもとづき始まった。

■十カ町四門前郷分じっ か ちょう し もんぜん ぐうぶん

城下町は、武家地・町人地及び寺社地（門前町を含む）に分類されるが、川越城下では、これに村が町場化した郷分も含まれる。

武家地は、川越城に近い北と南、現在の宮下町・三久保町などに上級家臣を、町人地の周辺に中級家臣をおき、江戸に繋がる川越街道に沿って足軽の家臣を配置した。

寺社地は、神社が、三芳野天神・氷川神社・八幡宮（現南通町）・神明宮（現神明町）などがあつた。また、寺院は、蓮馨寺・養寿院・大蓮寺など18寺あつた。これらの寺社地は、川越城下の北部から西部にかけて、武家地と町人地を囲む形で分布し、西からの軍事的圧力に備える形となっている。



武家屋敷と寺社領等の配置を示す
「川越御家中新古屋敷絵図（松平大和守時代）」

町人地は、武家地と寺領に囲まれた場所に位置しており、十カ町四門前に定められた。川越城の西大手門から西に向かう幹線道路と南北に交差する辻つじ（交差点）には高札たかざわがかけられ、「札の辻」と呼ばれた。町人地は、この辻を中心として東西と南北に広がっていた。町人地はもともと商人町である上五ヶ町かみご ちやう（江戸町・本町・南町・喜多町・高沢町）と職人町である下五ヶ町しもご ちやう（多賀町・鍛冶町・嶋しぎ（志義）町・志多町・上松江町）から成っていたが、鍛冶町・多賀町・嶋（志義）町などは、次第に商人の町となつていった。養寿院・行伝寺・蓮馨寺・妙養寺の門前には町人が住み、これを四門前といつた。門前町も町分であつたが、支配は寺院に

属し、町役人を経て町奉行の支配下にあった十カ町とは区別される。

また、十カ町を取り囲むように、下松郷・久保宿・猪鼻町・六軒町・杉原・境町・石原宿・五ヶ村の郷分町が広がっており、これらの町はいずれも町場化した村の一部であって、川越城下の発展とともに広がったものである。

■川越街道

長禄元年（1457）に太田道灌が江戸城（千代田城）と川越城（河越城）を築いた際、部分的にあった古道を繋ぎ2つの城を結ぶ道を作った。戦国時代を通じ重要な役割を果たしたが、江戸時代に入り、松平信綱と嫡男の松平輝綱が中山道の脇往還として整備したのが川越街道である。



旧川越街道 鳥頭坂

川越街道は、川越藩主の参勤交代の道でもあったが、物資の輸送を行う新河岸川舟運と共に川越の重要交易路であった。

■新河岸川舟運

松平信綱は、新河岸川に着目し、川越から江戸まで物資を送る大動脈として舟運を開いた。新河岸川舟運は、寛永15年（1638）の大火によって焼失した仙波東照宮の再建資材を運ぶために寺尾河岸てらおがしが開設されたのが始めである。



新河岸川かみ

その後、川越への物資輸送に新河岸川の舟運を使うことが多くなり、上しんがし新河岸、下しもしんがし新河岸、牛子うしこ、扇おうぎがし河岸が開設されて、いわゆる川越五河岸かわごえごがしと称され、物資輸送の拠点となった。五河岸にはそれぞれ数軒の船問屋がいて、物資輸送の業務を担ったが、単に川越城下の物資のみでなく、城下から離れた村々の物資輸送も、この五河岸の船問屋を利用するようになった。舟運による輸送は馬に比べて安価で大量の荷物を運べるため、船問屋周辺は

賑わいを呈していた。このため河岸問屋はたいへん繁盛した。今も往時の繁盛を示す建物が残されている。

新河岸川舟運は時代が下るに従って盛大となり、五河岸のほかにも各所に河岸場が開かれ、最終的には新河岸川沿いに21カ所の河岸場ができた。また舟運は、当初は主として物の輸送に使用されていたが、江戸時代後期には人も運ぶようになった。舟路は千住を経て浅草花川戸まで通じており、並舟で五河岸から花川戸まで約一昼夜ぐらいかかった。しかし急ぐ人のためには、早舟、急舟、飛切り舟等が運行された。早舟以上になると、船頭の人数も増え運賃も高くなった。舟は底の平らなひらた船や高瀬舟が使われ、米なら250俵位、人なら20～30人位乗せられたという。なお、江戸に向かう下り舟は年貢米のほか、川越近辺でとれる雑穀や薪・炭・石灰の類、川越に帰る上り舟は反物・塩・砂糖・肥料などを運んでいた。

■新田開発

川越藩領の範囲は、寛文4年（1664）の時点で、村数は入間郡81・埼玉郡53・比企郡38・高麗郡14・多摩郡3の計189村である。ただし、藩主・時代により変化がある。現在の川越市はそのうちの90村の範囲である。

大消費地である江戸を囲む農村地帯は、江戸の台所を支えるため、農産物の増産が期待された。川越市域は、旧城下町や喜多院などの門前町のほか、約100余の農村の地域を含んでいる。

これらの農村には、河川沿いの平野部一帯に広がる水田地域と台地上を中心に広がる畑作地域とがある。水田は入間川や小畦川のまわり、東部の低地一帯に広がっている。松平信綱は、この水田に裏作として大麦を作することを奨励した。また、東部の低地にはその頃までは入間川が乱流



武蔵野台地の新田分布 - 元禄年代までに開発された新田
(川越市立博物館常設展示図録)

していた。信綱の子輝綱の代に入間川の流れを整理し、今のように真っ直ぐに荒川におとす工事を行った。これによって水田の面積も増えたものと思われる。なお東部の伊佐沼は入間川乱流の名残である。

市の南西部一帯は古くは疎林^{そりん}が広がっていた。この疎林は三芳町、新座市、所沢市の範囲まで続いていたが、土地は赤土とよばれる関東ローム層で、地味はやせており、水利も悪いので、開発から取り残されていた。これに着眼した松平信綱は野火止新田を開き、入植者の生活用水として野火止用水を引いた。



福原の樹林

エ 柳沢吉保による整備

■農産物の栽培

松平氏の次に川越藩主となった柳沢吉保は、三富新田を開いた。また、藩領内の入間川、荒川流域に堤防を築くなど治水にも注力したため、流域の生産高も向上した。開発の意欲は領主たちだけでなく農民たちにも強かった。市域に属する村々には、新田という名をつけた村がいくつか見られるが、これらは農民たちが藩の許可を得て入植し、村を開いたもので、開発した人々は草分け百姓と呼ばれて、後々まで村の中心となった。疎林を開いた場所は、ほとんど畑で、はじめ麦や稗粟などをつくっていた。しかし後になると茶や甘藷や人参、ごぼう等の根菜類をつくるようになった。特に甘藷は川越いもの名で有名になった。

寛政年間（1789～1801）に江戸で焼き芋が流行すると、文化年間（1804～1818）に川越産の芋を使った焼き芋屋の宣伝コピーとして「栗（九里）より（四里）うまい十三里（江戸から川越までが約13里）」という言い回しが生まれたとされる。



さつま芋畑



上戸の茶畑（鈴木園）

オ 松平齊典による整備

■城下町小江戸の発展と廃藩

まつだいらやまののかみ け ゆう き ひでやす
松平大和守家は結城秀康を祖とする御家門の家柄で、領高も齊典の時代には最大の17万石を数え、7代約100年にわたって藩主をつとめた。現在に一部を残す川越城本丸御殿も、嘉永元年（1848）に齊典が造営したものである。川越城下の繁栄ぶりは後に、「小江戸」と呼ばれるほどのものであった。



川越城 本丸御殿

この繁栄は新河岸川をとおして江戸に物資を輸送した城下町商業の発展に負うもので、毎月九斎の市が開かれていたが、定期市は次第に常設店舗による見世棚売りに移行していったと考えられる。店舗を持つ商人たちは、問屋・仲買・小売と分化し、同業者が集まって組織を作るようになり、川越においては、十組仲間が組織された。

また、十カ町の総鎮守の氷川神社の祭礼には、江戸の天下祭をそのままに模した盛大な山車が町衆によって曳回された。松平大和守齊典は藩学「講学所」を創立して学問を奨励し、川越版『日本外史』を版行した。このように大きな発展をみせた川越藩であったが、幕末になって異国船が渡来すると、川越藩は浦賀や品川御台場の警備に藩兵を派遣するなど諸事多端となり、次いで、松平周防守康英のとき明治維新を迎え、明治4年（1871）に廃藩となった。

(4) 近代の川越

明治4年（1871）、川越藩は廃藩置県によって廃止され、新たに川越県が成立した。しかし、その4ヶ月後に川越県は廃止され、新設された入間県に吸収される。その後明治6年（1873）には熊谷県、さらに明治9年（1876）に埼玉県に編入された。

① 明治初期の川越城

明治維新を迎えると、川越城は城郭としての役割を失い、次第に取り壊されていく運命をたどった。明治3年（1870）頃から城郭の廃棄が始まり、明治中期にはほとんどの土地が払い下げを受けて民有地化した。城内の建造物も、本丸御殿の一部、富士見櫓跡と周辺及び中ノ門堀の遺構、三芳野神社の境内などをわずかに残すのみとなった。明治20年（1887）調べの「入間郡川越町地誌」では、「追手タリシ中央ニ小学校 右ニ郡役所 左ニ警察署ヲ設ケテ 二ノ丸内へハ監獄署ヲ置キ 城濠ハ水田ニ変シ 堤防ハ地盤ノ傾斜ニ拘ワラズ畑トナシ桑樹ヲ仕付ケリ」と記しており、城内の土地の転用が進んだ当時の状況がうかがえる。

ア 本丸御殿の変遷

本丸御殿の遺構は、入間県庁、入間郡公会所、専売局淀橋支局川越分工場の煙草工場を経て、昭和8年（1933）には初雁武徳殿と名を改め、武道場として使用された。終戦後は一時、川越市立第二中学校（現初雁中学校）の校舎や屋内運動場として使用された後、昭和42年（1967）に埼玉県の文化財指定を受けた。平成2年（1990）、旧二ノ丸跡に市立博物館が開館したのに伴い、川越城本丸御殿と平成元年（1989）に移築復元された家老詰所が博物館の分館として公開され、現在に至っている。また、堀跡の遺構として貴重な中ノ門堀は、平成21年（2009）度に復元整備された。



川越城中ノ門堀跡

② 明治の川越経済

ア 第八十五国立銀行の創立

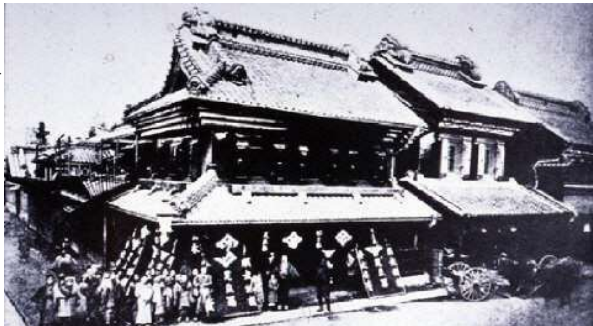
城下町商人として富を蓄積してきた川越商人は新しい経済体制への対応のため、明治11年（1878）第八十五国立銀行の設立を図った。

設立発起人16名のうち川越商人は綾部利右衛門（肥料商・船問屋）、黒須喜兵衛（呉服商）、山崎嘉七（菓子商）、小川五郎右衛門（鋳物業）、横田五郎兵衛（米穀商）、沼田治兵衛（呉服商・船問屋）の6名で、いずれも川越藩の御用商人であり豪商だった。なかでも横田五郎兵衛は、関東一の米穀商と言われた大豪商であったが、明治維新による川越藩の消滅により、調達金の回収が出来ず、やむなく家産を整理し、米穀業からも身を引いていたが、国立銀行設立の意思は強く、開業には屋敷の一角を提供している。

イ 大火と蔵の町の形成

明治22年（1889）には、川越町が発足するが、明治26年（1893）には町の3分の1を焼失する大火（川越大火）にみまわれる。

その復興にあたって、敷地奥に残る土蔵や寛政4年（1792）建築の大沢家店蔵が焼失を免れたのを見て、商人たちは防火性能の高い蔵造りを採り入れ、明治40年（1907）頃までに今日残るような蔵造りの重厚な町並みが形成された。



明治30年頃の蔵造りの町並み

ウ 川越商業会議所の創立

明治33年（1900）2月13日に農商務省より認可を受け、設立となった川越商業会議所は、埼玉県で最初のもので、経済面だけでなく、文化面でも様々な尽力をした。設立当初取り組んだのは、織物市場と特設電話の開設、実業学校の設立だった。

エ 織物産業の盛衰

城下町時代の繁栄を基礎に、川越は埼玉県第一の商業都市として大いにその実力を発揮したが、主たるものは穀物の集散で、織物、桐箆笥は特産物であった。

江戸時代の川越の織物は袴地の^{きぬひら}絹平と呼ばれた絹織物だったが、幕末の開国を機に綿織物が起り、以後は川越の織物といえば綿織物となり、そのきっかけを作ったのは^{とうざん}唐棧だった。

唐棧はインドの輸出用高級縞木綿を指す。平織り縦縞で絹のようなしなやかさを持った舶来品の綿織物は人気だったが、高価で一般には手が出なかった。

川越志義町の絹平問屋で、横浜開港後に貿易業を始めた中島久平は、イギリス製の安くて良質の唐棧の流入に対抗するため、材料であるイギリス製綿糸を大量に買い入れ、川越にたくさんあった元機屋（織元）に送り、手織りで久平指定の唐棧柄を織らせた。これが「川越唐棧」である。

欧米の機械織り唐棧と違って手織りの川越唐棧は品質が良く、安かったため、大変な人気となった。元機屋は糸問屋から糸を買って染め、^{せいけい}整経する。それによこ糸を付けて、川越周辺の農家へ持って行って農閑期に主婦や娘が織った。現金収入元の乏しかった農家にとってもいい仕事だった。

しかし、明治も後期になると、個々の買継商の店での閉鎖的な取引が時代遅れとなり、織物産業の衰退が危ぶまれ、起死回生策として、明治43年（1910）に鉄砲町（松江町二丁目）に川越織物市場を開設した。買継商は織物市場内にそれぞれの店を持ち毎月6回、「五・十の日」に取引をするようになったが、期待されたほどの成果を出せないまま、大正期に役目を終えた。



川越唐棧



旧川越織物市場（川越市立博物館蔵）

オ 鉄道の発達

明治14年（1881）に日本鉄道株式会社が創設され、埼玉県内では、明治16年（1883）に上野―熊谷間が開通し、鉄道輸送を開始した。

川越最初の鉄道として、川越鉄道会社の設立が計画されたのは明治23年（1890）で、国分寺から所沢、入間川を経て川越に達する路線だった。しかし、川越の商人達はこれに参画しなかった。川越は新河岸川の舟運によって江戸と結ばれ、近世以降、物資の集散地として発展してきたが、鉄道によってその地位が低下すると考えたからである。

しかし、明治28年（1895）に川越鉄道（現西武新宿線）が開通し、東京方面への貨物輸送路が開けると、川越商人達も、新河岸川舟運に代わる鉄道輸送に着目するようになった。明治39年（1906）、川越の商人達が中心になり、川越～大宮間にチンチン電車と呼ばれた川越電気鉄道（昭和15年（1940）廃業）が敷設され、また、大正3年（1914）には、田面沢～池袋間に東上鉄道（現東武東上線）が、昭和15年（1940）には国鉄川越線（現JR川越線）も開通した。

カ 舟運の廃止

舟運の全盛は幕末（1860年代）から明治初期（1870年代）までであった。課題であった、五河岸と川越の間屋街までの距離をなんとか縮めるべく、明治12年（1879）に台地の湧水と池や小川を利用して、扇河岸から仙波村まで水路を開削し、仙波河岸（平成16年（2004）に仙波河岸史跡公園として整備）が新設された。しかし、大正3年（1914）、川とほぼ並行して東上鉄道が開通したことによって、次第に、新河岸川舟運は窮地に追い込まれていった。

新河岸川舟運廃止を決定づけたものは、河川改修であった。江戸時代から明治、大正へと、何回となく川岸の住民たちは氾濫に悩まされ続けた。明治43年（1910）に大洪水が起きた後、大正7年（1918）に埼玉県が荒川下流の工事に着手すると大正9年（1920）には新河岸川の改修工事も始まった。この工事では、川の蛇行を無くし直線にしたため、川の長さが3分の1も短くなり、水量が減り、船の運行が困難となった。こうして、昭和6年（1931）に通船停止の県令が出され、約300年にわたる新河岸川舟運は終止符を打つことになった。

③ 大正時代の川越

ア 川越市の誕生と都市の発展

大正11年（1922）、県内初の市制が施行され、人口31,000人の川越市が誕生した。

町中では、大正期以降、近代洋風建築や洋風外観の町家等が加わり、近代化が進んでいった。中でも、旧第八十五銀行本店（大正7年（1918））や旧山崎家別邸（大正14年（1925））、山吉ビル（昭和11年（1936））は、大正から昭和初期にかけて住宅作家としても活躍した保岡勝也が設計をした。川越は大正12年（1923）の関東大震災に際しては軽微な被害にとどまったため、大正時期の建造物を多く残すこととなった。

また、大正元年（1912）に、川越地方を中心に行われた陸軍大演習以降、周辺基地の観閲に皇族方がたびたび訪れた。彼らを迎えるために、旧山崎家別邸や亀屋山崎茶店離れ座敷などが建てられ、それは川越の建築水準を高める一因となった。旧山崎家別邸は、復原修理が完了し、令和元年（2019）9月30日付けで国の重要文化財に指定された。



旧第八十五銀行本店
（右側 現埼玉りそな銀行）



山吉ビル



旧山崎家別邸



亀屋山崎茶店離れ

④ 昭和時代の川越

ア 道路整備と看板建築（洋風外観）

昭和に入り、城下町特有の道路構造に変化が生じる。浦和街道に通じる久保町通りの拡幅と喜多院東門前に通じる新道は、昭和3年（1928）に整備される。これに併せて整備された洋風外観の店舗が、伝統的な町家建築とともに現在も残っている。

また、仲町交差点から本川越駅に至る中央通りの整備は、昭和8年（1933）に完成する。ここでも、外観を洋風とした看板建築が建ち並び往時を^{しの}偲ばせる。



久保町通り（看板建築）



中央通り（看板建築）

イ 太平洋戦争時の川越

川越に、多くの歴史的建造物が現存している大きな要因として、太平洋戦争下において、大きな空襲を受けなかったことがある。町中に大きな軍事施設が無かったこと、郊外に広がる農村地帯で、米麦、さつまいもなどの豊富な食料を持っていたことから、周辺の都市に比べて比較的影響は少なかったとされる。

ウ 都市化による町の変化

昭和30年（1955）には隣接する9ヶ村を合併し一躍広大な市域となり、工業団地、問屋団地、公私営の住宅団地も次々と建設され、首都圏近郊の衛星都市としての性格が強まるようになる。

首都圏整備法で衛星都市の位置づけがされると、昭和30年代後半（1960～1964）以降、都内への通勤・通学者が増加するとともに、中心駅である川越駅・本川越駅の拠点性が高まり、大型店の進出・市街地北部からの移転等により、商業中心地が駅周辺へ移動していった。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

また、車社会への移行により、周辺市町も含めた幹線道路沿いへの大型店出店も相次ぎ、かつての中心市街地も一時衰退し、蔵造り商家の何棟かは取り壊された。

城の南北を中心に配されていた武家地についても、公共施設等に転換されたものを除き、次第に建て替えが進み、武家屋敷の遺構としては、永島家住宅など一部の記念物を残すのみである。しかしながら、道路形状や敷地割り、石積みの土留や生垣などに旧武家地の印象を止める低層の良好な住宅地となっている。



一時衰退していた昭和63年（1988）頃の一番街商店街の様子



本川越駅の様子

⑤ 現在の川越市

昭和40年代後半（1970～1974）からの町並み保存運動、文化財保護法の改正による伝統的建造物群保存地区制度の制定などを受け、川越市では昭和50年（1975）に伝統的建造物群保存対策調査を実施した。さらに、昭和50年代初頭（1975～1979）における高層マンション反対運動、昭和55年（1980）度の「川越の町並みとデザインコード」調査を経て、一番街商店街周辺の景観誘導を開始する。一方、市では蔵造りの文化財指定を進めることになった。このような中、市民団体「川越蔵の会」（昭和58年（1983））の発足は、商店街を動かし、町並み保存によるまちづくりを開始するきっかけをつくり、平成元年（1989）に市は都市景観条例を施行する。その後平成4年（1992）、蔵造りの町並みにおける電線地中化の実施とともに、個々の店舗の修景が整うにつれ、観光客数は倍増し、旧の中心市街地の拠点性は回復した。当初は懐疑的であった地元自治会でも、伝統的建造物群保存地区の検討がなされ、平成11年（1999）には念願の重要伝統的建造物群保存地区の選定となった。

現在、川越市は人口35万人の中核市として、埼玉県内有数の都市として発展している。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



川越市川越伝統的建造物群保存地区



伝統的建造物群保存地区
(川越一番街商店街の賑わい)

(5) 川越市ゆかりの人物

① ^{かわごえしげより}河越重頼（～1185）

永暦元年（1160）に最初に河越氏を名乗った重隆^{しげたか}の孫にあたる。重頼は、武蔵国内の中小武士団をまとめる役にあつたとされ、源頼朝^{みなもとのよりとも}の信任を受けたことから、娘は頼朝の弟である源義経^{みなもとのよしつね}の正妻となるが、頼朝、義経の仲が不和になると、所領を没収され、文治元年（1185）に抹殺されたといわれている。元町2丁目の養寿院には、重頼の慰霊碑がある。

写真
(調整中)

養寿院内にある
河越重頼の慰霊碑

② ^{おおた どうかん}太田道灌（1432～1486）

太田道灌は15世紀中頃に活躍した文武両道に秀でた武将で、扇谷上杉定正^{おおぎがやつうえすぎさだまさ}の重臣として、父太田道真と共に、江戸城、河越城を築城した。文明8年（1476）～12年（1480）の長尾景春の乱で活躍したが、道灌の実力を恐れた扇谷上杉定正により、文明18年（1486）に謀殺された。

図
(調整中)

③ ^{さかい しげただ}酒井重忠（1549～1617）

川越藩最初の藩主である。天文18年（1549）三河生まれ。天正18年（1590）に川越城に入城すると、戦国期より六斎市の開かれていた川越城下町に諸役免除を命じ、商人の集住と領内経済の確立をはかった。

図
(調整中)

④ ^{ほった まさもり}堀田正盛（1608～1651）

堀田正盛は慶長13年（1608）に江戸で生まれた。徳川家光の近習から小姓組番頭を経て譜代大名になったもので、寛永12年（1635）に川越藩主となった。寛永15年（1638）の大火では、喜多院、東照社が焼失したため、再建のため、家光から造営奉行を命じられた。



東照宮石鳥居
寛永15年（1638）堀田正盛が奉納

⑤ ^{てんかい}天海（1536頃～1643）

慶長4年（1599）喜多院の第27世住職となったと伝わる天海は、徳川家康に深い学識を認められ、以後秀忠・家光と3代の将軍に仕えた。喜多院は、慶長18年（1613）家康より「関東天台宗法度」を授けられ、「東叡山」の山号を賜った。後に、寛永2年（1625）江戸城近郊に寛永寺が建立され「東叡山」の山号がそこに移るまで、喜多院は関東本寺の地位を確保した。

天海は、家康の遺骸を日光に移す途中喜多院で法要を営んだことから、寛永10年（1633）仙波の地に東照社（のちの東照宮）を造営している。

⑥ ^{まつだいらのぶつな}松平信綱（1596～1662）

慶長元年（1596）に生まれ、慶長9年（1604）の徳川家光誕生と共に小姓として召し出される。寛永16年（1639）に川越藩主となった。寛永15年（1638）の大火後の川越城の再建拡張と城下町の整備、喜多院・東照社の再建、新河岸川舟運の開設、治水、野火止用水の開削と武蔵野開発、勤農政策など、川越藩政の確立に大きく寄与した。

⑦ ^{やなぎさわよしやす}柳沢吉保（1658～1714）

万治元年（1658）に江戸で生まれ、延宝3年（1675）に家督を継ぎ、当時館林藩主であった徳川綱吉に仕えた。延宝8年（1680）に綱吉が5代将軍になると、元禄元年（1688）側用人として活躍する。元禄7年（1694）に川越藩主となると、武蔵野を開発して三富新田を開いた。

⑧ ^{まつだいらなりつね}松平斉典（1797～1850）

寛政9年（1797）江戸に生まれる。文化13年（1816）に川越藩主となる。斉典は困窮する藩財政の再建を図るため、緊縮・儉約をすすめると共に、藩財政全般を御用商人である横田家に担当させるなどした。

☒
(調整中)

☒
(調整中)

☒
(調整中)

☒
(調整中)

⑨ ^{よこた ごろう べえ} 横田五郎兵衛（1834～1892）

川越を代表する有力商人として、「関八州田舎分限角刀番付」の東の横綱に格付けされるほどの大豪商であった。横田家の文化9年（1812）から天保15年（1844）までの川越藩への調達金は約5万4千両にも上っていたとされ、明治維新による藩の消滅による被害は甚大で、やむなく家産を整理し、米穀業からも手を引くこととなるが、第八十五国立銀行設立発起人の一人となるなど、川越経済の牽引者であった。

図
（調整中）

⑩ ^{やすおかかつ や} 保岡勝也（1877～1942）

明治10年（1877）東京に生まれる。東京帝国大学卒業後、三菱合資会社に入社し丸の内オフィス街の開発に携わった建築技師であり、独立開業後は商業建築なども多く手掛けたが、大正期以降は住宅作家として活躍した。その作品は全国に確認することができるが、川越では、現存作品が3棟と最も多く確認できる。現存する作品は、大正7年（1918）の旧第八十五銀行本店、大正14年（1925）の旧山崎家別邸（庭園・茶室を含む）、昭和11年（1936）の旧山吉ビルである。

図
（調整中）

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

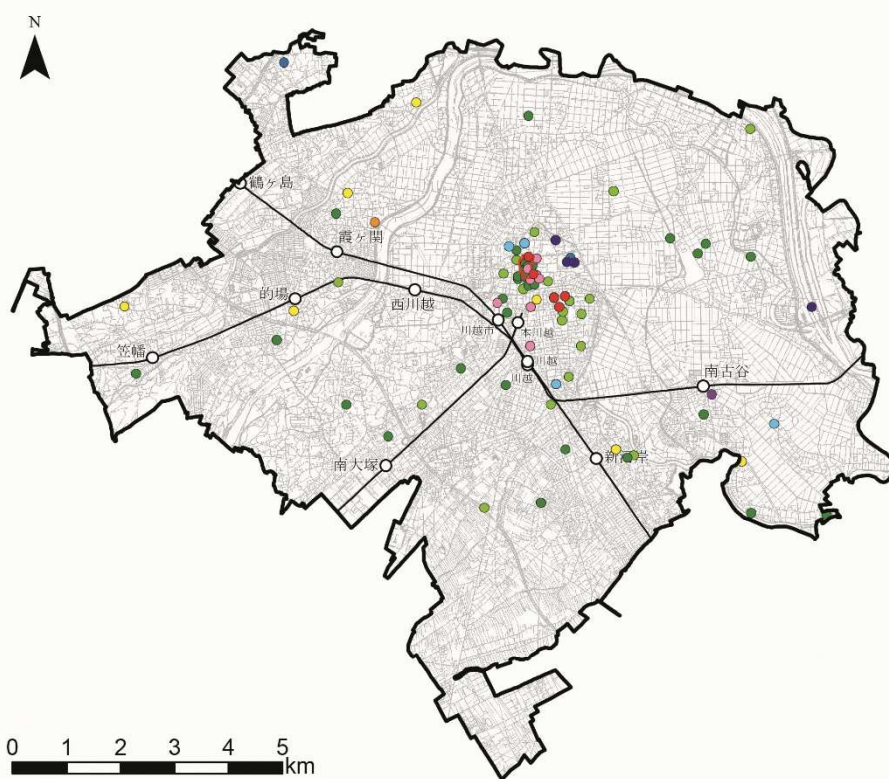
4 文化財等の分布状況

川越市には、指定文化財として国指定が13件、県指定が42件、市指定が195件、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定が1件、登録有形文化財が12件、登録記念物が1件、総計264件（令和2年2月現在）の文化財が所在する。

種類		国		県		市	
		指定・選 定	登録	指定	登録	指定	登録
有形文化財	建造物	5	12	9		51	
	絵画	2		2		1	
	彫刻			2		12	
	工芸品	3		5		18	
	書跡・典籍	1		7		28	
	古文書						
	考古資料			1		7	
	歴史資料			1		6	
無形文化財	芸能						
	工芸技術						
民俗文化財	有形の民俗文化財			1		20	
	無形の民俗文化財	1		6		12	
記念物	遺跡	1		7		32	
	名勝地		1				
	動物、植物、地質鉱物			1		8	
文化的景観							
伝統的建造物 群保存地区		1					
小計		14	13	42	-	195	-
文化財の保存 技術							
小計		0	0	0	-		-
合計		14	13	42	-	195	-

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



国指定・登録

- 重要文化財（建造物）
- 史跡
- 重要伝統的建造物群保存地区
- 登録有形文化財
- 登録記念物

県指定

- 県指定有形文化財（建造物）
- 県指定史跡
- 県指定天然記念物
- 県指定旧跡

市指定

- 市指定有形文化財（建造物）
- 市指定記念物（いわゆる史跡）
- 市指定天然記念物

指定・登録文化財分布図

(1) 国指定等文化財

川越市における国指定等文化財は14件であり、種別では重要文化財11件（建造物5件、絵画2件、工芸品3件、書跡・典籍1件）、重要無形民俗文化財1件、史跡1件、伝統的建造物群保存地区1件である。

① 国指定文化財

ア 喜多院（客殿・書院・庫裏・慈眼堂・鐘楼門・山門）

（重要文化財（建造物））

天長7年（830）慈覚大師円仁により創建されたと伝わる無量寿寺の子院の一つ仏蔵院（北院）を起源とする寺。寛永15年（1638）の大火により、山門を除く堂塔を焼失し、家光の命により江戸城紅葉山にあった御殿を移築して再建されたのが、現在の客殿・書院・庫裏とされ、伝承では、客殿は家光公誕生の間、書院は春日局化粧の間とされている。

客殿は入母屋造り柿葺、書院は寄棟造り柿葺、庫裏は入母屋造り銅板葺で、江戸城の御殿建築を伝えるものとして貴重な建物である。この3棟のほか、慈眼堂・鐘楼門・山門が国指定文化財となっている。



喜多院 客殿

イ 東照宮（本殿・唐門・瑞垣・拝殿及び幣殿・鳥居・隨身門）

（重要文化財（建造物））

元和3年（1617）徳川家康の遺骸を久能山から日光に移葬の際、4日間喜多院に逗留し、天海僧正が大法要を営み、その後寛永10年（1633）に東照社（のちに東照宮）が建てられるも、寛永15年（1638）の大火により焼失し、再建されたもの。本殿・唐門・瑞垣・拝殿及び幣殿・鳥居・隨身門が国指定文化財である。



東照宮 本殿

本殿は三間社流れ造りの銅板葺、将軍家の威光をあらわす極彩色の社殿は、仙波東照宮として、日光、久能山とともに三大東照宮の一つといわれている。

ウ 日枝神社本殿（重要文化財（建造物））

日枝神社は喜多院山門前に位置する。慈覚大師が無量寿寺の創建に際し、近江国坂本の日吉山王社を勧請したといわれている。国指定文化財である本殿は、三間社流れ造りで、室町時代末期から江戸時代初期の様式を残している。



日枝神社

エ 大沢家住宅（重要文化財（建造物））

伝統的建造物群保存地区内に位置する。寛政4年（1792）に建てられた呉服太物商「近江屋」の蔵造り町家で、明治26年（1893）の大火の時も焼け残り、川越商人が復興策として蔵造りを取り入れるきっかけになった建物の一つ。間口6間、奥行き4間の大きな店である。



大沢家住宅

オ 旧山崎家別邸（重要文化財（建造物））

伝統的建造物群保存地区の東側に隣接する。老舗菓子店亀屋の5代目山崎嘉七の隠居所として、建築家保岡勝也の設計により、大正14年（1925）に建てられた和洋折衷の住宅で、ステンドグラスと茶室のような繊細なデザインが特徴。



旧山崎家別邸

カ 川越氷川祭の山車行事

（重要無形民俗文化財）

川越氷川神社の秋の例祭に行われる。慶安元年（1648）、当時の川越藩主松平信綱が川越氷川神社に神輿・獅子頭等の祭礼道具を寄進し、氏子域である十ヵ町に祭りの執行を促したのが始まりとされる。



川越氷川祭の山車行事

天下祭と呼ばれた赤坂山王祭・神田祭の影響を受けて発展した。江戸時代に城下町で発達した都市型祭礼の一つであり、江戸型山車の巡行する祭礼行事の代表格である。

現在の山車行事は、10月第3土・日曜日に行われる。各町内では伝統的な町内組織である年行事制度が基盤になっている祭組織を作り、道の端に紅白幕を張り巡らし、会所の設営、山車の組立て等の準備を行う。祭り当日は近在の農村から囃子方が招かれ山車の上で囃子を演奏する。運行は鳶の頭が運行責任者となり、町内の役員が宰領となって指示する。川越氷川神社への社参や町内曳きの後、他町に曳き回す。山車に出会うと囃子を演奏しあう曳っかわせが見所となっている。

キ 河越館跡（史跡）

河越館跡は、市街地の西方約2km、上戸の常楽寺を中心に立地する鎌倉時代の代表的な館跡である。同館跡は、昭和46年（1971）から十数次にわたる発掘調査などにより、土塁・堀・その他の遺構が検出され、南北約300m、東西約240mの大規模な館跡であることが確認されている。



河越館跡

② 国選定文化財

川越市川越伝統的建造物群保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）

寛永15年（1638）の大火の翌年、松平信綱が行った城下町としての町割り「十カ町四門前」の町人地であり、県下屈指の商業地として栄えた南北470mの一番街商店街を中心とするその周辺約7.8haが、平成11年（1999）に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



川越市川越伝統的建造物群保存地区

町並みとしては、明治26年（1893）の大火を契機として生まれた蔵造り町家群が最も特徴的であるが、真壁造り町家、大正、昭和初期の洋風町家も分布する。また、町家以外の和風住宅、洋風住宅、近代洋風建築、寺社、時の鐘など、各時代の特色を反映した多様な建築様式の伝統的建造物が共存している。

③ 国の登録有形文化財

国の登録有形文化財については、現在12件が登録されており、所在地は、重要伝統的建造物群保存地区内とその周辺になる。

ア 埼玉りそな銀行旧川越支店（旧八十五銀行本店本館）

（登録有形文化財・重要伝統的建造物群保存地区内）

旧八十五銀行本店として大正7年（1918）に保岡勝也の設計により建てられた。当時流行のルネッサンス様式を取り入れ、正面隅部に塔屋を設けている。外壁の窓と窓の間にはサラセン縞のバットレスを配置し、建物の角にはコーナーストーンで装飾するなど、古典様式による意匠を折衷したデザインを採用してまとめられている。



埼玉りそな銀行旧川越支店
（旧八十五銀行本店本館）



サラセン縞のバットレス

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

イ カワモク本部事業所棟（旧六軒町郵便局）（登録有形文化財）

昭和2年（1927）に銘木展示場として建てられ、昭和12年（1937）頃郵便局に転用された。角地部分の屋根を突き上げて塔屋風に見せる独特の外観をしている。



カワモク本部事務所棟（旧六軒町郵便局）

ウ 川越商工会議所（旧武州銀行川越支店）（登録有形文化財）

旧武州銀行川越支店として昭和2年（1927）に前田健二郎の設計、清水組の施工によって建てられた。外壁に連なるドリス式の柱が銀行建築に相応しい力強い安定感を感じさせる。建物内部のエジプト風の柱頭飾り等、細部まで緻密なデザインがなされている。



川越商工会議所（旧武州銀行川越支店）

エ 手打ちそば百丈（旧湯宮釣具店）（登録有形文化財）

昭和7年（1932）建築の木造3階建ての店舗併用住宅で、川越の代表的な看板建築である。室内は和風意匠だが、外観前面は、芋目地の銅板でたたき上げた外壁で、隅部を柱型風とし、各階の境に軒蛇腹を回している。



手打ちそば百丈（旧湯宮釣り具店）

オ 佐久間旅館奥の間（登録有形文化財）

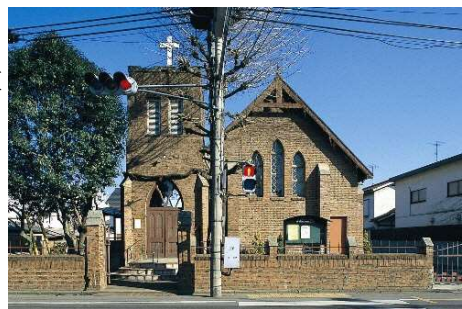
明治44年（1911）建築の客室。佐久間家が明治15年（1882）の乗合馬車を開業以降、この場所に休憩所（停留所）を設けていたことを契機に、明治27年（1894）に旅館業を始めた。現在旅館業は廃業している。奥の間は、島崎藤村も愛用した川越屈指のお座敷である。



佐久間旅館奥の間

カ 日本聖公会川越キリスト教会礼拝堂（登録有形文化財）

大正10年（1921）建築。市内に残る唯一のレンガ造りの建築。スレートを葺いた急勾配の屋根と、尖塔アーチ型の窓が特徴。



日本聖公会川越キリスト教会礼拝堂

キ 太陽軒（登録有形文化財）

昭和4年（1929）建築の洋食レストラン。昭和初期という時代を写した意匠の建物。アーチの入口を建物の角に設け、円形の庇と柱型によって正面性を造りだしている。



太陽軒

ク 旧鏡山酒造明治蔵・大正蔵・昭和蔵（登録有形文化財）

明治8年（1875）に創業した旧鏡山酒造が仕込み蔵として使用していた建物。平成12年（2000）に廃業後、川越市が取得し整備を行い、平成22年（2010）から川越市産業観光館として活用している。



旧鏡山酒造（現川越市産業観光館）

ケ 三重家住宅主屋・門（登録有形文化財）

主屋、門共に、昭和6年（1931）頃建築の住宅。主屋はゆるやかな丸みを帯びた入母屋造り棧瓦葺きで、重厚感のある屋根が際立っている。商業地化が進む駅周辺にあって、門や庭とともに武家地の景観を継承している貴重な建物。



三重家住宅

④ 国登録記念物

国登録記念物は、旧山崎氏別邸庭園の1件が登録されている。

旧山崎氏別邸庭園（登録記念物名勝地）

重要文化財（建造物）である山崎家別邸の庭園。建物と同じく大正14年（1925）に保岡勝也の設計で作られた。



旧山崎氏別邸庭園

(2) 埼玉県指定文化財

川越市に所在する県指定文化財42件の内訳は、有形文化財27件（建造物9件、絵画2件、彫刻2件、工芸品5件、書跡・典籍・古文書7件、考古資料1件、歴史資料1件）、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財6件、記念物8件（史跡3件、天然記念物1件、旧跡（史跡に準ずるもの4件））である。

① 三芳野神社社殿（有形文化財（建造物））

三芳野神社は、旧川越城内の天神曲輪に位置し、その草創は古く、「三芳野天神縁起」（慶安2年（1649））によれば、大同2年（807）に三芳野十八郷の惣社として創建されたと伝わる。中世には、太田道灌が城の鎮守として篤く崇敬したという。

酒井忠勝が寛永元年（1624）に幕命を受け造営したものを、四代将軍徳川家綱の命により明暦2年（1656）に大規模な修造が行われ、その後度重なる修復を経て現在に至る。



三芳野神社社殿

② 氷川神社本殿（有形文化財（建造物））

江戸時代後期に旧本殿の位置から北側に移し建て直されたのが現社殿であり、造営の年代は天保13年（1842）起工、嘉永2年（1849）竣工とされる。社殿の構造形式は、三間社入母屋造りで、屋根は銅瓦葺の千鳥破風付き、向拝1間は唐破風となっている。



氷川神社本殿

壁面や構造材（柱など）、建具には、江戸彫の彫刻が密に施されており、江戸の嶋村俊表（源蔵）や熊谷の飯田岩次郎といった当時の名工が技術の粋を集めて製作したものである。特に壁面に嵌め込まれた彫刻は、天保期の川越氷川祭礼・旧十ヶ町の山車人形を題材にとったものとして知られている。

江戸時代後期に建てられた江戸彫社殿として川越を代表するものである。

③ 八坂神社社殿（有形文化財（建造物））

八坂神社は、川越市役所から北東に約500mの氷川神社境内に鎮座している。社殿は、氷川神社社殿の西隣に南向きで建てられている。

寛永14年（1637）に江戸城二の丸東照宮として造営された建物であり、明暦2年（1656）に三芳野神社の外宮として移築され、さらに明治5年（1872）に氷川神社境内に再度移築され八坂神社の社殿となった。朱漆塗りの社殿は、平面が凸型をしており、本殿と拝殿からなる。



八坂神社社殿

④ 川越城本丸御殿及び家老詰所（有形文化財（建造物））

川越城本丸御殿は嘉永元年（1848）に竣工した藩主松平斉典の居所であり、公務のための御殿である。廃城以後の経緯の中で大部分は解体され、現在は玄関・広間部分だけが残っている。昭和62年（1987）に上福岡市（現ふじみ野市）に払い下げられていた「家老詰所」が復原移築されている。



川越城本丸御殿

⑤ 南大塚の餅つき踊り（無形民俗文化財）

毎年成人式の前日に大東地区にある西福寺の境内で行われる「南大塚の餅つき踊り」は、モチツキオドリ、セツタイモチとも呼ばれる祝福の行事である。杵で臼をたたきながら、歌に合わせて拍子を取り、曲づきを交えながら、おもしろおかしく行われる伝統的な芸能である。



南大塚の餅つき踊り

⑥ ^{おいぶくろ}老袋の弓取式（無形民俗文化財）

毎年2月11日、下老袋の氷川神社境内で同社の氏子域により行われる。アマサケマチ・トウフサシとも呼ばれる。^{しもおいぶくろ}下老袋地区では弓取式に使う弓矢と的、甘酒を用意し、^{かみ なかおいぶくろ}上・中老袋地区は豆腐田楽をつくり、^{ひがしほんじゆく}東本宿地区は甘酒の準備を手伝う。



老袋の弓取式

ユミトリ5人の矢は一人が3本ずつ射る。的の白い部分に多く当たれば晴、黒に多く当たれば雨が多いとなる。その年の天候を占うとともに豊年を祈願する行事である。

⑦ ^{おいぶくろ まんさく}老袋の万作（無形民俗文化財）

下老袋氷川神社の春祈禱の日、4月の第2日曜日には県指定無形民俗文化財である「老袋の万作」が行われる。「今年は世がよい豊年で…」と唱えるように万作は秋の収穫を祈願する予祝行事であり、五穀豊穰祝福の芸能である。老袋の万作は明治25年（1892）頃比企郡から流入した下妻踊りを中心とする。



老袋の万作

最初に手踊りがあり、寸劇が始まり、しばらくすると歌となり、手踊りで閉める。手踊り、段物、芝居、茶番と豊富な内容を持つ農民自演の芸能として伝承されている。戦前の埼玉の村々では最も流行っていた農民芸能だったが、戦後は急激にさびれ、川越でも現在残っているのは他に鯨井地区の「鯨井の万作」（市指定無形民俗文化財）だけである。

⑧ 川越祭りばやし（無形民俗文化財）

川越地方の祭りばやしは、江戸時代後期に伝えられた江戸の囃子がもとになっていると言われている。王蔵流おうぞうりゅう、芝金杉流しばかなすぎりゅう、堤崎流つつみさきりゅうの三流派の系統に大別でき、大太鼓1・小太鼓2・笛1・鉦1で必ず舞い方が付くのが特徴になっている。

ア 中台囃子連中

川越氷川祭礼では、江戸時代後期より仲町（旧志義町）の囃子方を務めている他、地元八雲神社の祭礼にも囃子を奉納する。王蔵流を称しており、市内6ヶ所と市外2ヶ所に直接伝授している。



中台囃子連中

イ 今福囃子連中

明治21年（1888）に六軒町が山車を新造した際に、他の囃子連と競争して選ばれたと伝わる。それ以後、川越氷川祭礼には六軒町の山車の上で囃子を演奏している。地元の菅原神社、平野神社の祭礼にも囃子を奉納している。芝金杉流を称している。



今福囃子連中

⑨ 石原の獅子舞（無形民俗文化財）

4月の第3土・日曜日を本祭とし、陰祭は第3日曜日のみに行われる。

慶長12年（1607）から始まったとされる。本祭の際には観音寺で一庭奉納したあと、2日をかけて町内廻りに出て、神社や町境で一庭舞い、本応寺において一庭舞う。町内廻りを終えると、「昇殿の舞」を舞いながら高沢橋を渡り、元町2丁目の民家の庭で一庭舞う。最後に観音寺に戻り千秋楽をあ



石原の獅子舞

げて終わる。

笛にはじまり獅子はバチをあてながら右足を大きく上げ舞う。太鼓の響きがささらの音に和し、笛の音がその間を流れるあたり、壮麗・優雅な舞である。

⑩ ほろ祭（無形民俗文化財）

敬老の日の前日の日曜日に、ホロを背負った男児が神輿のお供をする行事でホロカケマツリとも呼ばれる。ホロとは、薄桃色の紙花の付いた竹ひごを36本束ねて背負いかごに上から差込み、その竹ひごを反らせて糸で固定したもの。ホロを背負うホロショイコは、古谷本郷の上組と下組から2人ずつ選ばれた小学校低学年の男の子で、ホロをゆさゆさゆすり、力を入れて鈴の音をたてながら古谷本郷の集落を進む。矢を除けるためのホロが起源と考えられ、いくさ仕立ての元服式の印象が深い神事である。



ほろ祭

(3) 川越市指定文化財

市指定文化財 195 件の内訳は、有形文化財 123 件（建造物 51 件、絵画 1 件、彫刻 12 件、工芸品 18 件、書跡・典籍・古文書 28 件、考古資料 7 件、歴史資料 6 件）、民俗文化財 32 件（有形民俗文化財 20 件、無形民俗文化財 12 件）、記念物 40 件のうち、いわゆる史跡が 32 件、天然記念物が 8 件である。

重要伝統的建造物群保存地区内には、市のシンボリックな存在の時の鐘をはじめ、蔵造り商家等 18 件 28 棟がある。またその周辺には、物資の集散地としての川越の特色をよく伝える原田家住宅、旧川越織物市場がある。

重要伝統的建造物群保存地区と川越城、喜多院の間には、武家屋敷である永島家住宅がある。

① 時の鐘

（有形文化財（建造物） 重要伝統的建造物群保存地区内）

寛永 4 年(1627)から同 11 年(1634)に川越藩主だった酒井忠勝が、現在の場所に建てたものが最初といわれている。現在の鐘楼は、明治 26 年(1893)に起きた川越大火の翌年に再建されたもの。3 層構造で、高さ 16 メートル。平成 8 年(1996)に、環境庁(当時)主催の「残したい日本の音風景 100 選」に選ばれている。



時の鐘

② 岡家住宅[屋号 旧近常]

（有形文化財（建造物） 重要伝統的建造物群保存地区内）

中央通路を持つ南北の 2 棟からなる。北棟は明治 34 年(1901)の建築で、南棟は大正 11 年(1922)の建築。敷地全体を土蔵造りの建物で囲い、建築群全体で防火するように配置されている。



岡家住宅

③ 旧小山家住宅[屋号 旧万文]

（有形文化財（建造物） 重要伝統的建造物群保存地区内）

現在、市の蔵造り資料館となっている。明治26年（1893）に煙草卸商を営んでいた小山文造が建てたもの。屋敷配置は店蔵の背後に住居棟を建て、さらに文庫蔵、煙草蔵、文庫蔵と続く典型的な蔵造り町家の構成をしている。



旧小山家住宅

④ 滝島家住宅[屋号 熊重]

（有形文化財（建造物） 重要伝統的建造物群保存地区内）

明治28年（1895）に2代目滝島重蔵が建てたもの。角地に立地し、西と南の両面に出入口を有する。現在も変わらず酒屋として使用されている。



滝島家住宅

⑤ 福田家住宅（有形文化財（建造物））

銀行として使われていたもの。明治35年（1902）の「埼玉縣営業便覧」によると、川越貯金銀行となっており、明治31年（1898）から大正11年（1922）まで存続していた。建築年代は銀行が出来た明治31年（1898）頃と思われる。



福田家住宅

⑥ 原家住宅[屋号 やまわ]

（有形文化財（建造物）

重要伝統的建造物群保存地区内）

明治26年（1893）に呉服商山本平兵衛（足立屋）が建てたもの。角地にあって見事な入母屋造りが特徴になっている。配置は、表通りより店蔵、北側を塗籠めた住居、数棟の土蔵と連続して立ち並び、北の季節風による延焼を防ぐための防火壁を形成している。



原家住宅

⑦ 宮岡家住宅[屋号 町勘]

（有形文化財（建造物）

重要伝統的建造物群保存地区内)

明治30年（1897）に建てられた宮岡家住宅の店蔵は間口3.5間、奥行き3間、裏に住居、商品蔵と続き、中規模の蔵造り商家の典型例となっている。



宮岡家住宅

⑧ 小谷野家住宅[屋号 深善]

（有形文化財（建造物）

重要伝統的建造物群保存地区内)

太物商卸問屋山仁商店を営んでいた高山平兵衛が約3年の歳月をかけて明治28年（1895）に建てたもの。店舗部分と住居部分を1棟にした総2階建の建物。



小谷野家住宅

⑨ 平岩・水飼家住宅

（有形文化財（建造物）

重要伝統的建造物群保存地区内)

明治26年（1893）糸繭製茶煙草問屋を営んでいた正木屋大川木兵衛が建てたもの。間口は5間と大きく、現在は、書店・理髪店の2軒で使っている。側面だけを厚い土壁で覆った塗家造りの町家。



平岩・水飼家住宅

⑩ 服部家住宅[屋号 山新]

（有形文化財（建造物）

重要伝統的建造物群保存地区内)

服部家は、照降問屋と薬種商を営んでいたもので、「明治26年（1893）の川越大火直後の4月に上棟式を行った」と伝えられる。



服部家住宅

間取りは焼失した安政4年（1857）に建てられた建物の家相図（明治16年（1883））とほぼ一致し、江戸時代後期の商空間を残す貴重な事例となっている。

⑪ 小島家住宅[屋号 相徳]

（有形文化財（建造物） 重要伝統的建造物群保存地区内）

棟高の低さ、棟の小ささなどから、明治26年（1893）の大火後まもなく建てられたと思われる。内部は、南側に通り土間を持った畳敷であったと考えられる。壁は現存する蔵造りで唯一大津壁となっている。



小島家住宅

⑫ 小林家住宅

（有形文化財（建造物） 重要伝統的建造物群保存地区内）

明治26年（1893）に、呉服・太物卸商屋2代目小林佐平が建てたもの。店蔵、住居、庭、文庫蔵（家汁蔵）と連続した屋敷配置は川越の町家の一つの典型を示している。店蔵に続く住居部分も外側が塗籠められているなど、防火に対する工夫がみられる。曲線を描いた霧除けや、影盛りに付く金具が特徴的である。



小林家住宅

⑬ 田中家住宅（有形文化財（建造物） 重要伝統的建造物群保存地区内）

大正4年（1915）に鍛冶町の桜井商店の店舗として建てられ、自転車店や銃砲店として使われていた。外観は洋風でも構造は蔵造りというのが特徴で、住居棟との間には観音開扉が使われている。人造石洗い出し仕上げの3連窓や柱型が、川越職人の確かな腕をみせている。



田中家住宅

⑭ 松崎家住宅[屋号 松崎屋]

（有形文化財（建造物） 重要伝統的建造物群保存地区内）

明治34年（1901）建築。重要伝統的建造物群保存地区の南の入口に位置する重厚な蔵造り商家である。昭和24年（1949）まで砂糖商を営んでいた。



松崎家住宅

⑮ 塩野家住宅（有形文化財（建造物））

明治27年（1894）に木材商「丹清」の文庫蔵として建てられた。切妻造り妻入りで、袖壁を下屋の西隅に設けることによって隣家からの延焼を防御しようとしている。



塩野家住宅

⑯ 山下家住宅（有形文化財（建造物））

江戸時代後期の建物と推定される。切妻平入りで、壁から軒裏まで白漆喰仕上げ、2階の窓も枠取りを少し盛り上げ黒漆喰で強調するなど全体的に簡素な造りである。明治26年（1893）の大火以前の意匠形態を保持する数少ない建物である。裏の土蔵には安政4年（1857）の墨書が残る。



山下家住宅

⑰ 松本家住宅（有形文化財（建造物））

江戸時代の建築と考えられる。文化・文政の頃の豪商横田五郎兵衛の蔵屋敷跡である。明治22年（1889）に松本家初代新次郎が横田家の分家であった横田醤油店を買い取ったもの。奥に現存する仕込み蔵では今も醤油を醸造している。



松本家住宅

⑱ 山崎家住宅[屋号 亀屋（餅）]

（有形文化財（建造物） 重要伝統的建造物群保存地区内）

明治26年（1893）建築。天明3年（1783）創業といわれる川越を代表する和菓子の老舗の店蔵である。間口4間、奥行き2.5間の店蔵と間口2間、奥行き2.5間の袖蔵が併立する袖蔵形式の蔵造りである。外観は塗籠られた出桁、深い軒をもつ屋根、開いた観音開扉が隣接する観音開扉と再び合わさる繊細で豪華な造りが特徴。



山崎家住宅

⑲ 山崎家住宅[屋号 亀屋（お茶亀）]

（有形文化財（建造物） 重要伝統的建造物群保存地区内）

明治38年（1905）建築。明治の始め頃和菓子の山崎家より分家し、お茶を商い始めたという。間口6間、奥行き8間で、住居と店を一棟に取り込んだ規模の大きい蔵造りで、袖蔵を併立。奥の土蔵と塗籠られた主屋で完璧な防災体制をとっている。



山崎家住宅

⑳ 原田家住宅[屋号 足立屋]

（有形文化財（建造物））

明治27年（1894）建築。代々穀物問屋を営んでいた。高い箱棟、大きな鬼瓦、3連の観音開扉など、黒塗の漆喰壁と相まって豪壮な意匠となっている。



原田家住宅

⑳ 田口家住宅[屋号 百足屋]（有形文化財（建造物））

川越街道面して建つ明治29年(1896)建築の店蔵。糸・組紐問屋を代々営んできた。比較的規模が小さいが、均整が取れている。



田口家住宅

㉑ 加藤家住宅

（有形文化財（建造物））

明治30年(1897)代と推測される。元々は金物商大和屋の店蔵であった。正面のみを土蔵造りとし、大谷石をコの字型にめぐらせて外壁とした特徴的な建築である。



加藤家住宅

㉒ 吉田家住宅[屋号 謙受堂]

（有形文化財（建造物））

明治30年(1897)の建築。書籍文具商謙受堂の店蔵で、川越ではめずらしい大屋根形式である。これは明治26年(1893)の大火以前の板葺き町家の形態を踏襲したものと思われる。



吉田家住宅

㉓ 旧川越織物市場

（有形文化財（建造物））

明治43年(1910)に建築された、木造2階建ての長屋2棟。衰退にあった織物流通業界の起死回生策として建設されたもの。令和2年(2020)～令和5年(2023)の計画で、復原整備工事を行っている。



旧川越織物市場

⑳ 旧栄養食配給所（有形文化財（建造物））

元々は織物市場の事務所として明治43年（1910）に建築されたもので、昭和9年（1934）に栄養食配給所に代わった。栄養食配給所は、労働者に栄養食を配給するため、大正から昭和初期にかけて国策で設置されたもので、昭和14年には全国に87カ所あった。



旧栄養食配給所

㉑ 永島家住宅（旧武家屋敷）（記念物（いわゆる史跡））

江戸時代後期中級武士の武家屋敷である。川越城南大手門近くの侍町であった三久保町に当時に近い状態で残る貴重な記念物（いわゆる史跡）である。主に中級クラスの武士や御殿医が居住していた。



永島家住宅（旧武家屋敷）

㉒ 筒がゆの神事（無形民俗文化財）

山田地区の石田藤宮神社にて、1月15日の早朝に行われる。その年の作柄と天気を占う神事で、カユウラとも呼ばれる。境内にかまどを置き、大釜を据えて小豆1合・米1升・水1斗を入れて小豆粥を作り、18本の短いヨシヅツをすだれ状に編んで丸めたものを粥にいれてかき混ぜ、ヨシヅツに入っている米粒の数で占う。神事の後に振舞われる小豆粥を食べると虫歯にならないと言われている。



筒がゆの神事

㊸ 芳地戸^{ほうじど}のふせぎ（無形民俗文化財）

霞ヶ関地区の尾崎神社は旧高麗街道に接し、樹齢300年余りの杉の神木をはじめとする深い緑が森閑とした参道の雰囲気をつくりあげている神社である。笠幡の芳地戸では、毎年春の彼岸の中日に、悪魔払いの神事である市指定無形民俗文化財の「芳地戸のふせぎ」を行っている。享保6年（1721）に疫病が流行したことから始まったといわれる。

午前中、尾崎神社でおみこしを作る。四角の木製のわくに榊や檜の小枝などを取り付けただけの古風なもので、中に神社の御神体を納める。神社でふせぎの祈祷を行ったあと、芳地戸の家々を回る。地区巡行の後、他地区との境9カ所に辻札を立てて行事が終了する。神輿の形などに古式を残す悪魔払いの行事である。



芳地戸のふせぎ

㊹ 南田島の足踊り（無形民俗文化財）

南古谷地区南田島氷川神社の4月14日の春祈祷、7月14日の天王さま等に奉納され、川越氷川祭礼でも演じられる。人形浄瑠璃にヒントを得て考案されたもので、人形を両足にくくりつけ、神田囃子に合わせて足先で操っていく。足踊りをする人は、仰向けになり足先を上げ、足先にオカメ・ヒョットコなどのお面をつけ、着物の袖に手を通し、日傘や扇子などを持つ。寝ながら両手両足を使って人形を踊らせていく芸である。



南田島の足踊り

③⑩ 中福の神楽（無形民俗文化財）

福原地区の中福には神楽が伝承されており、中福稻荷神社の4月19日の例祭のほか、増形・藤間・下赤坂などの例祭に招かれる。古事記や日本書紀などにもとづくヤマタノオロチを題材にした演目が奉納される。

また、川越氷川祭礼にも参加するなど活動範囲が広い。

写真
(調整中)

③⑪ まんぐり（無形民俗文化財）

山田地区の上寺山で行われる大山信仰の影響を受けた夏の祓えの行事。7月第2日曜日に八咫神社で行われる。青竹に麦わらを俵上に束ねて巻き、その頭頂にたくさんの幣束を挿したボンテンを運び、入間川に入りボンテンに水をかけた後、八咫神社境内に運び前年のボンテンと取り替える。



まんぐり（写真中央がボンテン）

③⑫ 鯨井の万作（無形民俗文化財）

名細地区の鯨井八坂神社の天王様の行事に演じられる踊り。太鼓と笛、鉦の音に合わせて歌い、横一列に並び、老若男女幼い子供たちまで揃って勇壮に踊る。

写真
調整中

③ 新宿雀ノ森のお焚き上げ（無形民俗文化財）

新宿氷川神社境内社の富士塚（浅間社）では、9月1日にお焚きあげが盛大に行われる。境内に薪で斎場が作られると、富士講の行者15名ほどが白装束の富士行衣に身を清め、鈴を振り神社に経文を唱え祈願する。斎場に火が焚かれると願い事と願主の名前が書かれたお札を火の中に投じる。火に煽られた札が高く舞うほどご利益があるという。



お焚き上げ

境内外に露天がところ狭しと軒を連ねる様は、夏の終わりを告げる風物詩である。

(4) 主な未指定文化財

① 景観重要建造物・都市景観重要建築物等

川越市の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる歴史的建造物で、指定文化財、伝統的建造物を除く昭和初期までのものを、景観重要建造物として、所有者の同意を得た上で順次指定している。所在地は重要伝統的建造物保存地区以外の市内全域に分布するものを指定しており、旧市街地に残る町家や土蔵だけでなく、農家住宅の特徴である長屋門や校舎なども含まれる。

令和2年（2020）11月時点における景観重要建造物の指定は53件だが、景観法制定以前から川越市都市景観条例において独自に指定を行って来た都市景観重要建築物等も32件あり、景観重要建造物への移行指定を進めている。

② 近代化遺産

平成8年（1996）3月に埼玉県教育委員会により刊行された埼玉県近代化遺産総合調査報告書により、近代化技術でつくられた産業・交通・土木にかかわる産業遺産について、川越市内でリストアップされた。産業遺産34件、土木遺産7件、交通遺産21件、その他5件の計67件のうち、建造物については、市指定文化財、伝統的建造物、景観重要建造物、国登録有形文化財等

の制度を活用した保存を進めている。市内には、橋梁・堰・門樋などの近代土木遺産も多く残っている。

ア 田谷堰（土木遺産）

昭和初期に実施された新河岸川の改修事業によって昭和13年（1938）に建設された農業用の取水堰の一つ。ゲートは木製である。



田谷堰

③ 富士信仰（浅間信仰）

川越には、富士信仰に基づく富士塚が多く残されている。

ア 初山

仙波浅間神社では、毎年7月13日に富士山信仰に由来する「初山」が行われる。子どもを授かりたい結婚したばかりの人や赤ちゃんをつれて参詣し、額にはんこを押してもらい、無病息災を祈願する行事である。



仙波浅間神社の初山

初児の時には、夏を健康に過ごすように仲人や近親にあんころもちと団扇を配る習わしがある。現在でも、あんころもちを売る露店はもとより、いろいろな露店がでて賑わう。

(5) 特産品、工芸品、菓子・料理等

① 川越芋（特産品）

江戸時代は、川越藩と隣接する他領の村々（現在の川越市、所沢市、狭山市、新座市、三芳町）で生産されるサツマイモを総称して「川越芋」とされた。

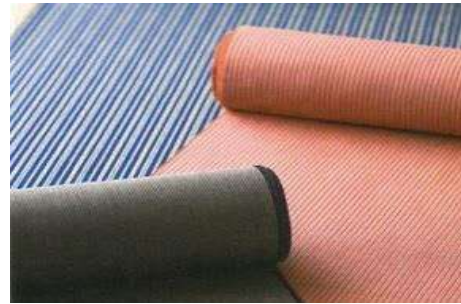
水に乏しく、風が強く、地力の乏しい武蔵野台地の開拓の集大成として、昭和30年（1955）頃まで大変生産が盛んだった。川越市内では、福原地区で生産されており、100年以上前から生産される品種「紅赤」は、黄色い栗のようにホクホクした身は上品な甘さが特徴である。



川越芋

② 川越唐棧（工芸品）

唐棧は、江戸時代に人気となったインドからもたらされた縞木綿のことである。「川越唐棧」とは、川越商人によって、輸入した良質のイギリス製の綿糸を使い、川越周辺の農家の農閑期に手織りさせた平織りの縦縞柄の綿織物のことをいう。欧米の機械織り唐棧と違って手織りの川越唐棧は品質が良く、安かったため、大変な人気となった。



川越唐棧

現在では手織り職人による商品生産は行っていないが、「川越唐棧手織りの会」により技術は受け継がれている。

③ 菓子屋横丁の駄菓子（菓子）

石畳の道の両側に、素朴で昔懐かしい駄菓子屋が並ぶ菓子屋横丁で売られる駄菓子。今では小売りが増えたが、飴の「玉力製菓」や、「稲葉屋製菓」などは店舗奥の作業場を覗きながら買い物が楽しめる。



玉力製菓（飴）

④ うなぎ（料理）

荒川や入間川に囲まれた川越は、うなぎが多く取れたこともあり、江戸時代からうなぎ料理が名物だった。歴史ある名店も多く、秘伝のタレで伝統の味を提供している。



うなぎ

(6) 世界遺産

① 山・鉾・屋台行事

（ユネスコ無形文化遺産登録）

「川越氷川祭の山車行事」が、平成28年（2016）に、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に「山・鉾・屋台行事」の一つとして登録されている。



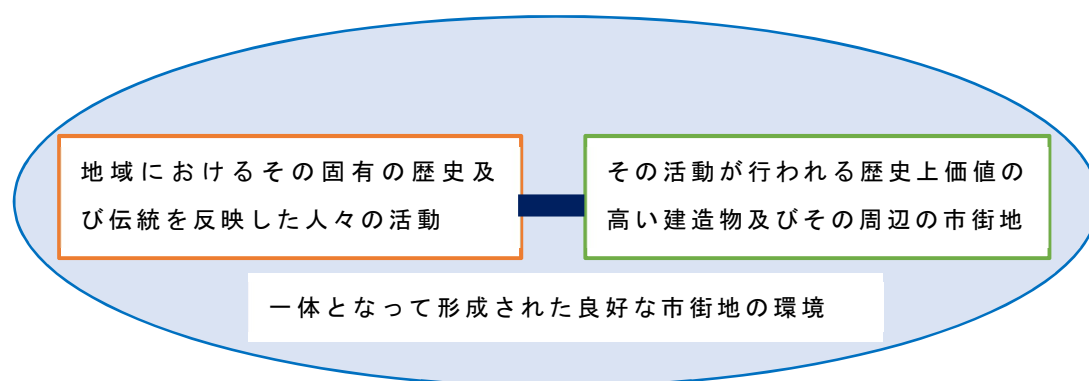
川越氷川の山車行事

第2章 川越市の維持向上すべき歴史的風致

1 歴史的風致の概要・分布状況

「歴史的風致」とは、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法という）第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

歴史的風致



川越は、江戸の北の守りとして、代々幕府の重臣が藩主を務めた歴史とともに、江戸に向かう物流の拠点として江戸幕府と密接な関わりを持ち続けていた都市と言える。

そのため、十ヵ町四門前の町割りが残る城下町の範囲を舞台に、江戸文化を随所に取り入れた川越まつりが盛大に行われている。

また、舟運や街道によって行われた江戸との交流は、物資の集散地としての経済的発展と、蔵造りの建物で行われる商業活動を現在に伝えている。

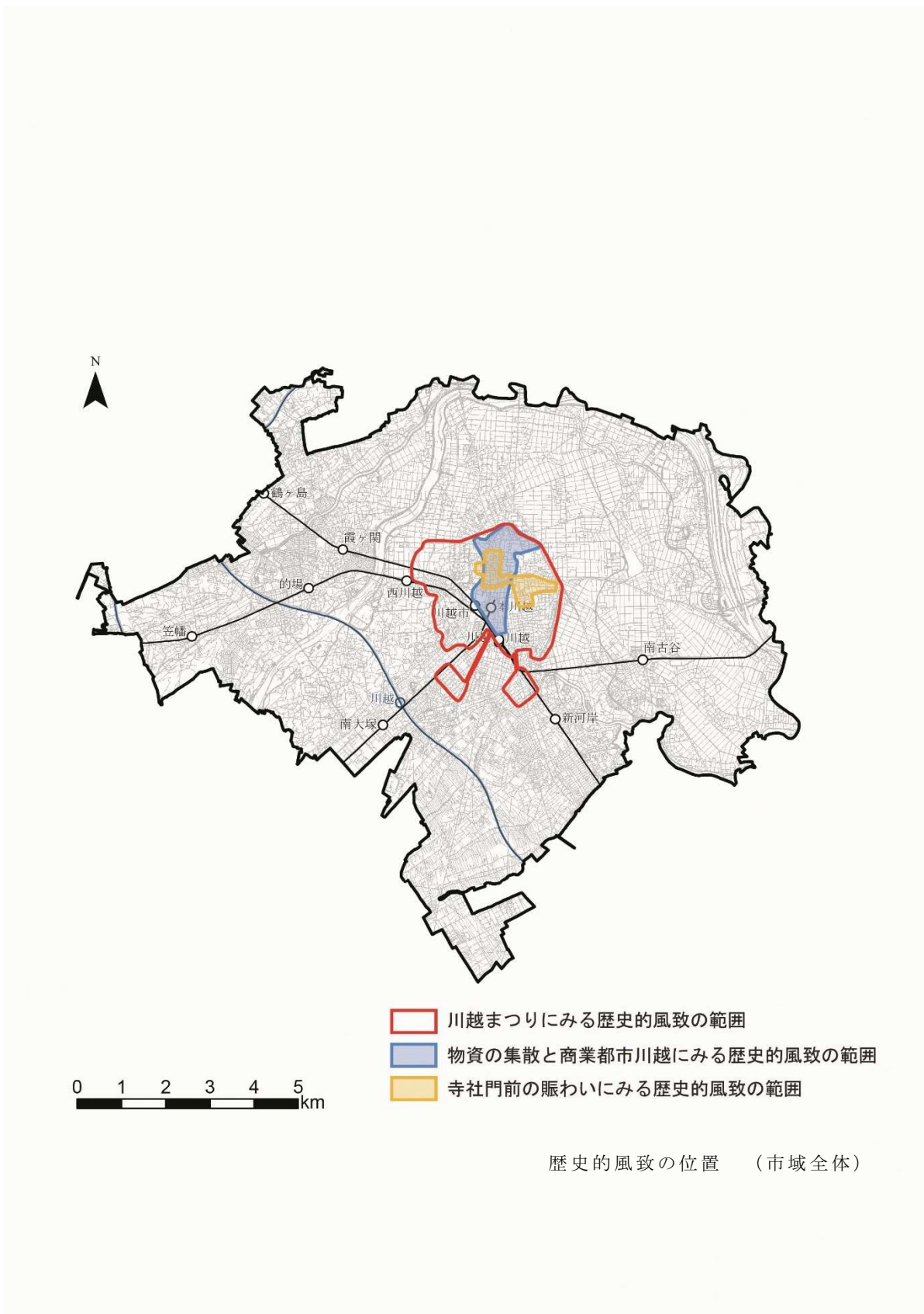
そして、江戸幕府にゆかりの深い寺院である「喜多院」に代表される寺社文化の興隆は、寺社周辺に広がる門前町を形成し、遠方からの参拝客を受け入れるため発展した繁華な界限は、縁日や食事などで現在も参拝客を楽しませている。

このような要素から、川越市における維持・向上すべき歴史的風致は次のとおりである。

- 1 川越まつりにみる歴史的風致
- 2 物資の集散と商業都市川越の発展にみる歴史的風致
- 3 寺社門前の賑わいにみる歴史的風致

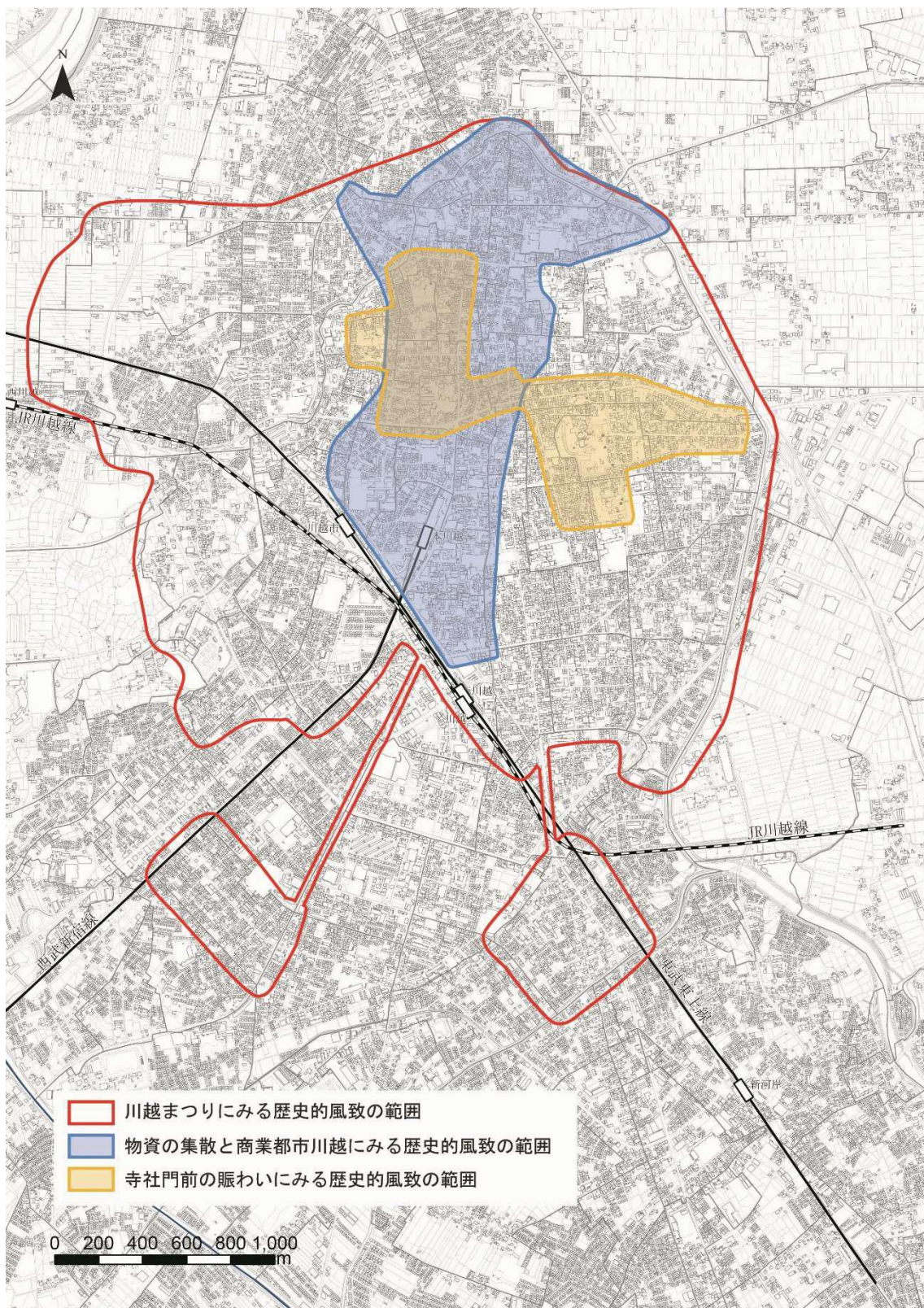
第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



歴史的風致の位置

2 歴史的風致の概要

(1) 川越まつりにみる歴史的風致

① はじめに

10月の第3土・日曜日に、川越の象徴である蔵造りの町並みを中心とした川越城の旧城下町の範囲を主な舞台として川越まつりが開催され、毎年100万人近い人出を記録している。その起源は、川越氷川神社の秋の例大祭であり、370年以上の歴史を有している。



川越まつり 山車の曳行

川越まつりのメインイベントは豪華絢爛な山車の運航だが、この山車行事も、川越氷川神社の祭礼行事として始まったものである。山車行事への参加は、周辺住民の山車持ち町内への憧れとシビックプライドを刺激し、現在では29台もの山車が参加する市民まつりへ、大きな発展を遂げている。

現在、川越まつりは、10月14日に行われる川越氷川神社内で行われる神事としての例大祭と、10月第3土・日曜日に行われる山車の曳行をメインとした市民まつりとしての両面において開催されており、山車行事の舞台となる歴史的町並みと共に、山車の組み立てや曳行の準備、町内組織による衣装や会場の準備、祭り囃子など、まつりの運営に携わる様々な活動を今に残している。

② 川越まつりの歴史

ア 城下町「十カ町四門前」の形成と川越氷川神社

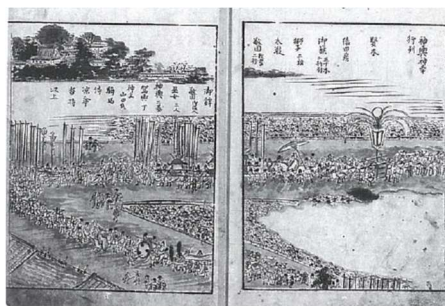
城下町の基本となる都市計画を「町割」と呼んでいる。川越城下の町割は江戸初期の川越城主であった松平信綱によって整備された。

信綱は、川越氷川神社を城下町の鎮守とし、^{いち}市を開催していた上五カ町（江戸町、本町、南町、喜多町、高沢町）と、その他の下五カ町（上松江町、多賀町、鍛冶町、鳴町（志義町）、志多町）を合わせた十カ町を川越氷川神社の氏子と定めた。

イ 川越まつりの成り立ちと変遷

■ 初期（江戸期）【川越氷川祭礼としてのはじまり】

信綱が慶安元年（1648）に、川越氷川神社へ神輿・獅子頭等の祭礼用具を奉納し、氏子域である十カ町に祭りの執行を求めたのが、現在の川越まつりの祖となる「川越氷川祭礼」の始まりである。



武蔵三芳野名称図絵
享和元年（1801）

享和元年（1801）に川越鍛冶町名主の中島孝昌の編述した「三芳野名勝図会」では、慶安元年（1648）に信綱が川越氷川神社に神輿2基・獅子頭2頭・太鼓などの祭具を寄進して、その年から神幸祭を行い、神輿が巡行されたと伝える。

また、「三芳野名勝図会」には川越氷川祭礼のこととして、「9月10日頃より氏子の町々は幡を建て、9月15日の祭礼神輿巡行は隔年に行い、子、寅、辰、午、申、戌の年には祭礼を行い、丑、卯、巳、未、酉、亥の年は休年。」とある。また、元禄11年（1698）9月、初めて高沢町（元町2丁目）より踊り屋台を出したことを記録し、「これより年々数寄を好んで、時代の流行をたくみに取り入れた色々の造り物や風流を上5カ町、下5カ町と練行の列を定めて12日、13日は町揃い試踊り、14日、15日は町々引渡し、16日は笠脱ぎといってその町々において踊りを催して終わる。祭礼の当日は、遠近の貴賤群集して、町々家々棧敷をかまえ、外観を華やかにし、きわめて珍しく壯観である。」と記されており、日程や、集まった人々の見物の様子など、現在の川越まつりに受け継がれていることが伺える。



文政9年（1826）川越氷川祭礼絵巻より

現代の祭礼儀式、しきたりや囃子の源流も文化・文政時代（1804～1830）まで遡ることができる。文政9年（1826）の「川越氷川祭礼絵巻」には、神幸祭を先頭に列をなして川越城に向かう笠鉾形式の山車と踊り屋台などの付祭りが克明に描かれている。

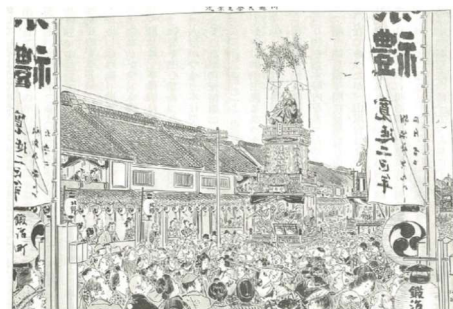


川越氷川祭礼絵馬 天保15年（1844）

また、天保15年（1844）の「川越氷川祭礼絵馬」では、すべての山車が一本柱形式に統一され、勾欄に人形を乗せているのがわかる。

■明治・大正期【川越まつりへの移行】

明治時代になると、川越氷川神社と有力商人が中心となり、祭の運営にあたった。明治20年（1887）には十ヵ町に加え、宮元町・神明町・六軒町・下松江町・久保町・石原町・猪鼻町・橋町・相生町の9町が加わっている。



「風俗画報」第258号
「武州川越の大祭」
明治35年（1902）発行

この時期はとくに天皇即位や市制施行などのように国や市の祝事に結びつくと大祭となる傾向があったが、そうした中でも、明治26年（1893）の川越大火からの復興がなされ、氷川神社の玉垣竣工を記念して行われた明治34年（1901）の祭は盛大に行われた。川越大火を教訓とし、富裕な商家は直後から競って江戸の防火建築として知られた蔵造りの店を建てた。そのため中心街は黒びかりのする江戸の粋をそのまま移したような街となった。そこに江戸型の山車を出したのだから大評判となった。その様子は、明治35年（1902）発行の「風俗画報」第258号に八木橋仲秋氏の紀行文と共に山本松谷（昇雲）氏による挿絵と共に記載されている。挿絵は昭和8年（1933）の中央通り開通以前の志義町（仲町）あたりであり、当時は丁字

の交差点であったが、当時から祭りの中心地となっていることを伝えている。

明治後期になると米穀と織物産業の集散地であった川越の経済が下降したことから、有力商人の後ろ盾を失った川越氷川祭礼は、御大典や市制施行何十周年等の大きな行政行事と合わせて山車を出すようになったこともあり、氏子以外の市民全体でまつりを楽しむようになっていった。

また、江戸時代には9月15日が祭日であったことから、明治時代になっても、9月15日を守っていたが、明治44年(1911)から新暦の10月14日と、15日に行われるようになった。

■昭和期【川越まつりの確立】

戦後は、昭和21年(1946)の新憲法発布記念にいち早く山車を出した記録がある。

昭和23年(1948)に中原町が、昭和27年(1952)には、下松江町・宮下町・連雀町・末広町が屋台をしたてて、祭りに参加するようになった。

昭和43年(1968)「川越氷川祭山車」10台が県の有形民俗文化財に指定され、また、同年「川越まつり協賛会」が発足する。川越まつり協賛会は、「永い歴史と伝統を誇る川越まつりを保存し、また、全市的なまつりに発展させることを目的」にしており、「川越まつりの山車・屋台等の保存・企画・実施等」の事業を行っている。このときから「川越まつり」は市民まつりとして位置づけられ、全市的な広がりを持つようになる。西小仙波町・岸町2丁目・脇田町がこの年から参加するようになり、徐々に参加する町内が増えるようになった。

明治44年(1911)から新暦の10月14日、15日に固定されていた川越まつりだったが、市民まつり、観光まつりの位置づけの高まりから、平成9年(1997)から山車行事は10月の第3土・日曜日に変更された。しかし、神社祭事は、旧来通りの10月14日、15日に行われている。

■平成期

平成17年(2005)に「川越氷川祭の山車行事」として、国の重要

無形民俗文化財に指定されると、神輿の行列に、氏子町内の山車行列が続くという本来の形に戻すという機運が高まり、平成19年(2007)には、例大祭は旧来の14日、神幸祭は第3土曜日に行われることとなった。

このように、現在は、市民まつり、観光まつりとしての「川越まつり」を、川越氷川神社の秋の例大祭である「川越氷川祭」に融合した形となっている。

平成28年(2016)に、国連教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産に「山・鉾・屋台行事」の一つとして登録されている。

③ 歴史的風致を形成する建造物

ア 川越氷川神社

川越まつりにおける祭礼としての「川越氷川祭り」を行う川越氷川神社の創立は、欽明天皇の即位2年(541)武蔵国足立郡氷川神社(現大宮氷川神社)を分祀したものと氷川神社由緒に伝わる。

「お氷川さま」と呼ばれ、川越の総鎮守として篤い崇敬を集め親しまれてきた。室町時代の長祿元年(1457)川越城を築城した太田道灌は、当社を篤く崇敬していたとされ、「老いらくの身をつみてこそ武蔵野の草にいつまで残る白雪」(訳:年月を積み重ね年老いたわが身(道灌)は、武蔵野の原野に降り積もった残雪がいつまで残っていることができるかわからないのと同じように、わが身もいつまで生きていられるのであろうか)という和歌を残している。これは、「武蔵三芳野名勝図会」の「氷川社」の項に記載されている和歌で、道灌が詠んで氷川社に奉納した和歌として記載されている。

その後、江戸時代に入り、川越氷川神社は歴代の川越藩主の尊崇も受けた。川越氷川神社境内には本殿の他にも江戸城ともゆかりのある八坂神社が、川越城内から移築され祀られている。

a) 氷川神社本殿(県指定有形文化財(建造物))

本殿は城主松平大和守齊典の寄進と、氏子の抛出により嘉永3年(1850)に竣工したもので、規模は、正面3間側面2間の銅板本葺入母屋造で千鳥破風付の屋根、向拝部分には唐破風をあしら

うなど凝った造りとなっており、壁面には50種類におよぶ江戸彫による精巧な彫刻が施され、なかでも川越氷川祭礼の山車を題材とした彫刻は豪壮華麗である。



氷川神社本殿（県指定文化財）



氷川神社本殿の彫刻

b) 八坂神社社殿（県指定有形文化財（建造物））

川越氷川神社境内の末社の一つである八坂神社社殿は寛永14年（1637）に江戸城二の丸東照宮として建立されたが、後に空宮となったので明暦2年（1656）川越城内三芳野神社の外宮として移築された。



八坂神社社殿（県指定文化財）

さらに明治5年（1872）に現氷川神社の境内に移された。銅板本葺入母屋造の屋根を持ち、江戸城内にあった宗教的建造物としては、全国唯一のものとして歴史的価値が高い。

イ 川越城本丸御殿及び家老詰所（県指定有形文化財（建造物））

城下町の鎮守祭礼の意味を持つ川越氷川祭礼は、藩・家中・町方が一体となった城下町の統合を目的とする藩をあげての催物であったことから、藩主の上覧が重要な行事であった。



川越城本丸御殿及び家老詰所
（県指定文化財）

初雁公園内に残る川越城本丸御

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

殿及び家老詰所は、嘉永元年（1848）に竣工した第16代川越藩主松平斉典の居所であり、公務のための御殿である。

本丸御殿は、廃城以後の経緯の中で大部分は解体され、現在は玄関と広間部分だけが残っているが、国内において御殿建築が残る例は4例のみであり、全国的にも希少な建造物である。間取りは、桁行19間、梁行5間、一重、入母屋造、棧瓦葺き、東面に唐破風玄関付、北面に庇付。御殿は物頭詰所、番抜・老体詰所、使番詰所・使者の間・広間・鎗の間、徒詰所、廊下等によりなっている。

家老詰所は、明治初期に解体され、隣接する現ふじみ野市の商家に再築されていたものを昭和62年（1987）に市に寄贈され移築したもので、役職別の6部屋と前室、廊下等で構成されており、執務が滞ることがないように、当時には珍しく建物内に便所が設置されている。



川越城本丸御殿平面図

ウ まつりの舞台となる町並み

川越まつりの主な舞台となるのは、川越氷川神社の氏子域であり、江戸初期の川越城主松平信綱によって整備された十カ町四門前の町割りの範囲である。

江戸時代から変わらない道筋には多くの歴史的建造物が残り、時代とともに、川越まつりを見守って来た。

a) 川越市川越伝統的建造物群保存地区

川越一番街商店街の通りを含む川越市川越伝統的建造物群保存地区は、重要伝統的建造物群保存地区として選定されており、主として明治中期から末期（1884～1894）頃に建設された重厚な蔵造り町家を中心に近代洋風建築等も含めた伝統的建造物が建ち並び、135棟が特定されている。



川越市川越伝統的建造物群保存地区
（重要伝統的建造物群保存地区）
「川越一番街商店街」

札の辻を北端とし、仲町を南端とする中央通り沿いの南北約430m、東西約200m、面積約7.8haの範囲で、近世初期以来の十カ町四門前の町人地の枢要部を占めている。

同地区内では、明治40年（1907）頃までに重厚な蔵造り町家の並ぶ町並みが形成された。さらに、大正期以降、近代洋風建築や洋風外観の町家等も加わったことから、時代の変遷における川越まつりの様子を感じる事ができる。

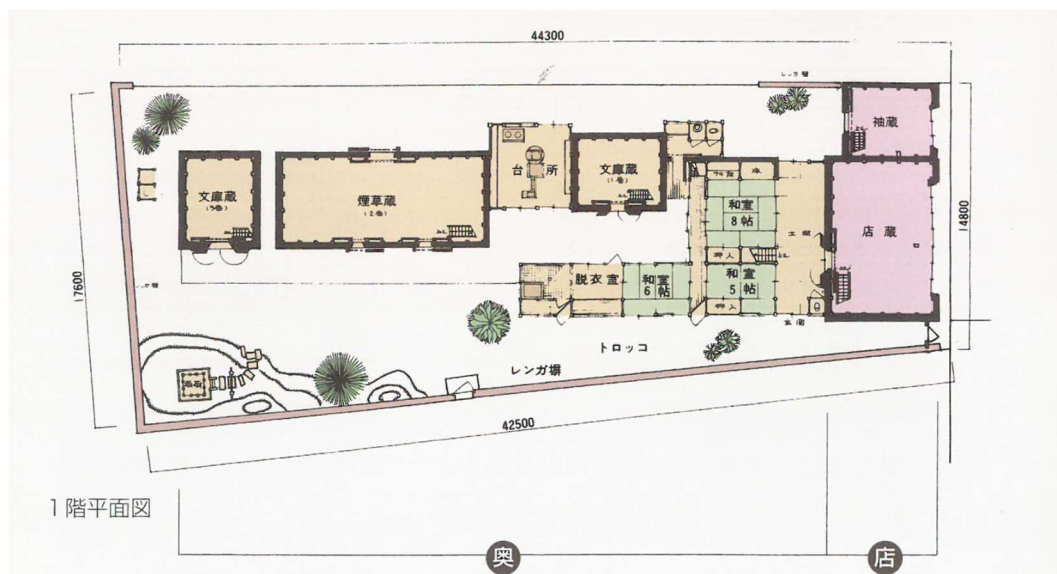


伝建地区の範囲

地区内の地割りは、複雑な街路形態を反映して一定ではないが、おおむね間口数間、奥行15～20間の短冊型である。伝統的建造物の約8割が町家で、その大部分は蔵造り町家であるが、一部真壁造り町家や洋風外観の町家もある。

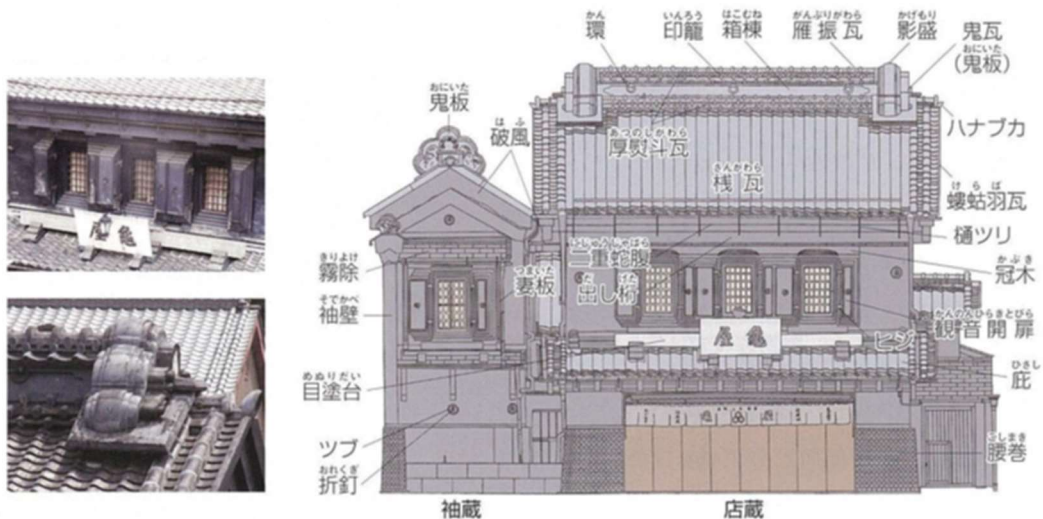
第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



伝統的な商家の敷地構成（旧小山家住宅[現川越市蔵造り資料館]）

蔵造り町家は、表通りに面して巨大な鬼瓦・影盛と箱棟を持つ切妻もしくは入母屋・棧瓦葺・平入・2階建の黒漆喰塗りの店蔵を構え、その奥に座敷、離れ座敷、蔵などを棟を分けて配置し、1階正面には主として土戸を収納する戸袋が両袖または片袖にあり、揚戸で戸締まりしていた。2階は主として観音開の土扉で、一部に横長の格子窓を用いるなどの特徴が見られる。



代表的な蔵造り町家の正面意匠（山崎家住宅[屋号：亀屋]）

[大沢家住宅]（重要文化財）

川越の蔵造り町家で最古のものは寛政4年（1792）建築の大沢家住宅で、18世紀末の川越の蔵造りの姿を伝えている。当時の川越の町の3分の1を焼けつくした明治26年（1893）の大火でも焼け残ったこの建物を見て、川越商人たちが復興策として、取り入れたのが蔵造りとされる。



大沢家住宅

[旧小山家住宅]（市指定有形文化財（建造物））

煙草卸商を営む4代目小山文蔵：
まんぶん 万文が明治26年（1893）の川越大火直後に建てた蔵造り町家で、通りに面し店蔵と添屋があり、店蔵の背後に2階建ての住居・井戸館・土蔵造りの文庫蔵・商品蔵がある。



旧小山家住宅

現在は「川越市蔵造り資料館」となり、当時の商家の敷地全体を公開する施設として、また、往時の商家の様子を疑似体験出来る場となっている。

[時の鐘]（市指定有形文化財（建造物））

川越のシンボルでもある高さ16mの時の鐘は、明治26年（1893）建築である。人形も含めると10m近い高さとなる山車が曳き回される山車の曳行ルート为背景として、大きな存在感を見せている。



時の鐘と山車

〔旧第八十五銀行本店本館〕（国の登録有形文化財）

低層の町家が軒を連ねる町並みの中で、ひと際目を引くのが、大正7年（1918）建築の埼玉りそな銀行旧川越支店（旧第八十五銀行本店本館）である。ルネサンス様式を取り入れた正面隅部に設けられた棟屋が特徴の国の登録有形文化財である。まつりの期間、建物前のスペースは幸町山車の組み立てや保管場所となる。



旧第八十五銀行本店本館
（埼玉りそな銀行旧川越支店）

〔川越商工会議所（旧武州銀行川越支店）〕

（国の登録有形文化財・都市景観重要建築物）

川越商工会議所（旧武州銀行川越支店）は、前田健二郎の設計によるギリシャ神殿風の列柱が特徴的な昭和2年（1927）建築の建物で、クラシックリバイバルの外観をよく残している。



川越商工会議所
（旧武州銀行川越支店）

武州銀行川越支店として建てられた後、埼玉銀行川越南支店を経て、昭和45年（1970）から川越商工会議所の事務所として使用されている。

b) 会所等で使用される歴史的建造物

川越市川越伝統的建造物群保存地区周辺にも蔵造りや町家をはじめとする伝統的な建造物が数多く残っている。それらは、川越まつりにおいて、会所や山車を見物する会場となっている。

会所は、祭礼期間中の町民が集まる場所であり、祭礼当日の寄付金である「花」を受け付ける場所であり、他町内との付き合いをする町の迎賓館のような場所で、山車を出さない年も、会所だけは設営する町内もある。通りに面した大きな店や、現在商売をしていない町家が会所に選ばれることが多い。

山車が曳き回される主要な通りに面する町家では、2階の開口部の格子や建具を外し幕や毛氈もうせんで飾り付け、親戚や知人を招待して、特等席でまつり見物を楽しむのである。



町家の2階から見物を楽しむ様子

[綾部家]

喜多町に位置する間口が5間もある規模の大きい町家で、初代川越市長綾部利右衛門あやべりえもんの家としても知られる景観重要建造物。建築年代は不明だが、明治34年（1901）作成の「川越町勉強商家案内寿語録」に麻利綾部商店の外観が描かれていることから、明治34年（1901）以前の建築であることがわかる。現在は貸店舗となっている。



綾部家（喜多町の会所）

[亀屋「お茶亀」の店蔵]

仲町(旧志義町)通りに位置する明治38年(1905)建築の市指定有形文化財(建造物)で、お茶の販売を行っている。間口6間、行8間で、住居と店を1棟に取り込んだ規模の大きい蔵造り商家である。



お茶亀（仲町の会所）

[小島家]

松江町2丁目の川越街道沿いに位置する景観重要建造物。庁内の記録より、昭和4年(1929)建築であることがわかる。間口4間の比較的大きな町家で、穀物業を営んでいたが現在は廃業している。松江町のお囃子の練習場所にもなっている。



小島家（松江町2丁目の会所）

[恵比寿屋米穀店]

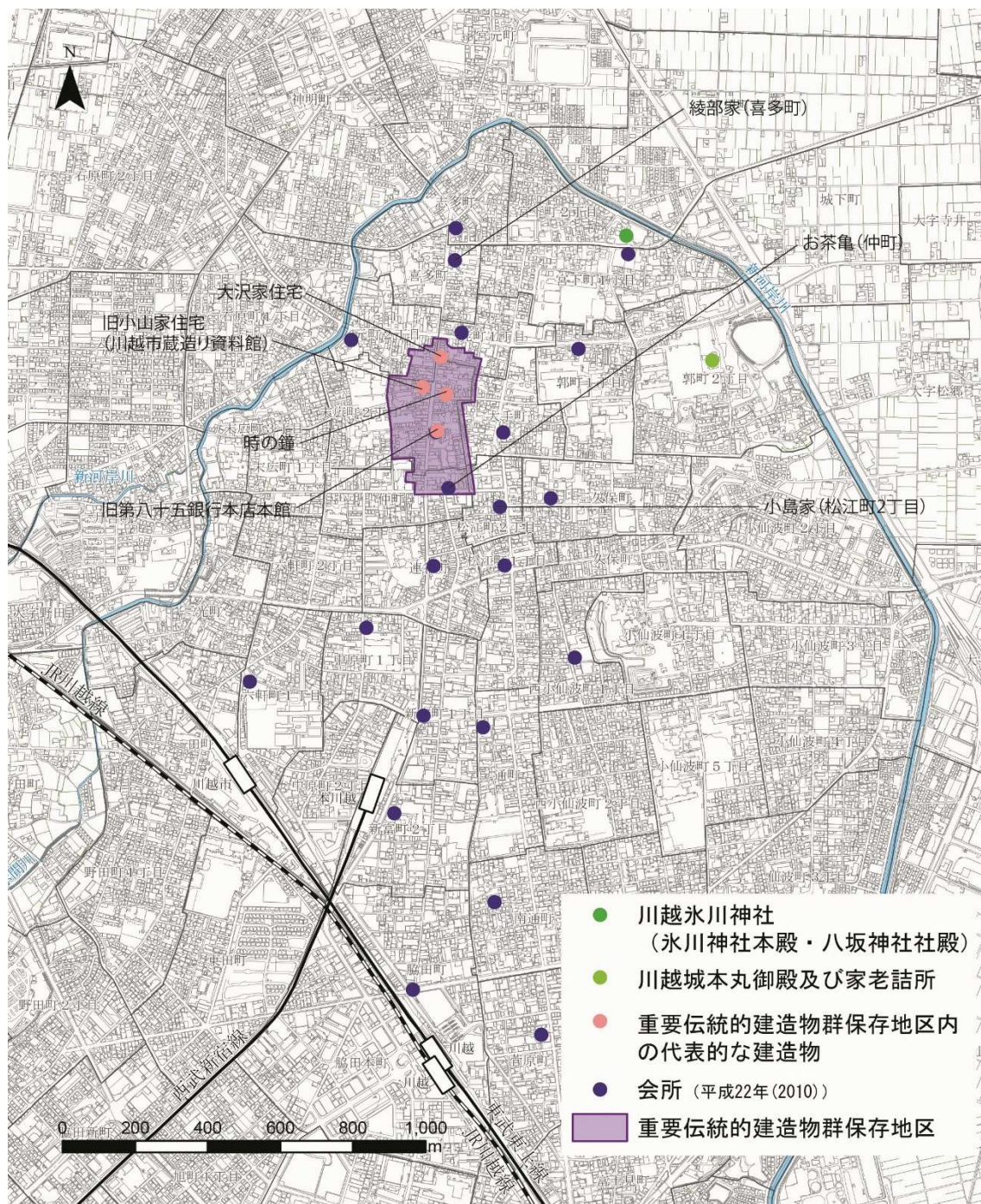
宿場の面影を残す石原町の通りに位置する景観重要建造物。明治35年(1902)発刊の埼玉県営業便覧に掲載されていることから、明治35年(1902)以前の建築と推察される。幅の広い親子格子が明治中期の特徴を示し、2階窓下には大正12年(1923)の関東大震災後の補強に使ったボルトも見られる。現在は民泊施設として使用されている。



恵比寿屋米穀店（石原町の会所）

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



平成22年(2010)の川越まつりの会所の位置

エ 山車の曳行路沿道の歴史的建造物

川越まつりの会場となる山車の曳行路の沿道には、蔵造りや町家をはじめとする伝統的な建築様式の建造物が数多く残っている。

また、川越まつりは、藩・家中・町方が一体となった城下町の統合を目的とする、藩をあげての催物であったことから、川越城内、城下の山車の曳行路に位置する神社やお寺を含め、山車の保管場所や組み立て場所になっている。まつり当日は紅白幕を飾り、一緒になって祝う。

これらの建造物は、県指定有形文化財、市指定有形文化財、国の登録有形文化財、景観重要建造物等となっているものも多く、まつりの準備を行う活動の場であり、山車の曳行路の背景となる町並みとして、川越まつりの風景を作り出している。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

山車の曳行路沿道の歴史的建造物

番号	建造物名	建築年 根拠	登録・指定区分	歴史的風致を 形成する要素
1	三芳野神社社 殿・及び末社 蛭子社・大黒 社	社殿：寛永元年 (1624) 末社：享保19年 (1734)	県指定有形文化 財	山車の曳行路 の背景（社寺 建築）
2	広濟寺金毘羅 堂	安永9年(1780) 文化15年(1818) 再建	市指定有形文化 財	山車の曳行路 の背景（社寺 建築）
3	元町2丁目六 塚稲荷神社 本殿	文政2年(1819)	市指定有形文化 財	山車の曳行路 の背景（社寺 建築）
4	永島家住宅	江戸時代後期	市指定記念物 (いわゆる史跡)	山車の曳行路 の背景（武家 屋敷）
5	カワモク本部 事務所棟（旧 六軒町郵便 局）	昭和2年(1927)	登録有形文化財 景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（洋風 町家）
6	手打ちそば百 丈（旧湯宮釣 具店）	昭和5年(1930)	登録有形文化財 都市景観重要建 築物	山車の曳行路 の背景（擬洋 風町家）
7	太陽軒	昭和4年(1929)	登録有形文化財 景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（洋風 町家）
8	佐久間旅館 奥の間	明治44年(1911)	登録有形文化財 景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（旅館 建築）
9	佐久間旅館 塀	明治44年(1911)	登録有形文化財 景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（板塀）
10	日本聖公会川 越キリスト教 会 礼拝堂	大正10年(1921)	登録有形文化財 景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（レン ガ造）

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

11	峯岸家住宅	大正時代末期 昭和2年の写真	景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（和・洋 風町家）
12	中島家	明治末から大正 初期 昭和2年の写真	景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（町家）
13	小島家	昭和4年(1929) 本家過去帳	都市景観重要建 築物	山車の曳行路 の背景（町家）
14	土金家	昭和8年(1933) 昭和8年の写真	景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（町家）
15	佐々木医院本 館、車小屋及 び門塀	昭和10年(1935) 契約書	都市景観重要建 築物	山車の曳行路 の背景（洋風 医院建築）
16	松崎家	明治26年(1893) 埼玉県営業便覧	都市景観重要建 築物	山車の曳行路 の背景（町家）
17	島仲	明治末から大正 初期 隣家の記録	景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（町家）
18	石森家主屋及 び袖蔵、土蔵、 レンガ塀	主屋：明治26年 (1893) 土蔵：明治5年 (1872) 墨書	景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（町家・ 土蔵）
19	麻利元町長屋	明治27年(1894) (推定) 明治40年の写真	景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（町家）
20	伊藤家	明治20年代前半 埼玉県営業便覧	景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（町家）
21	天笠家	昭和5年(1930) ※資産税台帳	景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（町家）
22	梅原家	江戸末期から明 治初期 明治14年の関東 実測図に記載有	景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（塗屋 造り）
23	鈴木家	昭和8年(1933) ※資産税台帳	景観重要建造物	山車の曳行路 の背景（町家）

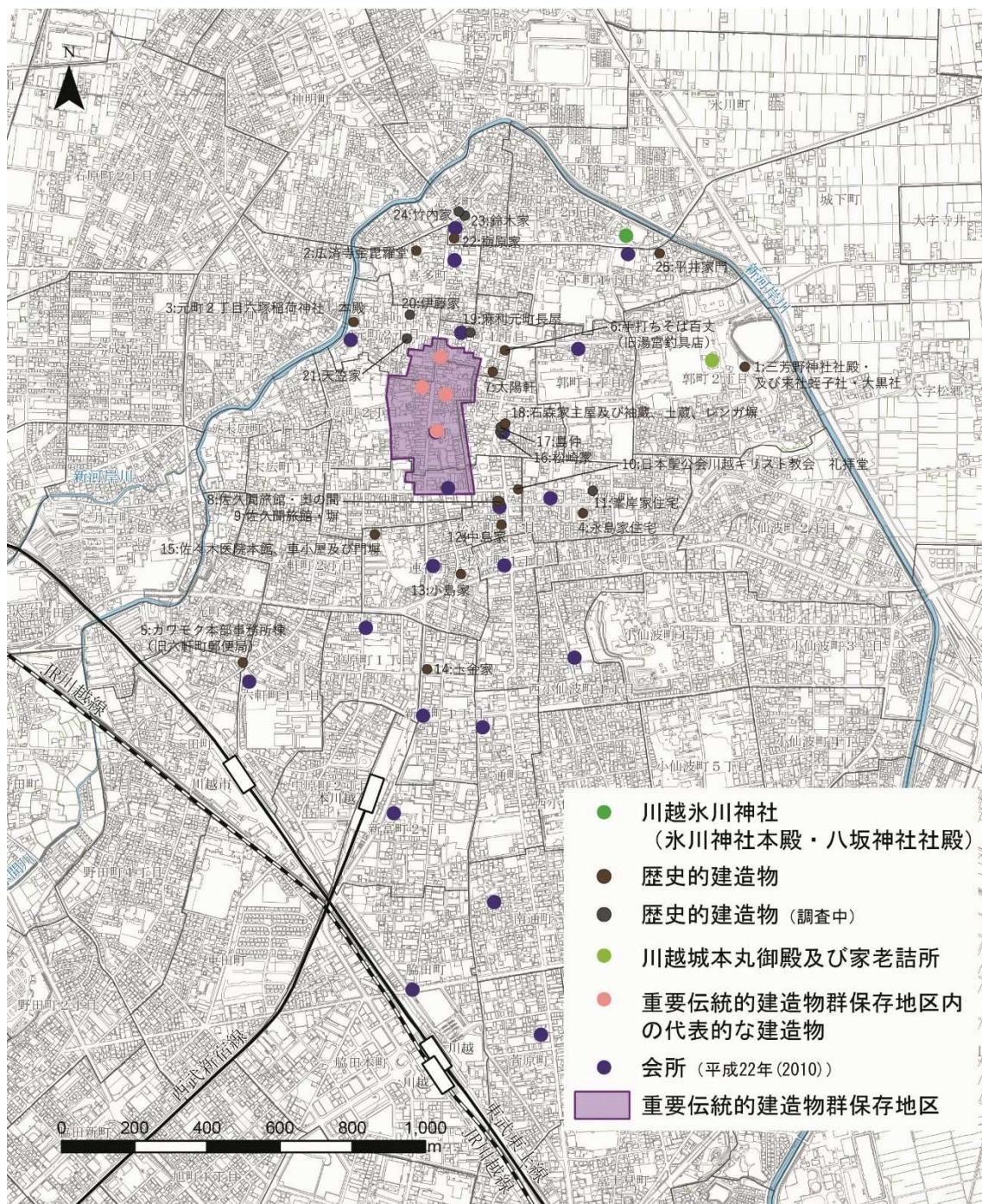
第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

24	竹内家	明治初年 埼玉県営業便覧	都市景観重要建築物	山車の曳行路の背景（町家）
25	平井家門	江戸時代後期（推定） 埼玉県の民家（昭和47年（1972）「埼玉県緊急民家調査報告書」に標記有）	景観重要建造物	山車の曳行路の背景（腕木門）

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



山車の曳行路沿道の歴史的建造物

④ 歴史的風致を形成する活動

昭和43年(1968)に「川越氷川祭山車」10台が県の有形民俗文化財に指定されたのと併せて、同年に「川越まつり協賛会」が発足する。このときから「川越まつり」は市民まつりとして位置づけられ、全市的な広がりを持つようになり、今にいたる。

ア 市内で行われるまつりの準備

[職方による準備 通年]

川越まつりは、さまざまな人たちが関わる祭礼行事であり、それは、まつり当日だけにとどまらない。山車の組み立てや曳行作業を担う鳶や大工はもちろん、まつりで使われる着物、提灯、草履などを調製する職人たちは、職方と呼ばれ、まつりの裏方を支える大事な祭り人である。

[お囃子の練習 通年]

山車の囃子台ではそれぞれ決まった囃子連が乗り込み、神田囃子などの江戸の流れを汲む祭り囃子が演奏される。夏になりまつりが近づくと町内の囃子連の稽古の音にも気迫がこもり、通りに漏れ聞こえる太鼓や笛の音色に祭礼ムードは一気に盛り上がる。

[町方による準備 10月初旬～]

各町内では、「年行事^{ねんぎょうじ}」と呼ばれる、その年の町の行事の運営を担当する組織が設けられ、川越まつりの際には山車行事の企画・運営全般を行う。

年行事の呼びかけの下、軒端揃えの飾り付け、山車の切組(組み立て)、会所開き、山車小屋の設営は町内のほとんどの家が参加して行う。

■ 軒端揃えの飾り付け

祭り前週の週末頃(10月2週目の土・日曜日)から各町内の通りには、紅白の水引幕が張り出される。この軒端揃えは、祭りの範囲を示すものであり、山車巡行の場を示すものとして行われる。

■ 会所の設営

まつりの前々日(10月3週目の木曜日)あたりからは会所の設営が始まる。まつり宿を、会所または神酒所と呼び、人と人との

晴の席である。毎回の常宿はないが、会所の場所の選定には穢（けがれ）のないことを第一条件とし、原則として祭り年行事組の中から宿を選んでいる。まつり宿にふさわしい趣のある町家が決まると会所の設営にとりかかる。床を拭き清め、周囲の壁面に紅白幕を張りめぐらす。正面には氷川大神等の軸を掛け、金屏風を立てて祭壇を設ける。山車の御祭神（人形）を飾り、会所の入口には七宝模様の水引幕を張り、軒に町名入りの高張り提灯をさげ、屋根には丸型提灯で飾りたてる。その下には青竹囲いの中に、青葉が薫る樹木と草々、石灯籠、つくばい、蓬萊山を表した岩の前に宝船の舟形石が置かれた石組みなど、風流の前庭をつくる。これは祭礼の時に神が天降る目標となる山を現した飾りで、祭の精神的な根源である。また昔は町火消の纏や、竹梯子に竜吐水と消防一式を備え、火災には万全の体制を整えて祭りに対応したというが、今は纏のみを飾っている。防火の町、川越ならではの飾り付けであり、僅かに昔の面影が偲ばれる。

喜多町の綾部家、松江町2丁目の小島家、石原町の恵比寿屋米穀店等の町家は普段から集会所やギャラリー等で使用され集いの場として会所に重宝される。仲町のお茶の亀屋は商売をしながら、広い間口の一部を提供して会所をこしらえている。

■山車小屋の設営

会所の準備が終わると、会所近くにまつりの間山車を泊めて置くための山車小屋の仮設を行う。

■山車の組み立て

まつりの前日（10月3週目の金曜日）になると、待望の山車の切組である。町内の男も女もそれぞれに分担し、全員参加で行う。山車の組立は、主に鳶、大工の仕事である。男たちは欄間や細い柱が入った箱を運び、女たちは箱から部材を出し、雑巾で乾拭きする。そして、大切な人形の着付けは特に長老や女性の仕事である。

山車の部品は山車蔵と呼ばれる倉庫や、町内の有力者が分割し

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

て保管したりする。町内に適当な保管場所がない大手町、幸町、松江町の一部の山車の部品は、かつて川越城内であった初雁公園にある市の山車保管庫に収められており、三芳野神社本殿の前で組み立てが行われる。

■ 会所開き

まつり前夜（10月3週目の金曜日）には会所を開く。前夜祭となる「会所開き」は、ここまで取り組んできた飾り付けが無事にできあがったお披露目にあたる大切なセレモニーである。鳶の木遣りと山車の舞台での囃子が祭りムードを盛り上げる。



まつり前夜（10月3週目の金曜日）
会所開き

祭りの準備	会所	山車
 <p style="text-align: center;">仕立屋による祭り衣装の準備</p>	 <p style="text-align: center;">会所の設営（仲町）</p>	 <p style="text-align: center;">山車小屋の組立（松江町2丁目）</p>
 <p style="text-align: center;">軒端揃えの飾り付け</p>	 <p style="text-align: center;">人形の着付け（仲町）</p>	 <p style="text-align: center;">山車の切組（仲町）</p>
 <p style="text-align: center;">お囃子の練習（松江町2丁目 小島家）</p>	 <p style="text-align: center;">祭壇の飾り着け（喜多町）</p>	 <p style="text-align: center;">山車小屋へ収納（大手町）</p>

イ 例大祭

川越氷川神社で創建以来続けられた秋の神事が、毎年10月14日（旧暦9月14日）の午前中に行われる「例大祭」であり、氷川大神への感謝と、氏子崇敬者の健勝が祈られる。川越氷川神社本殿前で行われる「例大祭」は関係者のみで厳かに行われる。



10月14日午前 例大祭の神事（境内）



10月14日午後 例大祭の神事（本殿前）

ウ 神幸祭

例大祭に続く「神幸祭」は、氷川大神が神輿に乗って川越城下の氏子の町々を巡行することで人々はその御神徳を得て、幸福と町の繁栄を祈請するという儀式である。この神幸祭は、現在川越まつりの初日に合わせて行われている。

先々代の川越氷川神社宮司、山田勝利氏による「川越氷川まつり」（川越市立博物館常設展示図録）によると、「旧9月の14日をヨミヤ（宵宮・忌宮）と称し、15日は隔年神輿の神幸（じんこう）が行われてきた。神社では13日の晩お灯笼に火を入れ、町内では11日頃から幟旗を立てるようになっていました。……江戸期の祭礼には林のように幟が立ったものでした。昔からの氷川の氏子である伊佐沼、北田島では、今も字の中央に幟立て場があって、氷川のお日待に限って、13日の夕刻氏子当番の人たち等によって昔のままに幟を立てるようになっていきます。幟の頂には御幣をつけ、幟には神徳を称えた文字が染め抜いてあります。」とある。「神幸祭」は、氷川大神が神輿に乗って川越城下の氏子の町々を巡行することで人々はその御神徳を得、幸福と町の繁栄を祈請する、という儀式である。

【神幸祭の様子】

川越まつり初日（10月第3土曜日）

12:00 参拝

行列の出御に先立ち、参加者たちは、川越氷川神社境内に集まり、氷川神社本殿と隣の八坂神社社殿前で、揃って参拝を済ませる。



10月第3土曜日 12時 川越氷川神社参拝

13:00 御神幸

御神幸を迎える姿の整った山車行事初日の午後1時、川越氷川神社を出御する華麗な行列は、太鼓、氏子総代および特別崇敬者、小幡、袖、五色吹流し、社会旗、四神旗、猿田彦、獅子、楽人、神職、巫女、彦神の神輿、姫神の神輿、神馬、馬上に宮司、傘持ち、沓持ち、輿上に齋姫、付き巫女、宰領と続く。神職のほか、氏子域である神明町、三光町、宮元町、杉下町、伊佐沼、北田島、四ッ谷といった氏子と氏子青年会、鳶といった参加で行われる。太鼓を「ドン、ドン、カカカ、ドンドン、カカカ」と打ちながら行列が出発すると、神社前で待っていた宮下町の2名の先導者が町内の境まで金棒を突きながら先導する。神幸中は楽人の道楽が続く。

この後、志多町・喜多町・元町2丁目・幸町・仲町・松江町2丁目・大手町・元町1丁目の順に旧城下の町並みを往く。町内ごとの境で2名の先導者が待ち受け、行列の先導を引き継ぐ。行列の経路にあたる氏子町内では、山車が御神幸を迎え、従いながらお供をする。



10月第3土曜日 13時 神幸祭の出発



10月第3土曜日 13時～ 先導者の引継ぎ



10月第3土曜日 13時～ 山車による迎え

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

14:00 斎場祭

午後2時、川越市庁舎前の斎場へと歩みを進め、斎場祭が行われる。かつて川越城の西大手門があった位置での儀式は、現在に続く川越城本丸御殿に向けての献辞である。祝詞の奏上に続き、中福の神楽舞の奉納が行われ、玉串奉納が行われる。



10月第3土曜日 14時 市役所前斎



10月第3土曜日 14時 神楽舞の奉

15:00 還御

斎場祭が終わると、再度宮下町の先導者に先導が引継がれ、午後3時前に川越氷川神社に還御する。



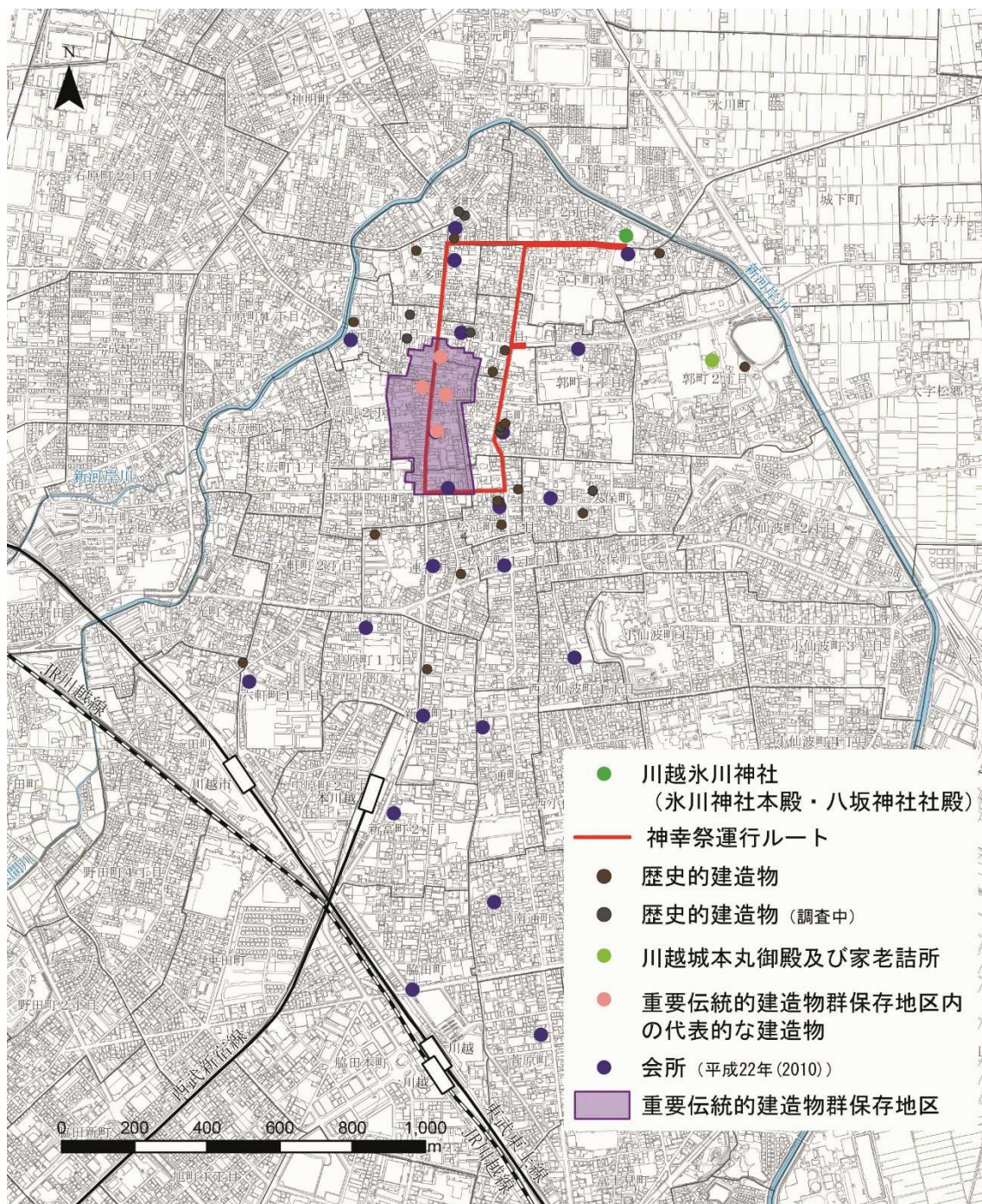
10月第3土曜日 15時前 宮下町へ引継ぎ



10月第3土曜日 15時 川越氷川神社へ還御

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



神幸祭の運行ルート

エ 山車行事

川越まつりのメインイベントはなんとといっても豪華な山車の曳き回しである。

山車の曳行は警察署に計画を提出する必要があるので、町内ごとに事前にある程度の経路を決めている。当日は広く車両通行止めとし、町は祭り一色になる。

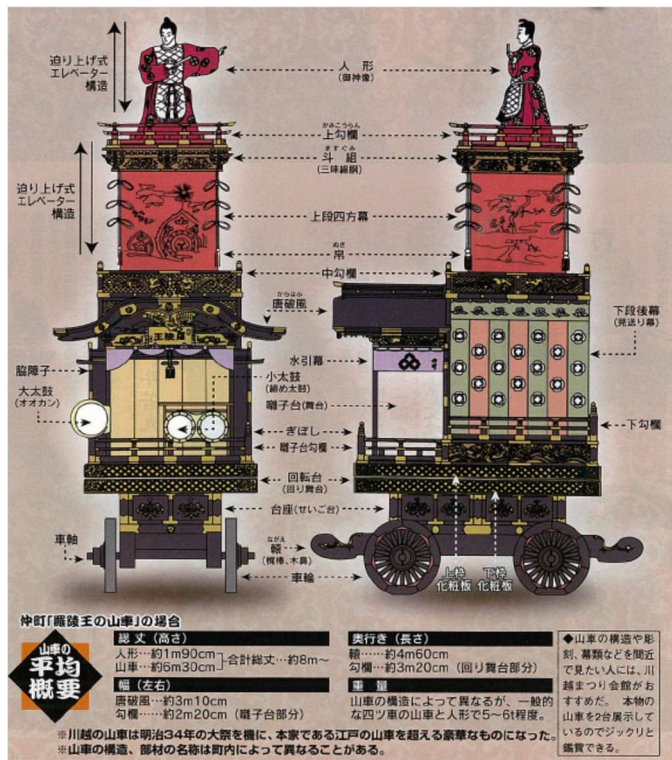
寛永15年（1638）の川越大火からの復興の際に拡幅された通り（現在の中央通り）は10m前後の道幅を持つことになったことから、山車の相互曳行を可能にした。十カ町という狭いエリアの中で山車が曳き回される中で、たびたび山車がすれ違うことになる。すれ違う際の挨拶儀礼や、門や鳥居などをくぐるため、山車の構造にも工夫がされている。

a) 山車の構造

県指定有形民俗文化財に指定されている10台の山車の特徴は、江戸時代後期に現れる二重鉾型に囃子台が付く構造で、江戸様式を顕著に伝える鉾山車である。三つ車または四つ車にせいご台を載せて、その上に二重の鉾を組み、上層の鉾に御神体である人形を飾る。

人形は神話や民話、あるいは武家にちなんだ人物などから題材が選ばれている。多くの山車が廻り舞台になっているのも特徴である。下勾欄をつけた上枠と、それを受ける下枠の中心点が心棒で、囃子台を360度水平回転させる軸となる。

このように、山車の上部全体が前後左右に回転する構造は、八



山車の平均概要 「川越専科」秋だより (株)ぶらんず

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

王子、青梅、成田、本庄、熊谷、栃木、高崎など関東各地に伝わる江戸型の山車としても例が少ない。各町内の会所に到着したときや、他町の山車と出会ったときなどに、お囃子を演じている正面を素早く向ける目的から生まれたものである。

					
幸町(県)	喜多町(県)	元町二丁目(県)	大手町(県)	幸町(県)	仲町(県)
翁の山車	秀郷の山車	山王の山車	鉦女の山車	小狐丸(小鍛冶)の山車	羅陵王の山車
					
松江町二丁目(県)	志多町(県)	六軒町(県)	今成(県)	松江町一丁目(市)	元町一丁目(歴)
浦嶋の山車	弁慶の山車	三番叟の山車	鉦女の山車	龍神の山車	牛若丸の山車
					
宮下町(歴)	末広町(歴)	連雀町(歴)	中原町(歴)	三久保町(歴)	西小仙波町(歴)
日本武尊の山車	高砂の山車	道灌の山車	重頼の山車	頼光の山車	素戔鳴尊の山車
					
脇田町	通町	新富町二丁目	新富町一丁目	野田五町	仙波町
家康の山車	鐘馗の山車	鏡獅子の山車	家光の山車	八幡太郎の山車	仙波二郎の山車
					
岸町二丁目	菅原町	南通町	旭町三丁目	川越市	
木花咲耶姫の山車	菅原道真の山車	一本柱万度型の山車	信綱の山車	狸々の山車	

(県) …県指定有形民俗文化財 (市) …市指定有形民俗文化財 (歴) …川越市登録歴史文化伝承山車
川越まつり山車一覧

b) 山車の曳き回し

山車を曳く山車行列は、役割によって立つ位置が決まっている。役割の人は町内によって異なるが、自治会長や役員など、経験豊富な人を山車の責任者にする場合が多い。

また、山車の曳き回しは町方と職方が連携して行う必要があることから、町内の手順やしきたりを引き継ぐため、毎年決まった鳶や囃子連を迎える。

■山車行列の役名と役割

さいりょう
[宰領]

山車の責任者。拍子木を持ち、はもと端元と呼ばれる鳶の頭と連携して山車を停車させたり、発車させるときに拍子木にて合図し、取り仕切る。

さきぶれ
[先触]

「わたり」と呼ばれる他町の会所や山車への挨拶や、進行方向の確認を行う。わたりを受けた町内の会所では案内役が金棒をもって町の境まで出迎え、山車はその町を出るまで先導し案内する仕来りである。



先触によるわたりの様子

[露払い]

ジャランボウと呼ばれる金棒を手にして、山車の通路を整理する。後ろに江戸文字が見事な高張提灯が続く。

てこまい
[手古舞]

片肌脱ぎの着物に派手な襦袢を見せて、背中に花笠を背負う可憐な衣装と日本髪で整えた姿の女の子たちが、勇壮に山車を警護する。



露払いによる高張提灯、手古舞の様子

[鳶]

山車周りを固め、山車の曳行と安全確認に取り組む。山車にはハンドルもブレーキも無いので、ブレーキ代わりや軌道を修正するために鉤状のバールを車輪にかませたり、方向転換をする場合はキリンと呼ぶ山車を浮かせるために掛ける大型ジャッキを用いる。



山車の足回りを受け持つ鳶の様子

また、曳行の際に邪魔になる電線などを持ち上げ、山車を通すこともある。山車の足回りの責任者となる鳶の頭は端元と呼ばれ宰領と連携する。

[囃子連]

山車の囃子台では神田囃子などの江戸の流れを汲む祭り囃子が演奏される。現在では山車持ち町内の囃子連が多いが、かつてはサトと呼ばれる近郊集落の囃子連が乗り込むしきたりがあった。これは、サト衆とのコミュニケーションの場とした町方衆の知恵でもあった。



山車の囃子台の様子

現在でも仲町の山車には大東地区の中台囃子連が、六軒町の山車に今福地区の今福囃子連が乗るなどの町とサトとの関係が残っていて、この2つは「川越祭りばやし」として県指定無形民俗文化財となっている。

現在川越まつりでは38の祭り囃子団体が参加しており、川越まつり以外でも、流派ごとの交流や、地元の氏神さまでの例祭、行事などでお披露目をし、腕を磨く機会も多い。

囃子の曲目は「屋台」「ニンバ」「鎌倉」「シチョウメ」などがあり、笛、太鼓、鉦のリズムにあわせ、「天狐」「おかめ」「ひよっとこ」「もどき」「獅子」などが舞う。

■ 居いばやし囃子

山車を出さない年の山車持ち町内や、山車への乗り込みのない囃子連が居囃子のための櫓を組んだり、商店が顧客のための棧敷、あるいは仮設の飲食屋台を組み、囃子を演奏し、祭りを盛りたてる。



居囃子

■ 山車の曳行

山車の曳行は町内ごとに事前にある程度の経路を決めている。まず町内曳きで町内へ今年のお披露目を行った後、川越氷川神社や川越城（市役所前）はもとより、交流のある町への挨拶のため山車を曳行するのである。

旧城下町から離れる旭町3丁目や岸町2丁目の山車は、国道16号などの幹線道路を超え、川越街道や中央通りを曳いて挨拶に向かう。

山車の曳行路の沿道には、川越氷川神社からの道の突き当りに位置するこうさいじこんびらどう廣濟寺金毘羅堂や、元町2丁目むつづかいなりじんじや六塚稲荷神社、武家屋敷の永島家住宅などの市指定有形文化財をはじめ、国の登録有形文化財になっている洋風町家（カワモク本部事務所、手打ちそば百丈、太陽軒）や旅館建築の佐久間旅館、日本聖公会川越キリスト教会礼拝堂がある。また、景観重要建造物とその候補にもなっている町家（峯岸家住宅、中島家、小島家、土金家、松崎家、島仲、石森家、麻利元町長屋、伊藤家、天笠家、梅原家、鈴木家、竹内家）や佐々木医院などの歴史的建造物の他、江戸時代の様子を物語る平井家門も見られる。

■ 曳っかわせ

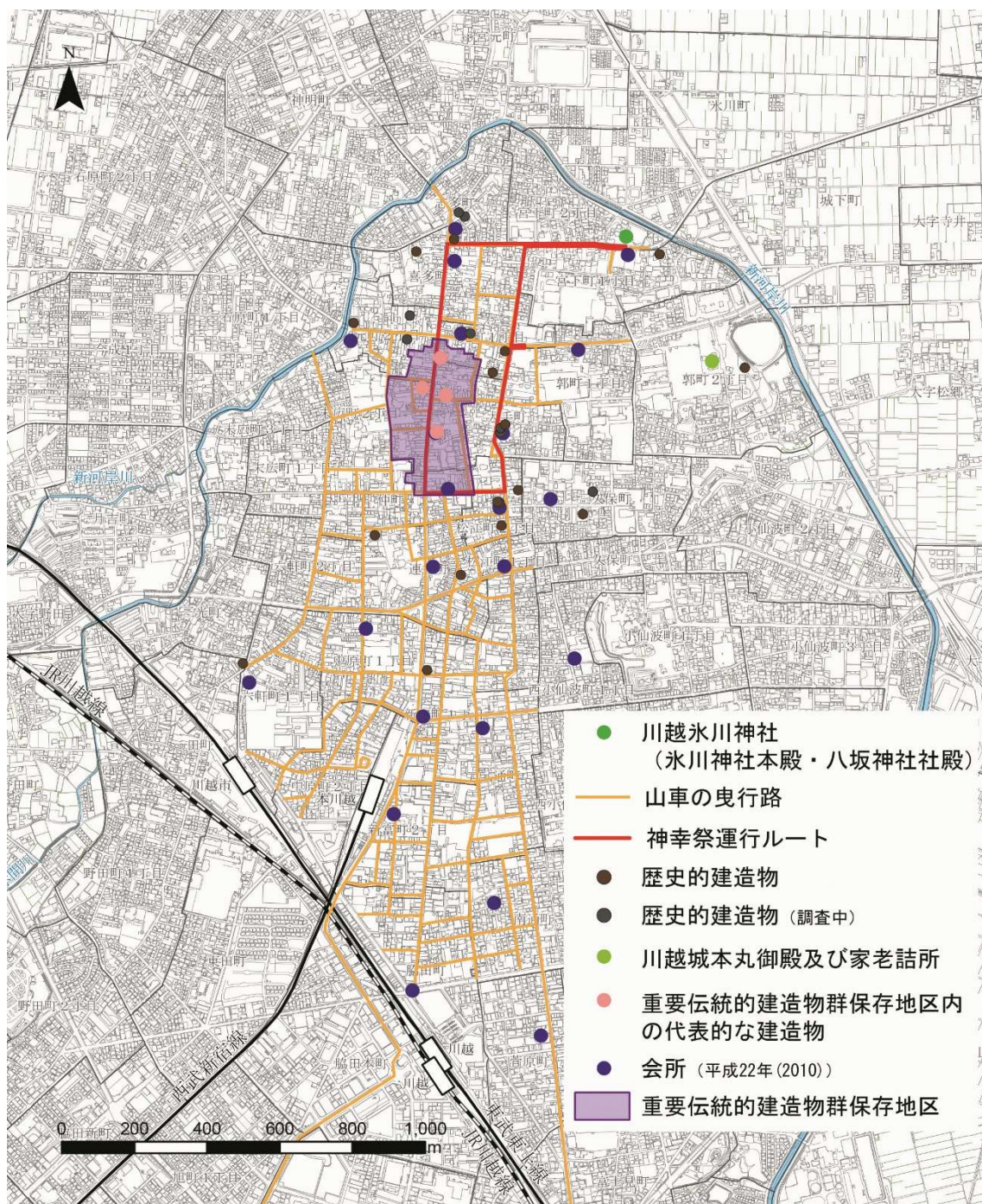
山車と山車がすれ違う際の挨拶として、お互いの山車が最も得意とするお囃子を披露しあう。向かい合う数台の山車が、囃子で競い合い、参加者たちは提灯を高々と振り上げ、歓声を上げる。



曳っかわせ

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



山車の曳行路

c) 当日の流れ

[山車町内曳き]

川越まつり初日（10月第3土曜日）

8:00 集合

午前8時を過ぎるころ、祭礼役員と町方の山車係、職方衆が山車小屋に集合し、山車の細部にわたり点検を行う。

9:00

午前9時には山車は会所前に移動し、囃子方も太鼓などの準備を整え、祭衣装に身を包んだ小粋な町方衆が会所に集まってくる。町内ごとに揃いの着物と長襦袢を重ねて尻はしより、その下は股引と同柄の足袋をはき、祭草履をつっかける。衿もとに町名入りの手拭いを掛け、手には祭扇子を持つ。色あでやかな娘衆の手古舞も、昔から川越祭りの華である。鳶や大工の職方衆は袴纏に、股引と腹掛けという粋な祭支度である。やがて、会所の前で山車を曳き出すための神事が執り行われる。山車の正面に会所と同じような祭壇を設け、三方の上に米、酒、お頭つきの鯛、海藻、野菜、果物、塩などのお供えをする。

斎主は川越氷川神社の神職が務め、神移りの儀、祝詞奏上、山車の清めと続き、一同乾杯で町内の安全と祭礼の無事を祈る。

10:00 山車曳き

午前10時の交通規制開始を待って山車の曳き出しである。町内鳶頭によるめでたい木遣りが入り、祝いの歌詞をいくつか唄い、頃合いを見て鳶頭が山車の上の囃子方へ合図を送ると、囃子連による「打ち込み」が入る。



元町1丁目
山車出発前の鳶頭による木遣り



1日目 幸町会所前 山車出発式

バチさばきもかろやかな「屋台」の曲となり、舞台では白髪
の天狐が舞う。一の拍子木をもった山車曳行の責任者である宰
領と、二の拍子木を手にした鳶頭が間合いを計りながら頭上た
かく拍子木を二つ鳴らすと同時に「ソーレーッ」と山車を曳く
練り子たちの歓声があがり、ギッギーと車を軋ませながら山車
がゆっくりと動き出す。山車の曳行は、まず午前中の「町内曳
き」から始まる。町内へお披露目する意味から、多くの町が丁
寧に町内曳きを行う。

13:00 神幸祭の迎えと川越氷川神社への挨拶

午後になると、神幸祭の一陣を迎える。通り過ぎた後は隊列
の後尾に付き、お伴をしながら川越氷川神社への挨拶を済ませ
る町内も多い。

17:00 頃 宵山

町内曳きを中心に行われる1日目のハイライトは「宵山の山
車揃い」である。蔵造りや町家の歴史的建造物が建ち並ぶ中央
通り、川越街道を中心とする通り沿いに各町内の山車が飾り置
きされ、居囃子とともに、豪華な山車の彫刻や装飾を間近に見
て歩くことができる。

夜の帳が降り、無数の提灯に
彩られた山車は、やがて祭り囃
子も賑やかに、一斉に曳きださ
れる。辻々で山車が出会うと曳
っかわせが始まる。



元町1丁目 宵山 山車の飾り置き

2日目（10月第3日曜日）

早朝 一番囃子

2日目の朝早く、寝床の中で耳にするのが「一番囃子」であ
る。これは「明け囃子」ともいわれ、東の空が明けるころから
各町の山車がいっせいに始める居囃子のことである。祭りの朝
を告げる合図であり、遠く、近くに流れてくる囃子の音色は、
祭礼の前奏曲である。早朝から軽快な祭り囃子が鳴りわたり、
2日目の山車の曳行が始められる。

13:00

午後になると、どの道筋にも山車の姿が見えてくる。松江町2丁目から大手町へ、そしてかつて川越城の西大手門があった場所である市役所前の交差点にさしかかる。松平大和守家の「藩日記」によると、「明和7年(1770)9月2日に南大手御門先へ役棧敷を懸けるよう作事奉行に指示が出された。」とあり、14日には「老中以下の重臣に、明日六ツ半から大手御門先の役棧敷での見物が指示された。」とある。氷川祭礼は藩主をはじめ藩の重臣たちが見守るなかで進められ、多くの家臣が警備にあたるなど、藩をあげての催し物であった。現在は、ここ西大手門跡の位置で、川越城に向けての献辞を示す。

14:00

市役所前では市所有のしょうじょう猩々の山車が各町内の山車を迎え、山車が勢揃いすると観客たちは多いに盛り上がる。その後、山車は市役所から西の札の辻へ向かう。札の辻は城下町時代の唯一の交差点で、幕政時代のお触れの高札が立てられた辻であり、城下町の中心である。昭和8年（1933）以降は、仲町以南の中央通り開通によって仲町、連雀町、本川越駅前の3つの交差点が形成された。

札の辻をはじめ、それぞれの方向から山車が集結しやすい交差点は曳っかわせの見せ場である。交差点では数台の山車による曳っかわせが続き、囃子の調子もゆったりとした調子のものからテンポが上がり、踊り手の舞い姿も一段と迫力を増す。



市役所前（西大手門）の様子



本川越駅前の交差点

15:00

札ノ辻での曳っかわせを済まると、山車を一旦止め、宰領の指図を受けた「先触れ」と呼ばれる2人の使者が町内の会所へ「わたり」をつけに走っていく。

「わたり」は、山車が通ることへの挨拶で、わたりを受けた町内の会所では案内役が金棒をもって町の境まで出迎え、山車はその町を出るまで先導し案内するしきたりである。

これを済ませると、蔵造りの町並みが続く一番街での曳行である。電線類が地中化された一番街では、それまでしまわれていた上勾欄かみこうらんと鉾を上げ、さらに人形もいっぱいに取り上げて、江戸型の山車本来の姿で曳くことができる。川越の蔵造りのルーツである川越大火前の建築である重要文化財大沢家住宅、旧小山家住宅（川越市蔵造り資料館）を過ぎると、左手には時の鐘が、右手には旧八十五銀行本店本館の棟屋が見えてくる。



札の辻へ向かう山車



「わたり」を待つ仲町の案内役

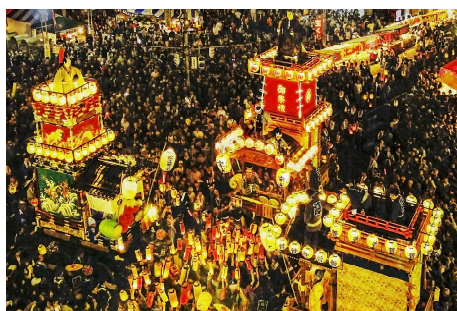
蔵造りの町並みを南に向かい仲町交差点に差し掛かると、「曳っかわせ」の連続に大変な混雑となる。その先の中央通りでも、居囃子との間で曳っかわせが行われ、本川越駅前での曳っかわせを済ませると、会所に向けて帰路につく。

夜間曳行

18:30

夜間曳行に備えて、山車正面の唐破風と勾欄まわりに飾り付けた提灯に明かりが入ると、きらびやかな山車の表情は一段とまばゆくなる。山車の名前を書きこんだ2組の高張り提灯が人目をひく。やがて18時30分、鳶頭の木遣りに続いて山車の舞台上で囃子が始まる。天狐が頭を切り白髪が宙に舞い、拍子木が2つ鳴って山車がゆっくりと動き出す。仲町の交差点では曳っかわせが始まり、山車の舞台が回転するごとに、大歓声があがり提灯が乱舞する。防火の町ならではの道幅と、それに見合う見栄えを備えた川越商人の英知の結集である蔵造りの町並みと、町衆の心意気を表出したかのような川越まつりの山車が織りなす光景は、川越の魅力を細大漏らさず現出する。曳っかわせの場面に出くわすと観客は身動き一つできない程の状態になるため、山車を先に見送って後ろから追いかけてながら山車の姿と町並みを眺めるのも乙な楽しみ方である。

喜多町から川越駅までの通り両側には、食べ物や玩具などの露店が出て賑わい、植木市が立つ横丁もある。蓮馨寺境内では、見世物小屋やお化け屋敷が小屋掛けしており独特の雰囲気を出している。曳っかわせの場面を少し外れて、川越商工会議所の角から大正浪漫夢通りに入り、露店をひやかしながら、立門前を曲がり、蓮馨寺境内へと人混みを行くのも川越祭りならではの光景である。

2日目 21時
曳っかわせのクライマックス

山車収め

20:00

夜も更けてくると、川越八幡宮の氏子など駅周辺の山車は、連雀町から本川越駅あたりに集結し、氷川神社の十ヵ町の山車が北へと戻ってくる。祭りはやがて終幕近く、札の辻、仲町と最後の曳っかわせを演じた各町の山車が帰路をたどり、それぞれの町内で納めに入る。

午後10時、無事に小屋に入った山車の前で納めの儀式が始まる。朝から流れつづけていた囃子が止まり、あたりが静寂につつまれる。自治会長、祭礼実行組織の会長挨拶に続き、山車曳行の指揮をとった宰領から拍子木と責任者の櫓が返還される。次に鳶頭の木遣りと参列者一同による手締めで町内の繁栄を祈念し、囃子連の納め囃子となる。曲目は「屋台」、舞うのは天狐。

このときまで右手に持っていた2本の幣束を、初めて両手に分けて持ち頭上に掲げる所作をみせる。この天狐の舞は、山車に天降った神が昇天していく様をあらわしている。

最後に全員による万歳三唱で締め括りとなる。先程までの喧噪や熱気とは裏腹に、蔵の家並みをわたっていく風はもう晩秋の気配である。



山車収め（挨拶）



山車収め（手締め）

⑤ まとめ

川越まつりは、城下町川越の総鎮守である川越氷川神社の秋の例大祭を起源とし、江戸「天下祭」の様式や風流を今に伝える貴重な都市型祭礼として、城下町の繁栄を担った川越の人々によって370年の時を超えて守られ、川越の特色を加えながら市民プライドの拠り所として発展してきた。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

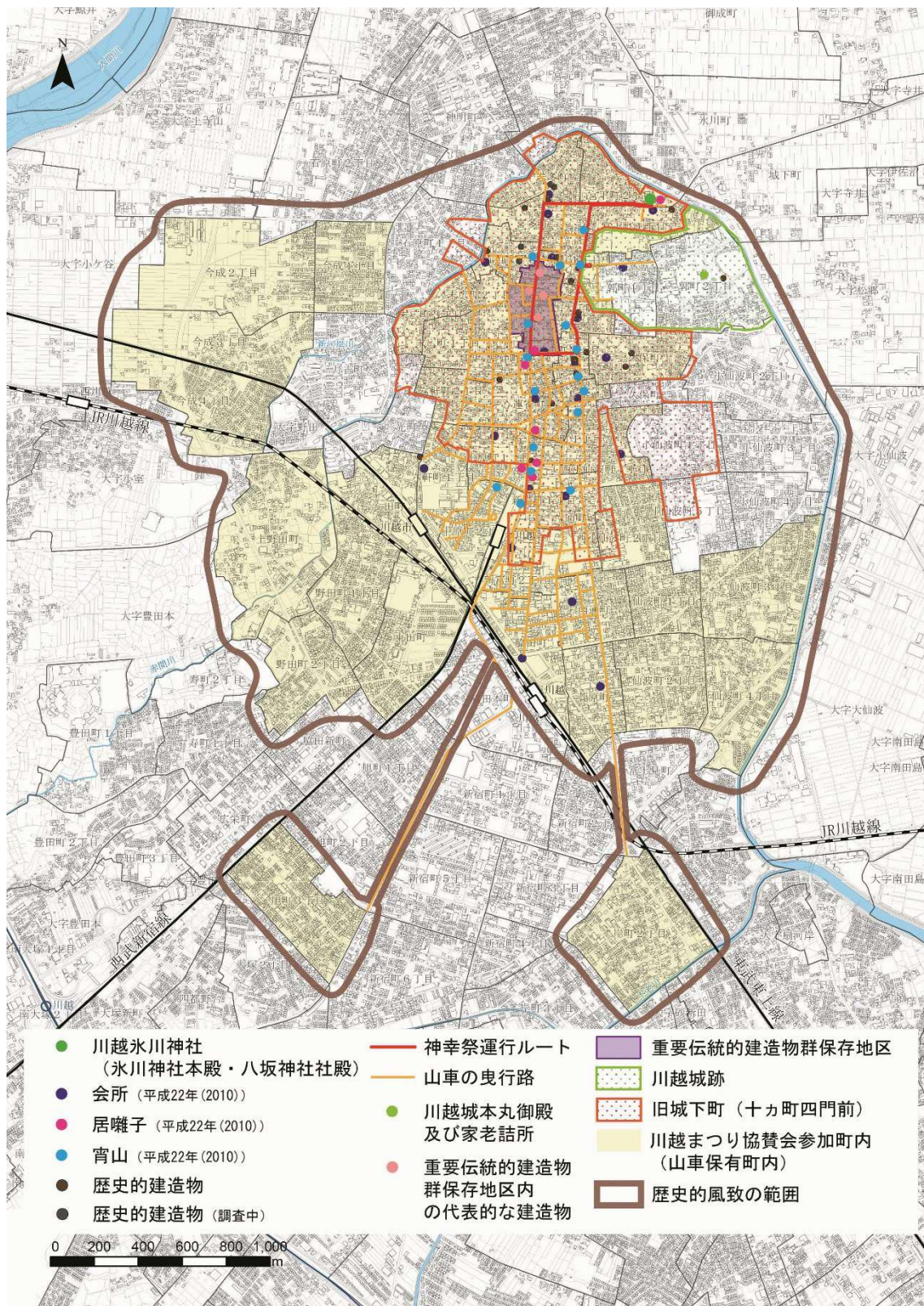
令和2年12月
パブリックコメント

10月の第3土・日曜日の2日間、まつりの舞台となる川越のまちは、山車の巡行路を示す紅白の幕で飾られ、豪華絢爛な山車が曳き回される。

歴史的建造物や伝統的建造物が残る町並みを背景に、交差点や通りでは、山車同士が相対し、囃子台から奏でられる囃子の音と提灯を掲げた曳き手たちの掛け声が響き渡る様は、見る者を圧倒し、参加する市民を魅了し続ける、川越を代表する歴史的風致である。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



川越まつりにみる歴史的風致の範囲

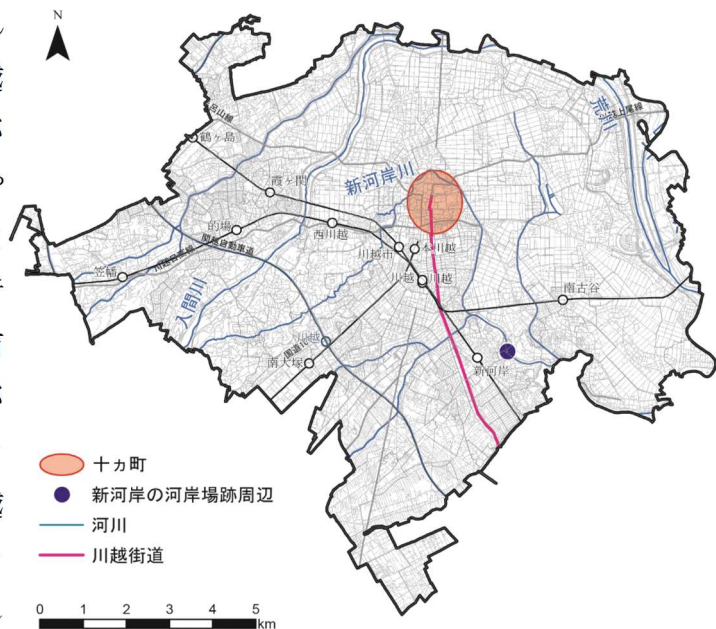
(2) 物資の集散と商業都市川越の発展にみる歴史的風致

① はじめに

川越の物資の集散地としての性格は江戸時代に発揮される。川越藩の繁栄を支えたのは、城下町商業の興隆にある。川越藩主松平信綱は、農産物の増産に着手するべく、野火止用水を開削し、原野を畑作地帯に代わる新田開発を急速に進めた。また、信綱は藩領内の入間川、荒川域に堤防を築くなど治水にも尽力したため、流域の生産高も向上した。これらの農産物を江戸に運搬する手段として、陸上輸送路として川越街道が整備された。さらに、新河岸川による江戸と川越を結ぶ新河岸川舟運が開かれると江戸への物資の供給地として、その繁栄はゆるぎないものとなった。

川越では、天正18年(1590)以前の後北条氏の時代には既に定期市が開かれており、江戸時代に入っても継続し、商業の中心を担っていた。元禄15年(1702)の「町明細記録」によると、毎月2・6・9のつく日に開かれる九斎市は、江戸町・本町・南町・喜多町・高沢町の上五カ町が順番に開催していたことがわかる。

後に上松江町にも4のつく日に開かれる三斎市ができ、川越では月に12日も市がたつようになった。やがて常設の店舗による見世売りが広く行われてくると定期市は衰退し、見世売りが城下町商業の中心となった。こうして川越は地方経済の中心としての地位を確立したのである。



物資の集散を支えた街道及び河川等の位置

② 歴史的背景

ア 集散地川越を支えた輸送路

a) 新河岸川の舟運

新河岸川の舟運は、寛永15年(1638)、仙波東照宮が大火のため焼失し、その再建資材を江戸から新河岸川を利用して運んだことに始まる。それは同時に江戸との流通機関の整備であり、当時新田の開発途上にあつた川越藩の農業生産力を増大させるきっかけともなった。

川越藩主松平信綱が領内の伊佐沼から流れる川に多くの屈曲をつけ、舟の運行に適するよう水量保持の工事を施したところ、流域の川越五河岸と呼ばれた扇、上・下新河岸、牛子、寺尾や福岡、古市場には次々と河岸問屋ができ、営業を始めた。





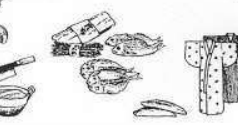


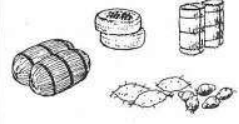
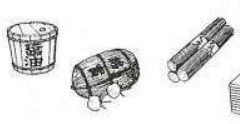

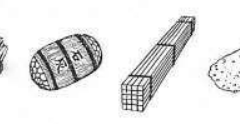
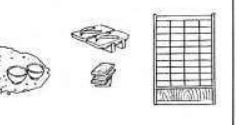
川越の河岸場（五河岸）

新河岸川・荒川の河岸場分布

扱う荷物の種類も、川越藩御用物以外に川越商人や周辺に住む農民たちの需要と供給にこたえた荷物に代わっていくと同時に乗客の需要もましていった。

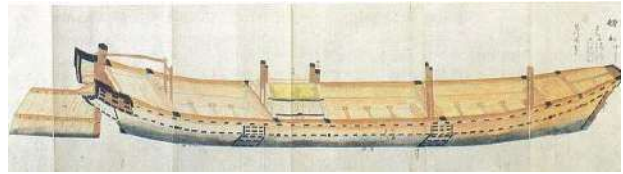
第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

	文化3年(1806)	天保4年(1833)	嘉永4年(1851)	明治2年(1869)	明治13年(1880)
上り荷物 江戸・東京より川越へ	油、綿、太物(綿織物)、砂糖、天草、生麩、藍玉、酒酢、瀬戸物、小間物、荒物、鉄類、塩肴類、石新川物(鹽節)、藍瓶、糠、干鰯、塩、石 	油、綿、太物、砂糖、天草、塩肴類、生麩、藍玉、酒酢、石新川物、荒物、小間物、瀬戸物、鉄類、藍瓶、干鰯、糠、塩、石 	油、綿、太物、砂糖、酒酢、小間物、荒物、瀬戸物、鉄類、塩肴、藍瓶、糠、干鰯、木炭、塩、しょう油・油あき樽、石、土釜炭瓦 	油、綿、太物、砂糖、酒酢、塩肴類、藍瓶、石、塩、しょう油あき樽、糠、葛西灰、東京灰 	油、砂糖、藍玉、糠、干鰯、炭、木炭、油粕、瀬戸物、荒物、鉄類、釜石、塩、米穀、石、酒酢、魚腸、藍瓶、茶壺、酒・しょう油あき樽、むしろ、灰、糸類 
下り荷物 川越より江戸・東京へ	俵物(米、麦、雑穀類)、油粕、綿実、しょう油、錢片山(ござの一種)、炭、そうめん、板買、杉皮、石灰、屋根板、鍛冶炭 	俵物、しょう油、油粕、綿実、錢片山、そうめん、炭、松板、杉板、松、小買、中買類、杉皮、杉戸、障子、屋根板、半戸、石灰、鍛冶炭 	俵物、しょう油、油粕、綿実、錢片山、そうめん、松板、杉板、小買、中買、杉皮、炭、松、杉戸、障子、屋根板、半戸、石灰、鍛冶炭、青梅炭、水油・魚油あき樽、柏皮 	俵物、しょう油、油類、板類、杉皮、そうめん、鍛冶炭、青梅炭 	米穀、しょう油、甘藷、里芋、石灰、炭、土釜炭、青梅炭、材木類、屋根板、下駄歯、陶器土 

運賃表による船積み荷物の変遷 川越市立博物館常設展示図

舟の形は「川越ひらた」と呼ばれる70~80石積みの高瀬舟で、川越方面からは俵物(米、麦、穀物)、さつま芋や農産物を運び、川越ひらた(「河船艦」より)船の科学館蔵江戸からは肥料類をはじめ、主に日用雑貨品を運搬した。



b) 川越街道

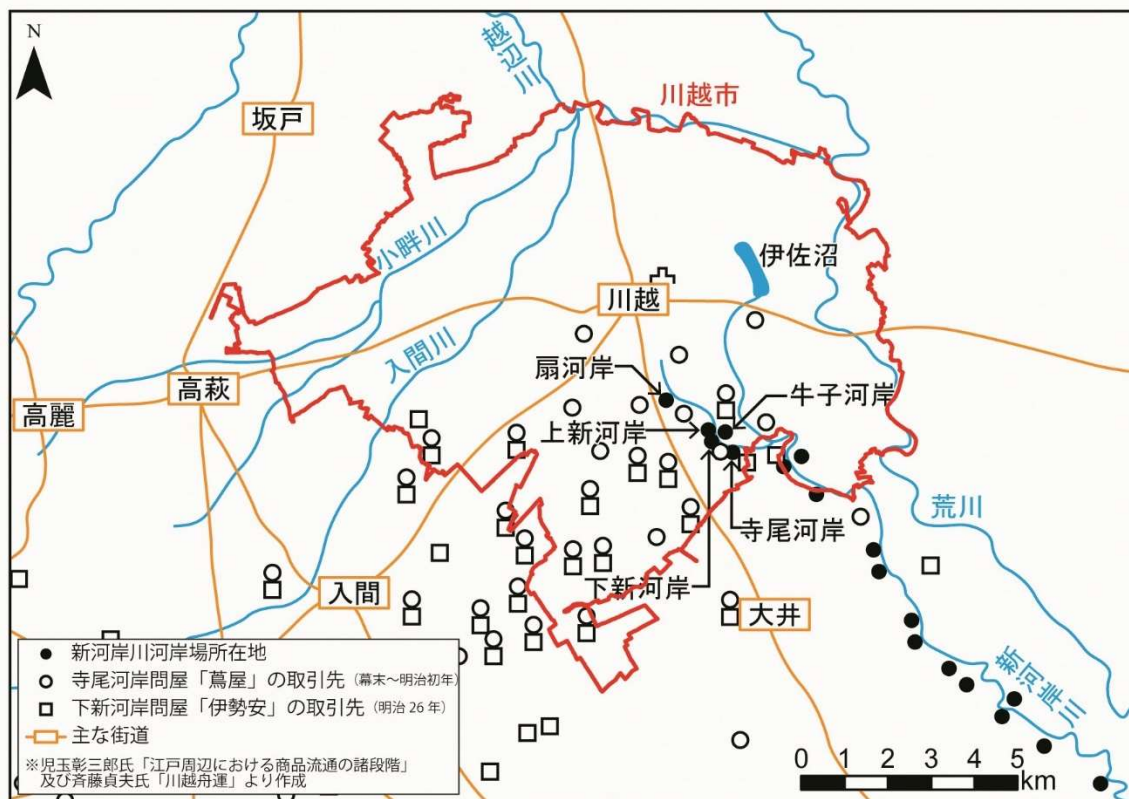
寛永12年(1635)に参勤交代制が始まったことで、川越街道の整備も信綱によって手がけられた。川越街道には、大井宿を含む6つの宿駅が定められ、伝馬や助郷の制度が整えられた。この街道を主軸として、川越浦和道、川越上尾道、熊谷往還、川越秩父道、川越越生道、川越八王子道、川越所沢道などは元禄はじめ頃から利用が盛んになった。

c) 河岸道

舟運との関係から、新河岸から青梅など西へ向かう河岸道と呼ばれる道も整備された。川越と江戸の連絡を円滑化する水路・陸路の整備によって、川越は江戸の台所を支える重要な物資の供給拠点になるとともに、人と物の交流により、小江戸と呼ばれるほどの繁栄を築くことになる。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



河岸問屋の取引先位置図

イ 町人地における商業の発展

a) 十カ町四門前の形成

城と城下町の3分の1を焼いた寛永15年（1638）の大火の翌年、藩主となった松平信綱が実行した十カ町四門前の町割はその後も踏襲され、現在の旧市街地にその形態をとどめている。城下町は、武家地・町人地・寺社地（門前地含む）に分類される。「武蔵三芳野名称図会」によると、町人地の北部に位置する「札ノ辻」と呼ばれる高札場を中心とする、江戸町・本町・南町・喜多町・高沢町の上五ヶ町で順番に九斎市が開かれ、賑わっていたことから、次第に商人の町となっていった。

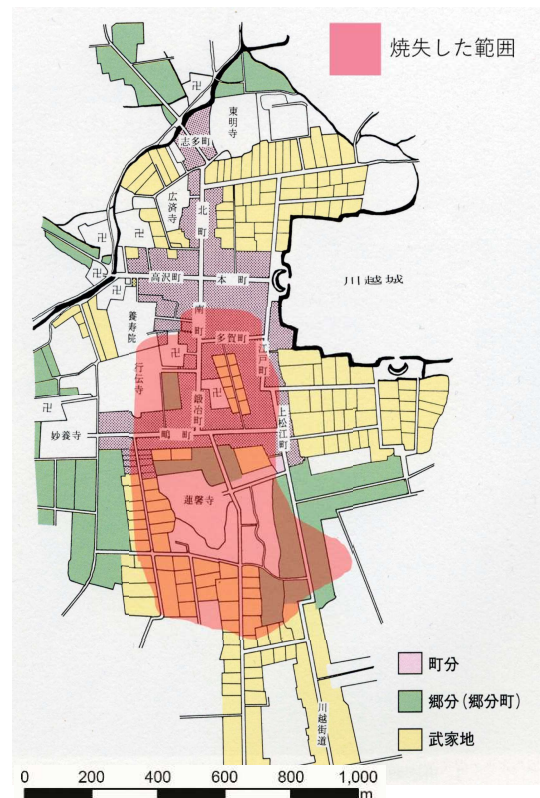
b) 業態の細分化と組織の形成

江戸中期以降に、定期市から常設店舗での見世売りへと移行した商人たちは、次第に問屋・仲買・小分けへと分化した。嘉永年間（1848～1855）のものと思われる「十組再興願書（水村家文書）」によると、江戸の十組問屋にならい「十組仲間」という同業者ごとの組織を造るようになったとされ、現在の組合組織へと発展していく。

c) 蔵造り商家の建築

川越に多くの蔵造り商家が生まれたのは、明治26年（1893）の川越大火を契機とする。

川越は江戸時代から物資の集散地として大変な賑わいをみせており、とりわけ中心であった現在の札ノ辻から仲町にかけての筋通りには、大店が何件も軒を並べていたが、当時の店は木造町家で石置き、杉皮葺き屋根のものが多かったことから、火災ではそのほとんどに燃え広がり、当時の町域の3分の1に相当する1,302戸が焼失した。



明治26年（1893）川越大火の範囲

大火の中、蔵造りの大沢家住宅（重要文化財）が焼け残った姿を見た川越商人は、復興にあたり、日本の伝統的な耐火建築物である重厚な土蔵造りを採用したことから、現在に残る蔵造りの町並みが形成されたと言われている。



大沢家住宅

d) 穀物問屋による経済の牽引

川越は、江戸時代から米穀・織物取引を中心に商業都市として栄えてきたが、この近世の商品流通の構造は、明治に受け継がれる。明治26年（1893）に取引所法が公布されると、翌年には本町（現元町1丁目）に米穀取引所が設立された。その後、米穀取引の中心は志義町（現仲町から松江町2丁目）に移り、周辺には十数軒の米穀問屋が集中し、現物取引を中心として、2・6・9のつく日に月9回の定期的な取引が行われた。



足立屋（現原田家住宅）明治末頃

市の日には周辺の農家からの米を運ぶ荷車で大変な賑わいであった。なかでも「足立屋」(原田家住宅)は大阪堂島の米相場を動かしたともいわれる穀物問屋であった。明治から昭和初期にかけては、志義町（現仲町）には足立屋をはじめとする穀物商が軒を連ね、活況を呈した。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

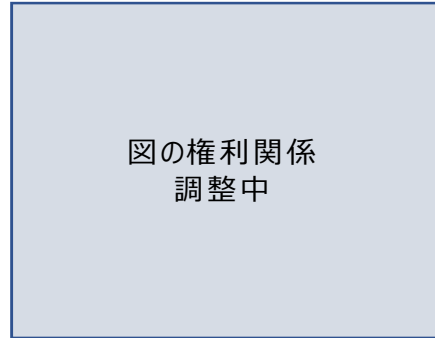
令和2年12月
パブリックコメント

e) 金融業の発展

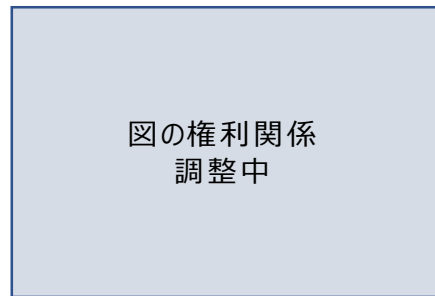
川越藩の御用商人も務めるほどの豪商であった、穀物商横田五郎兵衛が尽力したことで、明治11年（1878）には県内初の国立銀行となる第八十五国立銀行が開業する。

周辺経済の中心地となった川越では、第八十五国立銀行設立後、多くの銀行が設立され、統廃合が繰り返された。

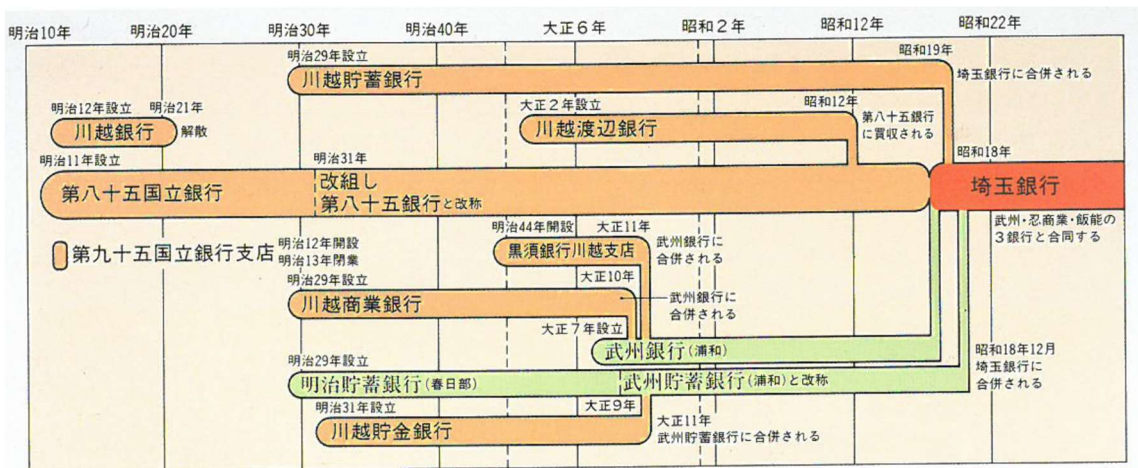
中でも、喜多町商人の積立金から出発した私立川越銀行が明治13年（1880）に開業した。これは埼玉県で最初の私立銀行だっただけでなく、全国でも7番目という早いものだった。私立川越銀行は10年で幕を閉じたが、明治の早い時期に川越商人がいち早く銀行業に目を向けたところに、その経済力と開明性を見る事ができる。



国立銀行設立願 明治11年



旧八十五銀行店内 明治45年(1912)



明治一大正期の川越市内の銀行の変遷

③ 歴史的風致を形成する建造物

ア 商業都市川越の発展を示す建造物

a) 旧八十五銀行本店本館【再掲】 P14

（国の登録有形文化財・重要伝統的建造物群保存地区内）

商業都市川越の繁栄を象徴する建物であり、現在の商業活動を支える建物として、「旧八十五銀行本店本館」（埼玉りそな銀行旧川越支店）がある。

この建物は、保岡勝也の設計で、八角形のドーム屋根をもち、サラセン模様をあしらったネオルネッサンス様式を採り入れながらも、大正7年（1918）に、当時最先端の鉄骨鉄筋コンクリート造で建てられた。国登録有形文化財として、時の鐘とともに伝統的建造物群保存地区のシンボルとして親しまれている。



旧八十五銀行本店本館
（埼玉りそな銀行旧川越支店）

b) 旧武州銀行川越支店（現川越商工会議所）【再掲】 P14

（国の登録有形文化財・都市景観重要建築物）

旧武州銀行川越支店は、前田健二郎の設計によるギリシャ神殿風の列柱が特徴的な昭和2年（1927）建築の建物で、クラシックリバイバルの外観をよく残している。



旧武州銀行川越支店
（現川越商工会議所）

埼玉銀行川越南支店を経て、昭和45年（1970）から川越商工会議所の事務所として使用されており、川越経済界の商工業の中心的役割を担っている。

c) 山崎家住宅[屋号 亀屋（餅）]

（市指定有形文化財（建造物）・重要伝統的建造物群保存地区内）

明治26年（1893）建築。天明3年（1783）創業といわれる川越を代表する和菓子の老舗の店蔵である。間口4間、奥行き2.5間の店蔵と間口2間、奥行2.5間の袖蔵が併立する袖蔵形式の蔵造りである。



山崎家住宅（亀屋店舗）

外観は塗籠られた出桁、深い軒をもつ屋根、開いた観音開扉が隣接する観音開扉と再び合わさる繊細で豪華な造りが特徴である。

d) 中島家住宅(店棟)[屋号 亀屋栄泉]

（重要伝統的建造物群保存地区・伝統的建造物）

明治後期に建てられたと推定される木造真壁造りの町家の店棟である。西奥に併設される住居棟と共に伝統的建造物に特定されている。



中島家住宅店棟（亀屋栄泉）

e) 山屋（土蔵、主屋、塀 他）

（重要伝統的建造物群保存地区・伝統的建造物）

土蔵については、墨書により明治33年（1900）の建築が判明しているが、主屋を含むその他の建物年は明治初期と推定される。見事な庭を中心に配置された座敷や渡り廊下など9棟が伝統的建造物に特定されている。



山屋（塀）

f) 原家住宅[屋号 やまわ]

（市指定有形文化財（建造物）・重要伝統的建造物群保存地区内）

明治26年（1893）に呉服商山本平兵衛（足立屋）が建てたもの（棟札有）。角地にあって見事な入母屋造りが特徴である。



原家住宅（陶舗やまわ）

g) 時の鐘【再掲】 P13

（市指定有形文化財（建造物）・重要伝統的建造物群保存地区内）

現在の鐘楼は、明治26年（1893）に起きた川越大火の翌年に再建されたもの。3層構造で、高さ16メートル。



時の鐘

h) 旧川越織物市場

（市指定有形文化財（建造物））

明治43年（1910）に建築された、木造2階建ての長屋2棟。衰退にあった織物流通業界の起死回生策として設立したばかりの川越商業会議所が建設を進めた産業遺産である。

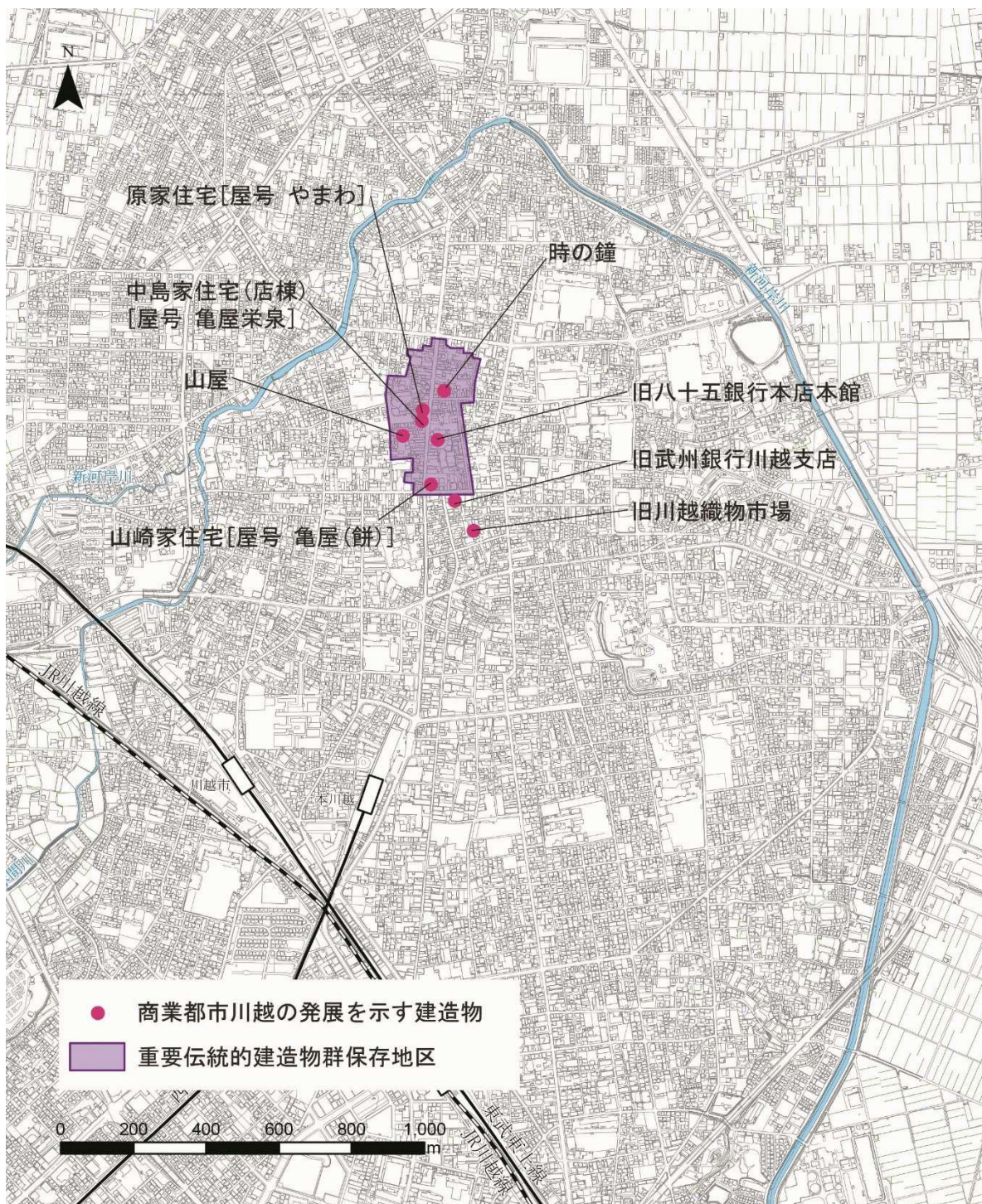
令和2年（2020）～令和5年（2023）の計画で、川越市による復原整備工事を行っている。



旧川越織物市場

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



商業都市川越の発展を示す建造物

イ 物資の集散を物語るその他の建造物

市内には、現在は商売をやめてしまったが、穀物商や織物商など、物資の集散を物語る商売を営んでいた頃の蔵造りや、豪商と呼ばれた商人達が分家や貸家、別宅して建てた町家、銀行として建てられた歴史的建造物等が多く残されている。

これらの建造物は、市指定有形文化財、景観重要建造物、国の登録有形文化財等となっているものも多く、住宅や貸店舗等に業態を変えつつも、現在も商売が続けられている建造物とともに歴史的な町並みをつくり上げており、物資の集散による商業都市川越の発展を物語っている。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

物資の集散を物語るその他の建造物

番号	建造物名	建築年 根拠	登録・指定区分	歴史的風致を 形成する要素
1	福田家住宅	明治31年(1898) 頃	市指定有形文化財	蔵造り（旧川越貯蓄銀行）
2	松本家住宅	江戸時代末期頃	市指定有形文化財	蔵造り（醤油造）
3	原田家住宅	明治27年(1894)	市指定有形文化財	蔵造り（穀物商）
4	田口家住宅	明治29年(1896)	市指定有形文化財	蔵造り（糸・組紐問屋）
5	山下家住宅	江戸時代後期	市指定有形文化財	蔵造り（織物卸商）
6	山下家内蔵	江戸時代後期	市指定有形文化財	土蔵（織物卸商）
7	加藤家住宅	明治30年代	市指定有形文化財	蔵造り（金物商）
8	吉田家住宅	明治30年(1897)	市指定有形文化財	蔵造り（書籍文具商）
9	旧栄養食配給所	明治43年(1910)	市指定有形文化財	木造（製糸工）
10	宮澤家住宅	明治末期から昭和初期	市指定有形文化財	蔵造り（花木）
11	旧鏡山酒造明治蔵	明治中期	登録有形文化財	土蔵（酒造）
12	旧鏡山酒造大正蔵	大正初期	登録有形文化財	土蔵（酒造）
13	旧鏡山酒造昭和蔵	昭和6年(1931)	登録有形文化財	土蔵（酒造）
14	旧山崎家別邸 庭園	大正15年(1925)	登録記念物	庭園（菓子商別邸）
15	源氏家	大正13年(1924) 大正15年(1926) 大日本職業別明細図之内川越市	景観重要建造物	料亭建築（料亭）

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

16	片山家(塀を含む)	昭和8年(1933) ※資産税台帳	景観重要建造物	洋風町家(機械製作)
17	馬場家土蔵	大正時代 調査中	都市景観重要建築物	土蔵(材木商)
18	山本家	昭和7年(1932) 墨書	都市景観重要建築物	町家(醤油問屋)
19	山田家主屋・土蔵	主屋:嘉永7年(1854)祈禱札 土蔵:明治17年(1884)	都市景観重要建築物	町家(油・肥料商)
20	田中屋商店	明治後期から大正初期 埼玉県営業便覧	都市景観重要建築物	町家(油・肥料商)
21	旧田中家住宅及び土蔵	主屋:昭和11年(1936)※資産税台帳 土蔵:大正7年(1918)	景観重要建造物	町家(箆筥)
22	浅井商店	明治20年代後半 埼玉県営業便覧	都市景観重要建築物	町家(豆腐)
23	初音屋大広間及び玄関	大広間:昭和4年(1929) 玄関:明治後期 川越町商家案内 寿語録	景観重要建造物	料亭建築(料亭)
24	佐久間家土蔵	明治27年(1894) 棟札	景観重要建造物	土蔵(馱馬車)
25	清水家土蔵	明治時代 埼玉県営業便覧	都市景観重要建築物	土蔵(日用品問屋)
26	田中屋商店主屋及び土蔵	主屋:大正時代 土蔵:江戸末期から明治初期 埼玉県営業便覧	都市景観重要建築物	町家(荒物商) 土蔵(菓子商)
27	三澤屋	大正14年(1925) 棟札	都市景観重要建築物	町家(材木商)

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

28	旧三ツ木屋 吉澤家	昭和12年(1937) 木看板	景観重要建造物	町家（荒物商）
29	舂屋	明治40年(1907) 棟札	景観重要建造物	町家（酒屋）
30	足立勝(原田家)	主屋・住居棟：明治26年(1893)以降 文庫蔵：明治19年(1886)以降の 酉年 墨書 奥蔵：明治19年(1886)棟札	景観重要建造物	町家（肥料商）
31	榎本家	大正5年(1916) ※資産税台帳	景観重要建造物	町家（米穀商）
32	横重本店「重兵衛蔵」	明治33年(1900) 墨書	景観重要建造物	土蔵（米問屋）
33	川越商工会議所別館(塀を含む)	昭和2年(1927) 昭和3年 決算書建築記録	都市景観重要建築物	銀行建築（銀行）
34	星野家	明治26-27年(1893-1894)頃 埼玉県営業便覧	景観重要建造物	蔵造り（肥料商）
35	伊勢源	明治末 埼玉県営業便覧 写真	都市景観重要建築物	町家（酒屋）
36	小島家住宅	明治34年(1901) 墨書	景観重要建造物	蔵造り（寝具）
37	旧関根家	明治20年代後半 大正8年写真有	都市景観重要建築物	壁造り（大工）
38	岩澤家土蔵	明治40年(1907) 墨書	景観重要建造物	蔵造り（質屋）
39	松本家天保蔵	天保年間初期 武州横田家文書	景観重要建造物	土蔵（醤油醸造）
40	山田屋	昭和3年 ※資産税台帳	都市景観重要建築物	町家（米穀）
41	牛窪家	昭和11年(1936)	景観重要建造物	町家（小麦問

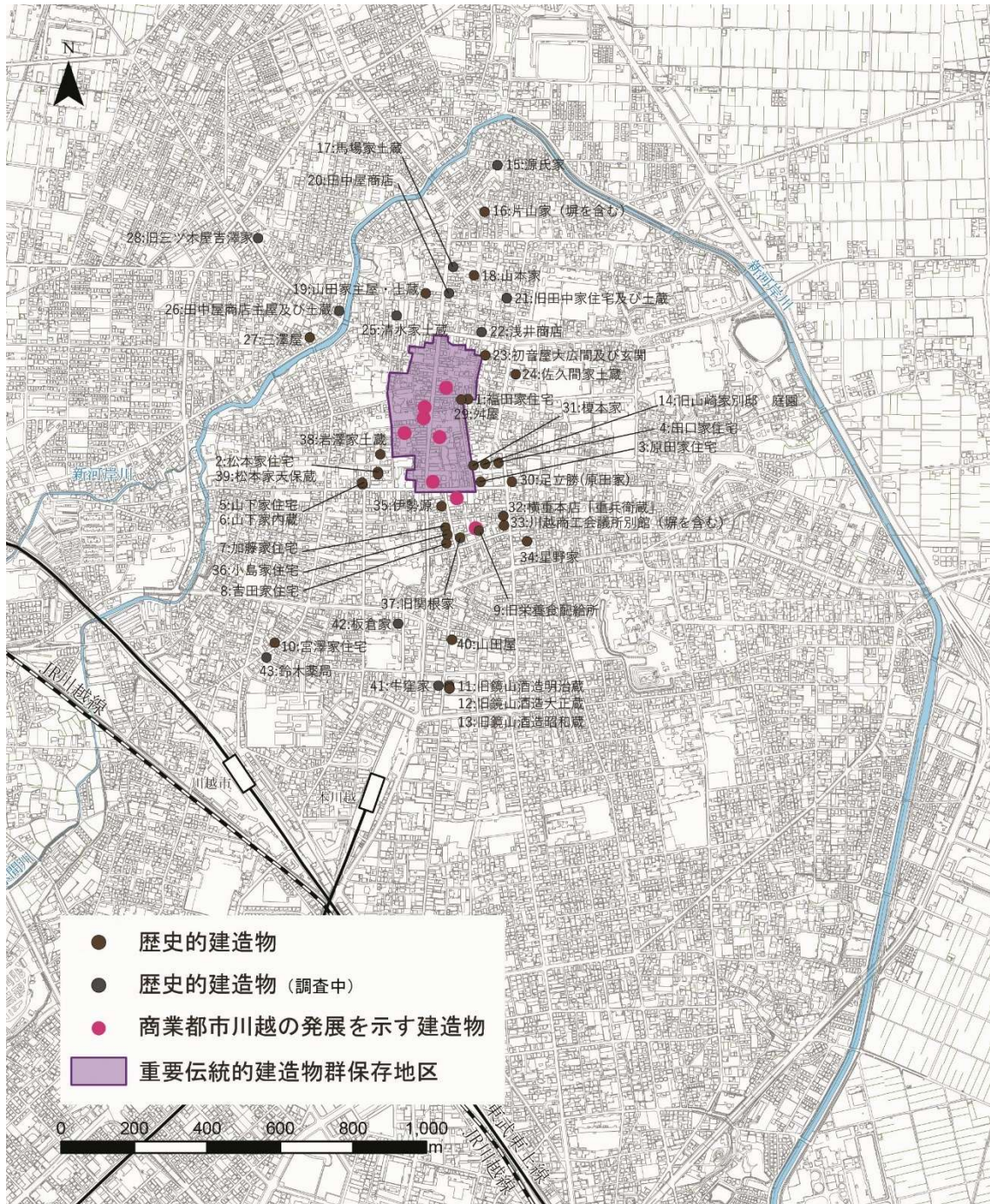
第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

		※資産税台帳		屋)
42	板倉家	大正14年(1925) 大正15年(1926) 大日本職業別明 細図之内川越市	都市景観重要建 築物	洋風町家(新 聞店)
43	鈴木薬局	大正14年(1925) ※資産税台帳	景観重要建造物	町家(薬)

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



商業都市川越の発展を示す建造物と物資の集散を物語るその他の建造物

④ 歴史的風致を形成する活動

ア 商人町川越を引き継ぐ組織活動

a) 川越商工会議所による産業の牽引と川越百万灯夏まつり

明治33年（1900）に埼玉県内で最初に設立された川越商業会議所は、昭和3年（1928）に川越商工会議所に改められた後、太平洋戦争による閉鎖を乗り越え、終戦後の昭和22年（1947）に復活した。

昭和45年（1970）から国の登録有形文化財でもある旧武州銀行川越支店を事務所として使用し、川越経済界の商工業の中心的役割を担っている。

川越商工会議所は設立以来、川越商圈域で活躍する商業・工業の会社経営者が会員となり組織されている。その活動は、経済面、文化面において広がりを見せ、今日まで川越の産業界を牽引している。

■産業の発展と人材育成のための活動

川越商工会議所の前身である川越商業会議所は、各種実業学校の設立運動に努めたことから、その誘致により開校できたものに、明治41年（1908）開校の県立川越染織学校（現県立川越工業高校）、大正9年（1920）開校の県立川越蚕業学校（後に県立川越農業高校となり現在は県立川越総合高校）、昭和元年（1926）開校の川越市立商業学校（現川越市立川越高校）があり、これらの高校の存在は、川越駅、本川越駅を中心に高校までの毎朝夕の通学の風景を創出するとともに、長年に亘り、川越の産業に必要な多くの人材を供給している。

特に織物産業の巻き返しを図るため、明治43年に川越織物市場の建設と、仲買商33名による川越織物市場会社の設立を後押しした川越商業会議所にとって、県立川越染織学校の開設は待望のものだった。明治43年（1910）には県立川越染織学校に埼玉県図案調整所が設置され、専門技師による織物図案の研究開発、染織学校生徒との共同開発が積極的に進められ、染織業者へのデザイン指導や図面配布等の産・官・学による協働事業が行われていた。

このような、産・官・学による産業界支援と後継者育成の教育・研究のプロジェクトは現代にも引き継がれており、行政への要望・提言活動をはじめ、各種セミナー・イベントの開催、地域資源・工業製品のブランド化の推進、商談会の開催などへ発展している。

旧川越織物市場の建物については、平成13年に川越市が取得しており、貴重な産業遺産として保存するとともに、地域資源を活用する人材の育成の場として、各種産業との連携が予定される。

■川越百万灯夏まつりの実施による商業活動の牽引

昭和35年（1960）に、川越商工会議所の呼びかけにより始まった川越百万灯夏まつりは、嘉永3年（1850）に亡くなった川越藩主松平斉典の新盆に切子灯籠をつくって玄関に掲げたことから始まった祭りを復活させ発展させたもので、昭和35年（1960）9月5日発行の川越商工会議所の機関紙「川越商工」にその詳細が記されている。

市民参加型のまつりとして今では川越の夏の風物詩となっており、パレードや手作り神輿行列、ふれあいサンバなどが、提灯で飾られた物資の集散地川越を物語る歴史的建造物が建ち並ぶ川越の町を練り歩く。川越商工会議所は実行委員会の事務局を担っている。



川越百万灯夏まつり

昭和45年（1970）からは、国の登録有形文化財である旧武州銀行川越支店を事務所として使用し、歴史的建造物の中から川越の商業経済活動を支えている。

川越百万灯まつり 川越大花火大会 盛会に終る

川越百万灯まつりは去る八月一日より四日間市、当所、観光協会の主催により開催した。百万灯まつりといつても馴染薄いかもしれないが「江戸の母川越」といわれる城下町の夏まつりとして由緒ある行事である。

その由来を紹介すると、日本外史川越版の出版、藩学「博論堂」の創設、武徳殿建設など幾多の偉業をなしとげ、名君の誉れ高かつた川越城主松平大和守齊興侯が家中はもとより川越藩十七万二千石の士農工商を問わず全領民に慕われ惜しまれ乍ら嘉永二年十一月五十三才で病歿したが、六百石の高禄で御番頭を勤めて齊興侯より一きわ信頼されていた三田村源八の長女魚子（なな子）は藩中きつての美人でしかも才媛、川越小町の名をほしいままに藩士のあこがれの的となつていたが「三田村家が先君齊興侯よりうけた恩義」に報いるため、翌三年の新盆に見るも美事な切子燈籠をつくり表玄関にかかげ亡き齊興侯の冥福を祈つたが、そのやさしい心根と美しさに近隣の人々も感激し、翌四年の盆には各戸こそつて趣好をこらした切子燈籠をかかげ、五年ともなると町中あげて齊興侯の偉勲をしのび美事な提灯まつりとなり、これが年中行事に発展したものである。

黒船騒動を火端とする明治維新の風雲急なそうぜんたる世相に惜しくもこの由緒ある行事も中断された。今日に至つたものである。こうして由緒ある行事も中断された。今日に至つたものである。こうして由緒ある行事も中断された。今日に至つたものである。

七夕まつりになる行事として、二、三の批判等もあつたが、納涼夏まつりとしての成果は大であり四日間の入出は延十萬、赤に白抜きの雁をあしらつた美事な提灯が各商店街に連つた華麗さは目をみはるばかりであつた。

市、当所では好評にこたえ由緒あるこの百万灯まつりを川越市の代表的年中行事として続けていくつもりである。

高期間中蓮馨寺境内に於て納涼芸能祭を開催一流芸能人による歌謡曲、漫才、奇術等多彩な出物に境内に集まつた観客からは予想以上の人気を呼んで盛会に終つた。

続いて八月十五日、埼玉県の花火大会といえは川越の名が高いがそれを裏付けする才二回川越大花火が氷川神社裏に於て観光協会、市、当所共催により開催された。

涼みがてら浴衣がけで訪れた観客は昨年を上回る十五万余。打上開始の七時頃赤間川べり道路はすでに入り込む余地さえなく耕地の細道、桶川街道等へ回る人波と次々と押かけける人波で常に静寂を誇る氷川神社の森もこの日は別天地の様。仕掛十数台、打上七百余発とい

う大規模な花火大会は、次々と打上る尺玉、七寸玉、五寸玉が夜空に映え、氷川神社裏一帯を白くかもしだし、続く仕掛花火に観客は魅了され老若男女共盛夏の夕べを充分にたんのうすることが出来た。そして九時川越警察署、消防署赤間川保勝会、宮下町青年団等の御協力により無事終了した。

全市一斉休業

商店の休日は毎月二十日の全市一斉休業日、他に商店街、業種別を実施してまいりましたが労働基準法に基く完全週休制の実施にはほど遠い感がありました。

最近県下商店の休日制実施状況は著く完全実施への動向が活発化し、業種的には積極的活動への兆がみえはじめ、当市に於ても労働署の強い要請もあり、去る三月七日休日制実施問題につき協議会を開催全市一斉休業日を従来の二十日他に毎月十日を決定した。

四月より実施した結果は良好で完全週休制も近い将来に実現をみるのではないかと期待される。

商店経営講演会開催

健全な商店経営を行つてゆくには常に暫新な知識と努力が必要であり、特に川越市は大供給圏東京都に近接しており立派な商店として発展することは容易なことではありません。

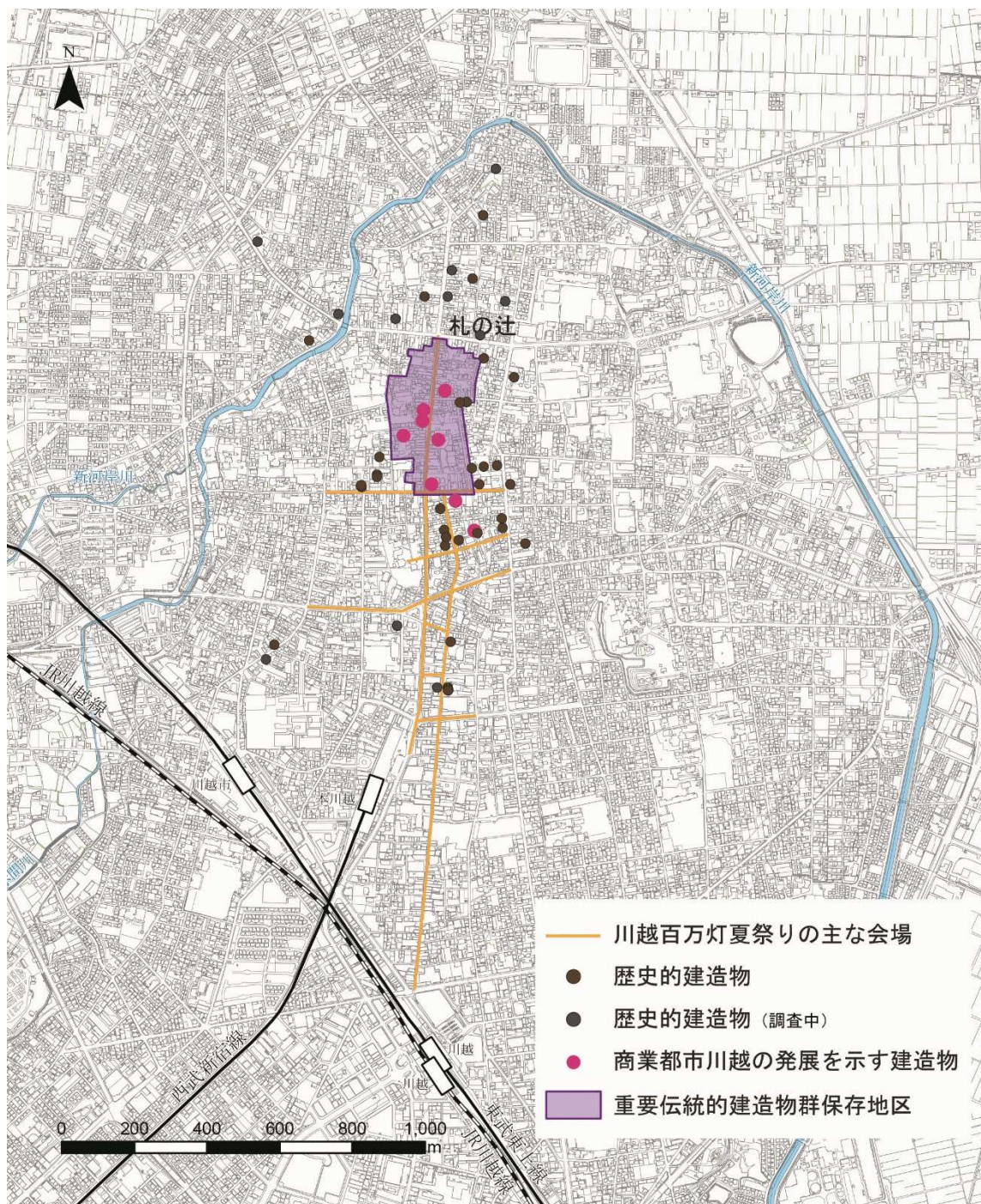
その上最近東京はじめ大都市からの商店の進出をみ一層困難になりつつあります。そこで日本経済大学教授、栗屋

川越百万灯まつりに関する記事

昭和35年（1960）9月5日発行「川越商工」より

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



川越百万灯夏まつりの主な会場

b) 川越一番街商業協同組合の活動

川越一番街商業協同組合は、川越の目抜き通りであった一番街（旧南町通り・旧鍛冶町通り）に軒を連ねる商店主たちにより昭和26年（1951）11月に組織された老舗商店街の組合である。

川越一番街は、戦火を免れた蔵造り商家や、経済の中心地であることを示す銀行建築（旧八十五銀行本店本館）等、洋風建築が軒をつらねており、川越の老舗デパートである現在の丸広百貨店川越店の前身となる店舗が、洋風建築である山吉ビルで繁盛しており、「川越の顔」とも呼ばれていた。



昭和30年代の一番街

しかし、昭和32年（1957）に川越駅、本川越駅にほど近い新富町へ丸広百貨店が移転したことを始めに、経済の中心が駅方面へと南下し、一番街商店街は次第に衰退していった。

そのような中でも卸小売業を行っていた老舗店舗を目当てとする顧客は多く、多くの蔵造り商家や町家店舗が業態を変化させながらも昔馴染みの屋号で引き続き営業している。

川越の商人が正月用の景品としてお得意先に配布した「川越町商家案内寿語録（明治42年（1909）発行）」などで明治後期の商店情報などを見ることができる他、東京交通社発行の「日本商工業別明細図之内川越市・坂戸町（昭和31年（1956）発行）」には、川越一番街商業協同組合発足当時の営業店舗の様子を確認することができる。

[そろいの飾り付け（門松）]

正月の景品としての「川越町商家案内寿語録（明治42年（1909）発行）」に見られるような、川越一番街商業協同組合が揃って行う活動は現在も引き続き行われており、正月の初売りでは、店の前に設けられた、川越まつりの際に紅白幕を渡すための柱を立てる穴を利用した門松で通りを飾り、賑わいを呼んでいる。

図の権利関係
調整中

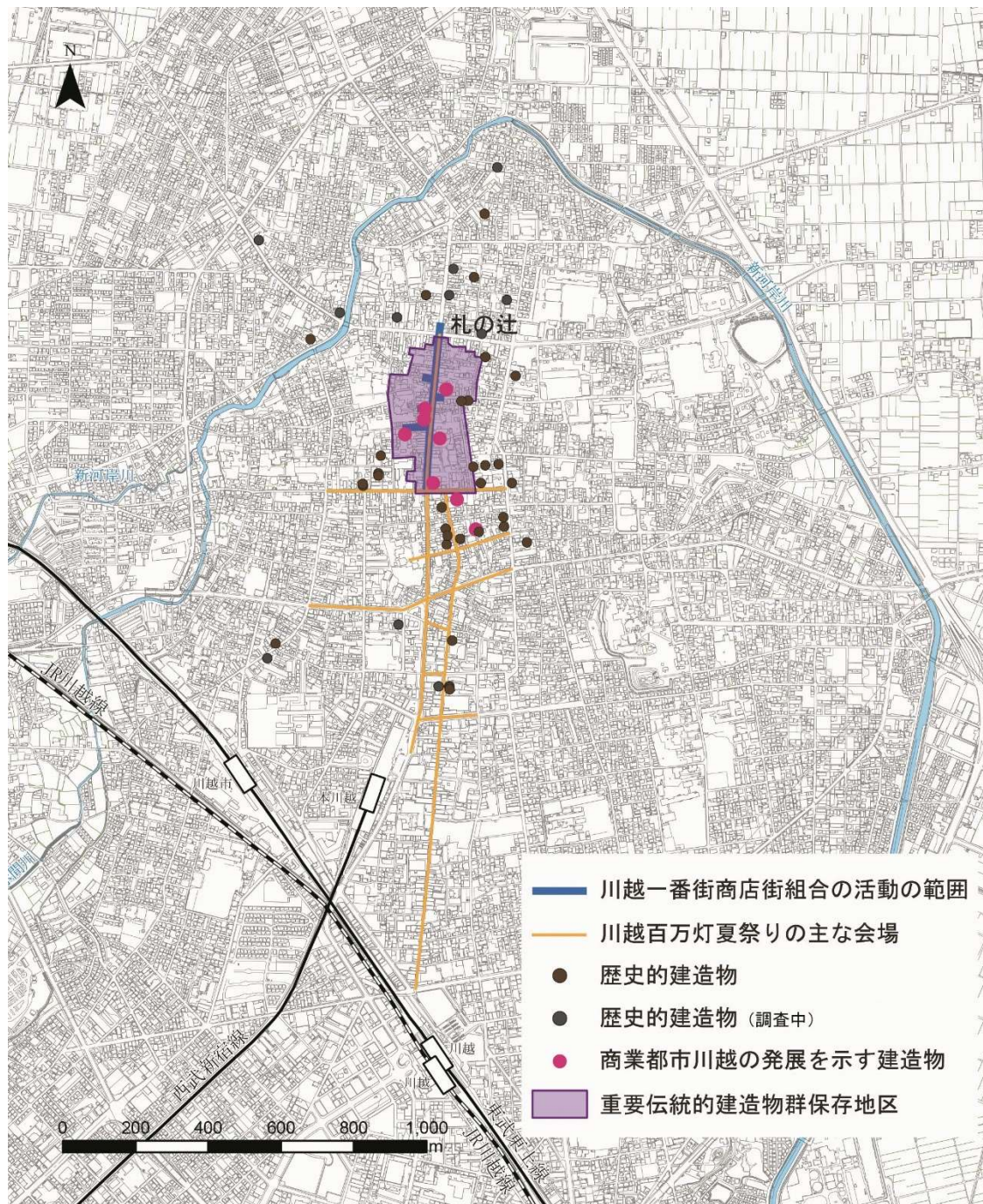


正月初荷の門松の様子（大正元年（1912））

現在の正月の門松の様子

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



川越一番街商店街商業組合の活動の範囲

〔馴染みの屋号で営業する店舗〕

■ 亀屋（お菓子）

天明3年（1783）以前の取引記録があることから、少なくとも天明3年（1783）以前の創業であることが分かる。江戸時代、川越藩の御用商人として川越における立ち位置を確立した亀屋の主人は、代々「山崎嘉七」の襲名を行った。4代目嘉七は旧八十五国立銀行の設立に尽力し、初代頭取も務めている。

現在の蔵造りの店を建てたのは5代目嘉七で、当時発見されたばかりの芋の品種「紅赤」を薄く切って鉄板に挟んで焼いた芋菓子は、芋煎餅として川越の名産品になっている。

■ 亀屋栄泉（お菓子）

明治より川越名産のさつまいもを中心として、さつまいものお菓子の製造販売を行っている。明治35年（1902）の埼玉県営業便覧に記されている。店舗の2階には「芋菓子の歴史館」を設け、芋菓子を川越の名物として定着させた先人の努力や、昔の菓子造りの道具などが展示されている。



芋煎餅



亀屋



亀屋栄泉

■ 山屋（料亭）

物資の集散地ゆえに物の流通とともに人の交流も行われた。川越で織物産業が最盛期を迎えた明治期には、全国から訪れる買い継ぎ商人の接待の場として料亭が重宝された。その代表が川越を代表する料亭「山屋」である。山屋は江戸後期に川越の豪商横田五郎兵衛の別邸として建てられた屋敷を引継ぎ、明治初頭より料亭として営まれている。

明治35年（1902）の埼玉県営業便覧に記されている。

■ 陶舗やまわ（陶器店）

大正12年（1923）の関東大震災には現店舗の南向かいの鍛冶町で陶器店を営んでいた。大正13年（1924）に撮影した写真に、セトモノヤマワの看板が写っており、昭和31年（1956）発行の「日本商工業別明細図の内川越市・坂戸町」にも鍛冶町のセトモノ店として紹介されている。昭和32年（1957）に現在の位置に移転した。川越一番街商業協同組合発足当時より、商店街活動を牽引する老舗店である。



山屋 中庭



大正13年のヤマワの看板



現在の陶舗やまわ

コラム

[川越一番街商店街組合から派生する活動]

■ 商店街の移動

首都圏に位置する川越では、高度経済成長期に入ると、昭和40年（1965）代頃から急速に人の動きが主要交通機関である駅方面へ移動していった。川越では鉄道の駅が街の外れに作られたため、一番街商店街にあった大型店は駅周辺に移動したり、駅前に支店を出したりすることで、商店街自体も駅のある南へ移動していく。また、近代化に乗り遅れた蔵造りの建物は相続や持ち主の交代時に取り壊されていった。

■ 川越蔵の会

商店街の衰退で蔵造りの建物が壊されることが多くなったことに危機感を覚えた若き商店主を中心に、自分たちでまちづくりをしようと昭和58年（1983）に発足した。現在はNPO法人川越蔵の会となり、200人を超える会員で構成されており、発足当時から一番街を中心に時の鐘を使っての除夜の鐘やお茶会等のイベントの実施、歴史的建造物の調査、デザイン協議支援を継続している。

■ 電線地中化への協力

道路管理者や電線事業者に対し、商店街として電線地中化に向けた要望活動を行うとともに、商店街の店舗の敷地をトランスの設置場所の提供に協力したことで、平成4年（1992）に電線地中化事業が実現し、明治の一番街の通りの姿を取り戻した。

■ 川越町並み委員会による自主デザイン協議

昭和62年（1987）に商店街の委員会から発足した委員会で、「町づくり規範」という自主ルールを定め、個店の改装や看板の設置時には規範に基づく事前協議を30年以上にわたり実施してきたことで、商店街全体の景観保全による活性化が行われている。



川越町並み委員会の様子

イ 時の鐘の音に誘引される商いの作法

蔵造りの町並みにひとときわ高くそびえる川越のシンボルに時の鐘がある。

時の鐘は、寛永4年（1627）から同11年（1634）の間に川越城主酒井忠勝の命によって現在の場所に建てられたものが最初とされる。創建された江戸時代初期から、商いに欠かせない「時」を告げてきた。

度重なる火災で鐘楼や銅鐘が焼失したため、たびたび建替えられている。

現在建っているものは4代目にあたり、明治26年（1893）に起きた川越大火直後に再建されたもの。町の3分の1が焼失した中で、商売に欠かせない「時」を告げる時計台は、自らの店も再建していない川越商人たちによって、いち早く立て直されている。

時代が変わり鐘つきの方法が鐘つき守りから機械仕掛けへと変化しても、昔と変わらず旧城下町（川越十カ町地区）の人々に向けて、毎日午前6時、正午、午後3時、午後6時の4回、正確に時を告げており、商店主たちは午後6時の鐘の音を聞くと店じまいを始める。

商店街の会合や川越町並み委員会の開始時刻も、時の鐘の音を聞いた後の午後6時30分からとするのが暗黙の了解だ。

平成8年（1996）には環境庁（当時）の「残したい日本の音風景100選」に認定されている。



一番街から見る時の鐘



午後6時頃の時の鐘

④ まとめ

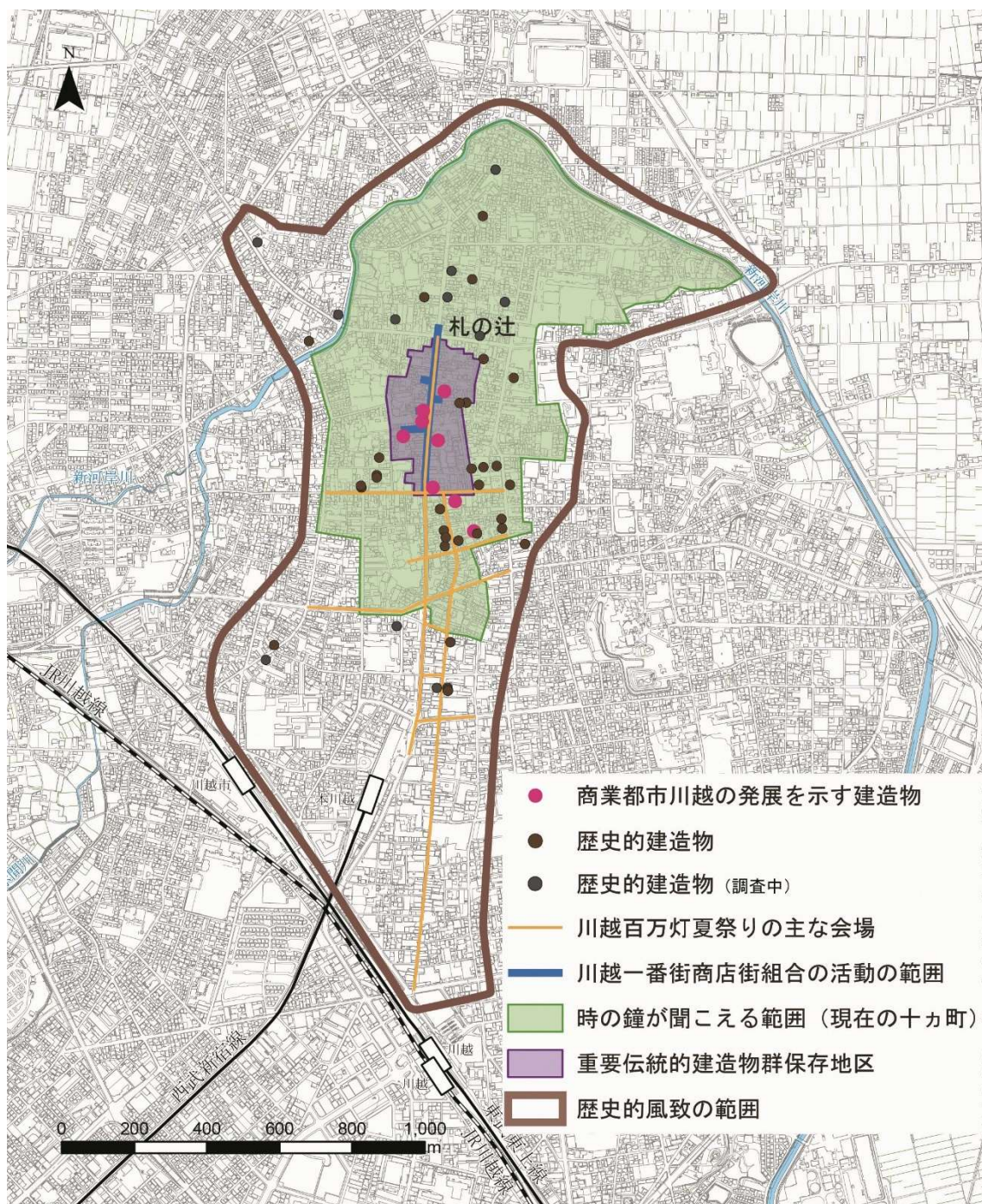
物資の集散地としての商業都市川越の発展は、輸送方法や業態、商圏が変化した現在でも、団結した組織活動と共にモノとヒトとカネが集まる都市として継承されている。

かつての米穀・織物という2大産業からは産業が変化しつつも、集散地ならではの異業種間の繋がりも持続され、埼玉県内有数の商業地として発展を続けた結果、金融業や商工会議所といった組織的な商業活動は、地域の発展を願うまつりを創出し、江戸時代から続く商業地川越の通り沿いを提灯の灯で照らしている。

財界人が集う料亭、伝統の味を守る老舗和菓子店、果敢に新しい取組みに挑む老舗商店街の商いの形は、時の鐘の音とともに世代交代を回りながら現代に受け継がれ、時代を象徴する歴史的建築様式の混在する町並みと渾然一体となって、商業都市川越としての歴史的風致を形成している。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



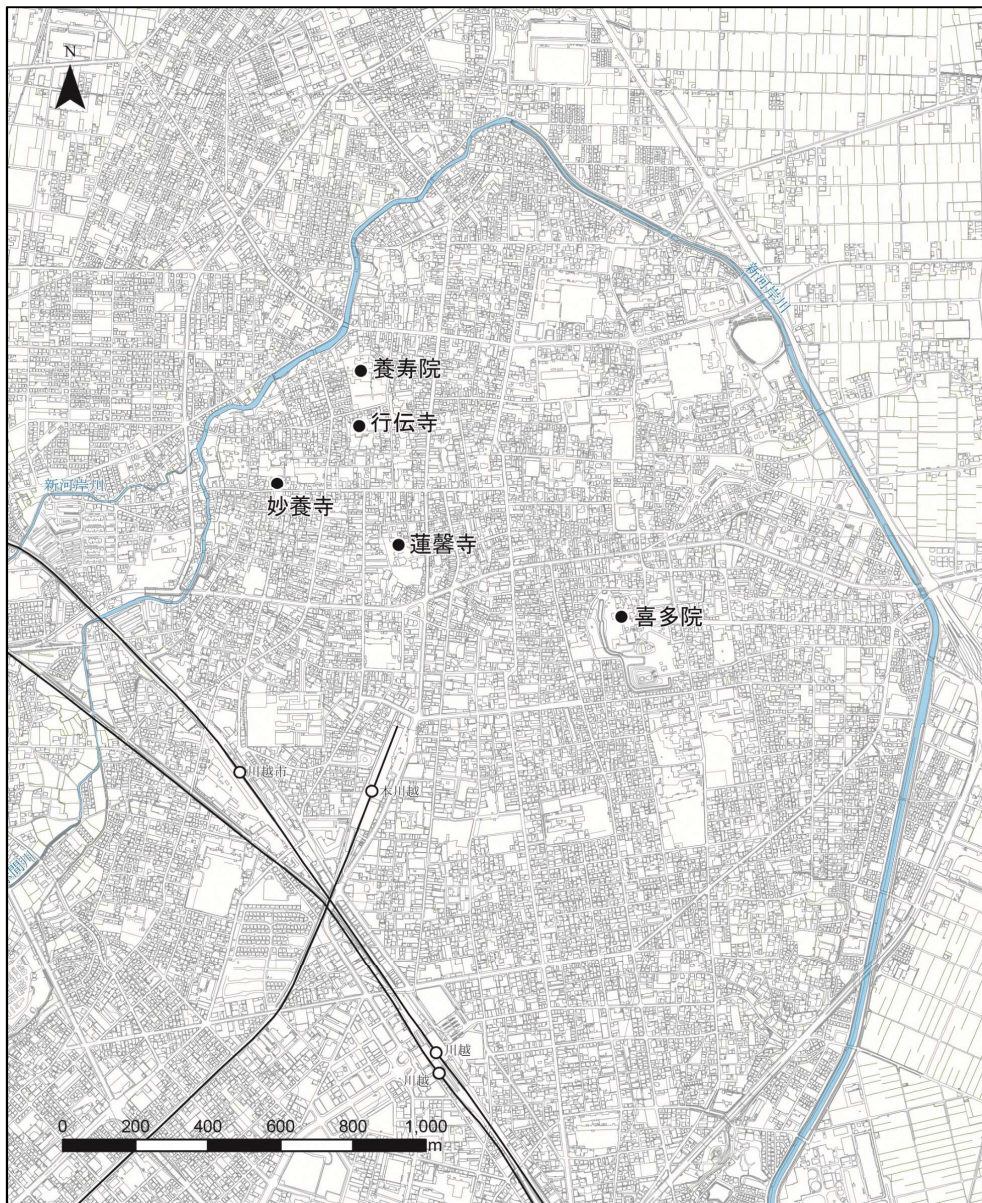
物資の集散と商業都市川越の発展にみる歴史的風致の範囲

(3) 寺社門前の賑わいに見る歴史的風致

① はじめに

川越市内には多くの神社仏閣があり、信仰の対象としてはもちろん、祭りをはじめとする年中行事や花見、遊び場、憩いの場といった普段の生活に欠かせない空間となっている。

特に、喜多院界隈を始め、四門前と称される蓮馨寺、妙養寺、行伝寺、養寿院の門前町は、歴史的な建築物において提供される参拝者への食事やお土産など、商業活動の賑わいを形成するとともに門前の佇まいを大切にし、地域文化を育んでいる。



喜多院と四門前の寺社の位置

② 門前の賑わいを物語る建造物

ア 参拝後の楽しみを提供する建物

a) うなぎ料理店

■ ^{あづま}東屋（景観重要建造物）

喜多院の北、指定地に隣接して建つ料亭である。庁内の記録より、大正14年（1925）建築とわかる。昭和8年（1933）に東屋となるまでは小料理屋であった。玄関棟は、寄棟造り平入りで軒の低い小柄な建築である。



東屋

■ ^{おがきく}小川菊（景観重要建造物）

大正13年（1924）に撮られた写真が残ることから、それ以前の建築とわかる。

市内に建つ、数少ない木造3階建てである。3階の屋根は、入母屋造り銅板瓦棒葺き、東側と南側面に霧除けがつく。2階は、棧瓦葺きで軒先部分のみ銅板平葺き、開口は腰つきガラス戸で、間口全体に手すりがつく。1階の底は銅板平葺きで、入口が左右2ヶ所に分かっているが、これは当初道路に面して厨房があったときの名残である。また、小割に割り付けられた2階や3階のガラス窓の棧も、時代の特徴をよく表している。



小川菊

■ ^{おがとう}小川藤（景観重要建造物）

庁内の記録より昭和6年（1931）建築とわかる。



小川藤

鰻屋として建てられたため、外観は一般の町家と大きく異なり、正面に下屋を設けず、1、2階の壁面を揃えている。

屋根は、切妻造り平入りで、2階の軒は垂木を葺き下ろして鼻隠しをまわし、軒下に霧除けを差しかける。また、2階は全面ガラス戸になっており、木製の手すりがつく。ガラス戸は、昭和はじめに特徴的な棧が小割りに入った腰板付きガラス戸である。

b) 料理店

■ わ よう お し ゃ く し じ どころ さ か え 和洋御食事処 栄（景観重要建造物）

大正15年（1926）に建物登記がされており、大正13年（1924）建築と伝わる。

指定地内の小料理屋として建てられた遊郭建築。建物は、間口3間半の入母屋造り平入りで、屋根には起りを持たせている。裏に棟を直行させて座敷を作っている。2階には、東側と南側面に手すりを廻らせ、その上には、繊細な垂木に支えられた霧除けが廻っている。



和洋御食事処栄

手すりには、黄色い色型ガラスとすりガラスが交互に縞状に使われている。

■ 天ぶらてんぬま（景観重要建造物）

市内の記録より、大正11年（1922）建築とわかる。

喜多院の西、指定地内に建つ遊郭建築である。小料理屋として建てられたもの。建物は、間口3間半の入母屋造り妻入りで、屋根には起りを持たせている。2階には、道路に面する2方に手すりを廻らせ、その上には、繊細な垂木に支えられた霧除けが廻っている。

玄関の屋根は、起りをもつ銅板で葺かれた入母屋造り妻入りである。



天ぶらてんぬま

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



料理店の位置

イ 縁日の賑わいを見守る建造物

a) 喜多院の初太師・だるま市

■喜多院山門（重要文化財（建造物））

山門は4本の柱の上に屋根が乗る四脚門しきやくもんの形式で、屋根は切妻造り本瓦葺。棟札より寛永9年（1632）に天海僧正によって建立されたことがわかる。寛永15年（1638）の川越大火の焼失を免れた喜多院で一番古い建造物である。



喜多院山門

b) 蓮馨寺の縁日

■蓮馨寺の鐘楼

蓮馨寺境内に立つ鐘楼は、明治26年（1893）の大火で焼失を免れた記録があることから、それ以前の建築とわかる。同じく焼失を免れた銅鐘は、元禄8年（1695）に作られたもので、市指定有形文化財（工芸品）で、現在でも、毎日午後3時になると、寺男が手動で18回鐘を突く。鐘の音で祈りを捧げている。



蓮馨寺の銅鐘

c) 熊野神社の酉の市

■熊野神社社務所（景観重要建造物）

川越熊野神社は天正18年（1590）に蓮馨寺の二世ねんよ ぶんおうそうじょう然譽文応僧正が紀州熊野より勧請したことが始まりと言われている。以後、松郷の氏神となる。



熊野神社社務所

松郷とは、明治22年（1889）に川越町に合併された大字松郷の

範囲で、現在の六軒町・連雀町・松江町・久保町・中原町などが含まれる。（社務所西側には松郷沿革碑が在る）

社務所は昭和16年（1941）に同地に建築されたもので、棟札が残る。畳み敷きの大広間には連雀町の歴史を語る多くの写真や賞状などが飾られている。写真集「川越市の昭和」には、昭和40年頃にこの広間で行われた婚礼の様子が掲載されており、当時から地域の行事を行う大切な建物であったことが伺える。

d) 菓子屋横丁

■三丑^{さんうし}（景観重要建造物）

川越城の出入り鳶でもあった11代続く高沢町界隈の鳶職、た組親方の住居兼詰所として、棟札から、明治18年（1885）に建てられたことがわかる。この界隈ではもっとも古くから存在している建物の一つである。



三丑

昭和13年（1938）頃に横丁内の菓子屋「三丑」で菓子職人として働いていた長男丑右衛門が戻り、菓子店「三丑」を開いた。西側の作業場は、昭和22年（1947）頃に増築したもので、板葺きの屋根には燃料としたコークスの煙を外に出すため、現在も残る排気塔が設けられた。現在は小売りのみで製造は行っていない。

■菓匠かとう（都市景観重要建築物）

建築年代は、「川城市史資料第六集」の昭和45年（1970）5月の記録より、関東大震災時には建っていたと伝わることから大正初期と思われる。昭和30年代に撮影された写真に建物の一部が写っていることから、それ以前に建てられたことがわかる。



菓匠かとう

明治42～43年（1909～1910）頃、現在地に出店。羊羹を専門に製造・卸・販売を行ってきた。その後一時店を閉めていたが、平成6年（1994）頃小売店として再開し、現在は市内の菓子店が使用している。

間口は5間あり、菓子屋横丁では規模が大きい町家である。元は2軒で使っていたといい、交互に配された2階の開口部と下見板壁に名残が見られる。

ウ 門前の味を支える建造物

うなぎや団子などの門前町の名物の味を支える醤油の製造を行う建造物である。

■松本家住宅（市指定有形文化財（建造物））

江戸時代の建築と考えられる。文化・文政の頃の豪商横田五郎兵衛の蔵屋敷跡である。明治22年（1889）に松本家初代新次郎が横田家の分家であった横田醤油店を買い取ったもの。



松本家住宅

■松本家天保蔵（景観重要建造物）

松本醤油の仕込み蔵で、もとは南町の横田家の醤油店を松本家が受け継いだものである。

「武州横田家文書」に、文政13年（1830）に醤油蔵を普請するために、神社の土地の借用を町の惣代が承知したことが記されており、借地後まもなく建設が始まったものと推定される。

近年解体された桶にも天保2年（1831）の銘があった。

梁間4間、桁行11間半の上屋の四方に、2間幅の下屋を葺きおろした、規模の大きな土蔵である。北側道路に面して妻側を建てている。



松本家天保蔵

エ 寺社及び門前に建ち並ぶ歴史的建造物

喜多院界隈を始め、四門前と称される蓮馨寺、妙養寺、行伝寺、養寿院には、由緒ある社寺建築が、門前には、住宅や貸店舗などに用途を変えつつも、門前の賑わいを今に伝える歴史的建造物が数多く残っている。

これらの建造物は、県指定有形文化財、市指定有形文化財、景観重要建造物、国の登録有形文化財等となっているものも多く、それらの建物と界隈が一体となって、門前ごとの特徴を作り出している。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

寺社及び門前に建ち並ぶ歴史的建造物

番号	建造物名	建築年 根拠	登録・指定区 分	歴史的風致を 形成する要素
1	喜多院 番所	江戸時代中期か ら後期	県指定有形文 化財	喜多院
2	喜多院 慈恵堂	寛永16年 (1639)	県指定有形文 化財	喜多院
3	喜多院 多宝塔	寛永16年 (1639)	県指定有形文 化財	喜多院
4	松平大和守 家廟所	江戸時代	市指定記念物 (いわゆる史 跡)	喜多院
5	塩野家住宅	明治27年 (1894)	市指定有形文 化財	妙養寺門前 (土蔵)
6	中院不染亭	昭和4年(1929) 武蔵野ペン71号 1992年12月1日 発行	都市景観重要 建築物	喜多院界限 (離れ)
7	森甚	大正8年(1919) ※資産税台帳	景観重要建造 物	喜多院門前 (町家)
8	岩澤家土蔵	明治44年(1911) 墨書	景観重要建造 物	喜多院門前 (町家)
9	曙館	昭和4年(1929) 棟札	景観重要建造 物	喜多院門前 (和洋町家)
10	市野川家	昭和4年(1929) ※資産税台帳	都市景観重要 建築物	喜多院門前 (町家)
11	市野屋豆腐 店	明治末から大正 時代頃 調査中	都市景観重要 建築物	喜多院門前 (町家)
12	森田屋	昭和4年(1929) ※資産税台帳	都市景観重要 建築物	喜多院門前町 (町家)
13	太田屋茶店	昭和4年(1929) 墨書	都市景観重要 建築物	喜多院門前町 (洋風町家)
14	福田屋	昭和4年(1929) 店舗新築費控帳	景観重要建造 物	喜多院門前町 (洋風町家)

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

15	市村旅館（塀を含む）	大正6年 ※資産税台帳	都市景観重要建築物	喜多院門前町 （妓楼建築）
16	（株）芋十	明治20年代後半 埼玉県営業便覧	都市景観重要建築物	蓮馨寺立門前 （町家）
17	木村家（舁屋）主屋及び袖蔵・土蔵	主屋： 川越大火（明治26年（1893））後（推定） 袖蔵：明治26年（1893） 土蔵：明治13年（1880） 舁屋大黒帳記録	景観重要建造物	蓮馨寺立門前 （町家）
18	大野屋洋品店	昭和5年（1930） 昭和31年の写真	景観重要建造物	蓮馨寺立門前 （町家）
19	間仁田家	昭和8年（1933） ※資産税台帳	都市景観重要建築物	蓮馨寺界限 （町家）
20	熊野神社社務所	昭和16年（1941） 棟札	景観重要建造物	蓮馨寺界限 （社務所）
21	二村家主屋及び土蔵、塀	主屋：明治後期 土蔵：明治16年（1883）棟札	景観重要建造物	妙養寺門前 （町家）
22	二村家別棟主屋	明治末から大正 調査中	都市景観重要建築物	妙養寺門前 （町家）
23	森田家	昭和7年（1932） ※資産税台帳	都市景観重要建築物	養寿院門前 （町家）

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



寺社及び門前に建ち並ぶ歴史的建造物

③ 歴史的風致を形成する活動

ア 名物料理の提供

今日のように町並み観光が盛んになる前の川越観光の目的地は初詣や花見、お墓参りに訪れる寺社であった。特に喜多院は1年を通して多くの人を訪れている。その界限には古くから多くの旅館や飲食店が開業し、訪問客の食事の楽しみを提供している。

a) うなぎ料理店

周囲を川に囲まれた川越では、川魚料理が名物だった。地元産の川魚が手に入らなくなった今でも、うなぎの老舗は現在に引き継がれている。

川越にはうなぎを調理するのに利用された醤油や砂糖を扱う店が多く、店ごとに秘伝の味付けで競っている。うなぎ店の周囲には、うなぎを焼く、いいにおいが広がり、通りを歩く人を誘う。

■ あずまや東屋

喜多院と成田山川越別院の間に在る。明治初期に川越の本町で創業し、昭和8年（1933）に現在の場所へ移った。大正15年（1926）の大日本職業明細図之内川越市裏面に「東屋蒲焼店」の掲載があることから、大正15年（1926）には営業していたことがわかる。



東屋

■ おがきく小川菊

旧猪鼻通り現在の大正浪漫夢通りに建つ人気の名店。明治35年（1902）発行の埼玉県営業便覧に「鰻 蒲焼 小川屋 小川菊次郎」の掲載があることから、それ以前の創業とわかる。

現在7代目となる当主には、文化5年（1808）の創業と伝わる。



小川菊

■ おがとう 小川藤

大正12年（1923）に仲町の小川菊より暖簾分けしたのがはじまり。大正15年（1926）の大日本職業明細図之内川越市裏面に「小川十」の掲載があることから、大正15年（1926）には営業していたことがわかる。



小川藤

b) 料理店

喜多院西側に広がる西小仙波町は、かつて、大正8年（1919）の当時の岡田県知事の命により、大正初期に川越町内に数十軒あった「お茶屋」と呼ばれる接待茶屋を、一ヶ所にまとめた指定地となった地域であった。これらのお茶屋は大正15年（1926）までに移転を命じられたことから、その頃を建築時期とする妓楼建築が多く残る。

もてなしの形は変化したが、料理店の味と建物は今も参拝客を楽しませている。

わよう おしよく じどころさかえ
〔和洋御食事処 栄〕

喜多院の西、かつての茶屋街に建つ妓楼建築で営まれる料理店である。

大正13年（1924）にこの地に移ってから「笑月」の名で小料理屋を営んでいたが、昭和58年（1983）からはフランス料理を得意とする料理店として営業している。

昭和5年（1930）の川越商工人名簿に記載されていることから、それ以前の創業であることがわかる。



和洋御食事処 栄

〔天ぷらてんぬま〕

喜多院の西側に、妓楼建築で営む天ぷらてんぬまがある。当店は、地区内の小料理屋天山家として開業した。昭和5年（1930）の川越商工人名簿に記載されていることから、それ以前の創業であることがわかる。



天ぷらてんぬま

天山家の位置も、昭和3年（1928）作成の『埼玉県菓子保険特殊地図』により記されている。

昭和57～58年（1982～1983）にこの地を購入、平成4年（1992）頃移店した。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



うなぎや料理店の匂いがただよい喜多院への参拝で賑わう範囲

イ 縁日の賑わい

喜多院界限を始め、四門前と称される蓮馨寺、妙養寺、行伝寺、養寿院の門前町には、寺社境内で行われる行事から界限に広がる参拝客の姿や、市、縁日などの賑わいが広がっている。

a) 喜多院初大師・だるま市

1月3日の喜多院初大師では「だるま市」が開かれる。現在は元日からの初詣も多く、年初から参詣者で賑わう。境内にはだるま納め所が設置され、赤い大小様々なだるまが山積みとなり、門前通りには初詣を終え、だるまを抱えた人々がひしめき合う。

初大師の歴史は、少なくとも江戸時代まで遡り、1月3日の慈恵^{しえ}大^{だい}師の命日に御開帳があったという記録がある。(喜多院日鑑明和二年条)また、だるま市は川越氷川神社宮司山田衛居の日記である朝日之舎日記の明治16年(1883)2月10日(旧暦1月3日)の項に記載があることから、少なくとも明治初期まで遡ることができる。



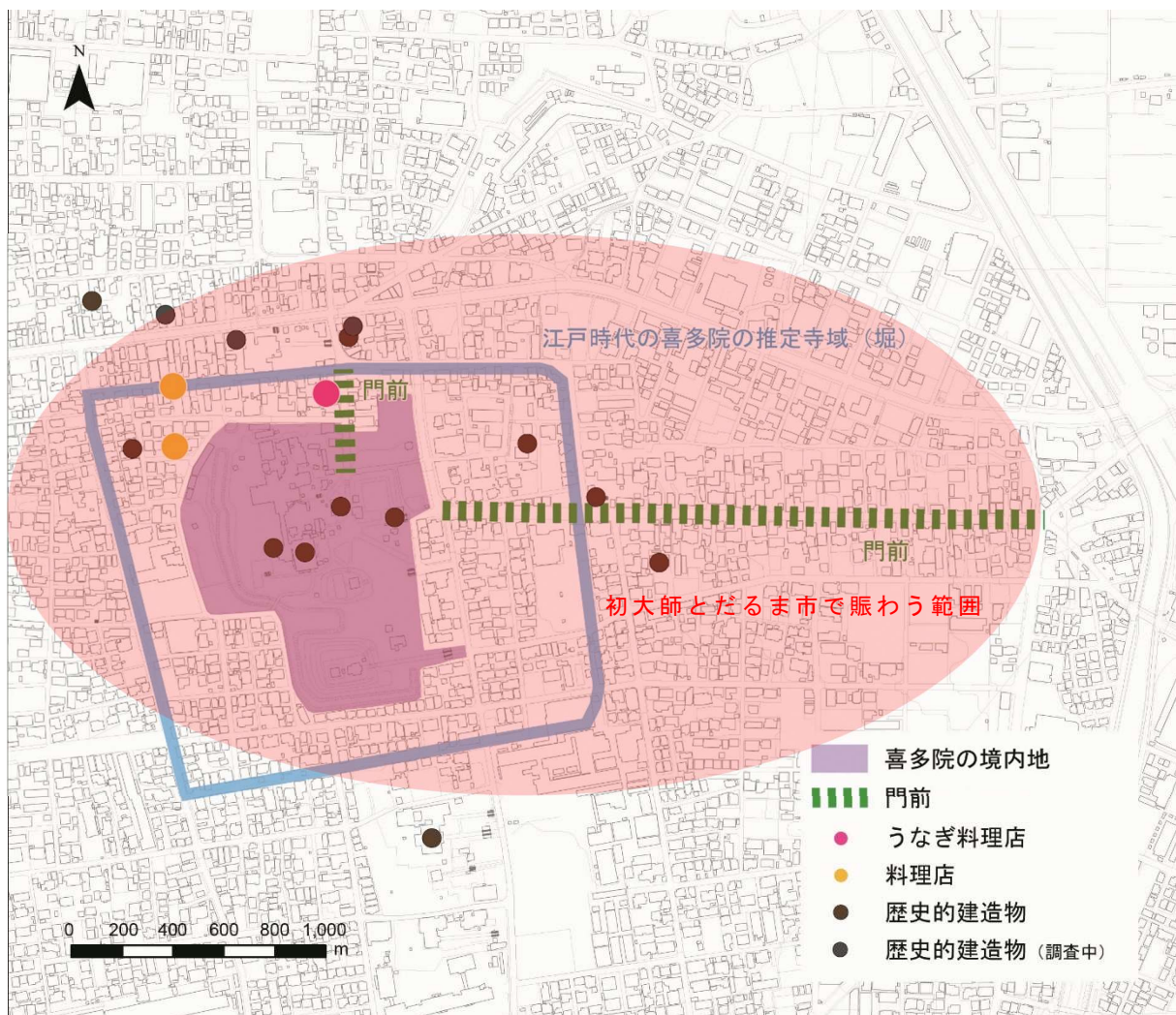
喜多院境内 だるま市の様子



喜多院門前通り だるま市の様子

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



初大師とだるま市で賑わう範囲

b) 蓮馨寺の縁日

蓮馨寺周辺の現在の連雀^{れんじゃく}町は、昭和36年（1961）にできた町名だが、地名の由来は連雀と呼ばれた行商人が蓮馨寺に大勢集まって来て、店を開いたことからきているという。文化・文政期（1804～1830）に編まれた「新編武蔵風土記稿」には、蓮馨寺門前町の記載があり、現在、立門前^{たつもんぜん}と呼ばれる、惣門から東に久保町まで続く通りが「堅門前^{たてもんぜん}」と呼ばれ、当時から市をたて販わっていたことがわかる。

蓮馨寺は毎月8日を縁日としていたが、現在では、吞龍デーの名で、8が付く日に縁日を開いている。昭和20年代に撮られた写真に、当時の縁日の様子が見られる。

また、境内では1年を通してだんごや焼きそばが売られ、界隈の名物となっている。



蓮馨寺花見のころの吞龍デー

c) 熊野神社の酉の市

かつては蓮馨寺の一部であった熊野神社で12月3日に行われるのが酉の市である。

蓮馨寺は、昭和8年（1933）に本川越駅に向けて開通した中央通りによって分けられた。川越の酉の市の起源は浅く、「川越商工会議所15年史」によると、「昭和3年（1928）に地元の露天商らが川越に酉の市がないのを憂えるとともに、秩父夜祭に人出を取れることを食い止めるため、酉の市を開いた」と記されている。

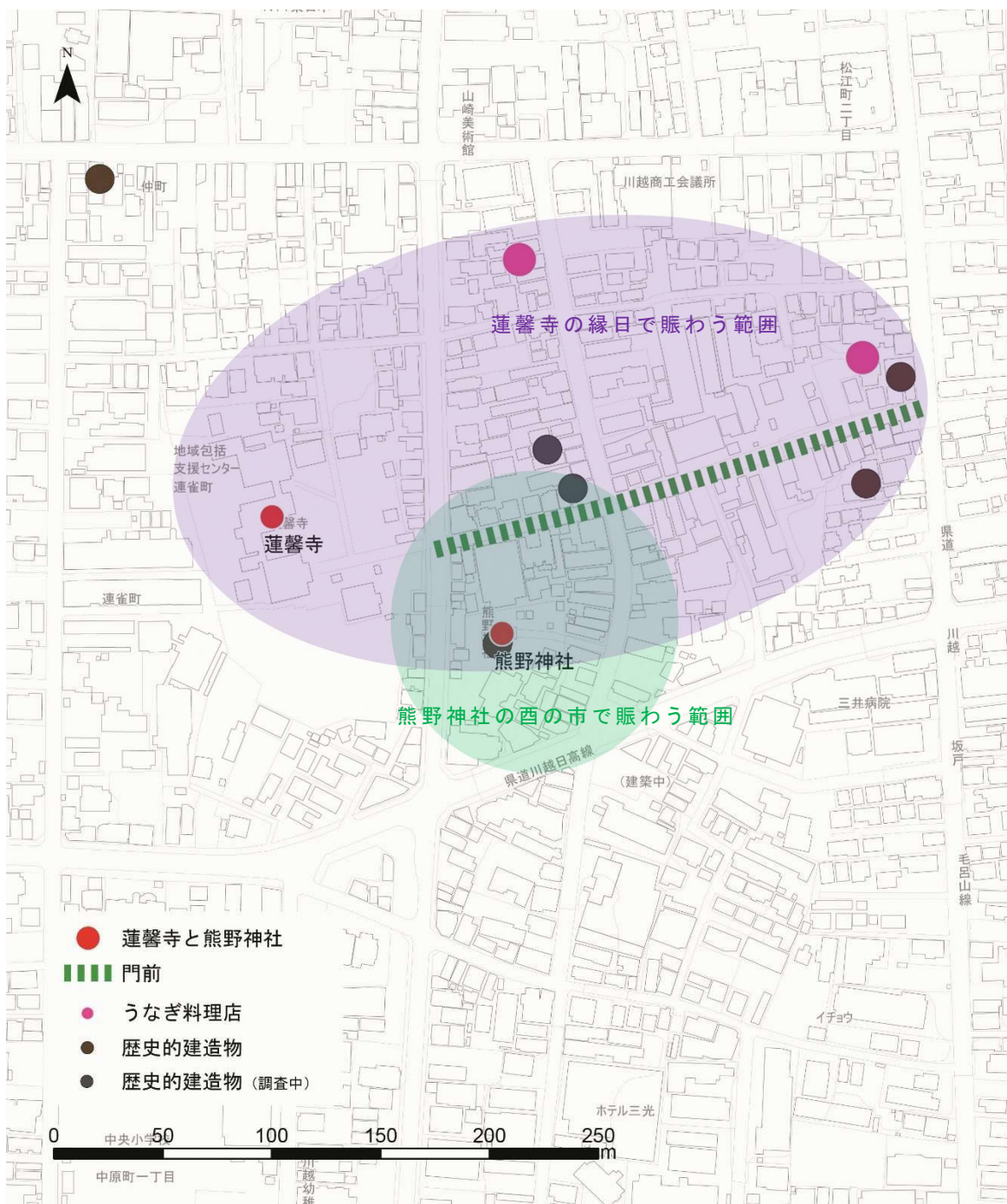


熊野神社 酉の市

師走の寒風の街の夜空に、賑やかな手締めの声が響き渡る。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



蓮馨寺と熊野神社のそれぞれの活動で賑わう範囲

d) 菓子屋横丁

養寿院の門前町である菓子屋横丁は、明治の初期に江戸っ子好みの気取らない駄菓子を売り出したのが始まりである。

関東大震災で壊滅的な打撃を受けた東京下町の菓子製造に代わって、大正末期から昭和初期にかけては少なくとも60軒ほどが軒を連ねる一大菓子製造・卸売りの町に発展した。現在では製造する店は数軒となったが、製造と卸売りから小売りに業態を変化させつつも、人情味あふれる横丁の情緒と素朴で懐かしい駄菓子の香りが漂う横丁が続いている。

■ 玉力製菓

大正3年（1914）創業の4代続く飴の製造販売店である。昭和30年代に撮られた写真にも看板が写る。奥の作業場が覗けるようになっており、職人が昔ながらの組飴を作る作業風景を見る事ができる。



昭和30年代頃の菓子屋横丁



現在の菓子屋横丁



玉力製菓

ウ 門前の味を支える醤油の製造

行伝寺門前、妙養寺門前の両方にまたがる場所で醤油の製造が行われており、界隈に醤油の匂いを漂わせながら、うなぎや団子などの名物の味を支えている。

■松本醤油商店

江戸時代から創業する横田醤油店を、明治22年（1889）に買い取り松本醤油商店となる。明治35年（1902）の埼玉県営業便覧にその名が記されている。約400㎡の醸造蔵では、昔と変わらぬ製法で醤油が作り続けられている。

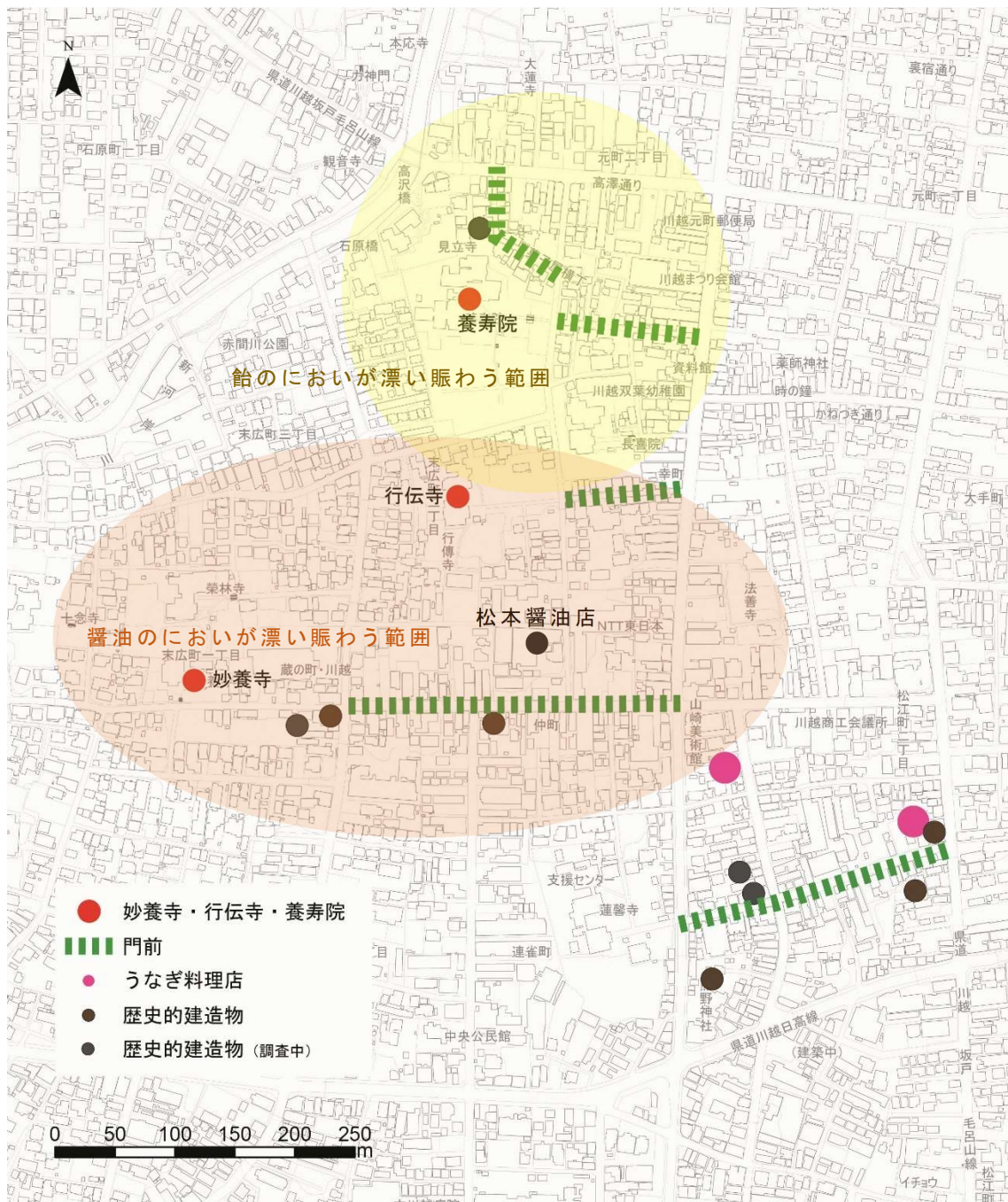
近年解体された醸造桶にも天保2年（1831）の銘があった。



醸造蔵内部

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



餡と醤油のにおいが漂い賑わう範囲

④まとめ

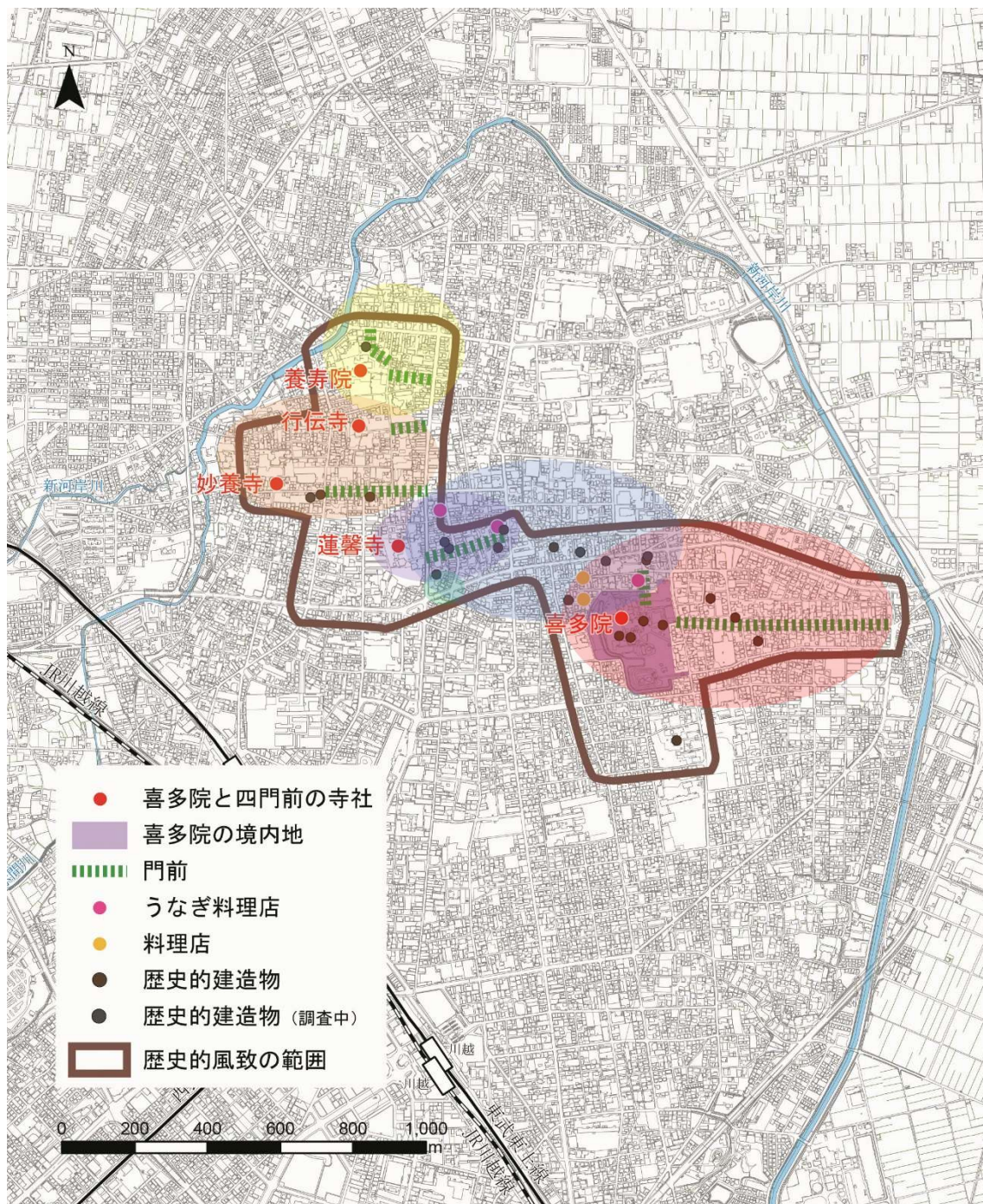
門前町は表通りの余所行きの顔とは異なり、飴菓子や焼き団子、うなぎのかおりが漂う庶民的な場所であり、その懐かしい佇まいは訪れる我々を惹きつけてやまない。

参拝や行事、縁日など、様々な目的で寺社を訪れる人々は、門前や界限に広がる飴や醤油の匂いに誘われ、料理店でお腹を満たし、菓子屋横丁などで買い物を楽しんでいる。菓子屋横丁名物の大きな麩菓子を持って通りを歩く観光客はすっかり見慣れた風景となった。

寺社地であるがゆえに無秩序な開発を回避してきた門前町には、料理店として愛される遊郭建築や、昭和初期の建物が残り、一見、時代に取り残されたかのように見えるが、いくつもの時代を古刹とともに乗り越えてきた門前の賑わいが、歴史的風致として息づいている。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



寺社門前の賑わいにもみる歴史的風致の範囲

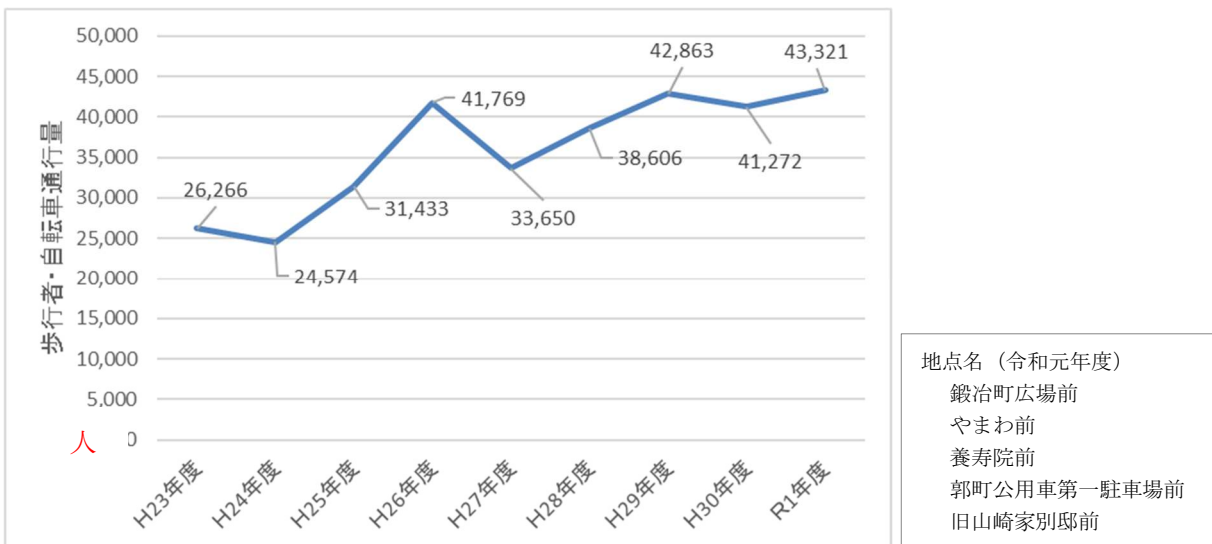
第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第1期の川越市歴史的風致維持向上計画に基づき、市が所有する旧山崎家別邸、川越城本丸御殿及び家老詰所の保存整備、民間所有の歴史的建造物の保存修理のための助成事業、「喜多院門前通り線」「喜多院外堀通り線」「立門前線」の歴史的街路の道路美装化工事、建造物の修景による景観形成のための助成事業、祭礼行事や町並み保存活動等への支援、景観百景の選定や景観ガイドラインの作成などの啓発事業、民間資金を活用した歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクルの構築のための調査など、ハード、ソフトの両面において歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

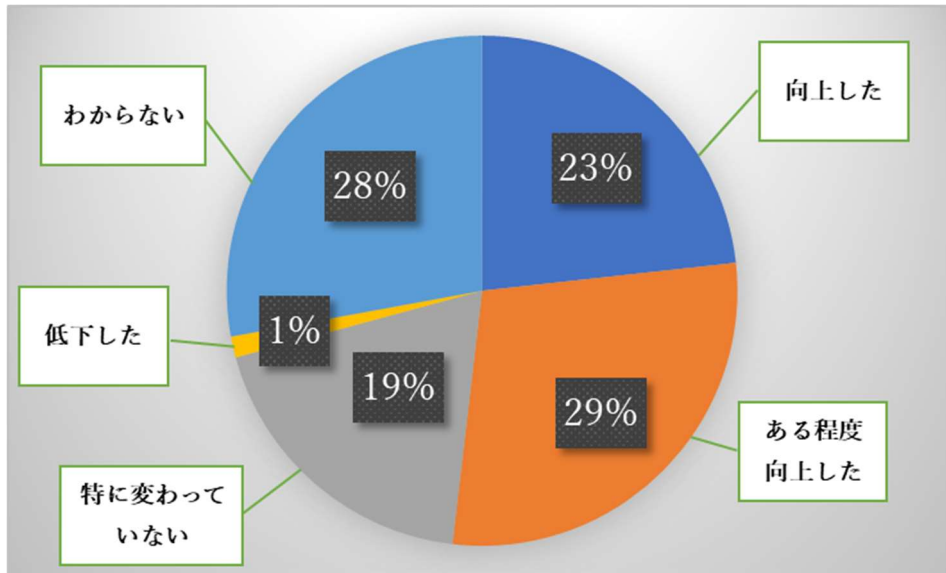
その結果、歴史的町並み景観を形成している地域では、歩行者・自転車通行量が増加しており、回遊性の向上が図られた。また、平成30年（2018）に実施した第13回市民意識調査において、川越市の歴史的風致が向上したと回答した割合が50.4%と過半数を上回るなど、一定の効果を得ることができた。

しかし、第1期計画では保存整備が完了できなかった歴史的建造物や、修理に着手できなかった歴史的建造物が残されており、引き続き保存整備に取り組む必要がある。また、民間所有の歴史的建造物については、所有者の高齢化や後継者不足、維持管理に係る費用負担への不安から、保存を断念し、取り壊されるものもあり、町並みへの影響が危惧されている。活動の面では、建物の修理や祭礼を支える職人の育成、民俗芸能の担い手の確保など、引き続き課題に対する対応が必要となっている。



歴史的町並み景観を形成している地域における歩行者・自転車通行量の推移

設問：川越市の歴史的風致は向上したと思うか？



平成30年（2018）実施 第13回市民意識調査結果

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

① 保存修理に関する課題

川越市は多くの歴史的建造物を保有しているにも関わらず、高度な伝統技術を有する職人の高齢化や廃業等により、市外の事業者へ施工を委ねる例が少なくない。伝統的な各家の「出入りの職人」と言われる風習が無くなりつつあるため修理履歴などの引継ぎが途絶えている。

そのため、修理の際に、突発的な材料の確保や職人の手配が生じることから、修理費用が高額にならざるを得ず、所有者や支援する行政側の負担が課題となっている。

② 活用に関する課題

ア 川越市が所有する歴史的建造物

川越市では、これまで、大規模な歴史的建造物において、解体や開発計画が持ち上がるたびに、市民運動や第三者機関からの学術的な提言等を得て、市が取得や寄付を受けることで一先ずの保存を図ってきた経緯がある。

しかし、何とか保存した歴史的建造物についても、行政財産としての制約や財源の確保、活用手法のノウハウ不足等から、取得後、直ぐに適切な活用案が定まらず、未整備のまま暫定活用を続けざるを得なかった例もある。整備着手に10年近い年月を要した例として、旧山崎家別邸、旧川越織物市場があげられる。

また、実際の活用においても、行政財産では公的用途が求められること

から、民間への貸付は容易でなく、文化財保護の観点からも、行政施設、公開施設にせざるを得ない事例が多く、市が取得することで、民間活力を活用した積極的な再生・利活用が困難になっている。

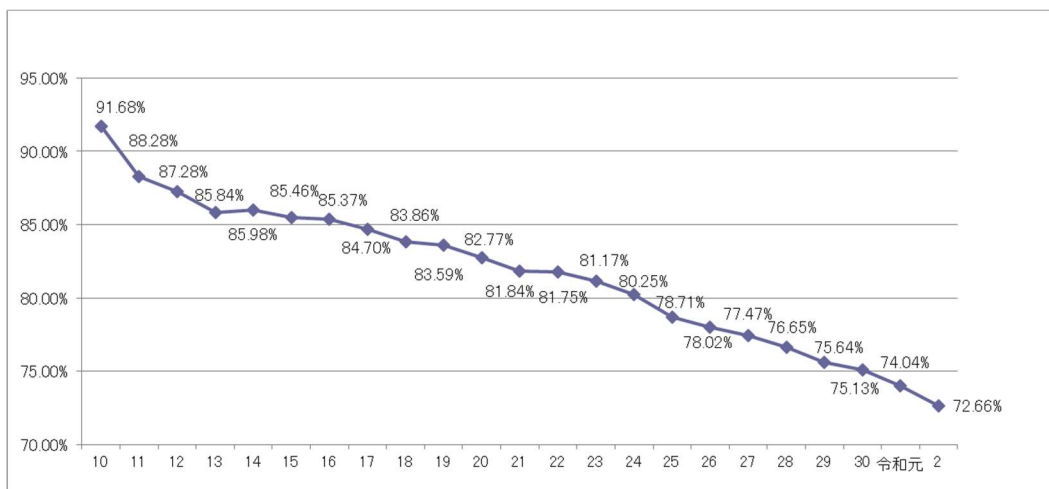
イ 民間所有の歴史的建造物

これまで、民間所有の歴史的建造物へは、修理工事の経費に対する助成を行うことで保存支援を行ってきたが、所有者の高齢化や後継者不足、維持管理に係る費用負担への不安、相続等により保存を断念する例や、建物の安全性への不安から、建替え等を希望する相談も寄せられており、平成25年(2013)には、当初保存の意向を示していた所有者の代替わりにより、景観重要建造物指定への同意が果たせず、町家が解体されてしまった例もある。

その一方で、歴史的建造物を活用したいというニーズは一定量あることが、平成26年(2014)から第1期計画に位置付け実施してきた「歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築調査」よりわかっており、貸し手と借り手のマッチングがうまくいっていないことで、民間による十分な活用が図られていないことが課題となっている。

(2) 伝統行事における人々の活動の継承に関する課題

市街地では、高齢化や後継者不足を背景に、世代交代や建物の転売等を契機とする開発行為が進むことで、川越まつりの年行事組の基礎となる自治会への加入率は減少しており、危機感を持つ町内は多い。山車の保存や組立て、維持管理には多額の費用がかかることから、加入者減による町内会費の減収は大きな課題となっている。



自治会連合会への加入状況（令和2年6月1日現在）

(3) 周辺環境の整備に関する課題

① 交通に関する課題

川越では、城下町特有の細く折れ曲がった道筋や、そこから放射状に広がる街道、喜多院を初めとする寺社の門前などの通りに面して、江戸後期から昭和初期にわたる各時代の特徴を表す様々な様式の歴史的建造物が立ち並び、町並みの構成要素として良好な市街地を形成している。



一番街の混雑の様子

しかし、これらの歴史的町並みは中心市街地に位置していることから、歴史的建造物が立ち並ぶ主要な路線は幹線道路となり、同時に市内北部や近隣市町を結ぶ路線バスの運行ルートにもなっている。



バスの通行の様子

特に、路線バスの主要路線であり、重要伝統的建造物群保存地区の中心に位置する川越一番街には、通過交通のための自動車と観光目的の歩行者が混在していること

ことから、平日・休日を問わず発生する慢性的な交通渋滞と、観光客の安全性の確保等の対策が求められている。

② 街路整備に関する課題

十ヵ町四門前の町割りを踏襲する市街地の道筋や、物資の集散を支えた街道筋、寺社の門前や参道などは、点在する歴史的建造物や文化財を繋ぎ、安全な回遊を可能するため、歩行者動線を誘導するネットワークの形成と川越まつりでの安全な山車の運行を目指し、昭和60年（1985）から歴史的地区環境整備街路事業により、石畳化や電線地中化による街路整備に取り組んできた。しかし、構想路線のまま、事業化の目途が立たない歴史的街路も多く残っている。

(4) 歴史的風致の維持向上に資する活動に関する課題

川越市ではこれまで、自治会や商店街単位で取組む住民主体のまちづくりにより、歴史的町並みの保全が行われてきた経緯がある。しかし、世代交代や敷地の売却などによる会員の減少により、これまでの繋がりが希薄になることで、建物の建て方に繋がる住まい方の作法や、来訪者へのもてなしの心を表す商売の作法が受け継がれないまま変容し、損なわれていくという課題がある。

2 既存計画（上位・関連計画）

(1) 第四次川越市総合計画（平成28年（2016）～令和7年（2025））

平成28年（2016）に策定した第四次川越市総合計画では、「人がつながり、魅力あふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を将来都市像として、8つの基本目標を示している。この基本目標ごとに位置付けられた52の施策を推進し、目的を達成することで、将来都市像の実現を目指していく。

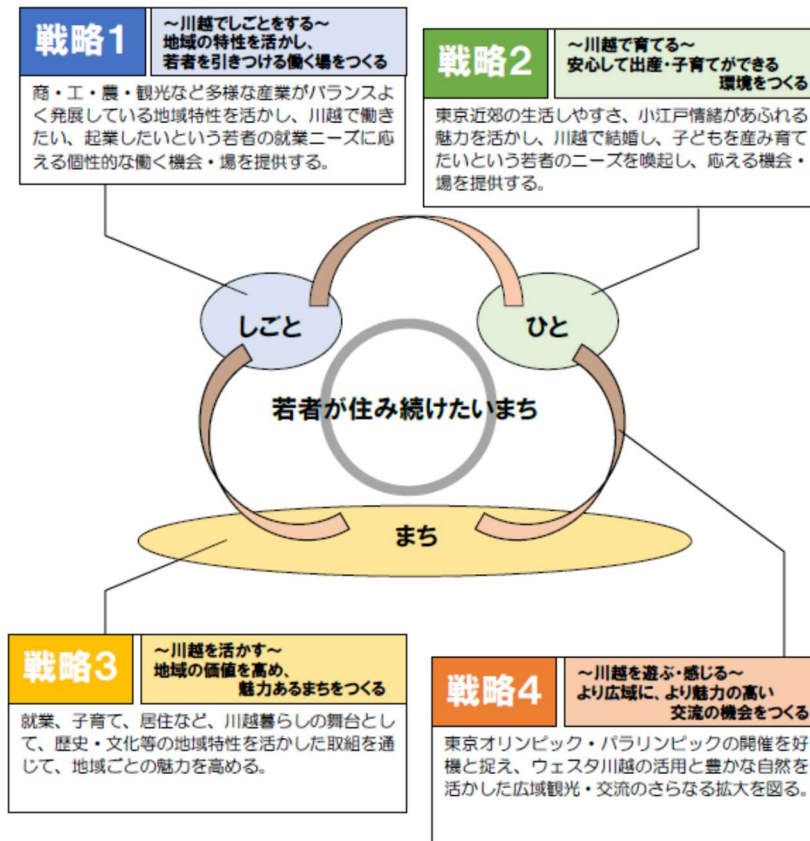
特に、施策No.15 文化財の保存・活用、施策No.20 景観まちづくりの推進において、歴史的風致維持向上計画の推進に関する取組みが位置付けられている。

(2) 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年（2015）度～令和2年（2020）度）

平成27年（2015）に策定した川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少と地域経済縮小の克服にむけ、4つの戦略をあげ、取り組んでいる。

中でも、「戦略3～川越を活かす～」では、地域の価値を高め、魅力あるまちをつくるため、歴史的町並みを「川越暮らし」の重要な舞台として位置付け、住環境の魅力を高めていくための施策に「歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル」を設けている。

この計画における施策は、令和3年（2021）度以降は第四次川越市総合計画後期基本計画に基づき展開される。



川越市の4つの戦略 川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略より

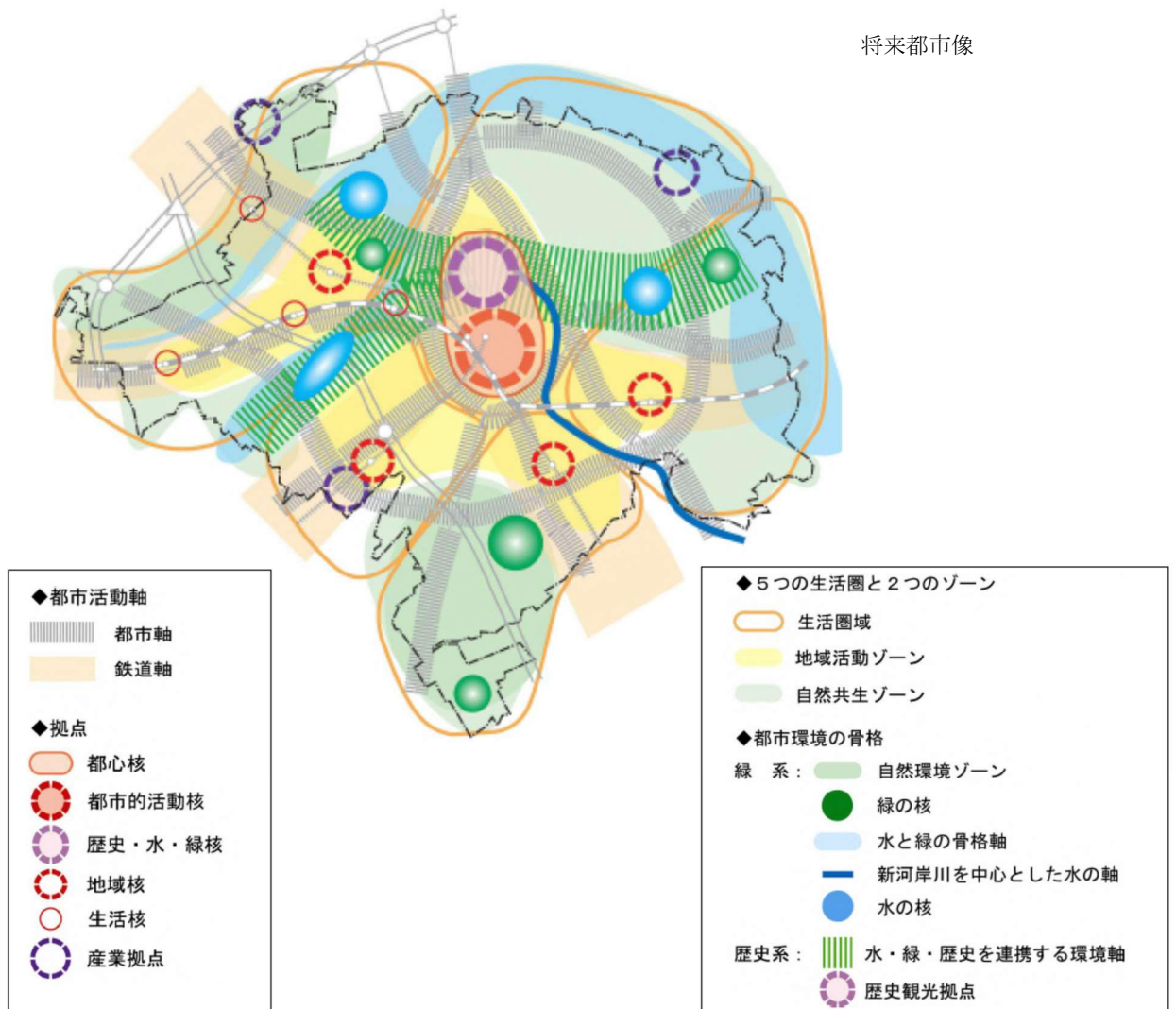
第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

(3) 川越市都市計画マスタープラン（平成21年（2009）改定）

平成12年（2000）に策定し、平成21年（2009）に改定した川越市都市計画マスタープランでは、都市づくりの理念として「川越市の長である緑と水の豊かな自然と歴史・文化・伝統を生かしたまちづくり」「今日まで県南西部地域をリードしてきた都市としての誇りをもったまちづくり」「文化的な都市生活及び機能的な都市活動が営まれる都市の構築」を目指すこととしており、将来都市像では「豊かな自然と暮らしやすさを創造する 美しいまち川越」をかかげ、土地利用の方針のなかでは、「観光都市としての歴史、景観資源の保全・活用と周辺住宅地の改善」として、「川越らしさを代表する歴史的環境を大切にした商業観光地の形成」と「歴史、景観に配慮しつつ安全で快適な都市生活に対応した歴史的環境を大切に住宅地」を示している。また、景観まちづくりの方針のなかでは、「優れた歴史的資産の保全と活用による、川越らしさのある歴史・文化景観の形成」等を目指している。

将来都市像

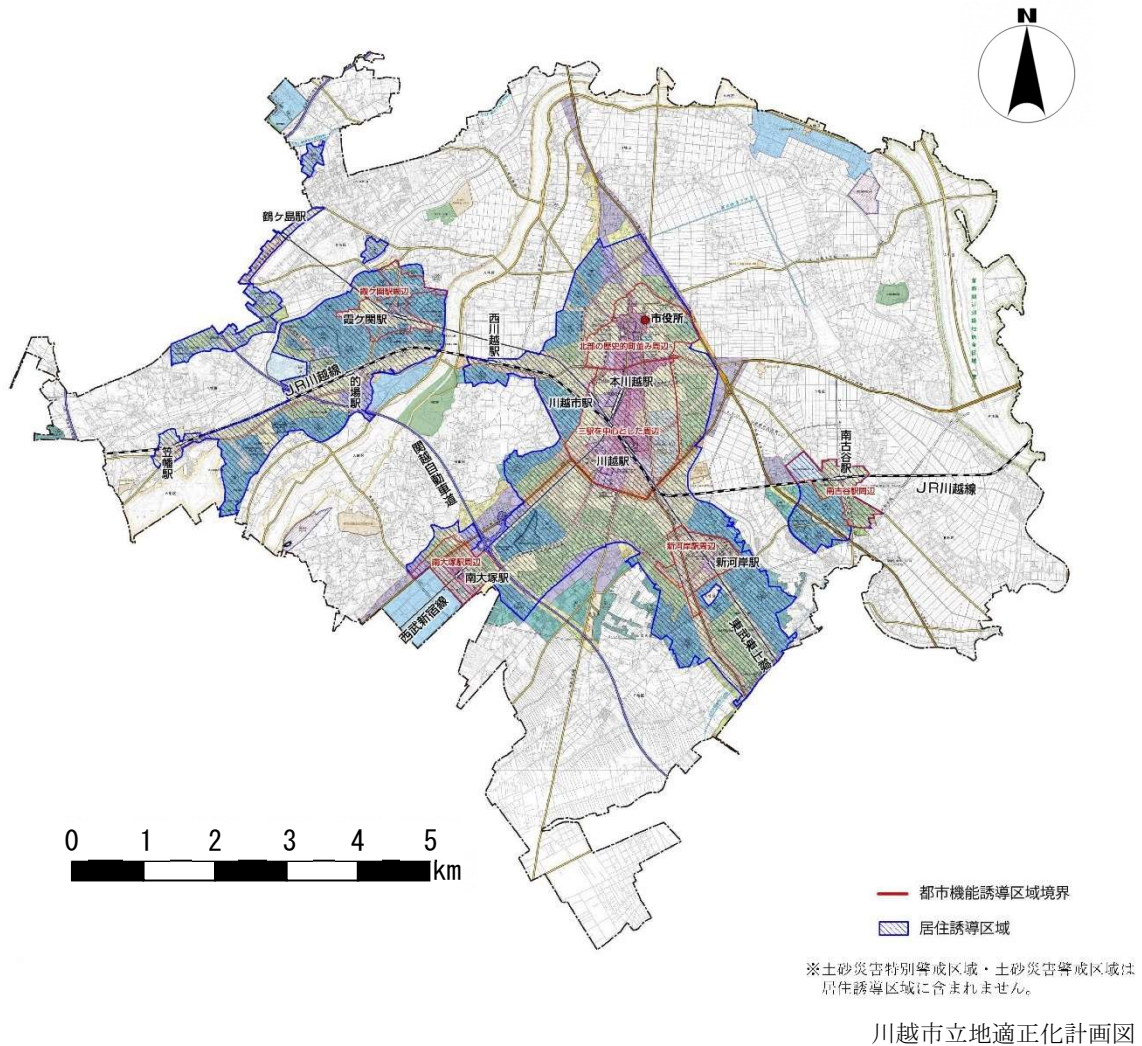


第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

(4) 川越市立地適正化計画（平成30年（2018）～令和22年（2040））

川越市立地適正化計画では、都市計画マスタープランにおいて歴史・水・緑を核としている「北部の歴史的町並み周辺」を都市機能誘導区域に含めており、まちづくりの方向性として、歴史的建造物の活用推進によって、魅力あるまちをつくり、周辺に若者の居住を誘導することを定めている。

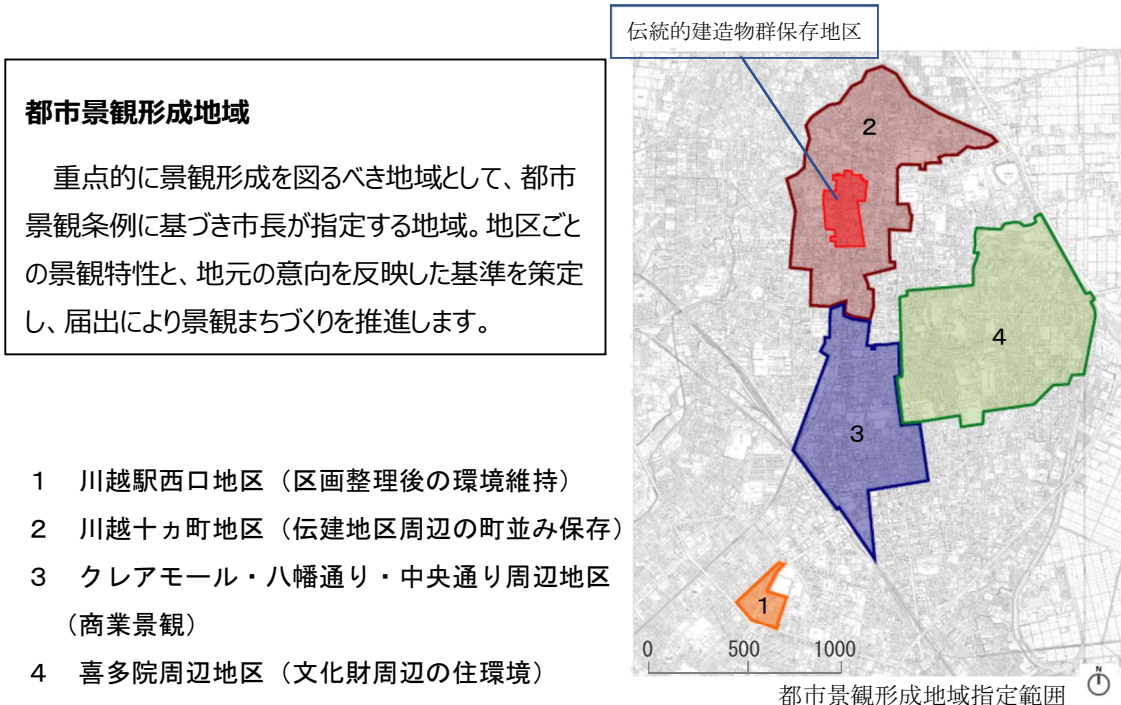


(5) 川越市景観計画（平成26年（2014）策定）

川越市は、平成元年（1989）に川越市都市景観条例を策定し、「都市景観形成地域の指定」による面的景観形成、「大規模建築物の行為の届出」「都市景観重要建築物の指定」による点的景観形成、「表彰制度」による全体啓発によって積極的に景観施策に取り組んでおり、その施策を引き継ぐ形で、平成26年（2014）7月1日には景観法に基づく川越市景観計画を施行した。

景観計画では、『川越らしさ』を創造する都市景観の形成の推進を目標とし、城下町とその周辺の田園地帯が、人々の営みを通して密接に繋がり、固有の自然や歴史、文化等を共有しながら一体となって発展してきた景観特性と、これまで自主条例で全市域を対象に景観形成を進めてきた経緯から、市内全域を景観計画区域としている。

中でも、重点的に景観形成を図るべき都市景観形成地域として、「川越駅西口地区」「川越十カ町地区」「クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」「喜多院周辺地区」を指定し、地区ごとに地元住民による都市景観協議会の立ち上げを支援し、協働で都市景観形成基準の検討にあたるなど、住民主体の景観まちづくりの実現に取り組んでいる。



(6) 川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画（平成11年（1999）策定）

平成11年（1999）に策定された川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画と、その解説冊子となっている「まちづくりガイドライン」において、伝建地区におけるまちづくりの考え方が示されている。

川越の町並みの価値は、江戸時代の城下町の町割りのうえに、江戸から明治・

大正・昭和と近代に至る歴史的変遷が、わが国の都市建築の発展を通してうかがえる点にある。そのため、町並み保存の考え方も、ある時代の町並みを復元し保存するのではなく、時代を貫いて共通する優れた都市環境を形づくる町並みの原則、歴史と暮らしを大切にしたまちづくりの智慧をこれからも受け継いでいくことにある。今ある歴史的な建物は適切な修理を行いながら残していくことを求めている。また、新しい建物は、伝統的な建築様式を尊重し、それらと相まって歴史的風致を守り育てていくことが求められることから、通りに対しての建物の位置や、高さ、屋根の勾配の取り方など、町並みの原則を守る姿勢を求めている。

環境整備としては、「伝統的建造物の公開に努めること」「町並み保存の核となる施設の整備」「防災施設等の整備」「公共施設の役割と伝統的建造物の活用」「質の高い修景による整備」「安全で快適に歩ける環境整備」を進める計画となっている。

(7) 川越農業振興地域整備計画

（昭和48年（1973）策定・令和元年（2019）7月最終改定）

川越市では、昭和47年（1972）の農業振興地域の指定を受け、昭和48年（1973）に川越農業振興地域整備計画を策定し、5年から10年のスパンで改定を行っており、農業振興地域内農用地区域を定め、その区域内において、土地の農業上の有効利用と農業の健全な発展を図っている。

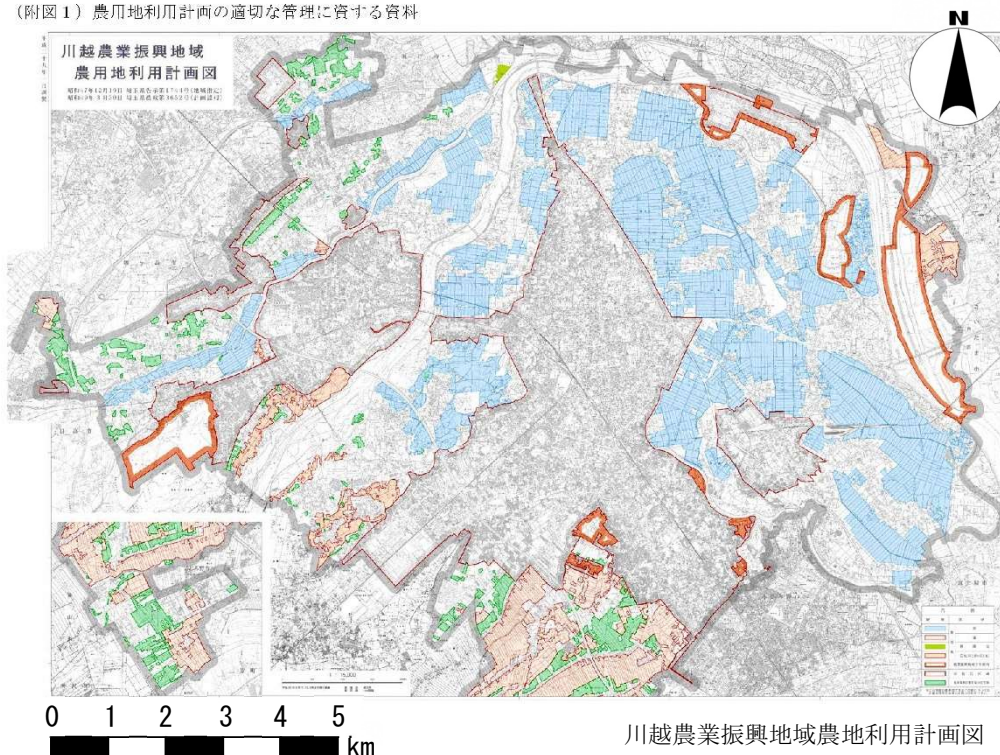
「第1 農地利用計画」では、農用地面積を前提として、農業生産の目標を達成するため土地条件、経営条件を考慮して、地域条件に適応した重点作目の団地化を図り、農地区域内の有効的土地利用の高度化を地域の実情に合わせて進める方針としている。

「第3 農用地等の保全計画」では、水田地帯や畑作地帯ごとに特性を整理し、中核規模農家への支援や、担い手の育成、農地の集積や市民農園への活用など、様々な形態で農地の有効利用を図るとともに、日本農業遺産にも認定された武蔵野の落ち葉堆肥農法のための平地林の保全を図っている。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

（附図1）農用地利用計画の適切な管理に資する資料



凡 例		
記 号	区 分	
	農 用 地	田
		畑
		樹 園 地
		農地（田と畑の混在地）
	農業振興地域より除外	
	市 街 化 区 域	
	地域森林計画対象の民有林	

3 歴史的建造物の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

① 保存修理に関する方針

伝統的建造物及び景観重要建造物については、これまでも行ってきた特定・指定を行う際の保存調査における実測調査や図面の作成の支援を充実させるとともに、建物ごとにカルテを作成し、修理履歴の把握と職人のネットワーク情報を共有することで、計画的な修理を実現し、修理費用の抑制と財政的負担を軽減するよう取り組む。

② 活用に関する方針

ア 川越市が所有する歴史的建造物

すでに市が所有する歴史的建造物において、活用方針が定まっているものについては、遅滞なく保存整備事業を実施し、活用を進める必要がある。

また、活用方針が決まっていないものについても、令和3年（2021）から本格的に策定に向けた取り組みを実施する文化財保存活用地域計画において、保存活用方針を定め、地域に貢献する適切な保存活用を図っていく。

イ 民間所有の歴史的建造物

歴史的建造物の事業的付加価値の理解を深め、民間による健全な保存・活用を推進するため、所有者と活用主体の橋渡しとなる機能、仕組み（マッチング）づくりと、資金調達の手法を含む、歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクルを構築し、民間資金を活用した歴史的建造物の利活用促進を図る。

(2) 伝統行事における人々の活動の継承に関する方針

川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域の価値を高め魅力あるまちづくりにより定住人口の増加を図るため、「戦略3～川越を活かす～」として、本市の魅力である歴史的建造物を保存活用するためのファンドの形成等、川越を支援するファンを増やすことを目指している。

定住人口の増加と地域経済縮小の克服に向けて取り組むことで、伝統行事の活動の担い手を確保するとともに、伝統の継承に寄与する活動に必要な費用の調達に対する支援を行う。

(3) 周辺環境の整備に関する方針

① 交通に関する方針

平成29年（2017）に策定した川越市都市・地域総合交通戦略の施策の実現により、歩行環境の改善と多様な移動手段の確保のため、バリアフリーに配慮した歩行空間整備の推進やコミュニティサイクルの充実等を進め、歴史

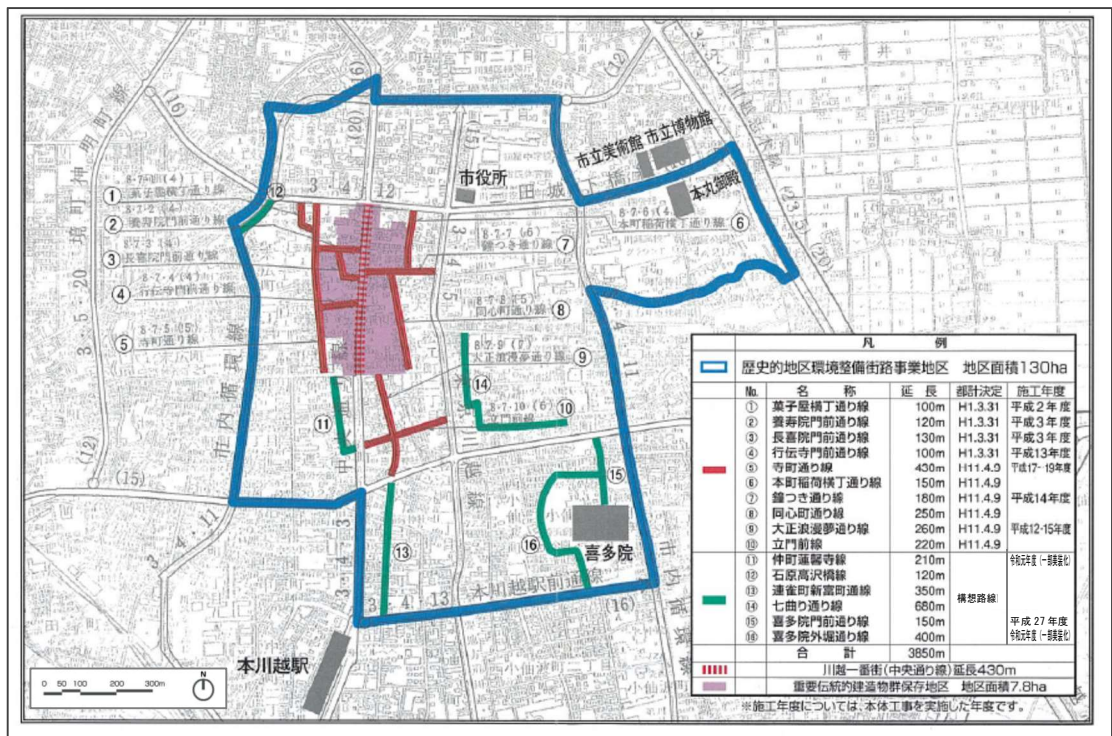
第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

的町並みにおける交通混雑を解消し、振動や排気ガスによる歴史的建造物への影響を抑える。

② 街路整備に関する方針

引き続き、歴史的地区環境整備街路事業における道路美装化等を促進し、点在する歴史的建造物や文化財を繋ぎ、歩行者動線を誘導するネットワークの形成を図ることで、歴史的町並みの魅力を高めつつ、安全性・回遊性を確保する。



歴史的地区環境整備街路事業地区図

(4) 歴史的風致の維持向上に資する活動に関する方針

川越市では、これまでも市民が主導するまちづくり活動が、川越市の歴史的風致を維持向上させる原動力となってきた。

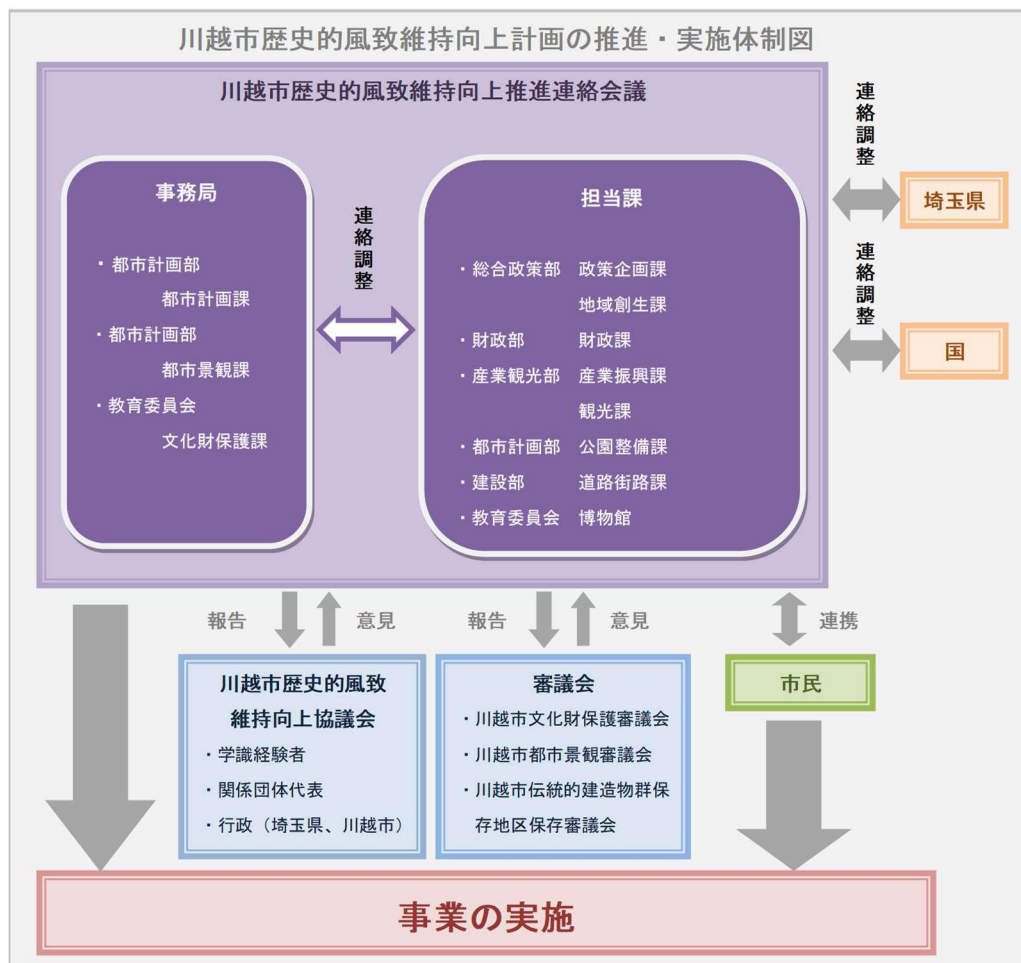
このことから、今後も市民が自主的に、地域コミュニティ内で行うまちづくり活動を継続していくため、川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体の指定制度等を活用し、知見的、資金的な支援を行う。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、引き続き都市景観課において、進捗管理を行うとともに、各事業の実施については、歴史的風致維持向上推進連絡会議の構成部署とともに、連絡、検討を密に行っていく。また、必要に応じて国や埼玉県と協議を行い、助言や支援を得るとともに、都市景観課、都市計画課、文化財保護課が事務局の川越市歴史的風致維持向上協議会において、計画掲載事業の進捗状況についての報告、意見の聴取等を実施することにより計画の実効性を高め、必要に応じて計画の変更を行うこととする。なお、

「川越市歴史的風致維持向上協議会」は平成26年（2014）度に条例にて位置付けられている。

そのほか、必要に応じて関連する審議会（「川越市文化財保護審議会」「川越市都市景観審議会」「川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会」）へ実施状況の報告を行い、客観的な意見を求めるとともに、歴史的風致維持向上支援法人や各種市民団体と連携することで、より効果的な計画の実現を図る。



第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致として、「川越まつりにみる歴史的風致」「物資の集散と商業都市川越の発展にみる歴史的風致」「寺社門前の賑わいにみる歴史的風致」の3つを挙げた。

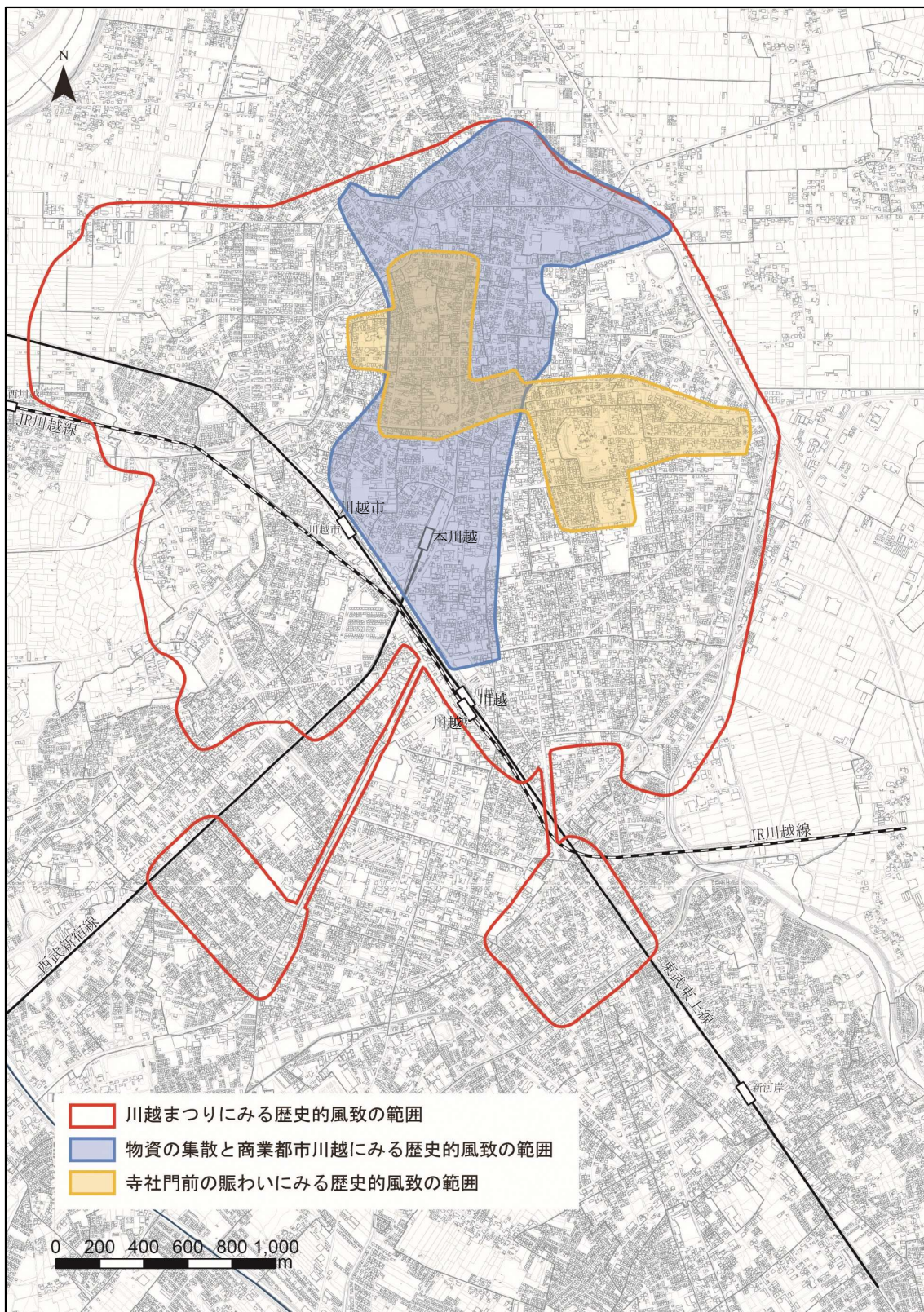
1つ目の「川越まつりにみる歴史的風致」は、川越氷川神社の祭り神事に町方の祭礼行事を加えたもので、川越市川越伝統的建造物群保存地区を中心とする歴史的な町並みを舞台に、豪華な山車が曳き回される伝統行事は、山車持ち町内だけでなく、周辺地域の市民や観光客にも親しまれ、歴史的風致を形成している。

2つ目の「物資の集散と商業都市川越の発展にみる歴史的風致」は、川越商工会議所や川越一番街商業組合という商人町川越を引き継ぐ組織活動の中で、老舗の商売の継承や夏の川越百万灯まつりとして、また、川越商人のシンボルである時の鐘の音が届く範囲で受け継がれる商いの時間を受け継ぐ様子により歴史的風致を形成している。

3つ目の「寺社門前の賑わいにみる歴史的風致」は、参拝の楽しみであるうなぎ屋や料理店などの食事処や、喜多院のだるま市、蓮馨寺の縁日、熊野神社の酉の市の賑わいや、縁日のような賑やかさを見せる菓子屋横丁の営みと通りにただよう甘いお菓子の香りなどが相まって、歴史的風致を形成している。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



歴史的風致の位置

(2) 重点区域の位置

本計画における重点区域は、国指定の文化財をはじめ多くの文化財が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が展開され良好な市街地の環境を形成している範囲に対し、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持向上が効果的に図られる範囲とする。

本市では3つの歴史的風致を掲げており、それぞれ重なり合っているが、重点区域の設定の考え方として

「川越の城下町形成の基となる川越城跡の地区」

「川越氷川神社の秋の例大祭を起源とする川越祭りの山車行事が盛大に執り行われる地区」

「松平信綱によって行われた十カ町四門前の町割りを受け継ぐ川越十カ町地区」

「重要伝統的建造物群保存地区を含む歴史的建造物が所在する地区」

「松平信綱により四門前として町割りに組み入れられ、門前の賑わいを今に伝える地区」

「新河岸川の舟運や街道輸送によって、江戸への物資を供給する集散地としての発展を受け継ぐ商業活動や歴史的建造物が所在する地区」

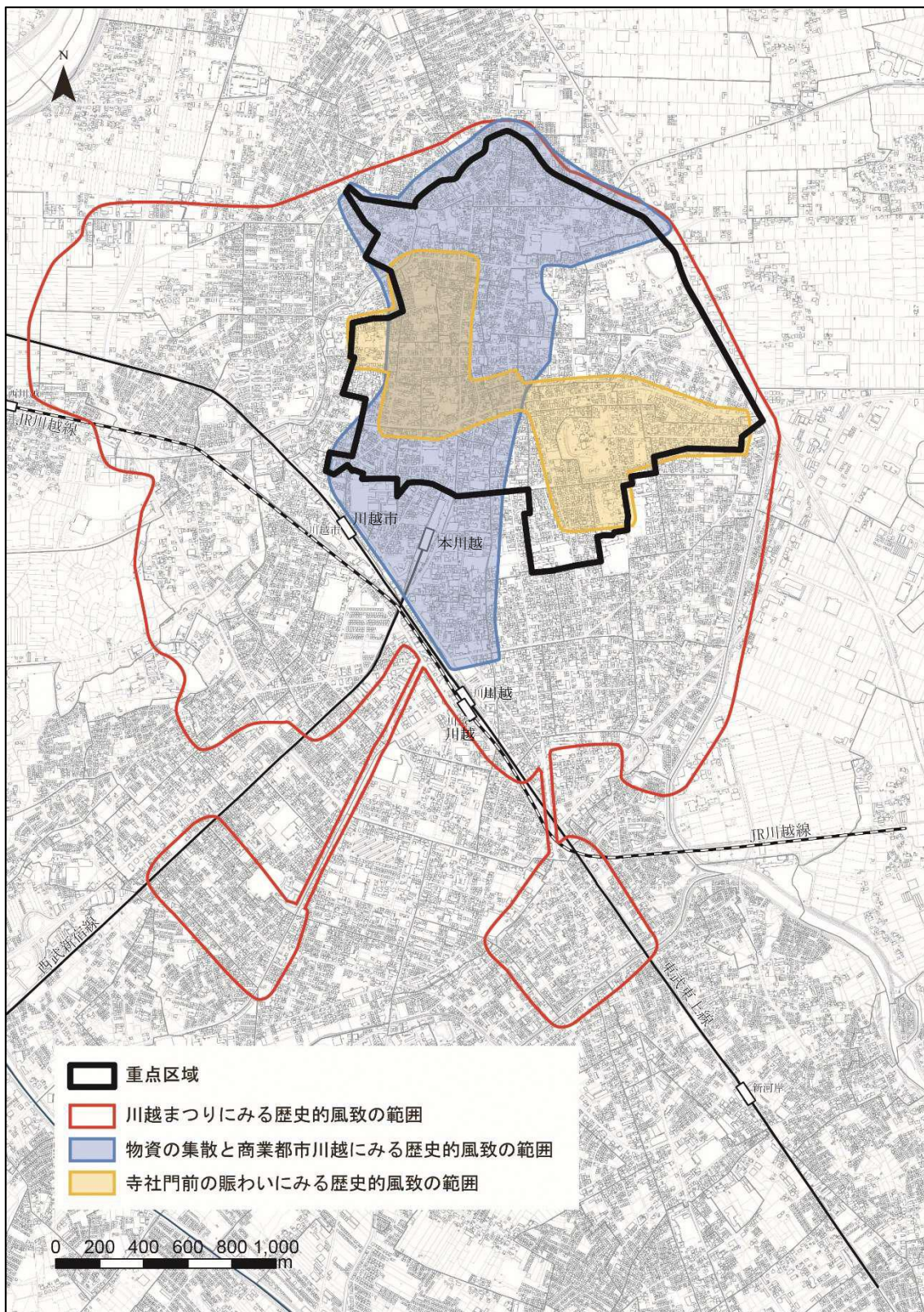
「徳川家康の信任を得て大寺となった喜多院の界限地区」

これらを含めることとし、具体的には、川越市川越伝統的建造物群保存地区、川越十カ町地区都市景観形成地域、川越城跡、重要文化財である大沢家住宅、旧山崎家別邸、喜多院の建物、その他の指定・登録文化財、景観重要建造物・都市景観重要建築物が集中している地域、及びそれらを連結しネットワークを図る地域の範囲とする。

第1期計画においても、同区域を重点区域としており、喜多院や蓮馨寺の門前における歴史的街路の整備や、整備後に国の重要文化財（建造物）となった旧山崎家別邸などの歴史的風致形成建造物の整備などを行った。しかし、同区域内には、未だ整備されていない多くの歴史的街路や建造物が残ることから、引き続き重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

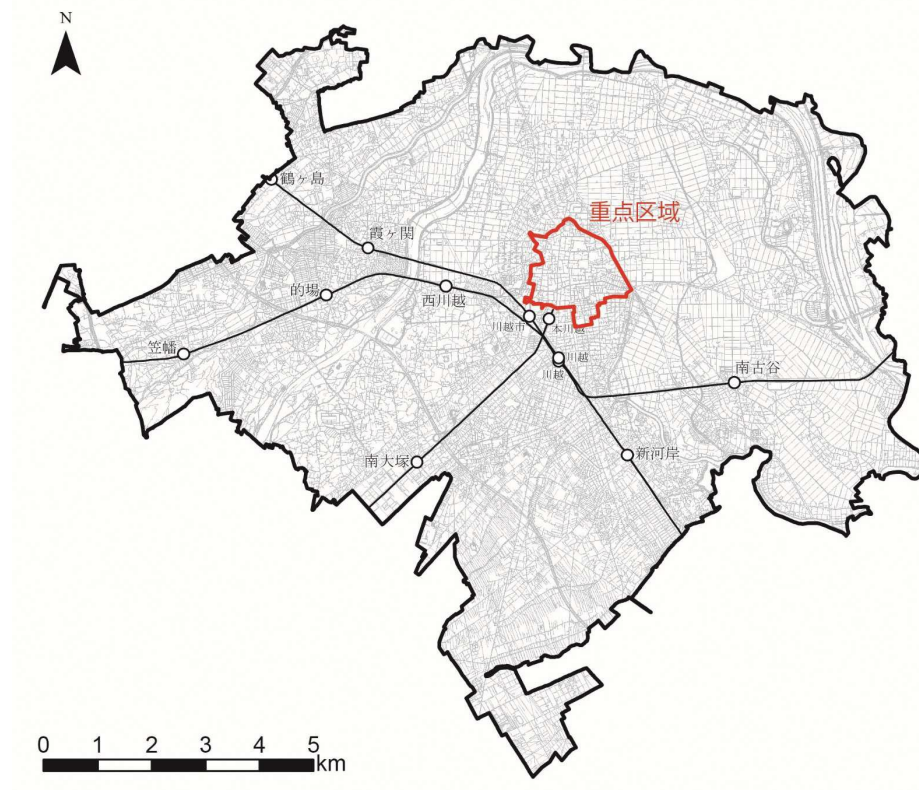
令和2年12月
パブリックコメント



重点区域の位置

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



重点区域の位置

(3) 重点区域の名称及び面積

重点区域の名称 川越市歴史的風致維持向上地区

重点区域の面積 約 207ha

重点区域の範囲は、以下の要素を重ねた外縁部、または外縁部と外縁部を繋ぐ、あるいは外縁部に近接する河川、道路及び道路に面している範囲、町名境などにより設定し、本川越駅前通り線より以南のクリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域の範囲を除く範囲とする。

「伝統的建造物群保存地区を包括する川越十カ町地区都市景観形成地域の範囲」

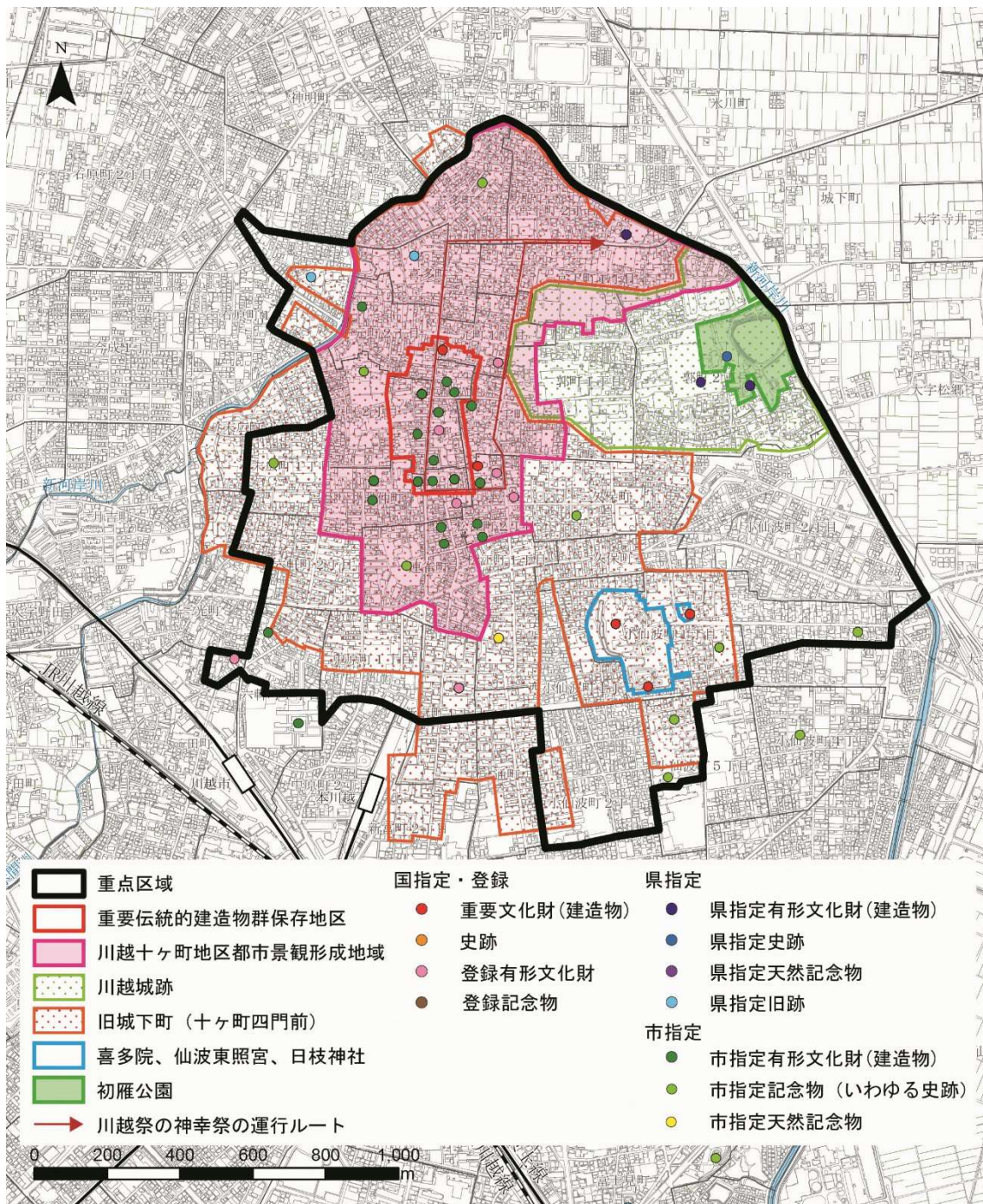
「川越城跡とその旧城下町である十カ町四門前の範囲」（安永7年（1778）の川越城下大絵図を参考とした範囲）

「川越祭りの神幸祭の運行ルートと範囲」

「喜多院等の国指定文化財が含まれる寺社地」

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

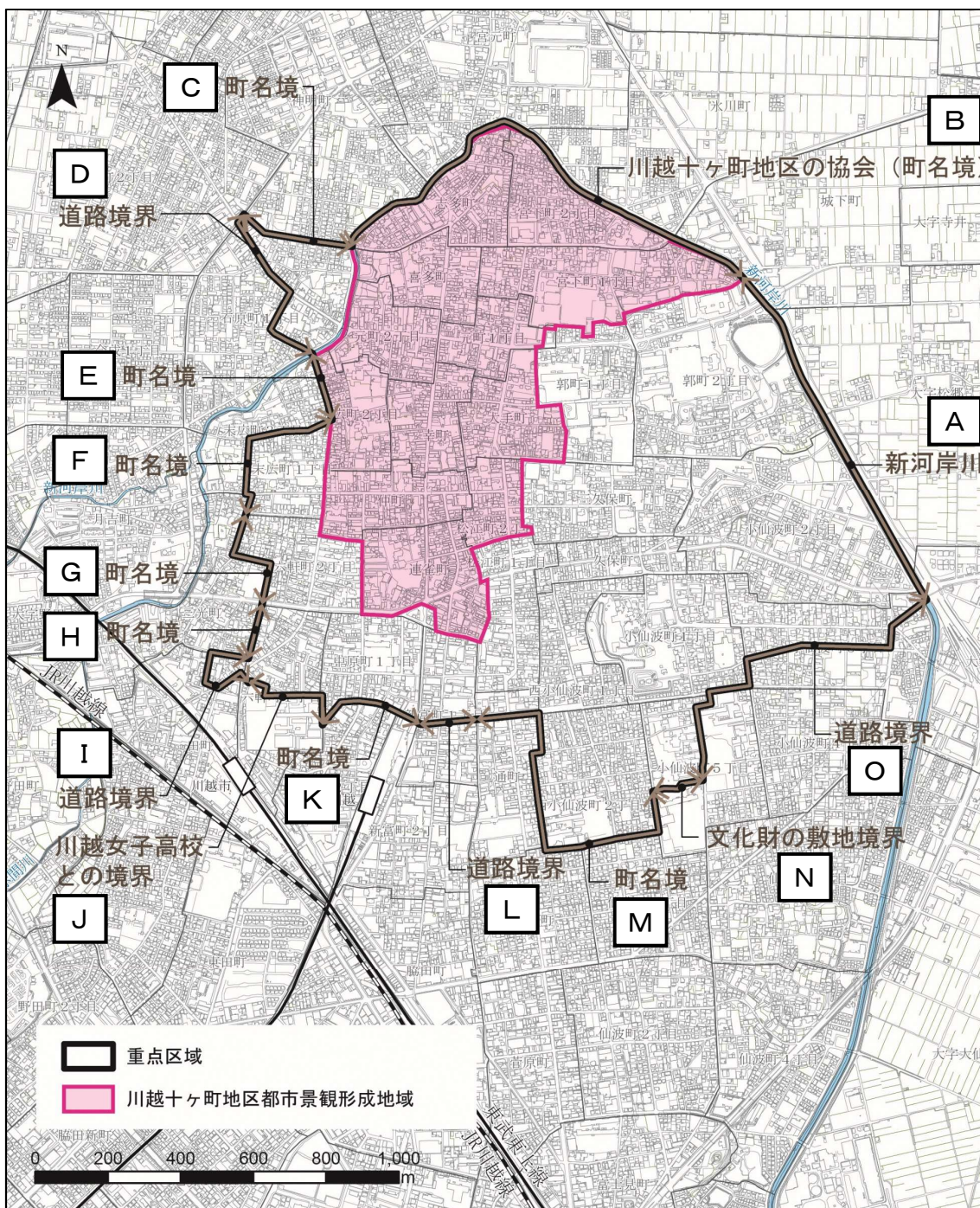
令和2年12月
パブリックコメント



重点区域の範囲

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



重点区域の境界

A・B	新河岸川と国道254号線の境界	I	中原町と新富町の町名境
C・E	県道39号線の道路境界から25m	J	東照宮中院通りの道路境界
D	市道16号線の道路境界	K	西小仙波町と通町の町名境
F	下区間の延長との交点	L	松平周防守家廟所との境界
G	市道14号線の道路境界から西に25m	M	市道1423号線の道路境界
H	川越女子高校との境界		

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

2 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

重点区域は、本市の文化財の大部分が集中して存在する歴史的環境エリアでありながら、本市の中心市街地でもある。そのことから、本計画の促進においては、歴史的風致の維持向上だけでなく、未活用の歴史的建造物の活用や地域経済の活性化が図られるとともに、川越市全体の魅力向上による観光客数や定住希望者数の増加、市民満足度の向上が期待できる。

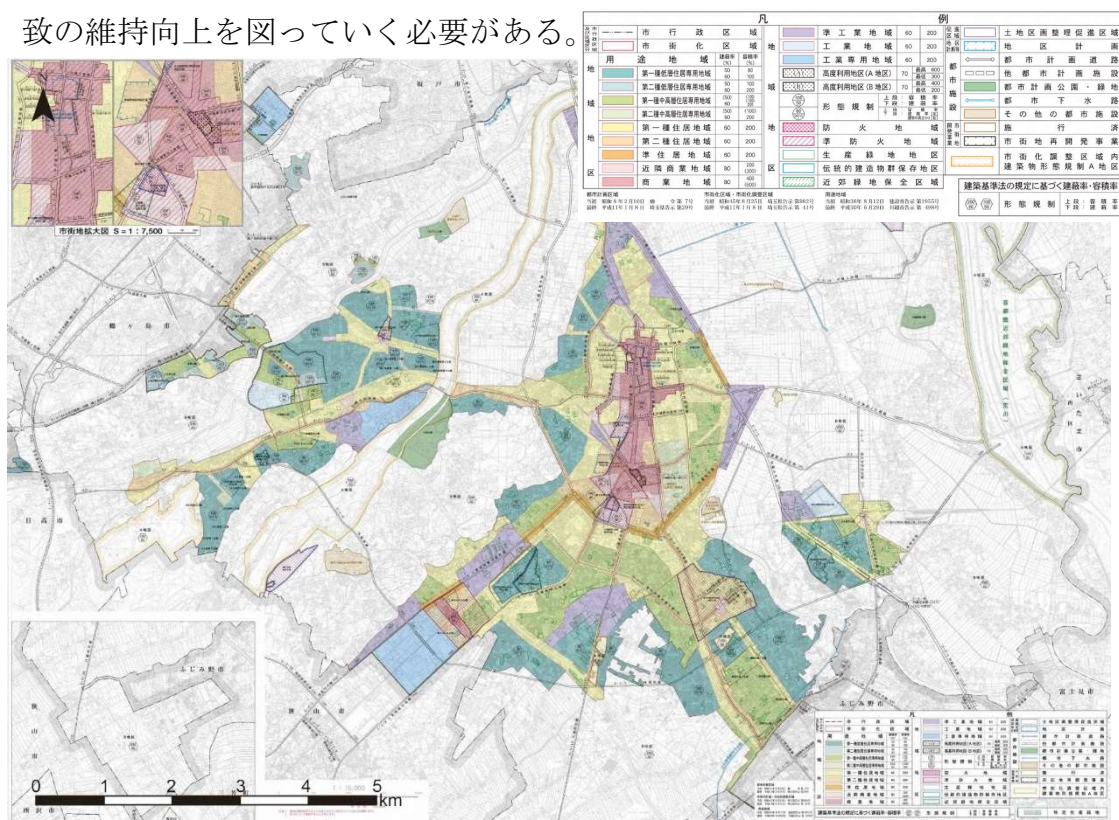
3 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画（区域区分及び用途地域 昭和48年（1973）決定）

川越市の都市計画は、市域約109.13km²すべてが都市計画区域であり、その内約3割が市街化区域、残りの約7割が市街化調整区域となっている。

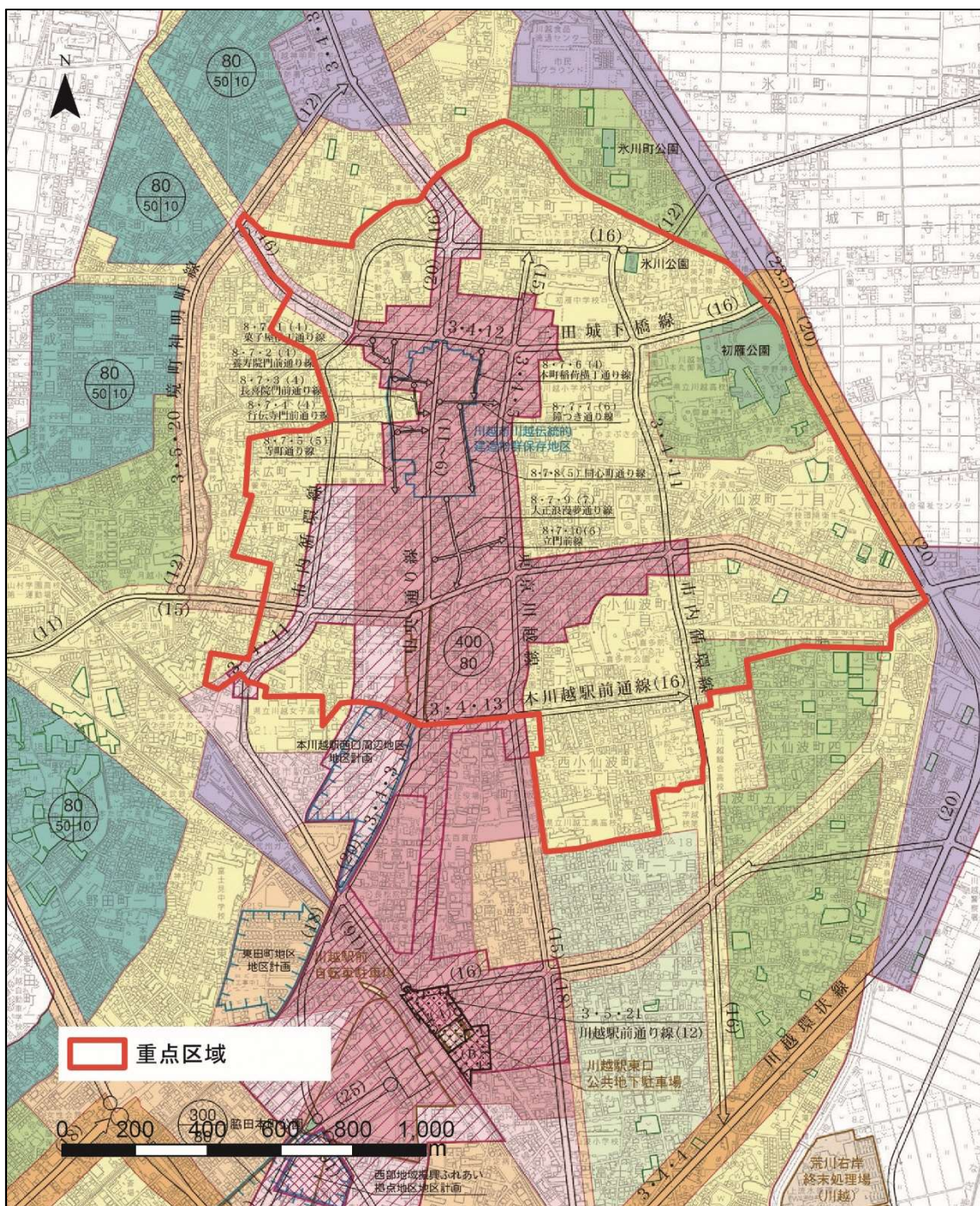
重点区域はすべてが市街化区域となっており、主な用途地域は、伝統的建造物群保存地区を含む中央通り線、川越街道、川越・日高県道などの主要な道路沿いにおける商業地域、その周辺や喜多院界限等の残りの地域においては第一種住居地域となっている。

この良好な重点区域の市街地の空間の維持向上のため、用途地域の指定に基づき、適切な土地利用の規制誘導を行い、周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていく必要がある。



第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

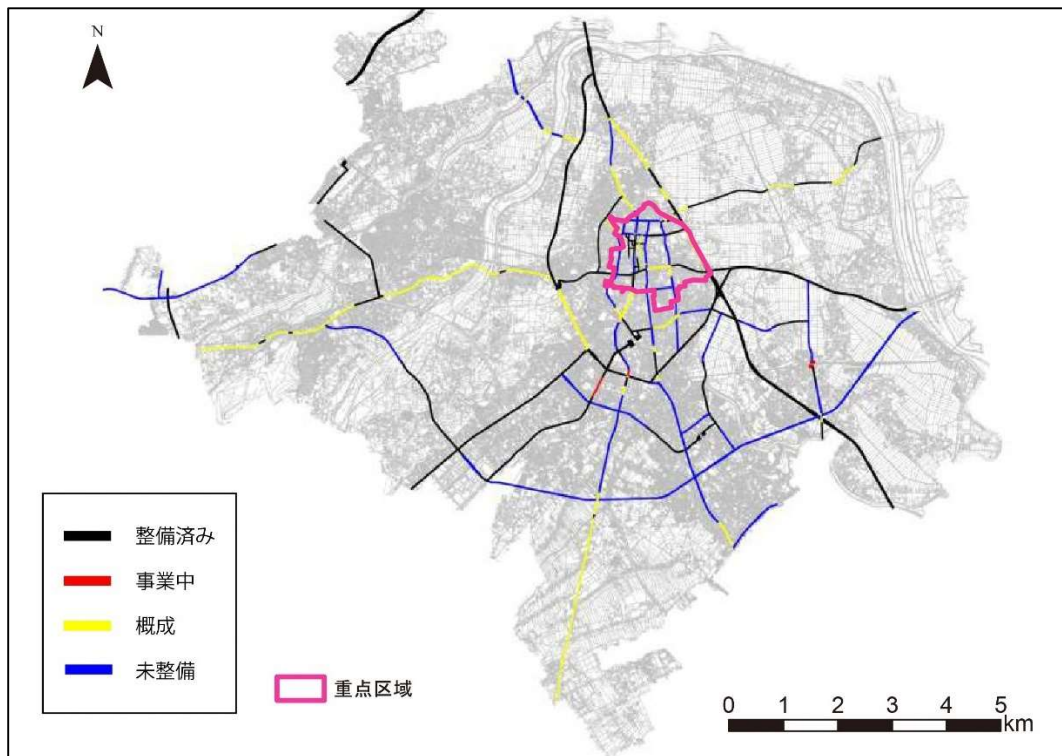


都市計画図と重点区域

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

また、旧城下町の範囲において、中央通り線、東京川越線、市内循環線、三田城下線など、未整備の都市計画道路も多数存在する。中央通り線においては、平成11年（1999）の伝統的建造物群保存地区の都市計画決定に合わせて、札ノ辻から仲町交差点までの470mに限り現道幅へ縮小変更した実績がある。今後は、円滑な交通システムの構築と地区まちづくりの両方の観点から、一部都市計画道路の見直しも視野に含め検討を行う予定である。



都市計画道路の整備状況と重点区域

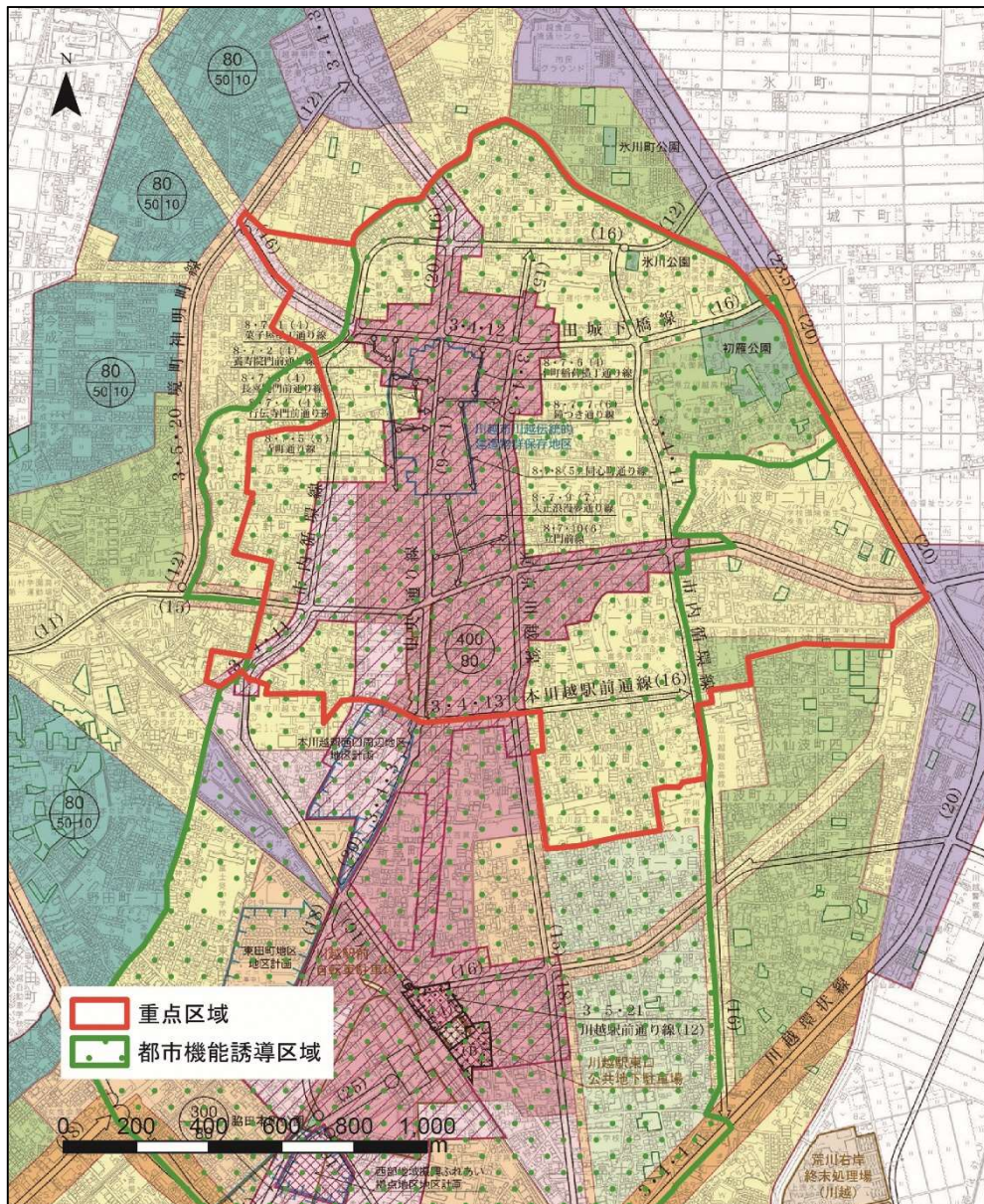
第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

(2) 立地適正化計画（平成30年（2018）～令和22年（2040））

医療・福祉・商業施設などの都市機能施設を、都市の中心拠点や生活拠点に時間をかけて誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域（都市機能誘導区域）が定められている。このうち、「北部の歴史的町並み周辺」の大部分が重点区域に含まれている。

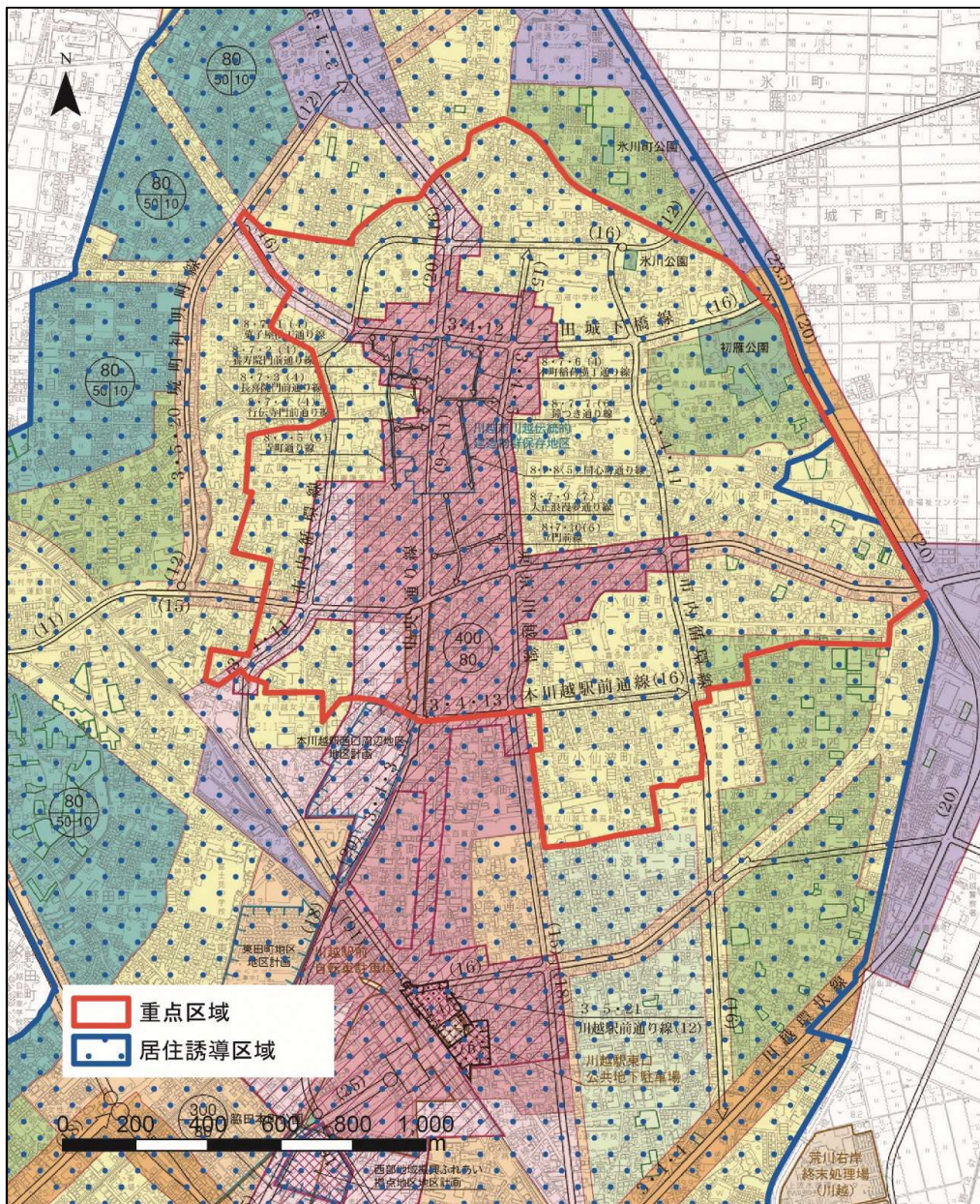
また、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）が定められ、重点区域のほぼ全域が居住誘導区域に含まれる。



都市機能誘導区域と重点区域

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



居住誘導区域と重点区域

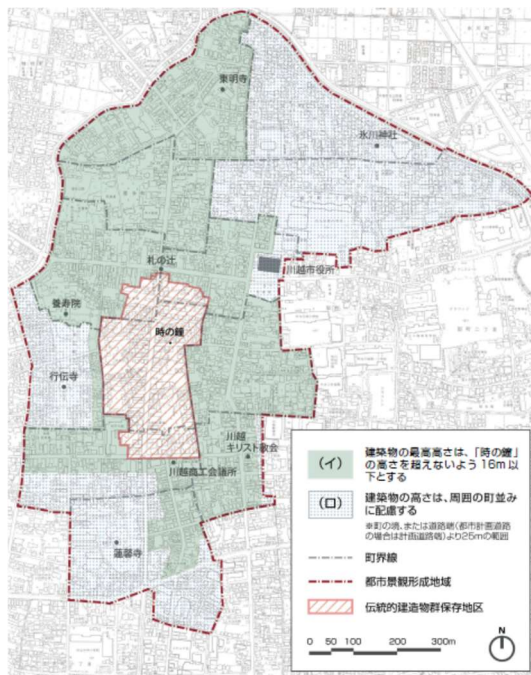
(3) 景観計画（平成26年（2014）策定）

景観計画では市内全域を景観計画区域に指定し、大規模な建築物や工作物の届出制度、建築物等の形態意匠などに関する景観形成基準と指導・勧告制度により、良好な都市景観の形成を図っている。

特に良好な都市景観を図る必要がある「川越駅西口地区」「川越十カ町地区」「クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」「喜多院周辺地区」の4つの地区を「都市景観形成地域」に指定し、このうち「川越十カ町地区」の全域、「クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」「喜多院周辺地区」の一部が重点区域に含まれている。都市景観形成地域においては、ほぼ全ての建築物や大規模な工作物が届出対象となり、都市景観形成基準に基づく誘導が行われている。

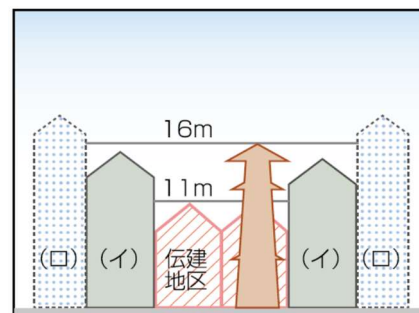
その中でも、「川越十カ町地区」は、川越市川越伝統的建造物群保存地区を包括する旧城下町の範囲となっており、建築物の形態に、周囲の伝統的な建造物と調和することへの配慮や、城下町のシンボルである時の鐘の高さを超えないよう求めるなど、地域に残る自主的な住まい方のルールを基準に取り入れることで、歴史的町並みの保存を図っている。

加えて、景観重要建造物の指定方針を定め、地域の都市景観の特性上、重要な要素となっている建造物や伝統的な工法等で構築されている建造物を景観重要建造物へ指定し、修理費に対する助成支援により、歴史的な町並みを形成している建造物の保存を図っている。



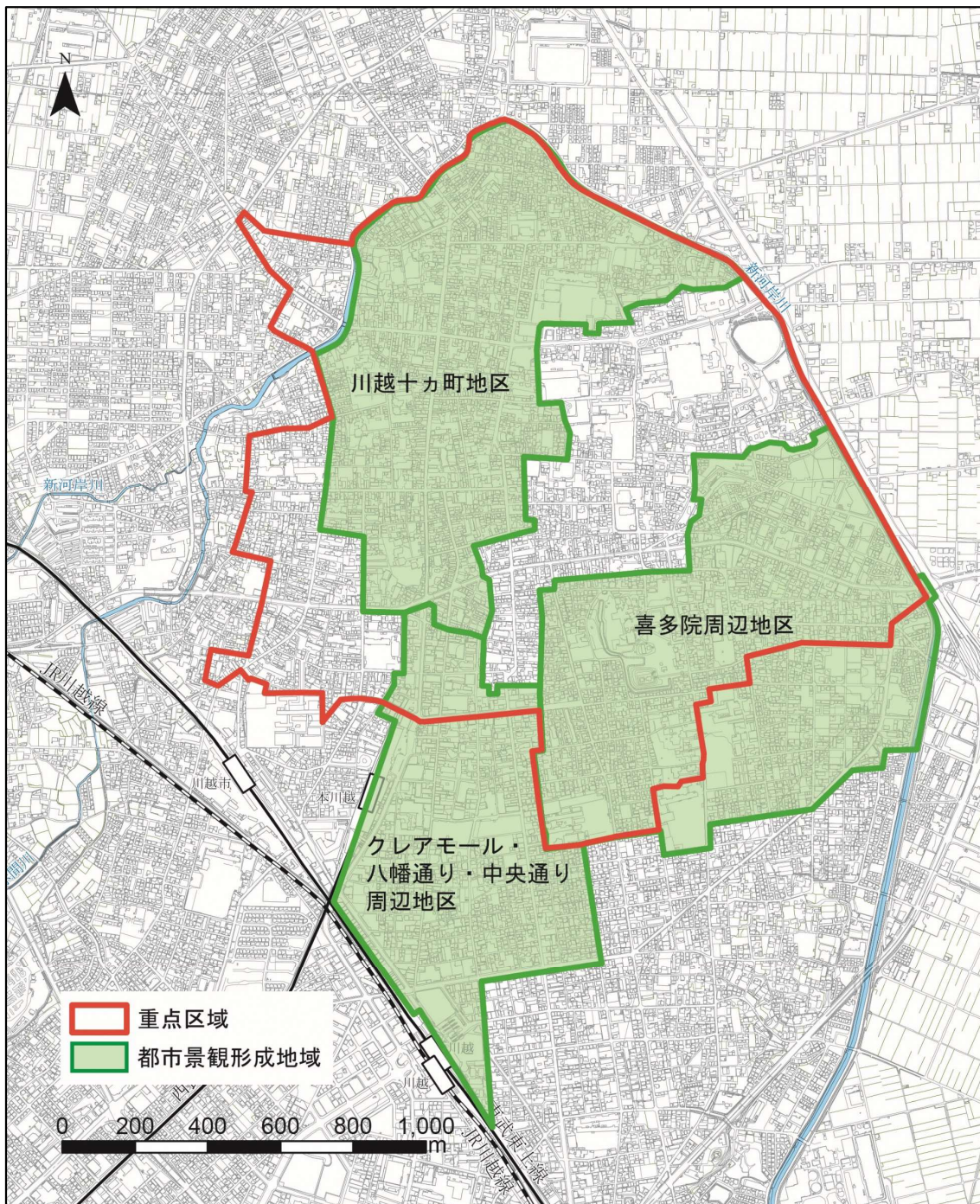
川越十カ町地区都市景観形成地域の
主なルール

- 道路や敷地に対する建築物の位置は、周囲の町並みとの調和を図る。
- 建築物の最高の高さは、時の鐘の高さを超えないよう、16メートル以下とする。
- 建築物の形態は、周囲の伝統的な建造物と調和するように努める。
- 大規模な広告物は禁止する。 等



第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



都市景観形成地域と重点区域

(4) 屋外広告物条例（平成15年（2003）施行）

川越市は、平成15年（2003）の中核市への移行を機に、川越市屋外広告物条例を施行し、禁止地域の指定や許可制度により、都市景観における屋外広告物による影響をコントロールし、良好な都市景観の形成を図っている。

具体的には、河川・湖沼の区域、古墳や墓地、寺社や教会、川越市伝統的建造物群保存地区内、国・県の指定する文化財建造物の敷地とその周辺100m以内の地域などを禁止地域に指定することで、一般広告物の掲出を禁止するとともに、大規模な自家広告物について制限し、良好な都市景観の形成と歴史的風致の維持に努めている。

重点区域内においては、川越市伝統的建造物群保存地区、喜多院や氷川神社社殿等の文化財の敷地及びその周辺、第一種低層住居専用地域、庁舎の敷地等が禁止区域となる。

(5) 川越市川越伝統的建造物群保存地区

（平成11年（1999）12月 重要伝統的建造物群保存地区選定）

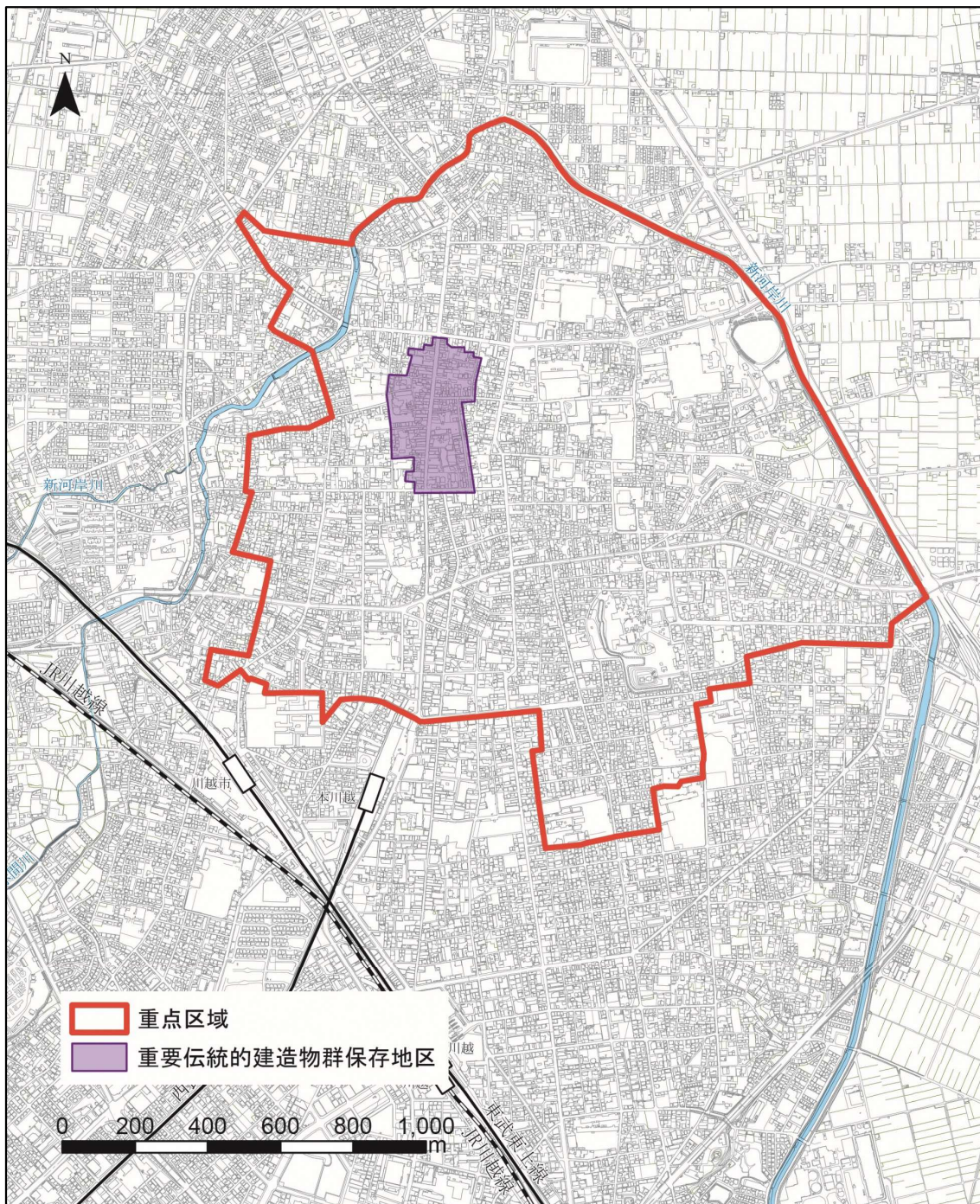
旧城下町の中心であり、物資の集散地として財を成した商人達が建てた蔵造りの建物が多く残る一番街商店街とその周辺は、江戸時代の城下町の町割りのうえに、江戸から明治・大正・昭和と近代に至る歴史的変遷が見える町並みと、時代を貫いて共通する優れた都市環境を形づくる町並みの原則、歴史と暮らしを表す優れた景観として、平成11年（1999）4月に川越市川越伝統的建造物群保存地区を定め、同年12月に重要伝統的建造物群保存地区としての選定を受けている。

本地区全域が重点区域に含まれ、川越市伝統的建造物群保存地区保存条例により、地区の歴史的風致を保存するため、伝統的建造物の特定を進め、その保存の方向性及び保存整備計画等を示した「川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画」と、その解説冊子である「まちづくりガイドライン」を定めている。

また、保存地区内においては、建築物や工作物の新築、増築等の建築行為、意匠や色彩の変更、除却等や土地の造成、区画形質の変更、のれん一つを含む屋外広告物の設置等にいたるまで、現状変更行為に対し、許可制度による規制と、自主的な事前協議組織である「川越町並み委員会」を活用した「町づくり規範」の尊重を求めている。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント



重要伝統的建造物群保存地区と重点区域

5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

指定等文化財の内、有形文化財は主に建造物と美術工芸品に分けられるが、建造物については、国5件、県9件、市51件の計65件の指定があり、寺社建築を中心とする江戸時代の建築物が多く残るほか、かつての川越城の城下町の範囲には、県内随一の商業地としての繁栄を物語る、洋風銀行建築や旧川越織物市場、蔵造り商家、住宅など、明治・大正・昭和の各時代の変遷を示す歴史的建築物が広く分布している。中でも、旧城下町の中心にある川越一番街周辺は「川越市川越重要伝統的建造物群保存地区」に選定されており、国の重要文化財建造物である「大沢家住宅」のほか、18棟の市指定文化財がある。

無形民俗文化財は、「川越氷川祭の山車行事」が国の重要無形民俗文化財であるほか、県6件、市12件の計18件の指定があり、近隣の村々にも伝統的な民俗芸能が伝えられている。

その他、記念物についても、武蔵武士河越氏の屋敷跡「河越館跡」は国の史跡になっており、「川越城跡」「大堀山館跡」は県指定史跡となっている。国の登録記念物には、埼玉県唯一の名勝地関係として「旧山崎氏別邸庭園」がある。

これらは、身近な歴史を明らかにする貴重な資料であるとともに、市民のかけがえのない財産として、それぞれの地域の生活と密接に関わりあいながら保護されて来た。

指定等文化財については、今後も文化財保護法や埼玉県文化財保護条例、川越市文化財保護条例のほか、関係法令に基づき、所有者及び管理者と共に、引き続き適切な保護に努めていくとともに、市内に分布する未指定の文化財についても、現在策定を進めている「文化財保存活用地域計画」に基づき、継続的に調査を実施し、その成果に基づいて計画的に効果的な保存と活用の措置を講じていく。

平成28年（2016）に策定された「第四次川越市総合計画」においても、歴史・文化・伝統などの理解を深めるとともにまちの魅力を生むことを目的として、文化財の保存と活用、無形民俗文化財の保存と後継者の育成、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実、河越館跡の整備・活用に向けた取組が示されている。

また、個別計画としては、平成11年（1999）策定の「川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画」がある他、平成24年（2012）に作成した「永島家保存管理計画書」や平成19年（2007）作成の「旧山崎家別邸調査報告書」などの文化財ごとに作成した調査報告書に基づき、保存修理及び管理の方針を定

めている。

現在、令和5年（2023）を目途に「文化財保存活用地域計画」の策定を進めている。策定後は、本計画と合わせて、文化財の価値に配慮した活用と、市民が主体的に参加するための情報発信とともに、市民が参加しやすい組織や体制づくりはもとより、無形民俗文化財の普及や啓発、後継者育成による地域コミュニティへの支援により、歴史・文化を生かしたまちづくりをさらに進める。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

指定等文化財については、文化財としての価値を損なうことがないよう、適切に保存及び復元を図るため、文化財的な調査を実施した上で修理方針を決め、計画的に修理を実施する。修理等で現状を変更しようとする場合、文化財保護法及び文化財保護条例等関係法令に基づく手続きを行い、必要に応じて文化財保護審議会及び専門家の指導を受けながら関係者や関係機関と連携し、適切に実施する。

また建物等の半解体修理等一定規模以上の修理については、修理委員会等を組織し適切に管理し実施する。民俗文化財の山車修理等についても、修理の必要性や緊急性を調査し、検討委員会の指導を受けながら実施する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

川越市は、川越市立博物館、川越まつり会館、川越市立美術館を設置し、指定文化財の展示や文化財を生かした活用を行っているが、埋蔵文化財及び民俗資料については現在保管に留まっている資料が多いため、今後は一般公開できる施設の設置が望まれる。

博物館は、展示・保存・調査研究の学芸事業と、「児童・生徒等の学習活動を援助しうる博物館」を目指した普及活動及び成人対象の学習機会の提供の教育普及事業を展開している。特に保存については、定期的に燻蒸処理や防虫対策を行い、防虫・防湿・ほこり対策を実施している。

文化財の存在とその価値をより広く理解することがその保存・活用にとって重要となるが、そのために文化財の所在を示す公共サインや回遊路の整備、文化財の価値がわかりやすく解説された説明板や解説資料の充実を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、その変化は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の価値や魅力が大きく損なわれないよう注意し、その保全を図る。そして、文化財を保全するためには、単体による保存だけでなく、周辺環境と一体的に保全される必要がある。

そのため、河越館跡や川越城跡などの大規模な史跡については、都市計画公園として都市計画指定することで敷地全体の保護を図っている。

また、用途地域が商業地域となっている市街地に点在する文化財においては、開発により周辺環境に変化が起こる可能性が高い状況にあることから、蔵造りなどの伝統的建造物が多く残る範囲については伝統的建造物群保存地区として都市計画決定することで、許可制度において地区内の意匠や高さの制限を行っている。加えて、その周辺については景観計画の重点区域となる都市景観形成地域に指定し、届出制度において既存の町並みと調和した形態への誘導や色彩に一定の制限を設けるほか、町並みを分断する高層の建築の抑制を図ることで文化財の周辺環境の保全に取り組んできた。今後も川越らしさあふれる景観を育み、次代へ継承していくため都市計画法や景観法、独自条例による積極的な活用を図る。

歴史的風致の維持・向上を図るための整備事業や文化財を活用するための便益施設を整備する場合は、文化財及びその周辺の景観や環境との調和に配慮して実施する。

(5) 文化財の防災に関する方針

防災に関しては、普段より定期的に見回りや火の元の確認などの管理を徹底するよう、所有者や管理者などと連携を図る。万一火災が発生した場合には迅速に対応できるよう、自動火災報知機や消火設備などの設置状況を確認し、設置及び更新を行うなど、現況調査に基づく文化財の防災計画の策定を検討していく。また、消防署や地元消防団と連携し定期的に文化財収蔵施設などを巡回・点検し、非常時における防災設備の適切な使用や避難誘導ができるよう定期的な防災訓練の実施などの取組を通じて、日常的な防災意識の向上を図る。

地震災害への対応は、川越市建築物耐震改修促進計画の中で、文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物等については優先的、重点的に耐震化すべき建築物として位置づけている。

豪雨や台風などの自然災害については、川越市地域防災計画に示された文化財の収蔵・保管体制の整備を図り、防災体制についても整備強化に努める。

また、警察署などと連携し巡回・点検の強化や地域との情報共有化を推進し、防犯機能の向上の対策を促進する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存及び活用を図るためには、文化財の周知に努めるとともに愛護精神を育む必要がある。そのためには、普及・啓発の機会をより多く創出することが重要である。

現在、普及・啓発については、広報誌、市ホームページ、SNS、メール配信、各種パンフレットの配布、書籍の販売などとともに、各種講演会、講座、展示、イベント、体験学習等の実施及びメディアの活用を通じ、文化財及び文化財の歴史的背景の理解につなげている。今後も各種メディアの活用や様々な機会を捉え文化財情報の発信に努める。

国指定の史跡である河越館跡に関しては、史跡の一部の保存整備工事が完了し、「国指定史跡河越館跡史跡公園」として開園している。これを機に、史跡の保存をさらに図るとともに、活用事業を通じた普及・啓発に努めている。また、この地が川越の地名の由来となっていることに重きを置き、この史跡を通じて、多くの人へ川越市の文化財及び歴史理解につなげるとともに、郷土愛へ発展させることをもねらいとしている。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、周知の埋蔵文化財包蔵地が345件ある。埋蔵文化財は、土地に埋蔵されている文化財として保護の対象とし、文化財保護法に基づき周知を図っている。

開発行為にあたっては、市内の関係部局とも連携を図り、より効率的な情報の入手及び周知に努めるとともに、埼玉県教育委員会と連携を図り、指導・助言を得て対応を行っている。また、事業者と事前協議を行う中で、文化財保護法に基づいた手続きに対する指導・助言をはじめとして、過去の調査データから包蔵地範囲外についても試掘・確認調査への協力を求める場合がある。このことで、貴重な文化財の滅失という危険回避を図っている。

これらの取組により、埋蔵文化財に関する照会件数は増加し、市民及び本市に係る事業主等の埋蔵文化財に対する保護意識は、向上していると考えられる。

史跡における整備を前提とした発掘調査では、その意義・目的を明確にし、調査で得られた成果を整備に反映させている。

(8) 教育委員会等の体制と今後の方針

川越市の文化財の保護担当部署は、教育委員会教育総務部文化財保護課にある。職員は11名で、うち調査担当（民俗1名、有形2名）が3名、史跡担当が3名（埋蔵3名）、合計6名の専門職員で文化財の保存と活用にあたっている。平成19年度（2007）に都市計画部都市景観課が設置され、伝統的建造物群保存地区担当が移り、市長部局での補助執行となったことから、景観形成については、教育委員会と市長部局が連携して行うことになった。

また、文化財の活用・教育普及活動のため、市立博物館がある。

川越市文化財保護条例に基づき、「川越市文化財保護審議会」を設けている。

教育委員会の諮問に応じて文化財（伝統的建造物群を除く）の保存及び活用に関する事項を調査、審議し、建議する。同審議会は現在11名の構成であり、専門分野は歴史4名、民俗2名、考古1名、建築1名、天然記念物1名、美術工芸1名、文学1名である。川越市歴史的風致維持向上計画についても、同審議会の指導・助言を受けながら推進する。

川越市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、「川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会」を設けている。市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議し、建議する。同審議会は現在12名の構成であり、専門分野は建築・都市計画2名、まちづくり・観光2名、関係行政機関の職員2名、関係地域の代表6名である。

また、「河越館跡整備検討委員会」、「河越館跡調査指導委員会」があり、国指定の史跡である河越館跡の史跡整備を円滑に進めるため、指導・助言を行っている。

その他、重要無形民俗文化財に指定されている「川越氷川祭の山車行事」で曳行する山車修理に係る補助事業についての指導・助言を行う機関として「川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会」が設置されている。

以上のような体制のもと、審議会等の適切な指導・助言を受け、積極的に文化財の保護・活用を図っていく。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保護・活用に関わる団体として昭和49年（1974）に発足した川越市文化財保護協会があり、文化財の調査研究と文化財保護に関する講演会・見学会の開催及び出版などの活動を行っており、団体育成のための補助金を交付している。

また、川越市内の指定文化財を保存、管理するために発足した保護団体は、主に自治会等の地域コミュニティを基盤としており、伝統的な習俗を次代につなぐ伝承母体としても重要である。それら保護団体が行っている個々の活動をつなげ、情報の提供や後継者の育成を推進する必要があることから、後継者育成・保存事業のための補助金を交付している。

現在、「第2次川越市教育基本計画（平成28年度（2016）～令和2年度（2020））」において、無形民俗文化財の保存と後継者の育成を施策に位置付けており、現在策定中の「第3次川越市教育基本計画」においても、引き続き取り組むべき施策とする方針である。

また、文化財建造物の所有者や保存修理に携わる設計者等が構成員として参加するまちづくり市民団体等とも連携を図り、保存修理に関する知見的な支援を行う。

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

活動費の支援を行っている市内の無形民俗文化財保存団体一覧

指定区分	文化財の名称	補助事業者
国指定	川越氷川祭の山車行事	川越氷川祭の山車行事保存会
県指定	川越祭りばやし	中台囃子連中／今福囃子連中
県指定	南大塚の餅つき踊り	南大塚餅つき踊り保存会
県指定	老袋の万作	老袋万作保存会
県指定	石原の獅子舞	石原のささら獅子舞保存会
県指定	ほろ祭	ほろ祭保存会
県指定	老袋の弓取式	老袋の弓取式保存会
市指定	南田島の足踊り	南田島囃子連足踊り保存会
市指定	鯨井の万作	鯨井の万作保存会
市指定	中福の神楽	中福の神楽保存会
市指定	筒がゆの神事	藤宮神社
市指定	芳地戸のふせぎ	尾崎神社
市指定	まんぐり	上寺山まんぐり年行司
市指定	福田の獅子舞	福田の獅子舞保存会
市指定	上寺山の獅子舞	上寺山獅子舞保存会
市指定	川越の木遣り	川越鳶組合木遣り会
市指定	下小坂の獅子舞	下小坂獅子舞保存会
市指定	石田の獅子舞	石田獅子舞保存会
市指定	新宿雀ノ森のお焚き上げ	雀ノ森氷川神社氏子会

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域における指定等文化財の総数は154件である。その内、国指定等文化財は13件であり、種別では建造物5件、美術工芸品等6件、重要無形民俗文化財1件、重要伝統的建造物群保存地区1件である。また、国の登録有形文化財は12件、登録記念物が1件ある。本市の国指定等文化財及び国の登録有形文化財等の約86%が重点区域に位置する。

重点区域内の埼玉県指定文化財は30件であり、種別では建造物7件、美術工芸品等17件、有形民俗文化財1件、無形民俗文化財1件、史跡・旧跡4件である。本市の県指定文化財の約73%が重点区域に位置する。

重点区域内の川越市指定文化財は102件あり、種別では建造物32件、美術工芸品等31件、有形民俗文化財18件、無形民俗文化財1件、記念物（いわゆる史跡）19件、天然記念物1件である。本市の市指定文化財の約53%が重点区域に位置する。

以上、本市の国指定文化財など全体の59%が重点区域内に分布している。これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るため積極的な保存・活用を図る。

また、現在、保存技術を保持する地元技術者の活用、原材料の確保などが課題となっており、文化財を維持管理するシステムの構築し、文化財を適切に保存・活用するため、「川越市文化財保存活用地域計画」の策定を行う。策定にあたっては、市の総合計画や都市計画マスタープラン等に位置づけながら行政全体と市民のコンセンサスを得たうえで、適切な構想・計画とする。

「川越氷川祭の山車行事」については、「川越氷川祭の山車行事保存会」が中心となって行事の保存に努めているが、山車等の道具の修理は「川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会」が修理の内容等を検討し修理の方針を提案している。

現状では、個別の文化財の保護に対応している状態であるため、今後は指定文化財以外の文化財にも配慮しながら、文化財の価値の再評価を図り、文化財を生活の中に生かしながら保護する体制を構築していく。

なお、県や市から指定された文化財については、積極的に歴史的風致形成建造物への指定を図り、修理等に係る費用の補助を行うことによって歴史的風致の維持及び向上に資する。

【重点区域での計画】

- ・永島家住宅保存管理計画
- ・旧川越織物市場保存整備事業・基本設計
- ・川越市蔵造り資料館耐震化実施設計

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

【重点区域での事業】

旧川越織物市場整備事業（平成25年度（2013）～令和5年度（2023））

川越は、幕末から明治時代初めごろまで織物の集散地として栄えたまちである。しかし、明治時代末ごろには、競合の激化や地域産業の弱体化により衰退し始めた。そこで、明治43年（1910）に起死回生をかけて建てられたのが旧川越織物市場である。しかし、時代の流れには勝てず、昭和初期に閉場となり、その後は住宅として利用されていた。産業遺構として希少性が高いことから、平成17年（2005）に市指定文化財（建造物）に指定されている。

また、同敷地内に残る旧栄養食配給所の建築は、昭和9年（1934）に中小の織物工場主たちが従業員のために設立し、安くて栄養価の高い食事を配給する施設として、太平洋戦争まで運営されたものである。旧栄養食配給所も、旧川越織物市場と同じく平成17年（2005）に市指定文化財（建造物）に指定されている。

旧川越織物市場及び旧栄養食配給所は、当時の姿に復原するとともに若手のクリエイターを育成するための文化創造インキュベーション施設として活用を図る。

川越市蔵造り資料館耐震化事業（平成25年度（2013）～令和9年度（2027））

蔵造り資料館は、もと煙草問屋の建物であり、明治26年（1893）の川越大火直後に建てられた蔵造り町家であり、添屋を伴うファサードに特徴がある。

昭和52年（1977）以降、市所有の公開施設として、防火に対する備えや、奥行きが深く、中庭に面して棟が連続する町家ならではの空間構成を疑似体験できる場となっている。

店蔵をはじめ文庫蔵、煙草蔵等の損傷が著しいことから、修理方法などの検討を行い、計画的な修理が必要とされるため、事前調査を実施し、保存整備を行う。

初雁公園整備事業（令和2年度（2020）～令和12年度（2030））

県指定史跡川越城跡にある初雁公園（4.5ha）については、川越城の面影を残す本丸御殿や土塁などの遺構が存在し、これらを将来に引き継いでいくため保存活用が必要である。このことから「歴史が人を結ぶ公園」をテーマとし、現在の運動公園から歴史公園として再整備を行う。整備においては、段階的な整備を行うこととし、当初は県指定文化財の川越城本丸御殿の風格を高めるため周辺に広場を設け、本丸御殿前の構えや北門等の復元を検討していく

また、併せて、川越城址全体の約33haについて、整備する初雁公園を中心とし貴重な遺構である富士見櫓跡や中ノ門堀跡などの「面」と標柱などの「点」を道路の「線」でつなぐことにより連携を図り、川越城の総構の認識、城下町とのつながりも強化するため、見学環境の整備を検討していく。

川越氷川祭の山車行事山車修理事業

山車の整備・修理については、平成17年（2005）2月に「川越氷川祭の山車行事」が国の重要無形民俗文化財に指定されたため、14台の山車について、国庫補助による修理事業を行っている。また、適正な修理事業を行うため、「川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会」を発足し、修理に際して指導・助言を受けている。10台の山車が埼玉県有形民俗文化財に指定されているため、これらの山車については、県の指導のもと文化財修理を行っている。

また、川越まつり協賛会も、山車修理、山車保管庫の整備について補助を行っている。今後も、川越まつり協賛会と文化財保護課が連携し、山車の整備・修理、山車の収蔵施設充実などを通して、祭礼の伝統的な形を損なうことのないよう、川越氷川祭の山車行事の保存と活用を図っていく。

歴史的風致形成建造物の保存修理事業（修理費等の補助）（平成24年度（2012）～令和12年度（2030））

埼玉県及び川越市の指定を受けた文化財の修理等を行う場合は、関係機関と連携を図りながら実施する。また、修理等が終わった指定文化財については、積極的に活用を図っていく。なお、これらの修理等に係る費用の一部を助成する。

建造物にあっては、歴史的風致形成建造物に指定し、適切な修理等を進める。

伝統的建造物群保存地区保存整備事業（平成23年度（2011）～令和12年度（2030））

川越市川越伝統的建造物群保存地区では、修理事業として伝統的建造物の外観の復原、現状維持及びそれに必要な構造補強等に要する経費に対して、国庫補助を活用し、補助事業を実施している。なお、伝統的建造物として、令和元年度末において135件が特定されている。

また、伝統的建造物以外の建築物等に対して、伝統様式に準じた外観の整備に要する経費を、修景事業として国庫補助を活用し、補助事業を実施している。継続的に補助事業を実施することによって、歴史的な町並みの保存を図っていく。

伝統的建造物群保存地区内の景観補助事業（平成23年度（2011）～令和12年度（2030））

伝統的建造物群保存地区内においては、伝統的建造物の相似的形状に合わせるための景観基準が設定されており、景観補助が実施されている。歴史的風致の維持向上を図るため、伝統的建造物群保存地区を構成する地区住民の修景への動機付けとなるよう、毎年継続して実施し、積極的に景観事業を進める。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

市立博物館では、学芸事業として、市民の郷土に対する理解を深めるため、「川越の歴史や文化」に関わりの深い内容をテーマに、各種展示を企画する。また、市民から寄贈された文化財を広く紹介するために工夫したテーマで、収蔵品展を実施する。普及事業では、学校教育との連携の事業として市内の小学校3年生・6年生を対象とした博物館学習や教員を対象とした「ティーチャーズセミナー」を実施する。

川越まつり会館では、重要無形民俗文化財の「川越氷川祭の山車行事」に関する資料や祭り当日の様子を再現した資料や映像を通して、川越氷川祭の山車行事の歴史や祭りに関わる人々の様子の理解を図る。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は、「伝統的建造物群保存地区」周辺が用途地域による商業地域、「川越城跡とされる範囲」が第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域、「江戸時代の喜多院及び周辺寺社地とされる範囲」が第1種住居地域、その周辺が商業地域となっている。

「伝統的建造物群保存地区」に関しては、商業地域という性格から開発により文化財の周辺環境に変化が起こる可能性が大きいですが、川越市伝統的建造物群保存地区保存条例により、現状変更の規制、その他保存のために必要な措置を定め、市民の文化的向上に資することとしている。

伝統的建造物群保存地区の周辺は、川越市景観計画に基づく「川越十カ町地区都市景観形成地域」に指定され、喜多院の周辺についても「喜多院周辺地区都市景観形成地域」に指定されており、地域にふさわしい整備方針、基準を定め、川越らしい良好な都市景観を形成することに努めている。

川越一番街周辺の交通問題については、歴史的地区環境整備街路事業の推進による歩行者ネットワークの整備によって解消を図る。

【重点区域での事業】

景観重要建造物等保存整備事業（修理費等の補助）（平成27年度（2015）～令和12年度（2030））

景観重要建造物等の保存修理において、主要構造部と外観に係る修理費用等に対する補助を実施することで、歴史的町並みを構成する景観重要建造物等に対して、伝統的建造物群保存地区における修理基準に準じた整備を毎年継続して行い、文化財の周辺環境の向上を図る。

歴史的風致維持向上地区修景補助事業（平成27年度（2015）～令和12年度（2030））

伝統的建造物群保存地区を除く重点区域内の都市景観形成地域において、建築物や看板等の新築行為等に対する修景補助を実施し、歴史的町並みや文化財の周辺環境の保全を図る。

歴史的地区環境整備街路事業（立門前線）（平成24年度（2012）～令和5年度（2023））

立門前線は、蓮馨寺門前の賑わいを伝える中心的な街路であり、伝統的建造物群保存地区と中心商業地との中間に位置し、川越散策のネットワークを構成する重要な位置にある。これまでの整備に引き続き、街路整備を行うことで、旧川越織物市場をはじめとする歴史的建造物や旧鶴川座の歴史を伝える同敷地内に建設された商業施設をつなぐ回遊路となる。

歴史的地区環境整備街路事業（同心町通り線）（令和7年度（2025）～令和10年度（2028））

伝統的建造物群保存地区の東端に位置する同心町通り線は、時の鐘から川越駅方面にアクセスする裏通りで、沿道には国の重要文化財建造物である旧山崎家別邸をはじめ、伝統的建造物や景観重要建造物などの歴史的建造物が多数存在することから、道路美装化により文化財周辺の環境整備を図る。

歴史的地区環境整備街路事業（連雀町新富町通線）（令和2年度（2020）～令和6年度（2024））

連雀町新富町通線は、駅周辺から伝統的建造物群保存地区や喜多院等に向かう街路であり、沿道には登録有形文化財の旧鏡山酒造や景観重要建造物等の歴史的建造物が残されている。この路線の整備を実施することで、駅周辺から伝統的建造物群保存地区や喜多院等の歴史的町並み地区への歩行者ネットワー

クを形成し、回遊性の向上や歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築（令和3年度（2021）～令和12年度（2030））

歴史的建造物は、所有者の高齢化、営利活動のノウハウの欠如、経済的負担から保存の断念による建物の損失、技術的知識の情報不足による安易な補修や建替えにより、景観や地勢的価値を損なうケースがあることから、個人や行政といった枠にとらわれない活用策を講じる必要がある。

このため、所有者、民間事業者及び行政の緊密な連携のもと、未活用の歴史的建造物の健全な保全を図ったうえで流通の促進及び利活用を進め、さらに包括的な施設の管理・運営を行い、事業の経済活動の中から資金を確保する仕組みを構築し、未活用の歴史的建造物の保存と活用促進を図る。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、県内で最も重要文化財建造物が集中する喜多院・東照宮・日枝神社で、川越市消防局・消防団、各文化財の自衛消防団、川越市文化財保護協会、川越市教育委員会が連携し、防火訓練を実施している。また、県指定建造物の三芳野神社でも旧川越城内の2自治会が協力して防火訓練を実施している。

伝統的建造物群保存地区では、「川越市川越伝統的建造物群保存地区防災計画」を平成13年度（2001）に策定し、平成28年度（2016）に新たな防災計画を策定した。地区の防災対策として、特に火災の延焼に対しては、街区内に歴史的風致を損なわない範囲で、空地や不燃建物による延焼遮断機能を強化することや、伝統的建造物の修理や新築建物の修景の際に、延焼防止性能を強化することとしている。また、大規模な災害時を想定し、ライフラインの損傷に影響されない消防水利の確保にも取り組む必要があるとして、誰にでも扱いやすい簡易型屋外消火栓の設置と防火水槽の増設、あるいは防災井戸の設置を行った。地区では、住民との協働により実現する防災システムの構築を目指し、防火訓練等を実施している。

今後もこれらの防火訓練等を継続するとともに、所有者・管理者とともに自動火災報知機や警備システムの整備に努め、また盗難・毀損などに対する情報共有など、所有者・管理者と関係機関、教育委員会との連絡を密にする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存及び活用を図るためには、より広く市民に対しその存在や価値についての周知に努めなければならない。現在、文化財保存活用地域計画の策

定を目指しており、未指定の文化財を含めて、地域住民とともに、文化財の保存・活用を計画的に行う予定である。

本市においては、教育委員会文化財保護課による公民館や小中学校への講座や出前授業を通して、市民に対し積極的な普及啓発活動を図っている。また、市立博物館では、展示、各種講座・教室、講演会、子供向け文化財教室、ガイド、博学連携事業など普及啓発活動が活発に展開されている。成人向けの事業を積極的に実施するとともに、子供の頃から郷土の文化財に対する理解と愛着を深めてもらうねらいをもって関連する事業を実施している。特に学校との連携を深め、授業の一環として文化財に触れる機会を提供することによって、子供たちに対し早い段階から普及啓発を図る取組を行っている。

今後も、同様の事業を継続発展させるとともに、文化財説明板や文化財回遊ルートの案内板等の充実、発掘調査や建造物修理現場説明会の積極的な開催により、文化財に対して理解を深める場の創出を図る。また、重点地区を中心に市内の観光ガイドを行っている(社)川越市シルバー人材センターとともに文化財の価値について普及啓発を図る。

民俗文化財に対する普及啓発としては、川越氷川祭の山車行事をはじめとする様々な行事等を積極的に広報するとともに各種団体への助成等を充実させる。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域の伝統的建造物群保存地区については、その一部の範囲が、「幸町遺跡」「元町1丁目遺跡」「旧鍛冶町遺跡」「旧志義町遺跡」という周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しているのみであるが、「川越城跡とされる範囲」「江戸時代の喜多院および周辺寺社地とされる範囲」については、その全域が該当している。埋蔵文化財包蔵地での開発行為に際しては、事前協議の中で設計変更の可能な範囲で、埋蔵文化財保存の方向へ努める。

なお、伝統的建造物群保存地区では、歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を実施する場合、その範囲が旧城下町の一部に入るため、城と城下町を一体のものとして捉える観点から、近世の遺構までを扱うこととし、埋蔵文化財の状況把握及び保護に努める。必要に応じて試掘・確認調査や工事立会を行い、適宜、周知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に反映させていく。

史跡に関しては、埋蔵文化財の保存と活用を図りつつ、周辺環境と一体的な史跡環境維持に努める。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内の団体は、地域の住民を中心に組織され、伝統的な地域コミュニ

ティから発展したものが多く、景観保護については、行政とこれらの団体が協力して、合意形成にいたるまで努力してきた歴史がある。今後も、これらの団体との連携を図っていく。

【重点区域での事業】

伝統的建造物群保存地区保存活動事業への補助事業（平成23年度(2011)～令和12年度（2030））

伝統的建造物群保存地区保存活動事業に寄与する団体に対して、町並みの保存を目的として補助金を交付している。なお、当該団体は、地区主導により組織され、主にまちづくりに関する一定のルールである町づくり規範に基づいて、地区内の個々の建築行為への協議・助言を行っている。地区住民が市とともにまちづくりの主体となって、持続的なまちづくりが進められるよう毎年継続して支援を行う。

川越氷川祭の山車行事保存会、伝統民俗行事保存会等への補助事業（平成24年度(2012)～令和12年度（2030））

川越まつりの山車修理の支援を含む、伝統継承活動を行う川越氷川祭の山車行事保存会をはじめ、川越市の民俗行事の継承に寄与する活動に対して、毎年継続して支援を行う。

【重点区域内で活動する主な団体】

- ・ NPO法人川越蔵の会（連携）

昭和58年（1983）に発足し、住民・商店主、蔵造りの町並みに関心を持つ市内外の専門家等からなる。平成14年（2002）にNPO法人となった。伝統的建造物等の記録調査、保全要請、提言などを行い、まちづくり関連のイベントを開催している。平成22年度（2010）地域づくり総務大臣表彰団体賞を受賞した。平成30年（2018）には、第1期歴史的風致維持向上支援法人に指定され、山車の修理、文化庁委託事業「NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業」の実施により、歴史的風致の向上に寄与した実績がある。引き続き、歴史的風致維持向上支援法人への指定が予定される。

- ・ 川越一番街商業協同組合（連携）

主に、伝統的建造物群保存地区を貫く中央通りに面した商店等からなる組合で、昭和26年（1951）に発足した。商店街内の建築物の修復、修景などの実施主体である。自主協定「町づくり規範」を作成した。

- ・ 川越町並み委員会（連携・支援）

川越一番街商業協同組合の諮問組織として、昭和62年（1987）に発足した。

平成21年（2009）に伝統的建造物群保存地区全体の保存団体に移行した。平成27年（2015）に川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体に指定された。「町づくり規範」に基づく伝建許可の事前審査、助言を行い、併せて、景観に影響を与える建築物等の建築・変更などの助言を行う。平成29年（2017）に地方自治法施行70周年記念地方自治功労者総務大臣表彰を受賞した。

・十ヵ町会（協力）

伝統的建造物群保存地区を含む12自治会により、平成5年（1993）に発足した。勉強会等の開催を通じて景観形成や町づくりへの理解を深め、「伝統的建造物群保存地区」の決定、川越市都市景観条例（旧条例）に基づく「川越十ヵ町地区都市景観形成地域」の指定、「川越氷川祭の山車行事保存会」の結成に寄与した。なお、平成17年（2005）にまちづくり月間国土交通大臣表彰を受けている。

・クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観協議会（支援）

川越市都市景観条例（旧条例）に基づく「クレアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」の指定に寄与した「新富町まちづくり協議会」の後任組織として、平成19年（2007）に発足。都市景観形成基準の一つである大規模建築物を計画する際の地元住民との協議の受け皿として機能している。

・大正浪漫委員会（協力）

川越一番街に隣接する大正浪漫夢通り商店街振興組合の諮問組織として、平成6年（1994）に発足した。商店主、研究者、専門家、行政職員等からなる。建築行為の事前審査、景観に影響を与える建築物等の建築・変更などの助言を行う。

・川越氷川祭の山車行事保存会（支援）

川越氷川祭の保存と伝承を図ることを目的に、平成16年（2004）に発足した。国の重要無形民俗文化財「川越氷川祭の山車行事」の保護団体として、祭礼行事の調整や、普及活動として講演会の開催等を行っている。

・川越まつり協賛会（支援）

長い歴史と伝統を誇る川越まつりを保存し、全市的なまつりに発展させることを目的に昭和43年（1968）に設立される。観光行政の一環として、まつり行事の全体調整を行う。また、山車等の修理に対する補助、下部組織である山車保有町内協議会は、山車を保有する町が組織し、川越まつりについての要望の調整や協議を行っている。

・川越市囃子連合会（支援）

祭り囃子の技術練磨、保存育成、川越まつりの発展を目的に昭和47年（1972）に発足し、現在37団体で構成されている。各団体の情報交換や、後継者養成に努めている。川越まつり会館において、休日に実演を行うなど、積極的に普

及活動を行っている。

・(社)川越鳶組合（支援）

鳶職は、江戸時代より町の治安・消防・公共作業等に従事し、伝統的なコミュニティと密接に関係してきた。昭和44年（1969）に川越鳶組合として発足した。山車受け持ち町内鳶頭による下部組織を有し、川越まつりの円滑な山車曳行のため、情報交換等を行っている。また、組合内に、木遣り会、纏会があり、伝統的な芸能の継承にも寄与している。

6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、川越市固有の歴史的風致を維持及び向上するために必要な施設や活動の場を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

第1期計画では、民間所有の歴史的建造物である伝統的建造物や景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等の保存に係る整備に対する助成や、市所有の市指定有形文化財の耐震化や保存整備事業の実施により、歴史的風致の維持向上を図った。その中で、整備が完了した旧山崎家別邸が国の重要文化財に指定された。

また、歴史的地区環境整備街路事業により、電線類地中化及び道路美装化を実施し、歴史的町並みや拠点を繋げることで、回遊性や町並み景観の向上、観光客数の増加が図られた。

さらに、歴史的風致の維持向上に資する調査事業として、歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築調査を行い、所有者、民間事業者及び行政の連携のもと、未活用の歴史的建造物の健全な保全を図ったうえで流通の促進及び利活用を進め、さらに包括的な施設の管理・運営を行い、事業の経済活動の中から資金を確保する仕組みの構築に向けた調査・研究を行った。

本計画においては、所有者の高齢化や世代交代等により、維持管理が困難となる歴史的建造物の保存整備に対する助成を引き続き行い、さらに再生・利活用のマネジメントサイクルを構築し、歴史的建造物を適切に保存し後世に継承するとともに、利活用と流通を促進することによって歴史的風致の維持向上を図る。

また、第1期計画期間に完了しなかった文化財の保存整備及び周辺環境の整備を行う。

歴史的風致維持向上施設の整備にあたっては、川越市の文化財と調和した都市景観の形成に努め、民俗文化財や市民の様々な活動の場としてふさわしいものとなるよう、関係機関と連携して実施し、整備が完了した歴史的風致維持向上施設については、積極的な公開・活用を行い、歴史的風致の維持向上を図るものとする。

維持管理にあたっては、市民と行政との適切な役割分担のもとで行われ、歴史的風致の維持向上に努めることとする。

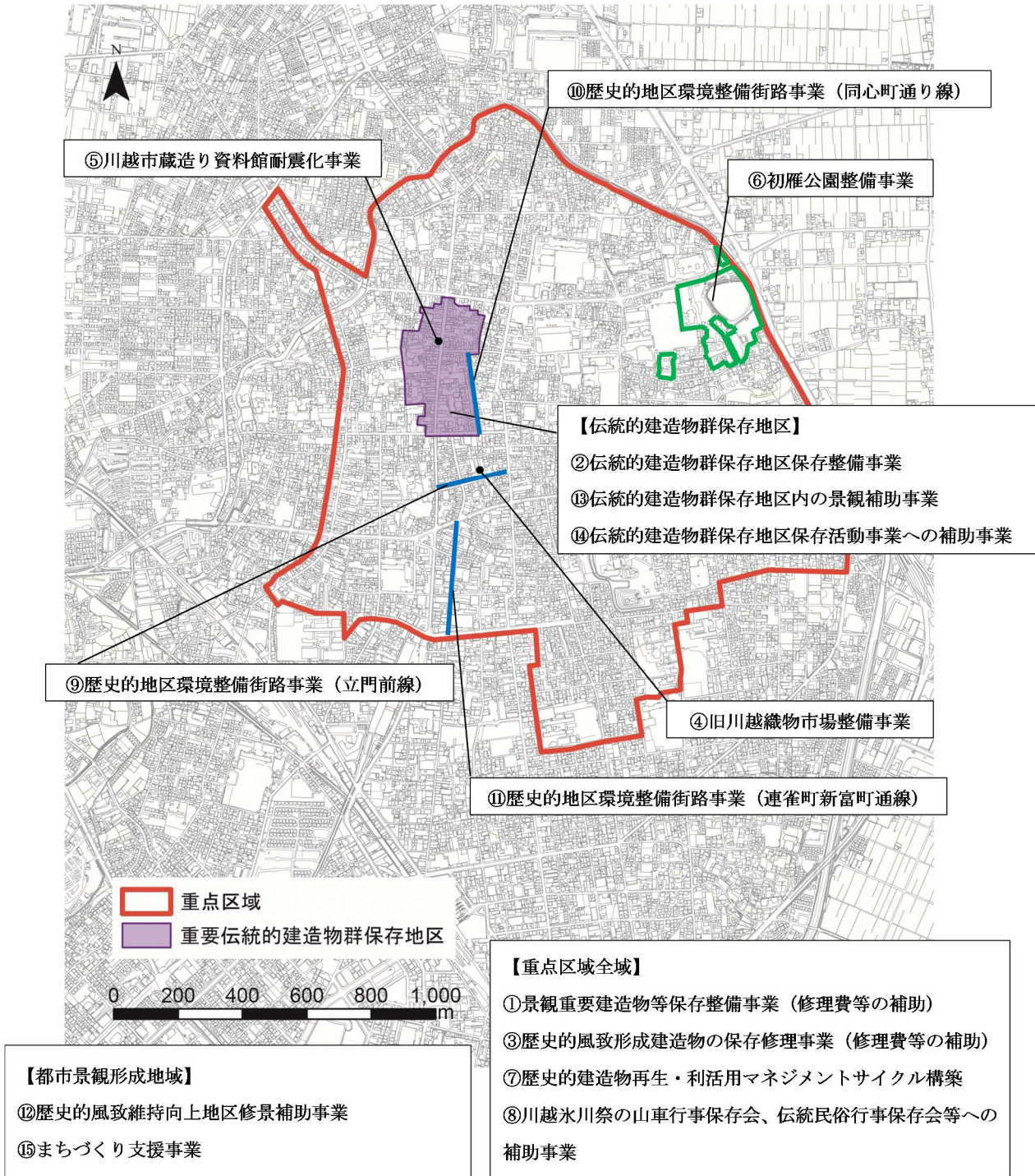
上記方針に基づき、計画期間内に実施する事業は次のとおりである。

- (1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業
 - ・保存修理に関する事業
 - ①景観重要建造物等保存整備事業（修理費等の補助）
 - ②伝統的建造物群保存地区保存整備事業
 - ③歴史的風致形成建造物の保存修理事業（修理費等の補助）
 - ・活用に関する事業
 - ア 川越市が所有する歴史的建造物
 - ④旧川越織物市場整備事業
 - ⑤川越市蔵造り資料館耐震化事業
 - ⑥初雁公園整備事業
 - イ 民間が所有する歴史的建造物
 - ⑦歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築事業
- (2) 伝統行事における人々の活動の継承に関する事業
 - ⑧川越氷川祭の山車行事保存会、伝統民俗行事保存会等への補助事業
- (3) 周辺環境の整備に関する事業
 - ⑨歴史的地区環境整備街路事業（立門前線）
 - ⑩歴史的地区環境整備街路事業（同心町通り線）
 - ⑪歴史的地区環境整備街路事業（連雀町新富町通線）
 - ⑫歴史的風致維持向上地区修景補助事業
 - ⑬伝統的建造物群保存地区内の景観補助事業
- (4) 歴史的風致の維持向上に資する活動への支援事業
 - ⑭伝統的建造物群保存地区保存活動事業への補助事業
 - ⑮まちづくり支援事業

第2期川越市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和2年12月
パブリックコメント

事業位置図



7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 基本的な考え方

川越市はこれまで、伝統的建造物群保存地区の決定、文化財保護法による文化財指定・登録、県並びに市の文化財保護条例に基づく文化財指定、景観法に基づく景観重要建造物指定などの措置により、歴史的建造物の保存に取り組んできた。加えて、第1期計画においては、これらの歴史的建造物を積極的に歴史的風致形成建造物に指定することで、公開・活用を支援してきた。

第2期計画においても本市の歴史的風致の維持向上を図るため、重点区域内において歴史的風致を形成している国指定文化財以外の歴史的建造物で、公開・活用されることによって歴史的風致の維持向上に寄与することが認められるものについて、歴史的風致形成建造物に指定することとする。

当該建造物の公開については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場、生活の場を阻害しない程度において、所有者との合意形成を十分に図った上で実施するものとし、維持管理に必要な修理や、活用のための整備を行う場合には、文化財的な調査を行った上で、専門家や学識者などの意見も踏まえ、外観については建造物の往時の姿に修復、復原することを基本としつつ、歴史的風致の維持向上のための拠点施設としての活用を図る。

また、当該建造物の周辺環境についても、道路整備や案内板の設置など、連携した整備を図る。

本市における歴史的風致形成建造物は、以下のいずれかの中から市長が指定を行うものとする。

- ① 国の登録有形文化財及び登録記念物
- ② 埼玉県及び川越市の文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 景観法に基づく景観重要建造物（指定が確実な物件を含む）
- ④ 旧川越市都市景観条例に基づき指定された都市景観重要建築物

8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や埼玉県及び川越市の文化財保護条例に基づいて指定・登録されている建造物については、当該法令に基づき適正に維持・管理を行う。それ以外の建造物については、周囲の景観への影響や建造物の特性・価値等を考慮し、適正な保存・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の保存・管理は、所有者が行うことを基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致建造物の増築、改築、移転又は除却に関する市長への届出及び勧告等の規定を活用し、適切な保存・管理を図る。

保存・管理を行ううえで修理が必要な場合には、建築様式や改変履歴等の調査・記録を行ったうえで、往時の姿に修復・復原することを基本とする。また、歴史的風致の維持向上のため、積極的な公開・活用を図るものとし、公開にあたっては、外部から望見できるような措置を講じるとともに、可能な限り内部公開に努める。なお、内部を公開する場合には、所有者に支障を与えないよう配慮するとともに、十分な協議の上実施することとする。

2 個別の事項

(1)登録有形文化財、登録記念物

文化財保護法に基づく登録有形文化財及び登録記念物については、届出・勧告などを主体とする行為規制が行われており、指定文化財同様、建造物の内部・外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とし、公開・活用のために必要な防災上の措置を実施するものとする。

なお、公開・活用のため内部についても復元的措置を講じる必要がある場合には、必要な技術指導などを踏まえ実施するものとする。また、民間が所有するものについては、景観法に基づく景観重要建造物への指定を併用することで、主要構造部と外観に係る修理費用の一部を補助する措置を行う。

(2)県及び市指定文化財

埼玉県及び川越市指定の文化財については、条例に基づき、現状変更などの行為規制がすでに行われているため、建造物の内部・外部を対象として、現状の維持または調査に基づく修理を基本とする。公開・活用のために必要な防災上の措置については、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

また、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担

軽減のための補助制度を活用するものとする。

以上については、関連する審議会学識経験者などによる必要な技術的指導等を踏まえ実施するものとする。

(3)景観重要建造物

景観重要建造物については、景観法に基づく維持管理を行うものとし、修復及び復原等については、主に建造物の外観を対象とし、各種調査成果とともに、川越市都市景観審議会など、有識者等の指導・助言を得ながら計画するものとする。

また、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

(4)都市景観重要建築物

川越市都市景観条例（旧条例）に基づき保存指定を行っている都市景観重要建築物は、所有者の意向を確認しつつ、景観法に基づく景観重要建造物への指定移行を進めている。そのため、歴史的風致形成建造物への指定については、景観重要建造物への移行指定を前提とする。

3 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 項に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更行為の届出を行った場合
- ② 文化財保護法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物（名勝地関係）で、第 133 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ③ 県指定有形文化財について、埼玉県文化財保護条例第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請を行った場合又は第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ④ 市指定文化財について、川越市文化財保護条例第 9 条第 1 項第 7 号の規定に基づく修理復旧の届出を行った場合又は第 11 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
- ⑤ 景観重要建造物について、景観法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合